

筑波大学博士（国際日本研究）学位請求論文

自己責任ディスコースの言語人類学的研究

—中東地域日本人質事件を題材に—

青山 俊之

2024年度

目次

図・表一覧.....	5
序章 いま、自己責任論を問う意味.....	7
第一章 自己責任論はどう語られてきたか.....	12
1.1 自己責任のメタ意味論.....	12
1.2 自己責任論と自業自得.....	15
第二章 言語人類学的研究.....	19
2.1 言語／記号人類学.....	19
2.1.1 言語人類学の研究アプローチ.....	19
2.1.2 C・S・パースと社会記号論.....	23
2.2 メタ語用論とインターフェース.....	28
2.2.1 発話行為論と責任観.....	28
2.2.2 メディア研究とイデオロギー.....	33
2.3 記号、言説、批判.....	36
2.3.1 ポスト／構造主義とメタ認知.....	37
2.3.2 差異／類似の記号イデオロギー.....	40
2.4 小括.....	42
第三章 「自己責任」の言説史——全国新聞五紙を中心に.....	44
3.1 分析データとその方法.....	44
3.2 全国新聞五紙における自己責任ディスコースの変遷.....	46
3.3 1980年から2003年の言説史.....	50
3.3.1 1980年から1989年の言説史.....	50
3.3.2 1990年から1995年の言説史.....	57
3.3.3 1996年から2003年の言説史.....	61
3.4 考察.....	65
3.5 小括.....	73
第四章 イラク日本人人質事件と戦後民主主義.....	76

4.1	イラク日本人人質事件とは	76
4.1.1	イラク戦争と国際政治情勢	77
4.1.2	事件関係者の対応と文脈	82
4.2	分析手法	87
4.3	イラク日本人人質事件のディスコース分析	92
4.3.1	社説と初期報道のディスコース	92
4.3.2	「自己責任」と「保護責任」	100
4.3.3	人質とその家族をめぐるディスコース	102
4.3.4	自己責任論の主張と人質事件の争点	105
4.3.5	人質事件後の出来事と小括	109
4.4	2004年から2014年の言説史	111
4.5	小括	120
第五章 IS 日本人人質事件と世間		123
5.1	IS 日本人人質事件とは	123
5.1.1	イスラム国の台頭とテロリズム	123
5.1.2	事件関係者の対応と文脈	126
5.1.3	分析データとコンテキスト	131
5.2	分析概念と手法	132
5.2.1	間メディア環境とメディア儀礼	132
5.2.2	詩学と儀礼	133
5.2.3	名詞化と文化モデル	137
5.3	IS 日本人人質事件のディスコース分析	139
5.3.1	「ブログ記事」の分析	139
5.3.2	「コメント」による帰責	143
5.4	考察	150
5.4.1	自己責任論の文化モデル	150
5.4.2	自己観と世間	152
5.5	小括	155
第六章 自己責任ディスコースの文化論理		157
6.1	自己-責任の文化的インターフェース	158
6.1.1	「自己における責任がある」	159
6.1.2	責任観と犠牲儀礼	166

6.1.3 自己-責任の文化論理.....	172
6.2 自己責任ディスコースの生成・再生産メカニズム	174
6.2.1 社会学的分析	174
6.2.2 人類学的分析	178
6.2.3 総括.....	181
終章 「自己責任」はどう語り直せるか	188
初出一覧.....	194
参考文献.....	195
付録.....	206
謝辞.....	209

図・表一覧

- 図 1 西洋文化圏における responsibility と漢字文化圏における責任の相違
 - 図 2 パース記号論における記号の指示作用（記号、対象、解釈項）
 - 図 3 コミュニケーションの出来事モデル
 - 図 4 情報伝達モデル
 - 図 5 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数の変遷（1980-2020 年）
 - 図 6 NDL Ngram Viewer における「自己責任」の使用推移
 - 図 7 NDL Ngram Viewer における「責任」を用いた複合名詞の使用推移
 - 図 8 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（1980-1989 年）
 - 図 9 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（1990-1995 年）
 - 図 10 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（1996-2003 年）
 - 図 11 読売新聞・朝日新聞・国会議事録における「自己責任」の使用数（1990-2004 年）
 - 図 12 自己責任をめぐる意味の網の目（1980-2003 年）
 - 図 13 統治と自由の論理として機能する自己責任論
 - 図 14 イラク日本人人質事件における争点
 - 図 15 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（2004-2014 年）
 - 図 16 CiNii における「自己責任」をタイトルに含む論文・雑誌記事数の推移
 - 図 17 言語コミュニケーションの 6 機能モデル
 - 図 18 詩的機能と詩的構造化
 - 図 19 「コメント」の共起ネットワーク
 - 図 20 ブログ参加者による自己責任ディスコースに暗在する文化モデル
 - 図 21 連帯責任と自己責任の連続性
 - 図 22 自己責任と迷惑による文化論理
 - 図 23 自己責任ディスコースの生成・再生産メカニズム
-
- 表 1 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1980-1989 年）
 - 表 2 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1990-1995 年）
 - 表 3 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1996-2003 年）
 - 表 4 2004 年 4 月イラク日本人人質事件にいたるまでの概略的経緯
 - 表 5 2004 年 4 月イラク日本人人質事件に関する概略的経緯
 - 表 6 2004 年 4 月「イラク、人質」を含む読売新聞と朝日新聞の報道記事数
 - 表 7 2004 年 4 月「イラク、人質」を含む読売新聞と朝日新聞のトピック内容の規模比較
 - 表 8 2004 年 4 月の人質 3 名とその家族らに関する対応経緯
 - 表 9 「自己責任論」の諸類型
 - 表 10 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（2004-2014 年）

表 11 全国新聞における「自己責任」と社会問題用語の共起語の使用数

表 12 IS 日本人質事件に関する概略的経緯

表 13 迷惑と自己責任を用いた二重命令

序章 いま、自己責任論を問う意味

本稿は、日本社会において責任を特定の主体に帰せる自己責任論が繰り返されるメカニズムを探究するものである。日本では犯罪や災害をはじめとした被害を受けた当事者に自己責任論が寄せられることが多い。その最たる例として2004年のイラク日本人質事件の人質とその家族に向けられた自己責任論が知られる。

イラク日本人質事件とは、外務省から危険地域と指定されるイラクに赴いた日本の一般人3名が人質となった事件である。人質交換の条件として日本政府はイラクからの自衛隊撤退を要求された。その結果、事件当初から人質3名には「自己責任だ」という声が各方面から数多く寄せられ、人質の救出を訴えたその家族らも国内外に「迷惑をかけている」と批判された。同様の自己責任論は、2015年のイスラム国（Islamic State、以下IS）日本人質事件でも生じた。本稿では、このふたつを「中東地域日本人質事件」と呼称し、これら事件のコンテクストとなる日本社会の自己責任の言説を歴史的に分析するとともに、人質らに帰せられた自己責任論を中心に分析を行う。

2000年代以降の日本社会では、中東地域日本人質事件を機に、失敗や苦しい状況に陥ってしまった人々にその責任を問う議論が自己責任論として知られるようになった。つまり、自己責任論は相対的な弱者を批判する主張として知られ、論争の種になってきたのである（小坂井 2020 [2008]; 宇都宮 2014; 木下 2017）。

たとえば、2008年当時、大阪府知事だった橋下徹による私学助成金を削減する政策に対し、その取り下げを訴えた高校生に橋本知事が応答したのも自己責任論だった¹。高校生らは、いじめによる不登校や母子家庭などの事情で私学に進学し、私学助成金が削減されると、学費のためにアルバイトに従事する必要があるため、安心して学べる環境がつかれるように政策の見直しを橋本知事に訴えた。これに対して橋本知事は、まず大阪府の借金を減らすことを優先していること、社会の実態を考慮した上で政治的な判断を下していること、その判断に基づいた政治的主張を高校生にも返すこととした。その応答は、当該高校生が私立高校ではなく公立高校に進学する選択肢もあつたにもかかわらず、なぜそうしなかった

¹ 2008年当時、大阪府による私立学校の学校運営費に対する助成金を、小学校と中学校で25%、高校で10%、幼稚園で5%それぞれ削減する方針が決められ、その削減が実施されると、児童・生徒1人あたりの助成金額が小中学校で全国最低、高校はワースト2位の水準に転落することが次の記事で報じられている。

朝日新聞デジタル「橋下知事、私学助成25%削減へ 小中学校、全国最低」（2008年6月3日）
〈<http://www.asahi.com/special/08002/OSK200806030006.html>〉【2024年3月23日確認】

のかを問いかけるものだった²。やりとりのなかで、「落ちるのは私たちの自己責任ですか」（下線部は筆者による）という高校生の問いかけに対し、「半分大人扱いされることを、もっと自覚しなきゃ」と義務教育を終えた高校生らに橋下知事は応じた。続けて、過酷な環境に倒れてしまう人もいることを訴える高校生に対し、最後の手段に生活保護制度があることを言及し、受けられない人がいたとしても「いまの日本は、自己責任がまず原則」と橋本知事は述べている。

以上の議論のなかには、さまざまな論点が含まれている。日本政治の財政問題、教育機会の平等、子どもと大人の線引き、あるいは困難を訴える人々に対する正論の是非などが論点に挙げられる。しかし、どの観点からなにをどう問題と考えるのかは一概に判断できるものではない。だが、ここで着目したいのは、こうした政治的な判断をめぐるやりとりのなかで、頻繁に浮かび上がるのが「自己責任」という一語だという点である。

高校生らと橋下知事のやりとりに見られるように、社会と個人の関係が問われる出来事に対し、ひとたび自己責任論を取り出せば、論者の政治的立場が引きずり出される。つまり、自己責任は公共の場にてイデオロギー的判断のいわばものさしとなっている。自己責任という用語は新聞やニュース記事の見出し、あるいは SNS の短いテキスト上にて出現し、主義主張を訴えやすい。逆にいえば自己責任とは安上がりにより自他の責任を問いかける経済性の高いことばだともいえるだろう。

自己責任という用語は日本社会で何度も繰り返し論じられてきた（青山 2020, 2021）。本稿の 3 章で分析的に示すように、用語としての自己責任は、バブル経済崩壊以降の金融構造改革をはじめ、新聞記事内で使われてきた。その後も 1990 年代以降に進められた資本主義経済における自由な競争を是とする新自由主義政策、また 2000 年代に問題視された社会構造的な格差や不平等にまで言及される文脈のなかでも自己責任という用語は使われてきた。

こうしたなかで、本研究では、日本社会において自己責任という用語がたびたび使われ話題になることを自己責任論が生成・再生産されるメカニズムを読み解くことで明らかにすることを目指す。特に、2004 年と 2015 年の中東地域日本人質事件の人質とその家族に向けられた自己責任論について、言語人類学の手法を用いて分析し、その中から「自己」と「責任」をめぐる文化規範を導き出すものである。したがって、本研究における大きな問い

² 高校生らと橋本知事のやりとりの一端は、次のリンク先にて確認できる。本文の以下の会話は下記より抜粋した。

「橋下知事と高校生の意見交換」（2008 年 12 月 18 日）〈http://www.daikyoso.net/_wp/wp-content/uploads/2008/11/bw-uploads7sjupjtjpacxo2cjqvqqtolmlsqa4kpgucucgrm.pdf〉【2024 年 3 月 23 日確認】

と目標は以下の二点である。第一に、日本社会で自己責任論はなぜ・どのようにして繰り返されてきたのかを明らかにする。第二に、自己責任論の分析から日本の自己と責任の文化モデルを分析的に抽出することである。

日本社会で自己責任論が生成・再生産されるメカニズムを明らかにすることを第一の目標に掲げるのには次のような理由がある。「自己責任」は「失われた30年」とも並行して用いられ始めたことばであり、その系譜を読み解くことは日本社会の閉塞的な状況を鏡のように示すと考えるためである。「失われた30年」は、1990年代から2020年代の日本社会の苦境を指す用語で、バブル経済崩壊以降による経済低迷をはじめ、度重なる改革とその失敗を総称したものといえる。要するに、1990年代から30年間にわたって日本社会が経験してきた社会変容・経済低迷・政治不信が「失われた30年」の意味に込められている。それゆえ、「失われた30年」の期間において、自己責任論は社会をテコ入れすることばとしても、さまざまな当事者の社会的な安全性を脅かすものとしても論じられてきた。こうした自己責任論に相反するように、他者への排他的な言説を流布する者、また富の格差をもたらす社会構造に対する批判的な言説も絶えず寄せられてきた。先ほどの、高校生らによる橋下知事への訴えも、自由を与えない社会や政治を問題視する一事例である。

こうした経緯から、自己責任が生成・再生産されるメカニズムを明らかにし、硬直的な言論を読み解くことは、日本社会を再考する糸口となる。自己責任の是非を論じる前に、本稿では自己責任が語られてきた歴史と個別具体的な出来事の状態を通時的・共時的なデータ分析を量的・質的の両面から実施することで浮かび上がらせたい。橋下知事が高校生らに「大人としての自覚」を指摘したように、「自己責任」が用いられるコミュニケーションには、大人としての社会的な適切さを判断するものさしとなっている。そこで、本稿では自己責任論に投影される言語コミュニケーションから、日本の自己観と責任観を文化論理として読み解く。そうすることで、「日本人」についての理解を今一度深めたい。それが本稿の大きな目標である。

一方で、自己責任に関する論点は国内の問題に限られない。1990年代は、世界的には冷戦崩壊を機に市場経済の自由化が進んだことに加え、一般家庭へとコンピューターが普及したことで情報の自由化も加速した時代である。1990年代における急速な社会変容はグローバル化と呼ばれ、人・物・情報の自由化は産業形態・労働環境・家族関係の変化ももたらした。日本では1970年代以降には大衆消費社会が進み、第三次産業へと経済・労働市場の重点が移り、その過程で旧来的な大所帯の家族から少数の核家族化が進んだ。平たく言えば個々人に最適化した生活を享受できるような社会へと変容していったのが20世紀末の日本社会であろう。こうした自由化が進む社会変容と並行して論じられたのが自己

責任であった。そのため、自己責任は人文社会科学において広く現代社会を表す論点として言及されてきた。

こうしたなか、管見の限り、自己責任はあくまで政治的・学術的なトピックのひとつであり、その議論はそれぞれが依拠する理論・方法論に基づいたものに限定されてきた (cf. 種村 2005, 2013, 2015; Hook and Takeda 2007; 内藤 2009; モンク 2019)。学術研究を遂行する上では、議論対象や方法を限定することは、論点を拡散させず、問いに応じた答えを引き出すために有意義なアプローチではある。しかし、特定の理論的枠組みのみに依拠すると、自己責任が陰ながらつむぐ意味の網の目を見落としてしまいかねない。

そこで、本稿では、自己責任をめぐる言語・コミュニケーション実践を自己責任ディスコースと位置づけて分析的に論じる。その上で、記号的な言語・コミュニケーション実践をディスコースとし、ことばと歴史・社会文化の関係を問う言語人類学を中心に分析を進める (cf. Jakobson 1960; 小山 2008; 井出 他 2019; Gal & Irvine 2019)。そうすることで、前述した日本社会の自己責任ディスコースにおける「自己」と「責任」の文化論理の関係についての考察を深めたい。

本稿の章構成は以下の通りである。

まず、「第一章 自己責任論はどう語られてきたのか」では、responsibility と責任の語源的相違やその比較社会文化論的な議論を整理する。加えて、自己責任が懲罰的な責任を意味する自業自得とも類似的に用いられることに着目し、自己責任の言及事例からそのメタ意味論的な分析を行う。

次に、「第二章 言語人類学的研究」では、本稿が依拠する理論・方法論として言語人類学的な記号論を示す。特に、自己責任ディスコース研究とも関連する語用論やメディア研究におけるイデオロギーを言語人類学的な観点から指摘し、本稿が分析で援用する Gal & Irvine (2019) の記号イデオロギー論を論じる。

自己責任ディスコースの歴史・社会文化的な編成過程を明らかにするため、3章から5章までは年代順に分析を進めていく。

まず「第三章 『自己責任』の言説史——全国新聞五紙を中心に」では、1980年代から2022年までの全国新聞五紙における「自己責任」語彙使用数の推移を示し、そのデータの扱いを示した上で、2004年のイラク日本人質事件に至る1980年から2003年までの歴史・社会文化的な文脈を分析する。

その上で、「第四章 イラク日本人質事件分析と戦後民主主義」では、2004年のイラク日本人質事件やその人質と家族に対する自己責任論に関し、その初期報道、行政府や人質とその家族の対応の分析を行う。その分析内容を踏まえて、イラク日本人質事件そのもの

と自己責任論に関係する戦後民主主義などの議論を考察する。

続けて、「第五章 IS 日本人質事件分析と世間」では、IS 日本人質事件における自己責任論の言語人類学的な談話分析をおこなう。特に、2015 年に国内外に広く拡散したブログ記事とそのコメントを対象とし、自己責任論の談話的な理由づけに着目し、そこで顕現する文化規範を分析する。

これまでの分析と考察のまとめとなる「第六章 自己責任ディスコースの文化論理」では、自己責任ディスコースが生成・再生産されてきたメカニズムとしてその記号イデオロギーを分析する。特に、自己責任ディスコースから読み解ける文化論理に着目し、自己観と責任観の関係を考察する。

最後に、「終章 『自己責任』はどう語り直せるか」では、自己責任をめぐる解釈と帰責の連鎖を踏まえ、その訂正可能性を探る。

以上が本研究の構成である。自己責任ディスコースの複雑さと対峙し、その生成・再生産メカニズムを明らかにすることが本研究の目標である。なぜ日本社会ではこれほどまでに自己責任ディスコースが生成・流転し、拡散されてきたのか。この問いへの答えを明らかにすることに向け、次章以降で問いと現象の輪郭を明示化していきたい。

第一章 自己責任論はどう語られてきたか

本稿は、日本の自己責任論を題材に、個人と社会の関係についてことばを中心に分析し、日本社会と日本人について考察を深めることを目的とする。まず、本章では、自己責任に関する論点を整理する。1.1 節では自己責任の語りにはいかなる文化規範が関わるのか、続く1.2 節では現代社会と自己責任はいかに関わるのかを論じる。

1.1 自己責任のメタ意味論

「自己責任」という用語は、2008 年の『広辞苑 第六版』で初めて掲載されており、そこでこの用語は次のように説明されている。

【自己責任】 じこ-せきにん

自分の判断がもたらした結果に対して自らが負う責任

辞書的な意味は、社会的に流通することばを一般化したもので、『広辞苑』で記された意味合いはイラク日本人質事件における人質とその家族に対するバッシングとしての自己責任論が反映されたものだろう。事件では、外務省から危険地域と指定されるイラクに赴いた日本の一般人 3 名が人質となり、日本政府にイラクからの自衛隊撤退が要求され、人質の救援活動を求めた家族も含め、彼らの自己責任が問われた。イラク日本人質事件の自己責任論を受け、「自己の判断がもたらした結果に対して自らが負う責任」と、いわば個々人が担う懲罰的な責任が辞書的な意味として記載されているのだろう。本節では、自己と責任の語源に立ち返って西洋文化圏と漢字文化圏における意味的相違について考えてみたい。

まず自己責任は、責任に自己という二つの名詞を組み合わせた複合名詞である。責任の派生語であり、主だった意味合いは責任だと考えて差し支えない。では、「責任」はどう意味づけられているか。「自己責任」という用語が最初に掲載された『広辞苑 第六版』(2008 年)では次のように説明される。

【責任】 せき-にん

- ① [莊子(天道)]人が引き受けてなすべき任務。
- ② 政治・道徳・法律などの観点から非難されるべき責(せめ)・科(とが)。法律上の責任は主として対社会的な刑事責任と主として対個人的な民事責任とに大別され、それぞれ一定の制裁を伴う。

この説明では、責任は法律によって執行される制裁を意味していることがわかる。漢字の成り立ちや体系を追求した白川静の『字通』によると、「責」は税金が貸されること、「任」は荷物を運ぶことや負担をこらえることであり、漢字文化圏では権力者から一方的になにかを押しつけられることを意味している（白川 2014 [1984]: 1176; 桜井 1998: 45-46）。

近代社会以前の責任の意味概念を国内外の辞典から調査した種村（2013）によると、調査したすべての国語辞典には「役割に応じた仕事を受けもち、遂行すること」が責任の意味に含まれている³。このように、日本語における責任の観念は任務や職分とほぼ重なり、これらは中国語文献である『荘子』、『近思録』、『六部成語』の影響を受けている。責任という語彙は 1870 年代から 80 年代の明治初期に responsibility（応答性）の訳語として日本の法制度に定着したことを鑑みると（桜井 1998: 46-52）、江戸時代の農民・百姓・町人・武士の生活様態やその変容、さらに血縁集団を中核とするイエ社会をはじめとした従属関係や規範意識が責任観に混成されていることが推察できる。

一方、明治期に西洋から法律体系をはじめとした諸学を輸入した日本において、責任はどのように翻訳されたのだろうか。ここでは、桜井哲夫（1998）の語源的整理を主に参考にして確認したい。responsibility と response（応答）はラテン語の動詞 respondeō（保証する、応答する）の完了分詞中性形 responsum の名詞用法に由来する（ibid.: 46）。さらに、ラテン語の respondeō は「約束する、（裁判で）保証人となる」を意味する spondeō を語源としており、respondeō は「お前が約束（spondeō）するなら、私も約束しよう」という互酬的な保証を意味し、そこからラテン語における「答える」という意味が生まれてきた（ibid.: 48）。こうして respondeō の意味は派生し、結婚の申し込みや承諾、神のこぼを伝達する祭司が奉納物のかわりに約束を、また贈り物のかわりに保証を与えることを意味していく。つまり、人と人との約束事を意味するのが respondeō や responsum であり、社会関係を互いに規定する意味として用いられていたとまとめられる（ibid.: 48）。

以上を整理すると、西洋社会における responsibility には互恵的な約束を交わす意味があるのに対し、漢字文化圏における責任は権力者から課される義務的な負担という対照的な意味が浮かび上がる。対照ペアは、太陽と月、男と女などのように、意味的な共通要素を持ちつつも、ある点に関して異なるふたつの組み合わせのことをいう（榎本 2019: 42-44; Silverstein 1985）。したがって、responsibility と責任は人と人がつくるルールとその制約は共通していても、responsibility は人の権利に根ざした契約観念とその並行的な応答性、責任は従属的な社会関係に根ざした義務性を相異なる意味として持つ対照ペアである。簡単

³ 具体的には、『大漢和辞典』、『時代別 国語大辞典 室町時代編』、『日葡辞書』、『大言海』、『日本国語大辞典』、『広辞苑』における「責任」の意味を調べ、各事典の例示に用いられている中国語文献である『六部成語』などの意味合いを整理している。詳細は種村（2013）を参照。

に言い換えれば、水平的な対人関係を描くのが responsibility、垂直的な関係を描くのが責任だとまとめられる【図1】。

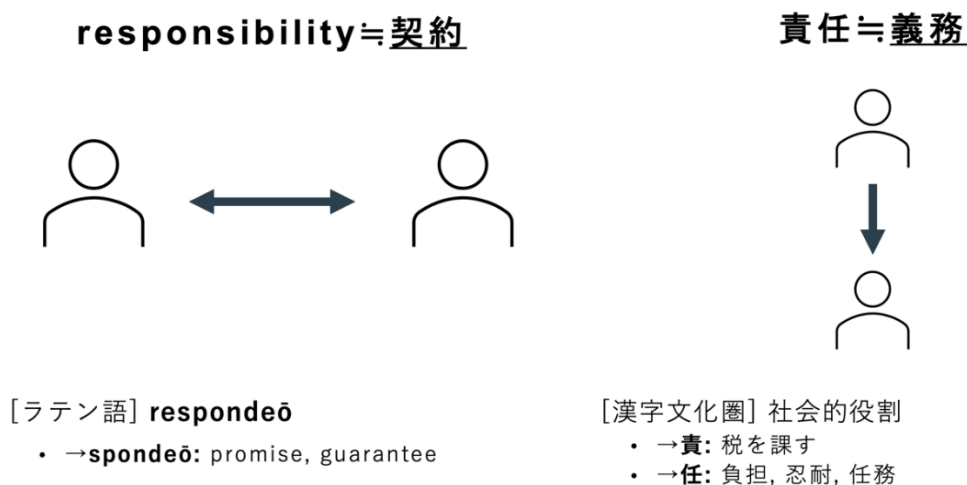


図1 西洋文化圏における responsibility と漢字文化圏における責任の相違

このような意味的な対照ペアはあくまで語源をたどったメタ意味論的な整理にすぎない。とはいえ、responsibility と責任の対照ペアの比較分析で垣間見えるように、比較の視座によって社会的に自明視されている世界の捉え方をあぶり出すことができる。言い換えれば、比較は自らが依拠する世界の常識が必ずしも普遍的ではないことを照らす有益なアプローチといえる（井出 他 2019: 124）。

Responsibility と責任の相違はほかにもある。日本語の「責任」は、英語では‘accountability（説明責任）’や‘liability（負債）’といった英語の語彙とも意味的に共通する。逆に言えば、英語の responsibility には関連する意味合いをもつ多くの類語が存在する。一方、日本語では、経済用語として用いられた有限／無限責任をはじめ、集団責任や連帯責任、戦争責任、刑事責任、経営責任、政治責任、説明責任、結果責任、担保責任、立証責任、管理責任、最高責任、経営責任、無責任など、責任を用いた幾多の複合名詞がある。英語の responsibility とは異なり、これほどまでに数多くの責任が類語ではなく、複合名詞として語彙化されていることにはなにか社会的な意識・無意識が関与していると仮定するのはおかしい話ではないだろう。

一見、グローバル化と個人化が進んだ現代社会は均一化が進み、異なる国・地域でも同じような営みを享受することができる。また、市場経済の論理に則ったグローバル化や情報社会化は個々人の選択肢を増大させた。つまり、個人化は伝統的な紐帯からの脱却をも意味する（ベック 1998 [1986]）。だが、本稿で明らかにしたいのは、均一化が進むグローバル社

会だからこそ、ヴェールのように包まれ見え隠れする個々の歴史・社会文化圏における意味の相違である。

とはいえ、社会的な文脈とさまざまに紐づく自己責任を追跡し、人々が紡ぐ「責任≡応答性」からその規範の相違をあぶり出すことは至難の業である。本稿では、あくまでも文字記号としての「自己責任」に着目し、それをを用いた言語的・コミュニケーション的な特徴とその歴史・社会文化的な文脈を考察する。

1.2 自己責任論と自業自得

歴史・社会文化的な文脈を照らすためにも、まずは現代社会と自己責任の関係について整理したい。前述したように、「自己責任」はグローバル社会の潮流と合致する概念である。では、自己責任をめぐって、具体的にはどのような相違があるのか。次に引用するのは、欧米と日本社会の近さを浮かび上がらせる文章である（強調の網掛け部分は筆者による）。

歴史家や社会学者は、我々の政治的・経済的状況の特徴の把握に腐心してきた。種々の解説者によると、我々は「リスク社会」、「グローバル化時代」に生きており、「加速する資本主義」や「カジノ資本主義」、広範な「金融化」にあえいでおり、あるいは「新好況時代」に突入している。これらの描写は、どれも我々の時代の重要な側面に注意を促している。しかしながら、私の考えでは、これらはどれも、同じぐらい重要なもう一つの近年の社会的、政治的变化を見落としている。この三十年というもの、自己責任は我々の道徳的語彙の、分配的正義をめぐる哲学論争の、政治的修辞の、そして現実の公共政策の中心を占めてきた。いまや我々は「責任の時代」に生きておりと言っても過言ではないのである。

(モンク 2019 [2017]: 4)

これは、ドイツのミュンヘン生まれでユダヤ人のヤシャ・モンク (Yascha Mounk) による『自己責任の時代 その先に構想する、支えあう福祉国家』(2019年 [2017年]) ("*The Age of Responsibility: Lucks, Choice, and the Welfare State*") の序文からの抜粋である⁴。冒頭の文章では、資本主義が加速する現代社会を批判する論点となる「自己責任」を槍玉に挙げている。

モンクが描写する「責任の時代」は、欧米、特にアメリカ社会で生じた政治的状況が反映

⁴ モンクは、ケンブリッジ大学のトリニティ・カレッジ卒業後、ハーバード大学で博士号(政治学)を取得し、アメリカで政治学の教鞭に立ちつつも The New York Times 紙で執筆するなど言論活動にも積極的に取り組む人物である。

されている。この描写は日本社会にも類似して当てはまるものだろう。日本社会も、リスクを引き受ける責任が個々人に求められる一方で、貧困や不平等がもたらす社会構造の問題は社会福祉政策など主要な論争のトピックである。つまり、自己責任が政治的・公共的な議論の焦点となる。責任の時代が重なる日本社会とアメリカ社会の並行的な状況は、ヒト・モノ・コトの流動性が高まったグローバル化が進むなかで、同時並行的に社会様態がフラット化することを示す一例である。

興味深いのは、書籍名の‘The Age of Responsibility’が翻訳版では『自己責任の時代』と翻訳されている点である。モンクは原著書籍上で‘personal responsibility’という語彙を頻繁に用いている。個々人の自由な選択肢が増えたグローバリズムと情報化、その結果を引き受けるリスク社会における個人化といった議論が念頭に置かれているならば、より正確なニュアンスの翻訳は「個人責任」が妥当なはずだ。単純に考えれば、日本社会における自己責任論に関心を持つ読者に広く訴えかけるためにも、翻訳版では「自己責任」が訳語として選択されたのだろう⁵。

ここで着目したいのが、self（自己）と persona（ペルソナ）の相違である。self は心理的な自我・自意識、ペルソナは「役割、仮面、人格」を意味するラテン語の *persōna* を語源とし、現代では person、personal などへと派生している用語である（稲垣 2022 [2009]）。モンクが用いた‘personal responsibility’という語彙選択はあくまでも資本主義体制下におけるリスク社会化と個人化を踏まえたものだろう。したがって、モンクの議論では歴史・社会文化的で再帰的な自己観（social self）に関する議論が背景化していると指摘できる。

モンク（2019）の論考には、西洋キリスト社会から近代社会への連続性が表れている。キリスト教との結びつきが強い欧米社会において、理性的な思考言語であるロゴスをはじめ、創造主たる神と従属的な応答関係をつむぐ人間という図式が暗黙理に影響を与えてきた。たとえば、中世においてはデカルトの「我思う故に我あり」から疑い得ない「わたし＝個」の誕生による主観／客観図式が生成した。世俗化が進んだ近代においても、自由主義社会における自律的・自立的な個人的自己（individual）と自由意志や意図性を前提とした主体性（agency）、さらにその個人的な話者同士のコミットメントによる「責任」や「義務」の感覚といった社会的紐帯や公共性の形成まで、言語・行為をめぐる相異なるイデオロギーの生成メカニズムが指摘できる（井出 2017; 井出 他 2019: 105-127; 詳細は 2.2.1 項を参照）。要するに、キリスト教であれ、世俗化が進んだ近代社会であれ、欧米社会の文化的な自己観には自律的な「個人」が前提とされている。本稿では、社会構造と社会変容を踏まえつつ、

⁵ 訳者によると、「邦題をあえて『自己責任の時代』としたのは、無惨に切り詰められた責任概念の治癒と回復をめざす本書の企てを際立たせたいと考えたから」（p.227）だという。

日本的な自己観と責任観の相互作用を分析・考察するため、自己責任を‘self-responsibility’
と訳す。

一方、日本社会における自己責任という用語の意味解釈には、2004年のイラク日本人
人質事件の影響が読み解ける。「自己責任」は1998年出版の『広辞苑 第5版』には掲載さ
れていないものの、2004年のユーキャン・流行語大賞のトップテンにランクインし、2008
年出版の『広辞苑 第6版』には掲載された背景があるからである（宇都宮 2014）。2004
年のイラク日本人人質事件では、外務省から危険地域と指定されるイラクに赴いた日本の
一般人3名が人質となり、日本政府にイラクからの自衛隊撤退が要求され、人質の救援活
動を求めた家族も含め、彼らの自己責任が問われ、大きく社会問題となった。いわば、事件
を契機に否定的なイメージが自己責任には付与されてきた。

では、その後、懲罰的な自己責任は日本社会でどのように用いられてきたのだろうか。こ
の事例は枚挙にいとまがない。ここではふたつの事例を取り上げたい。ひとつは、クレサラ
問題に取り組む宇都宮健児が批判的に論じる自己責任論である（宇都宮 2014）。クレサラ
問題とは、クレジット会社やサラ金（消費者金融）などによる高金利貸付、取り立て、多重
債務のトラブルを扱う問題の総称である。弁護士としてクレサラ問題に1970年代から取り
組んできた宇都宮健児は次のように言う。「クレサラ問題が社会問題化し始めた頃の議論で、
『自己責任』という言葉が使われることはまだありませんでした。しかし現在の『自己責任
論』と全く同じ構図がここにはすでにありました。『借り主責任論』、つまり、『無計画な借
金をして苦しんでいるのは借りた側の自業自得である』とする論理が支配的だったのです」
（ibid.: 16）。クレサラ問題は、悪質な金融制度であろうと、それを利用するにいたった個々
人に対し、遡行的にそれを回避するよう求めるため、いわば社会的な弱者に対し懲罰的な責
任を与える事例である。この事例における責任は個々人の行為・選択そのものに十分な考慮
と事後のリスク管理が求められる自己責任論だといえるだろう。

もうひとつの事例も、同じく個々の選択とリスク管理が求められた自己責任論である。
2010年9月、大分県別府市明礬の鍋山の湯付近の山林で、温泉巡りに来ていた神戸市の20
代後半の女性看護師の殺害遺体が発見された。鍋山の湯の周辺には街灯もなく、地元では車
上荒らしやのぞき行為が起きる物騒な場所として有名で、観光パンフレットにも掲載され
ていない秘湯として知られるのが鍋山の湯だった。犯人は死体遺棄容疑と強盗殺人で逮捕
されたものの、特に秘湯の事情をよく知る地元民から「『夜に女性1人で行くのが悪い』と
か『無防備過ぎた』といった批判めいた声」が寄せられた⁶。

⁶ 朝日新聞朝刊「(取材メモから 2011年) 別府秘湯事件が解決 自己責任論の定着、疑問」(2011年12月25日)

この事例で浮かび上がるのは、犯行を実行した犯人そのものではなく、突発的な事件への対処に失敗したことに対し当事者へと批判が向けられ、さらにその語りが事情をよく知る地元住民から寄せられたことにある。厳密に考えるならば、あらゆる偶発的な出来事に対処することは難しい。けれども、確かに危険を認知する地元民からすれば、その批判そのものが責任観の発露の一端であることも想像に難くない。このような犯罪被害をはじめとした「必然性」が想像される行為に対する自己責任論は、どの立場から論じるかでその意味合いは大きく変わる。責任をめぐる判断やその価値を一様に解釈することは、次なる誰かの責任を刺激する行為だとひとまず捉えることもできるだろう。

自己責任論は日本社会だけではなく、グローバル化とフラット化が進む世界においても問題視される言説である。一方、日本社会においては2004年のイラク日本人質事件を契機に、被害者を責め立てる構図が「自己責任論」と呼称されるようになった。クレサラ問題にしても、別府秘湯事件にしても、被害者に自己責任≒自業自得を問う構図は続いている。これらの出来事は、日本社会にていかなる意味を自己責任に付与してきたのだろうか。なぜ自業自得と同じような意味で自己責任と言及されるのだろうか。

第二章 言語人類学的研究

前章では、自己責任が論じられる社会的背景を整理し、意味の相違を比較文化論的に示した。一見、自己責任はグローバル化が進んだ現代社会におけるありふれた言説である。だが、ことばの語源から欧米と日本の相違を浮かび上がらせたように、日本社会で自己責任論が繰り返されてきた力学を読み解くためにも、同じ自己責任から異なる意味を見出す必要がある。

そこで、主に援用するのが言語人類学的なアプローチである。言語人類学では、言語・行為に表れる微細な相違を分析し、ことばと歴史・社会文化の関係を研究してきた。つまり、実際のことばが歴史・社会文化的にどのように用いられ、いかなる意味として解釈されるかを主な問いとするのが言語人類学である。その点、人文社会科学における自己責任に関する先行研究では取り上げられてこなかったのがこの手法である（小坂井 2020 [2008]; 木下 2017; 種村 2005; 中森 2017; Hook and Takeda 2007; 内藤 2009; モンク 2019）。後の6章で詳細に論じるように、丸山眞男の「無責任の体系」をはじめとした議論も文化論的な解釈にとどまってしまう（丸山 1961; 荒木 2019）。本稿では、こうした自己責任・無責任・責任をめぐる諸研究を援用しつつも、日本社会で実際に用いられた「自己責任」の文脈を言語人類学的に分析することで、その意味づけの過程をこれまでの議論より深ぼって明らかにしたい。

加えて、自己責任が語られてきた背景と媒体にも着目する本稿には、メディア論的な方法も取り入れる。本章では、自己責任をめぐるメタ語用論的な議論を整理し、言語人類学とメディア研究を跨いだディスコース研究を軸とする本稿の方法論を示す。その上で、本章では言語人類学とディスコース研究の系譜を「言語／記号人類学」（2.1 節）、「メタ語用論」のアプローチ（2.2 節）、そしてメタ理論的な「記号、言説、批判」（2.3 節）といった観点からの三つに分けて説明する。そして最後に、本研究の参照枠として最も依拠する差異・類似の記号イデオロギーについて概観する。

2.1 言語／記号人類学

2.1.1 言語人類学の研究アプローチ

言語人類学とは、ことばを中心とした文化人類学とも言われ、主にアメリカで発達してきた学問分野である⁷（小山 2008: 31）。その特徴のなかでも、本項では「意味」の伝達・蓄積

⁷ アメリカ人類学会（American Anthropological Association: AAA）は、自然人類学、考古学、文化人類

をつかさどる言語記号の文化性について取り上げると同時に、言語人類学の系譜について素描したい。

言語人類学が対象とする「意味」を示すにあたって、欧米社会における主流の言語観と対比するとわかりやすい。前節の議論を振り返ると、欧米社会における言語観にはその意味伝達に対する真正な「意図性」が基調となる傾向にあり、そこには自律した個人 (individual) が特定の意味を発するという文化的自己観が関わっている。さらには、個人が意図的な意味を伝達する発話の音声を中心とする欧米文化の発想は、その音の規則性を科学的に細分化し、そこから文法構造を見出そうとする近代言語学へと通じる (cf. Duranti 2015)。

近代言語学の祖とされるのがフェルディナン・ド・ソシュールである。ソシュールの提示した記号論は、言語を中心にその科学的・内在的な特性をシステムティックに論じた。ソシュールは、言語学の研究対象を共時的 (synchrony) と通時的 (diachrony) に分け、共時言語学において形式的・規則的なラング (langue) と、日常で使用されるパロール (parole) に区別した。さらに、記号のシステムであるラングは、シニフィアン (意味するもの signifier) とシニフィエ (意味されるもの signified) の二つの関係から捉えられる (ソシュール 1972 [1916])。

「木」を音声記号で捉えれば、/ki/という音声と/木/という概念の組み合わせで「語」が成り立っている。この/ki/が/木/であると認識されるのは、/mori/→/森/や/hayashi/→/林/など他の記号との差異の関係によってである (石田 2020[2003]:76-77)。したがって、差異の関係によって形式的・社会的にラングはつくられるのであり、その意味を示すことに特定の根拠があるわけではない。たとえば、日本語の「犬」は英語で"dog"であるが、「犬/dog」の音・文字は異なっても同じように実在する「(この) 犬/dog」を指示することができる。つまり、実在・認知する「(この) 犬/dog」が犬なのか dog なのかはあくまで恣意的な名指しであり、そうだとした場合「犬/dog」が何を意味するかを人々はたいてい理解することができる (小山 2012)。これがラングの恣意性である。

ソシュールが提示したラングとその恣意性について、それこそが言語学が考究すべき本質だとし、それを引き継いだのがノーム・チョムスキーの言語理論である。チョムスキーは恣意的な意味・語用に左右されない言語構造の生成メカニズムを自然科学的に研究することを旨とした生成文法を発展させた (岸本 2009)。

こうした研究潮流に対し、ラングではなくパロールにこそ注目すべきとしたのが言語学者・民俗学者のデル・ハイムズである (Hymes 1972a)。ハイムズは、言語コミュニケーション

学、言語人類学の4つが伝統的分野だとされている。

AAA “What is Anthropology?” <<https://americananthro.org/learn-teach/what-is-anthropology/>> 【2024年2月5日確認】

ョンが行われる環境そのものや、相互行為上の身体的振る舞いや声のトーン、あるいはその間・沈黙すらも含み込んだ「意味」の分析を行い、現代言語人類学に続く経験科学的な言語研究と歴史・社会文化研究を接続した人物である（小山 2012: 170-174）。

ラングではなくパロールを重視する言語人類学における言語観は次のように論じられてきた。ソシユール系譜の近代言語学では同一・同質的な「言語能力 (competence)」が想定されてきたが、ハイムズは実際の言語使用に表出する異種・異質的な言語能力観を「コミュニケーションティブ・コンピテンス (communicative competence)」として示した (Hymes 1972b)。コミュニケーションティブ・コンピテンスとは、特定の環境やそこで生じる状況のなかで、「いつ・どこで、誰に対して、どのように、何を言うのか」といった言語使用の適切さや暗黙知を含む概念である (井出 他 2019: 11)。

このようなコミュニケーションティブ・コンピテンスとしての言語使用とその意味理解を研究対象とすることにより、言語人類学は特定のコミュニティで交わされる相互行為が蓄積的に共有する文化的な型・規範と、そこで交わされるコミュニケーション過程の不／調和な状態をもその研究射程としてきた (cf. 武黒 2018)。コミュニケーションティブ・コンピテンスの概念を提唱したハイムズによる広義のことば観は、社会的実践として為される言語使用の実態とその文脈を包括的に捉えるための社会文化研究へと研究フィールドを拡張させた。

ハイムズの系譜を引き継ぐ研究潮流の一つが、「ディスコース中心の文化へのアプローチ (Discourse-oriented approach to culture)」である (Sherzer 1987)。ここでいうディスコースとは、「言語を使うこと (ディスコース) によって新しい現実が築かれるという考え方」を指す (井出 他 2019: 43-44)。言語学で扱われる談話 (discourse) は、音素・形態素・句・節・文という言語構造を指すが、言語人類学におけるディスコースは「社会行為として実践される記号的なコミュニケーション活動のすべてを包括的に含み、その主体も個人から学校、メディア、政府といった制度的組織まで」を含む (ibid.: 44)。ディスコース中心の文化へのアプローチにおける文化とは、「具体的な時空間としての場所性をもって、人と人との間に共有され、継承されてゆく記号体系」 (ibid.: 44) であり、その共有・継承される歴史・社会文化的なプロセスを示す「ディスコースは文化そのものの実践」 (ibid.: 44) だと論じられる。

一方、言語人類学にも無縁ではないのが文化人類学で問題視されてきた他者表象である。文化人類学では、「文化」や「他者」に関する記述的な研究に潜む政治的・認識論的なイデオロギー性を問題視する「文化を書く批判 (Writing Culture Shock)」が 1980 年代後半から展開されるようになった (クリフォード&マーカス 1996 [1986])。東西冷戦をはじめとした西と東という二項対立的で大雑把な概念が解体されていくと同時に、特定の人々を外部

の人類学者が「民族誌」として記述することの他者表象の問題が厳しく問い質された⁸。

人類学的な他者表象をめぐる問題を指摘する松木啓子は、「今日の様々な人類学者が、多様性、異質性を説明するはずだった概念装置が、多様性、異質性を状況づけている政治的力関係を肯定していた点に注意を喚起し、人類学者を支えてきた諸概念の脱構築化の必要性を説く」とまとめる（松木 1999: 764）。現在の人類学はこうした文化批評を踏まえ、以下に見るように、それぞれのフィールドと研究することの間に介在する葛藤や非対称性と向き合うか、同時に精緻化された分析枠組みを構築しながら研究が展開されている。

言語人類学における動態的なディスコース観や方法論も、その潮流のなかで展開されてきた。特に、言語人類学では具体的な会話データなどを収集し、その語りがなされた場や文脈を精緻に記述し、言語的・相互行為的に表れる「型」を分析する点に特徴がある（片岡 2022: 28-29）。ここでいう型とは、言語の文法構造に特徴的に観察される「規則性」から、相互行為の応答に表れるあいづち・間・引用・目線といったゆるやかに観察可能な「まとまり」まで含まれる。そのため、それらの「型」をどう分析するかを枠づける分析概念や着眼点それ自体が、理論的・方法論的な問題となる。特に、本稿ではその分析概念の位置づけを5章のIS 日本人人質事件の自己責任論の分析にあたって、「5.2 分析概念と手法」としてまとめた内容が言語人類学的方法論の論点整理に該当する。そこで、具体的な内容は5.2節で示し、ここでは言語人類学の概説のためにその研究アプローチを大きく三つの潮流に分けて整理したい。

一つ目は、ナラティブ分析である。ナティブアプローチで注目されるのは、グローバリズムやナショナリズムを背景に、動態的な社会のなかで生じるアイデンティティの意味生成プロセスである。人類学的にはこれまで書かれる存在であった人々が、自らの「声」を語ることで、その意味構築を捉えると同時に、語られない・沈黙された「声」を拾い上げることが志向されてきた（松木 1999; 佐藤・秦 2013; 秦・岡本・井出 2017; 秦・村田 2020 等）。

二つ目は、マルチモーダル分析である。録音機やビデオカメラの発達によって、物質的・身体的・空間的な記号資源とコミュニケーションが生じる過程をより多角的かつ精緻に分析することが試みられるようになった。これは前述のナラティブアプローチとも連動し、目線・呼吸・言い淀みレベルから、テレビ・CM といった動画コンテンツで作られるモニター・モニターの分析にも拡大している（三宅 2004; 片岡 2013, 2017a; 多々良 2017 等）。

三つ目は、言語社会化論である。この言語社会化論では二つの側面から言語習得と社会文

⁸ こうしたポストコロニアル論における非対称な表象や研究者が持つ権力や規範の問題提起は、カルチュラル・スタディーズやフェミニズム理論とも関連し、研究に付随するイデオロギー性が問題視されるようになったこととも重なる。まとめれば、差異の力学を再生産するアカデミックディスコースへの無意識・意識的なイデオロギー性が問い質されるようになった。

化的な関係を捉える。一つは特定の社会文化圏や集団でことば（文法・語彙）を習得するプロセスから文化を分析することであり、もう一つはその社会文化的集団における一員となるプロセスからことばの役割を考えることである（Schieffelin & Ochs 1986; Duranti 2009: 23-26; 井出 他 2019: 131; クック峯岸・高田 2023 等）。特に、子どもと養育者やその周囲の集団や環境との関わりのなかで、いつ・誰が・どのようにして言語社会化を機能させているかに着目した研究が多い。同時に、言語人類学ではその言語社会化過程を、当該の社会文化圏のなかで「大人」がどのように再生産、あるいは新たな社会化を形成するのかという、時間軸にも着目した研究が為される（クック峯岸 2023）。

こうした言語人類学の研究アプローチでは、収集した音声・映像データをテキスト化し、談話分析を実施する。その事例に関するフィールドや人物をはじめとした歴史・社会文化的な背景をコンテキストとして記述し、談話分析を施す。これが言語人類学における基本的な論述方法である。加えて、本稿が欧米の文化的自己観を自律的な「個人 (individual)」として論じ、それが近代における言語学に大きな影響を与えたことを指摘したように、幅広く言語人類学の議論の前提には言語相対性と「ことばの力 (the power of language)」の分析が中心にある。特に、言語研究が進む日本語を軸に、欧米的な自己観を必ずしも前提としない言語理論として論じられる場の言語学も言語相対性とことばの力を念頭に置いた議論である（藤井・高橋 2016; 井出・藤井 2020; 岡・井出 他 2022; 場の言語学については第 6 章で詳述する）。

上記をまとめると、言語人類学では、言語コミュニケーションによってどのような「型」がつくられ、その相対性と共通性をどう読み解き、暗黙理のイデオロジカルな「型」が個人から社会文化に至るまでどのような影響を与えているかを分析する（片岡 2022: 28-29）。以上から、本稿も中東地域日本人質事件を事例とし、そのコンテキストを記述し、談話・言説分析を施し、歴史・社会文化的に自己責任論が繰り返されるメカニズムを探求するため、大まかには言語人類学的な論証構成となっている⁹。

2.1.2 C・S・パースと社会記号論

こうした言語人類学の理論を下支えする哲学が、アメリカの数学者・哲学者であるチャールズ・サンダース・パースの記号論である。パース記号論の発想を言語哲学的に位置づける言語人類学の流派は、社会記号論系言語人類学と呼ばれる。社会記号論系言語人類学は、パース記号論を言語学に援用した言語学者のローマン・ヤコブソン、さらにヤコブソンに師事したマイケル・シルヴァステインの言語理論やハイムズが切り開いた社会文化研究の議論

⁹ 一方、本稿が特殊なのが、「自己責任」という文字記号に焦点化し、その通時的な言説分析を施しつつも、二つの中東地域日本人質事件を中心とした共時的な談話分析を実施する点である。

を総合させた理論枠組みとなっている（小山 2008）。

社会記号論系言語人類学は、いくつかの観点から言語人類学、20 世紀哲学の特徴、あるいは問題を象徴する。第一に、言語人類学に限らず、ポスト／構造主義の思想を包括的に議論する枠組みとなっている¹⁰。第二に、社会記号論系言語人類学は「全体性、歴史、批判、再帰性」を基礎とした研究アプローチであり（ibid.: 35-36）、自己責任ディスコースの再生産メカニズムを分析する本稿とも親和性が高い。そのため、社会記号論系言語人類学について考えることは、広くは 20 世紀の人文社会科学を相対化することにつながる¹¹。とはいえ、本稿ではあくまで自己責任ディスコースの研究アプローチを示すことを目標とし、既存の理論・方法論を相対的に把握することに焦点を絞って論じたい。

まず、簡単にパース記号論について整理する。パース記号論では、記号対象、記号表象、解釈項という三つの要素がはたらく関係を指示作用（signification）としている¹²。記号対象とは、記号表象によって伝達される対象であり、その間で最初に意味を創造するのが解釈項である¹³（パース 1935 [1985]: 28）。記号表象の意味は、それ自体も記号であり、記号の外部の関係性のなかで生まれる。解釈項もさらにその解釈項を持つ。つまり、記号表象と解釈項は無限後退する¹⁴。

解釈項とは、記号を解釈する「人間主体」を指している。だが、パースは、現代思想で論

¹⁰ 社会記号論系言語人類学とポスト／構造主義、あるいは存在論的転回と自らを位置づける人類学は共通点もあれば相違点もある（小山 2008, 2018b）。その相違点をとりあげようとすると、日本をはじめとした人類学の系譜など、学術的な位置づけや理論・方法論など議論が入り組むため、本稿では詳しくは論じない。社会記号論系言語人類学の特徴や学術的な系譜については小山巨による『記号の系譜 社会記号論系言語人類学の射程』（2008 年、三元社）が詳しい。

¹¹ 本稿では詳述はしないが、社会記号論系言語人類学の特徴であり問題を簡単にまとめれば、20 世紀の哲学は認識と経験を統合する超越論哲学に由来する点にある。こうしたカント系譜の批判かつ啓蒙の哲学は、認識と経験を統合する「個人（主体）」に帰着する傾向にある。そのため、社会記号論系言語人類学を考えることは、本稿が依拠する言語人類学的なアプローチを相対化し、自己責任論の再生産メカニズムを分析する本稿の問題意識ともつながる。本稿では、あくまで中東地域日本人入籍事件の事例研究に焦点化したものである。その結果で得た考察の一端は終章にて論じている。

¹² パースによると、「記号は、その記号を創出したまたは限定する思想に対して、何かを表意する。あるいは記号は外から心の内へ何かを運ぶ媒介物である。記号が表意するものはその記号の対象と呼ばれ、記号が伝達するものはその記号の意味と呼ばれ、記号を創出する思想はその記号の解釈項と呼ばれる」と述べている（パース 1935 [1935]: 28）。第一文と第二文で示されているのが記号の指示作用であり、第三文が記号対象、記号表象、解釈項の指示作用に基づいた関係を示している。

¹³ ソシユール記号論の議論をパース記号論に当てはめると、「言語構造化された『解釈項』のうちの記号に対応する部分がシニフィアンであり、対象に対応する部分がシニフィエ」（浅井 2017: 51）である。図 2 でいえば、音韻記号といった「（解釈項を含んだ）記号表象ニシニフィアン」と、概念やイメージといった「（解釈項を含んだ）記号対象ニシニフィエ」と整理できる。

¹⁴ 一方、対象項に関しては「記号の一つ一つがその後に来るものを表意するというふうによくような記号過程の限りない連鎖は、その極限に絶対的对象を有するものと考えてよいであろう」と述べている（パース 1935 [1985]: 28）。パースにとって真理とは、最終的に記号が対象に適合することであり、記号が対象に＜似ている＞のではなく、対象がその記号を＜強制している＞ことにある（ドヴァール 2017 [2013]: 132）。この真理観は、パースの用語では、力動的対象項が最終的解釈項と対応すると言われる。

じられるような「主体」という概念は用いていない。人間も含む現実世界・自然物のあらゆる記号関係を現象学的に細分化し、徹底的に細分化された記号関係からカテゴリーが生成するメカニズムを体系化するのがパース記号論である。パース記号論は、あらゆる存在を記号、対象、解釈項の三項関係によって捉える哲学だといえる（パース 1985 [1935]; ドヴァール 2017 [2013]）。

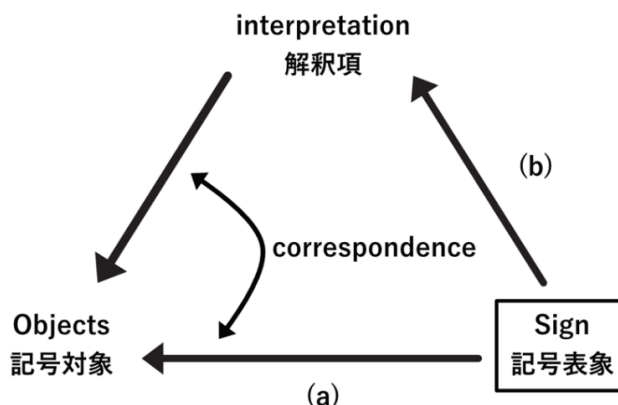


図2 パース記号論における記号の指示作用（記号、対象、解釈項）

パース記号論が基礎とするカテゴリーが以下の三幅対である。まず、記号と対象の指示関係は、最も原初的な質的關係（クオリア）を扱う第一性（firstness）「①潜在態②現実態③規則態」、記号同士の反応的な関係を扱う第二性（secondness）「①類像性②指標性③象徴性」、より高次の規則・法則・表象を扱う第三性（thirdness）「①名辞②命題③論法」、という三種類の範疇の三幅対の組み合わせとなっている。感覚的な潜在性を扱う第一性、最も派生的なのが第三性、現実に関わり両者の中間にあたるのが第二性である¹⁵（小山 2018b: 164; パース 1985 [1935]: 41）。

特に、言語人類学で基礎的に捉える現象学的なカテゴリーが、記号と記号の関係を扱う第二性に含まれる指標性の概念である。指標性とは、連続性・隣接性の原理に基づく記号過程を指す（小山 2012: 93）。具体的には、風見鶏の向きから風の方向が示されることや、言語表現上の指示表現（コソアド、役割語 etc.）も特定の意味として指示されることが指標性の

¹⁵ パースは三幅対の関係性について、「諸カテゴリーは想像においてたがいに乖離することができず、また他の観念から乖離することもできない。第一のカテゴリーは第二および第三のカテゴリーから抽象分離することができ、第二のカテゴリーは第三のカテゴリーから抽象分離することができる。しかし第二を第一から抽象することも、第三を第二から抽象することもできない」と述べている（パース 1935 [1985]: 41）。言い換えれば、第三性は第一性と第二性を前提とし、第一性は第二性と第三性を前提としない。つまり、象徴的な規則・法則・表象を扱う第三性は現実の記号関係（第一性・第二性）から生成する。そのため、第三性は第一性と第二性に当てはまらない残余範疇である。

例に挙げられる¹⁶。

近代言語学の対象は言語の言及指示的側面にのみ焦点化する一方、言語人類学をはじめとした社会文化研究では、言語コミュニケーション上のコンテキスト理解に不可避免的に関与する非言及指示的側面にも着目する。たとえば、「これはペンです／だぜ／のよ」は、それぞれ言及指示的には一致していても、非言及指示的には異なる意味を指標し、「だぜ」が男性性、「のよ」が女性性を指標すると捉えられる。そのため、非言及指示は社会指標とも呼ばれる(小山 2012: 45-48)。

仮に、女性が「これはペンだぜ」と語った場合、「これはペンです／のよ」と語る場合とは異なる印象を持つだろう。実際に行われる言語コミュニケーションの意味生成は、誰が・いつ・どこで・どのように語ったのかといった文脈と不可避に関わる。語られる状況・文脈に応じた言語人類学的な分析で重視されるのが、詩学と出来事の発想である。社会記号論系言語人類学では詩学と出来事の発想を理論的に結びつけるが、本項ではそのなかでも最も中心的に価値づけられる出来事思想を論じ、具体的な分析を行う第5章にて詩学を概説する。

出来事に関するコミュニケーションの捉え方は、社会記号論系言語人類学では出来事モデルと呼ばれる。出来事モデルは、「今ここ」で為される偶発的な出来事とそれを取り巻くマイクロ・コンテキストと、それを介して生成するマクロな社会文化的コンテキストが相互作用をしながら変容する動態的過程を捉える枠組みである¹⁷。

¹⁶ パースは、指標性を「ある対象 (Objects) から実際に受ける影響により、その対象に言及する記号のこと」(Peirce 1955 [1902]: 102; 片岡 2002: 21 による訳) と定義している。指標性という概念が重要なのは、記号 A を示す対象 C の関係を示唆する既知や想定を喚起するコンテキストを含み込んでいることにある。この重要性を端的に指摘する片岡 (2002: 22) は、「従来言語学、言語哲学で行われてきた意味研究の対象は、主にコンテキストに左右されない固定的な対応関係、あるいは、与えられたコンテキスト内で指示対象が同定できる表現までであった」と述べている。

¹⁷ 出来事モデルの前提となる考えは、シルヴァステインによる言語イデオロギーの提唱と、名詞句階層と呼ばれる指標性の大小の原理に則った文法構造の発見を基にしている。シルヴァステインは、印欧諸語、アメリカ先住民言語、オーストラリア先住民諸語など、広範な文化圏の言語データを基に名詞句階層を見出した。名詞句階層では、人称代名詞 (一人称、二人称、三人称)、指示詞、固有名詞、(離散的) 具体名詞、空間名詞、抽象名詞などが、最も指標性の高い (コンテキスト依存性の高い) ものから最も指標性の低い (コンテキスト依存性の低い) ものへと、階層的に構成されているものである (小山 2009a: 45)。これは、「さまざまな言語にわたって、格標示、態、限定標示など、もろもろの文法現象と体系的に相関していることが比較言語学的調査から知られているもの」という (小山 2012: 177)。たとえば、英語など欧州諸語の所有格は、一人称代名詞から三人称代名詞まで固有の所有格形 (例: my, our, your, her, his, is, their など) を有するが、固有名詞からは、固有の所有格を持たず、「-'s」という形態素が付くことで所有格が示される。普通名詞も同様に、人間名詞 (例: student's)、その他の優生 (=動物) 名詞 (例: dog's) を超えて、無生名詞 (例: pen's) に至ると、所有格が取られる頻度は下がり、抽象名詞 (例: truth's) になると、所有格は極めて現れにくくなる (小山 2009a: 45)。この他にも、現代英語における冠詞の標示や受け身のなりやすさなども、指標性の大小という原理によって一貫して説明される。この指標

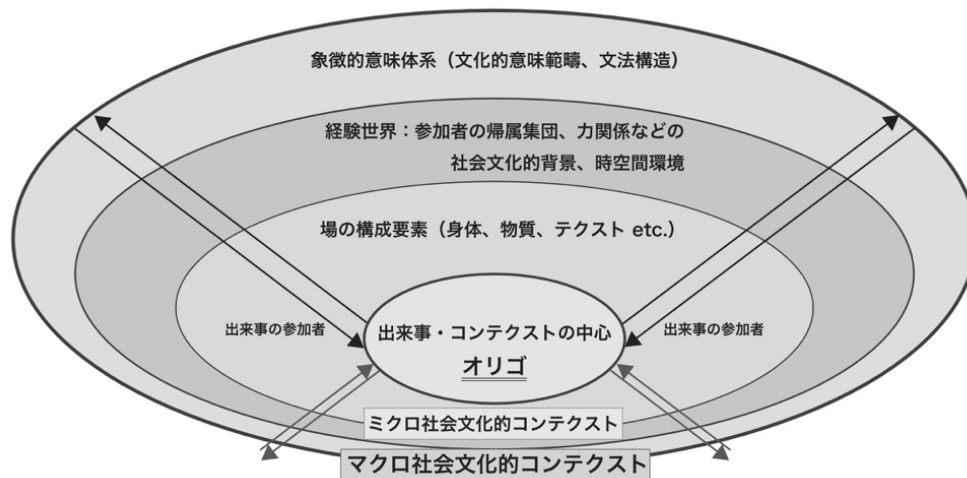


図3 コミュニケーションの出来事モデル¹⁸

出来事モデルでは、「コンテキストの中で起こるコミュニケーション出来事を中心であるオリゴ (deictic center) を基点として、(コンテキストを含む) コミュニケーションの全体を考える」¹⁹(ibid.: 29)。出来事モデルの中心にあるのが、常に偶発的な「いまここ」を示す起点(場所・時点)である「オリゴ (origo)」であり、「指標野の中心 (deictic center)」と呼ばれる。出来事モデルにおけるコンテキストは所与のものとして完成されているのではなく、どこまでも時空間的な次元(オリゴ)を介して生成し続ける。言い換えれば、コンテキストは(1)「いまここ」で起きる行為・出来事の中で前提可能なものとして指標され、同時に(2)新たなコミュニケーションの行為・出来事の連鎖として生成、あるいは選択される、という二階レベルの動的なものである。言語人類学では、これを「コンテキスト化 (contextualization)」と呼び、「いまここ」で為される出来事を射程にしつつ、テキストとコンテキストが入り混じって生成する記号過程を捉える。そのため、出来事モデルの発想では、コンテキストを「因果」として捉えない(小山 2009a: 29)。

社会記号論系言語人類学では、歴史的に生じたひとつひとつの出来事から、徹底して細か

性の大小の原理は、名詞句だけでなく、社会言語行為の次元、社会言語空間、動詞・述語句範疇においても、同様の階層性を示すことができる。さらに、名詞句範疇と術語句範疇だけでなく、主要な文法範疇として言及指示継続の範疇と、節結合の範疇、計四つの主要文法範疇も指標性の大小の原理として相関的に捉えられている。

¹⁸ 小山 (2008: 224-225, 2012: 164) をもとに筆者が作成。

¹⁹ そのため、通常の社会科学的な発想や、それに属するような議論を展開する解釈主義や社会構成主義といった考えからも距離を取る発想が理論的な根本にあるといえる。一方で、このような視座は社会記号論的言語人類学に限らず、言語人類学において広く共有されている考えでもある。それをどれだけ意識的に理論的前提として受け入れ、研究における論理的要請とするかどうかには違いがあり、それが後述する言語イデオロギーの位置づけ方に現れている。

に捉えられた記号と記号の関係や規則性を分析する。パース記号論を基礎としたその思想は、記号の連続関係は閉じることなく無限に続くという世界観である。したがって、言説分析を哲学的に提示し、その基底に出来事を据えたミシェル・フーコーをはじめとしたフランス現代思想から、人類学の存在論的転回に至る一連の潮流とも重なる思想が社会記号論系言語人類学といえる（小山 2008; 小山 2018b: 160-163）。

社会記号論系言語人類学が特異なのは、相対的に諸言説を位置づける歴史性や批判を軸としている点である。つまり、社会記号論系言語人類学では徹底したイデオロギー論が展開されている。本稿では、欧米由来の思想では捉えきれない方法論的射程を社会記号論系言語人類学から取り入れつつも、徹底したイデオロギー論の考え方の問題点を批判的に考察したい。そこで、次の2.2節では自己観と責任観に関わるコミュニケーション研究をメタ分析し、2.3節では本稿が見据えるポストモダン社会で有用なイデオロギー論について論じる。

2.2 メタ語用論とインターフェース

2.2.1 発話行為論と責任観

まず、言語人類学的に自己責任ディスコースを分析する利点をいくつか挙げたい。ひとつは、自己責任が意味する言及指示内容や命題に限定して考えないことにある。語彙やその概念解釈はメタ意味論と呼ばれるが、メタ意味論だけでは解釈の循環論に陥る。たとえば、ひとえに自己責任といってもその「自己」が個人を意味するとは限らず、企業や政治主体といった組織も含まれる場合が多い。ほかにも、自己責任が主に指示する責任でも、「責任がある」ことを主張する人もいれば、「責任をとる」ことを重視する人もいる。こうした微細な解釈的な差異は、メタ意味論的な解釈にはおさまらない。自己責任という文字記号に着目しはするが、本稿が捉えるのはむしろそれをういた語用とメタ語用の連鎖的なプロセスである。

ここで、自己責任を用いた機知に富んだ親子のやりとりを挙げる。ごく短いものだが、まさしく自己責任ディスコースの厄介さを示してくれる好例だ。下記のその抜粋は、朝日新聞に寄せられた読者投稿文の一部である²⁰。

²⁰ 朝日新聞朝刊「いわせてもらお」（2012年12月8日）

◎自己責任

5歳の長女に「自分で出したモノは自分で片づけなさい」と注意している。先日、2歳の次女の着替えを手伝うように言ったら、長女が一言。「ママが自分で産んだんだから、自分でやったら？」

(愛知県一宮市・確かに私が出しました・39歳)

普段5歳の長女にしつけを行う過程で、自分で出したモノの片づけをするよう注意する母親が、2歳の次女の着替えの手伝いを長女に頼んだ際、長女に返された一言が見事に母親への自己責任返しとなっている。投稿文のタイトルが「自己責任」であり、投稿者である母親のペンネームも「確かに私が出しました」であることには、自身の告白そのものをオチへと誘うユーモアがにじむ。この機知に富む長女と母親のやりとりが示すのは、明示的に自己責任が問われない場面でも、表裏一体に問われる無責任・責任が「自己責任」というタイトルの一語にまとめられている点だろう。この自己責任論は、他者から責任を問われた自己の責任を否定し、自己の責任の否定から他者の責任を問う、メタコミュニケーション的な営みである。そのメタ語用的なプロセスをタイトルに一言で表したのが「自己責任」というわけだ

ある語りの出来事が、別の語りの出来事へと転用されることは再コンテキスト化といわれる (cf. Bernstein 1990; フェアクラフ 2012: 38-51; Silverstein 2022)。したがって、自己責任ディスコースをメタ語用論的に捉えることは、「自己責任」の再コンテキスト化のプロセスを記述的・分析的に捉えることを意味する。再コンテキスト化をはじめ、本稿では自己責任という記号の共通性は「間テキスト性」、社会的行為として為される自己責任を用いた語用の共通性は「間ディスコース性」と捉える²¹ (Silverstein 2005; 榎本 2019: 47-48)。これら分析概念で先ほどの例を整理すると、母親の「自分で出したモノは自分で片づけなさい」と長女の「自分で産んだ次女の着替えの手伝いは自分でやったら」は、自己責任をメタ的に媒介した間テキスト性としてタイトルが導出されている。一方、前者は母親から長女へ<命令>であり、後者は長女から母親への<提案>を前者の論理を活用して行なっているため、それら発話が為された個々の状況・出来事は異なる。つまり、間ディスコース性は共通していない。以上から、本稿は自己責任の間テキスト性に焦点を当て、その間ディスコース性をメタ語用論的に分析するものといえる。

²¹ 言語人類学では、コミュニケーションとして「為される」出来事と出来事のつながりを基盤に考えるため、類似性を原理とする「間テキスト性」よりも指標性を原理とする「間ディスコース性」をより根源的に捉えたものと整理できる。そのため、「自己責任」という文字記号に焦点化する本稿は言語人類学の方法論のなかでも特殊な位置づけとなる。また、間テキスト性も間ディスコース性における行為やジャンル性と関連づけられて議論される場合もある (フェアクラフ 2012: 58-59)。そこで、本稿の論旨を示すため、間テキスト性を「言われること」、間ディスコース性を「為されること」として整理して論じた。

ここまで特に断りなく自己責任を捉えるものとして言及してきた語用論についてその系譜と論点を整理したい。語用論とは、言語コミュニケーションとその文脈—コミュニケーションの参与者、アイデンティティ、無意識・意識、対人関係、権力、外的状況、社会構造、歴史、文化など—との関係を考究する学問分野である(cf. メイ 2005[2001]: 27-32)。

言語学は主に統語論、意味論、語用論の三段階で専門的に区分されることが多い。特に数理・神経科学的に文法構造やその言語生成・獲得能力のメカニズムを探究する統語論と、語彙・概念や文の真偽命題を中心に扱う意味論は厳密な科学を標榜する言語理論を志向するのに対し、語用論は言語理論のゴミ箱とも言われてきた。1950年代や60年代、形式的推論や論理的な象徴記号を扱う科学を志向する生成文法学派が勃興し、はじめは意味論が、それら科学的・形式的研究の拡張と限界がきたすと、今度は語用論が厳密な学としての言語理論が扱いきれない諸問題を集積するゴミ箱と呼称された²² (ibid.: 45-48)。なぜ・どのように言語コミュニケーションが為されるのかに主な関心を持つ語用論は、科学的な言語理論が切り捨てた諸問題としてありとあらゆる文脈を扱う。語用論的ゴミ箱は、いわばパンドラの箱とも呼ばれてきた (ibid.: 48, 井出 他 2019: 180)。

そのパンドラの箱のひとつに、言語使用による力の発露を論じた日常言語学派の言語哲学がある。ここでは、特にジョン・L・オースティンによる発話行為論に触れたい。オースティンは、命令文や依頼文に見られるように、ある特定の行為を遂行することを「発話行為 (speech act)」と呼んだ。重要なのが、オースティンは行為を遂行する「行為遂行文 (performative)」と、事実を述べる「事実確認文 (constative)」に区別した点である。この区別により、従来、言明 (statement) が意味する真偽命題や循環論に陥る解釈論に対し、行為として為され、他者・世界に影響を及ぼすことばの力を捉える枠組みが提示されたともいえる²³。

この発話行為論には、哲学と言語人類学からそれぞれ異なったレベルで批判が寄せられている。語用論の先駆的業績としても、ディスコースからメタ語用論的に自己観や責任観の相違を読み解く上でも、自己責任に関する先行研究を捉える上でも、ひとつの分水嶺となるのが発話行為論に対する距離感の取り方である。そのため、やや丁寧に発話行為論の要点とその批判を取り上げたい。

²² 生成文法では、1950年代から60年代にかけて標準理論、1970年代にかけては拡張標準理論、1980年代にはGB理論、1990年代から2000年代にかけてはミニマリストプログラムと呼ばれる理論へと改訂されてきた (岸本 2009)。

²³ オースティンはある文脈のなかで発せられる言明に入り込む解釈のまぎらわしさに関し、記述的誤謬として呼ばれることを指摘しつつも、この「記述的」が指示する「特定度が高い」というニュアンスから、真偽をめぐる言明は「確認的 (constative)」という表現を好むことを述べている (オースティン 2019 [1962]: 17)。

まずは、ジャック・デリダが指摘したことで有名な「寄生≡引用可能性」の批判を取り上げよう。デリダ（2020 [1972]）が寄せた批判は、オースティンが不適切さのパターンから遂行的発話が適切に遂行される 6 条件を挙げた際、発話の寄生的用法が除外されているというものだった²⁴。ここでいう寄生的（parasitic）用法とは、舞台における模倣、詩、独り言として為される遂行的発話、つまり通常の日常的な用法に寄生し、その遂行性が空虚となる発話を指す。オースティンは、現実には直接はたつきかけない寄生的用法を除外することで、日常における発話行為を理論的に策定しようとした²⁵。デリダが批判したのは、まさにこの通常／寄生の区別が厳密には不可能な点である。たとえば、舞台上での「私が結婚します（によって演技する）」という発話も、日常における「私が結婚します（によって結婚する）」という両者の発話とも「によって」という一種の引用符付きの発話として統一的に理解できる（東 1998: 17）。であれば、「パフォーマンスなもの分析から寄生性（引用性）を排除しようとした言語行為論の試みは、定義上すでに内破している」²⁶(ibid.: 17)。

一方、デリダはオースティンの遂行的行為をたびたび言及しているように、発話行為論を完全に捨象しているわけではない。他方、フィールド調査から経験的なコミュニケーション出来事を記述・分析する言語人類学からも、発話行為論とその後の研究潮流で如実化した西洋的に彩られた思考様式に対する批判が寄せられている。

以上の学術的な議論に限らず、人々が抱く言語に関するあらゆる考え方は、言語人類学では言語イデオロギーと呼ばれる²⁷（Silverstein 1979; Gal 2005; 小山 2011; 宮崎 2016）。言語イデオロギーは、社会主義や資本主義といった政治的なイデオロギーとは異なり、無意識・意識的な言語獲得・使用・解釈の過程で誰しもが身につける中立的なイデオロギー観を指す（Woolard 1992）。いわば、分析的な概念であると同時に、研究者が生きる歴史性・場所性・個人性をも含めた言語を捉える理論的（存在論的・認識論的）な発想の中核がこの言語イデオロギー論である。この言語イデオロギーがつくられるプロセスをディスコースか

²⁴ オースティン（2019[1962]: 43）『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行うか』の「第1章 遂行的発話とその成立条件」（第I講 18頁 12行目から第II講の最後までが該当）に該当する。

²⁵ 発話の不適切さのパターンから導いた遂行的発話が達成される 6 条件がどれだけ完全なものなのかをオースティン自らが検討するにあたり、寄生的用法に加え、詐欺など意図的でない仕方で行われる言語行為も除外することが述べられている（オースティン 2019 [1962]: 42）。

²⁶ つまり、あらゆる言説は遂行的か確認的か、通常的か寄生的かの厳密な区別はできず、多義的な読解可能性にさらされている（東 1998: 18）。本稿が扱う文字としての「自己責任」もまた、異なる読解や発話の可能性にさらされ、その結果、ときに二律背反ともなる現象を生じさせうる（ibid.: 20）。デリダの脱構築は、特にその意義を先鋭的に示すような二律背反が生じる現象に対する批評的な読解行為ともいえる。

²⁷ Silverstein（1979: 193）は、言語イデオロギーを“any sets of beliefs about language articulated by the users as a rationalization or justification of perceived language structure and use”「知覚された言語構造・言語使用を合理化又は正当化したものとして言語使用者により明示的に言いあらわされた言語に関する信念の集合」（井出 他 2019: 181 による訳）と定義している。

ら読み解くのが、批判的・相対的なメタ語用論というわけだ。では、オースティンとそれに続く発話行為論にはどのような言語イデオロギーが投影されているのだろうか。

まず、あらためて『言語と行為』の後半で展開された発話行為論をまとめよう。発話者が聞き手に行為を遂行する、つまり「力」を行使することに着目する発話行為論は、その発話行為の達成に向けて適切な社会的条件として話者の意図、誠実さ、権威の有無に着目することへとつながった。オースティンはそれを適切性条件と呼び、〈約束〉、〈依頼〉、〈質問〉、〈警告〉、〈提案〉、〈勧誘〉などが適切に遂行される語用論的な条件を探った。語用論的条件を探る上で提示されたのが、発話行為、発話内行為、発話媒介行為である。行為を遂行する発話行為に対し、その指示的な含意を意味するのが発話内行為、その遂行的な行為によって達成されるものが発話媒介行為である。たとえば、大学にて講師が教室に入った際、「この部屋、暑いですね」と述べる発話行為は、学生に「窓を開けてください」という〈要求〉・〈依頼〉を意味する発話内行為となりえ、実際に教室が涼しくなればその行為が現実に達成・影響を及ぼした力が発話媒介行為と言われる。つまり、一連の遂行的な解釈・行為の達成から社会文化的な適切性条件を探るのが発話行為論である。

では、発話行為論は言語人類学からどのように批判されたのか。ここでは、言語人類学者のデュランティ (2015) "*The Anthropology of Intentions: Language in a World of Others*" (『意図の人類学』) にてオースティンの弟子であるジョン・サールの発話行為論に向けられた批判内容を整理しよう。サールは、発話行為のジャンルの意味を分類する発話内行為に焦点を当てて自身の発話行為論を展開し、オースティンを批判したデリダとも論戦を交わしたことで知られる。

サールの発話行為論では、〈陳述〉や〈約束〉といった発話内行為がいかに世界と一致するか適切な条件を探ることを重視したものである (Searle 1976)。たとえば、〈約束〉では話し手が約束をするという意図 (intention) と誠実性 (sincerity) が「世界をことばに合致させる (world-to-words direction fit)」条件を構成するものとして本質化される。西洋的な言語イデオロギーとして槍玉に挙がるのがこの意図性で、発話者の意図を基盤に発話行為が解釈される傾向にある。

しかし、意図性を中心に解釈することができない promise を用いた事例がデュランティから批判的に論じられている。たとえば、学会の講演などで "I promise not to bore you with my talk" と遂行動詞である promise を使用する例を日本語に訳せば「私の話で皆さんを退屈にさせないように努めます」という話し手の〈約束〉という発話行為ではなく、〈願望的 (operative) 〉な意味が表せる (Duranti 2015: 14, 井出 他 2019: 110)。サールの発話行為論は、本質化された発話内行為の適切性条件を考慮に入れるだけでなく、それは裏返しの

話し手中心主義の発想が基盤になっており、聞き手や発話行為を取り巻く文脈が考慮に入れられていない (ibid.: 109)。そのため、サールが挙げた事例は方法論的にもサール自身の内省や直感によって作られたステレオタイプが投影されている。特に、オースティンからサールといった英米の研究者たちが生きる歴史・社会文化的な言語イデオロギーである話者の意図性や自律的自己といった前提には、話し手やその所属する社会集団にとって無意識・意識的に共有される責任の所在や義務の感覚といった集団にコミットするという規範的な心理状態がかねらの発話行為論に投影されているというわけだ (ibid.: 115)。

これら分析において重要なのは、西洋文化圏の個人的自己観と責任観といった言語文化イデオロギーが発話行為論という「普遍的」とされる哲学に投影されている点である。普遍性を標榜する理論と言えど、そこには当該文化圏で重視される暗黙理の言語文化イデオロギーをメタ分析から相対的に見出すことが重要である。本稿が自己責任ディスコースの分析で試みるのも、見えにくい言語文化イデオロギーといえる「パターン」をメタ分析することにある。そのためにも、これまで自己責任と関係づけられてきた新自由主義をはじめとした政治的イデオロギーを批判してきた学術的議論のメタ分析を次項ではさらに試みたい。

2.2.2 メディア研究とイデオロギー

本項では、メディア研究のイデオロギーをメタ分析し、言語人類学的研究との相違を示す。本稿が扱う自己責任ディスコースと中東地域日本人人質事件は、メディアを介した流布した出来事であり、本稿ではその歴史・社会文化的なコンテクストを全国新聞から分析する。社会問題化される自己責任論を分析するなど、本稿はメディア研究としての色彩も強い。そこで、以下、メディア研究の一部にてとりわけ象徴的なコミュニケーション観を論じる。

メディア研究にて主流であったオーディエンス研究やマスコミュニケーション研究では、社会科学的議論の関連性に留意したメディアの社会的な影響・機能のモデル化やマクロ分析が志向されてきた (cf. 大石 2016)。これらメディア研究におけるコミュニケーション観は、C.E.シャノン・W.ウィーバーが提起した情報・機械論 (サイバネティクス) 的な理解に依拠している (小山 2008: 201-206)。以下、これを情報伝達モデルとし、その特徴を整理する【図 4】 (小山 2008: 202)。

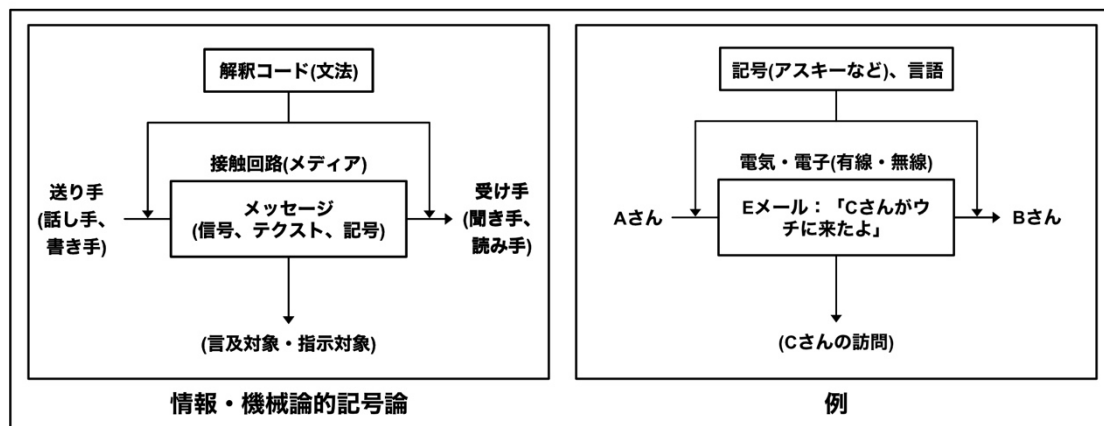


図4 情報伝達モデル

情報伝達モデルは、現代社会において一般的に理解されがちなコミュニケーション観とも言われる。なぜなら、近代化と個人化が進む現代社会では、個人主義的・社会契約論的な思想に基づいたコミュニケーション理解が社会的通念として一般的だからである（小山2012: 137-139）。この考え方はコンテキストよりも言及指示的信息（メッセージ内容）そのものに焦点化しており、それを解釈するコードと接触回路（メディア）に「観察者の視点を焦点化したときに現れるメタ語用的なコミュニケーション・モデル」（ibid: 136）である。そのため、観察は命題の意味内容に焦点化し、また情報伝達が達成されるか否かを判断する際も「言及指示的信息」、「コード」、「接触回路」が中心となり、さらに「話し手」と「受け手」という（集合的に把握される）個人が想定されやすい。

つまり、情報伝達モデルでは脱コンテキスト化された情報が接触回路を通してフィードバックを介すものと捉えられ、人為的・自律的で制御対象となるコミュニケーション観（＝語用イデオロギー）を孕む。メディア研究の一部分野ではこの語用イデオロギーが含まれてきたため、人・集団に対するメディアを介した効果・影響が単一的に測定される傾向にある²⁸。

一方、メディア研究におけるコミュニケーション論では、マクロな社会構造や文化的影響だけでなくミクロなアイデンティフィケーションの動態性を捉える社会構成主義といった

²⁸ ひとえにメディアコミュニケーション研究といっても、新聞紙面のマルチモーダルな分析から計量的なテキスト分析などさまざまな方法論がある（そのようなコミュニケーション研究の系譜は大石（2016）などを参照）。本稿では、それらすべての起源を「情報伝達モデル」に即したものと一概に論じているわけではない。ただし、情報伝達モデルが近代的・社会契約論的な「個人」を基調としている点は、西洋由来の科学的方法論にもゆるやかに観察される。ここでは、その一端を象徴的に示す情報伝達モデルを提示し、後述するようにエンコーディング／デコーディング論と批判的談話研究へとつながる系譜を素描し、言語人類学的なディスコース観（あるいは、イデオロギー論的な分析）との相違を強調した。

立場も取られてきた。そのため、情報伝達モデルを基調とした発想に限られるわけではない。だが、それら研究は「個人」の権利性に根ざした市民社会論やジャーナリズム論の系譜から、政治的コミュニケーションやそれを遂行する主体像に焦点化した議論が多い。言語人類学とも類似的にディスコースを社会的実践として捉える批判的談話研究（Critical Discourse Studies: CDS）も、政治的コミュニケーションとそのジャンル性に焦点化した研究群と言える。

言語人類学においても、CDSにおいても、ディスコースを社会的実践として捉え、そこから見出せるイデオロギーや権力の問題を批判的に論じてきたが、ここでは、大きく二つの分野の差異を挙げたい。ひとつは、CDSは政治哲学的に「批判」を重視する点である。CDSではハーバーマスによる公共圏やラクラウ&ムフ（2012）をはじめとしたポストマルクス主義といった批判理論の系譜を強く引き継いだ学問分野である。特に、ハーバーマスのコミュニケーション観に見られるような理性主義、またラクラウ&ムフの言説理論ではすべての主体・記号は要素と節合の関係から成り立っているためそれらをまとめあげるものをイデオロギーや権力として批判する傾向にある。CDSにおける「批判」は、批判理論から意識的に名付けられたものでもある（Kress 1990: 88）。

もうひとつの差異は、CDSの学術的な系譜に表れる。CDSが登場したのは1991年にアムステルダムで開催されたシンポジウムにノーマン・フェアクラフ、テウン・ヴァンダイク、ルート・ヴォダックをはじめとした主要メンバーが集ったことで組織化され始めたものだった（ヴォダック&マイヤー 2018 [2016]: 5-6）。1990年代、シンポジウムの参加者のひとりであり、CDSの代表的な研究者であるフェアクラフはエンコーディング／デコーディング論をヘゲモニー論と選択体系機能言語学に接続させ、弁証法的アプローチと呼ばれる批判的談話分析の方法論を提示するにいたった（フェアクラフ 2012 [2003]）。これらの接続が為された1990年代は、人類学においても表象の危機が叫ばれ、ポストコロニアル論がイデオロギーを相対化するものとして本格化した時期と重なる。

論点をまとめると、メディアディスコース研究は政治的・文化的なコミュニケーションとそれを媒介するメディア技術／環境を対象とし、現代社会において主要な「個人的自己」が前提となってきた²⁹。一方、言語記号に研究を集中してきた言語人類学では必ずしも政治的

²⁹ 現代のメディア研究では、現代をポストメディア状況とし、その形式・環境といった媒介性（メディアウム）を中心とした議論が提示されている（伊藤 2021）。このポストメディア状況とは、誰もが情報やイメージを発信することによってスペクトルを生み出し、複雑なメディア生態に限らず、自身と社会を取り巻く生活・労働環境をつくり、一方でフェイクニュースやヘイトスピーチといった排他的言説が跋扈するといった状況を指している。ポストメディア研究では、これまで新聞やテレビなどの映像を分析してきたメディアコミュニケーション論とは異なり、ファンダム、ゲーム、インターフェース、メディア考古学など

なコミュニケーションや現代的な自律的・主体的な個人を前提としてきたわけではない。かといって、メディア研究や文化人類学の存在論的転回が論じるような物質性やネットワーク性の追跡だけに拘泥しているわけではない。言語記号に焦点化してはいるものの、文化的な蓄積・慣習・意味と自然的な物質・環境・規則の相互的な関係を論じている³⁰。

言語人類学的研究では、記号過程に対する分析概念の細分化と事例に対する記述的分析の厚みを増やし、特有のテキストをめぐるスキーマやアイデンティティを含む認知的推論や意識、身体表象や服装といったモノとのマルチモーダルな諸要素と記号生成の関係、さらに新たなテキスト化として慣習的なハビトゥスやコミュニティ形成をもたらす権力作用が分析の中心に捉えられてきた（松木 2004, 2009; Gal 2005; Chun 2016; 浅井 2017; 片岡 2017a, 2017b; 小林 2021）。そのため、研究の中心は記号過程であり、それを媒介する環境・技術といったメディアインターフェースに向けられる事例は必ずしも多くない（例外的な分析事例として野澤（2018）が挙げられる）。

言語人類学的なメディアディスコース研究では、必ずしもヒトそのものを議論の中心に据えないという特徴がある。特有の環境・文脈とそのネットワーク的な連関に着目することは、記号の歴史性やそこにはたらく潜在的な社会文化的力学を読み解く回路となりうる。こうした視座はいわゆる「対話」や「市民性」とは異なった言語・メディアの公共的性質を分析・考察の射程に含めていると概括できる。

2.3 記号、言説、批判

2.1 節では言語人類学を概説し、2.2 節では言語人類学的な観点から発話行為論やメディア研究における言語文化イデオロギーを分析した。2.2 節で行ったメタ分析といった批判は、社会記号論系言語人類学では、自らを含む学問、あらゆる記号的な言語・コミュニケーション

人文学的なアプローチが中心となっている。こうしたメディア研究の潮流は、ある意味でメディア研究と呼ばれる学問が「メディア」と名指されるジャンルへの回帰に至っている事態を意味しているだろう。

³⁰ 言語人類学のメディアディスコース研究における分析概念を挙げ、その射程を簡単に素描したい。社会記号論系言語人類学の基盤となる言語理論を提示したシルヴァーステインは、Silverstein & Urban (1996) にてメディア研究とも関わる記号過程の分析概念を論じている。言語的同質性は「間テキスト性 (intertextuality)」、文字などの実在は「物質性 (text-artifact)」、音韻・統語構造をはじめとした言語形式に関与する言語／語用共同体の「無意識・意識 (language ideology)」など、歴史過程で生成・蓄積する言語・意識・認知的特徴といった「痕跡 (trace)」がコンテクスト化とテキスト化には関わる (Silverstein & Urban 1996)。

テキストのインターフェース性の議論としては、言語人類学ではバフチンの「声 (voice)」の援用をはじめ (Bakhtin 1981)、ジャンルの不定形性とそれが脱／コンテクスト化されるにあたっての社会的な力関係の方略等を論じた Briggs & Bauman (2009 [1992])、ラジオ放送を媒介に特有の社会文化圏でテキストが「循環 (circulation)」しながら人々の記号資源として展開しスピーチコミュニケーションが生成する事例分析をした Spitulnik (2009 [1996]) などが挙げられる。さらに、Agah (2007) では、媒介性・再帰性の高い記号過程をより一般化した分析枠組みとして詳細に論じている。

ン実践にもその射程は及ぶ。この実践は、日常的に「なにげなく」用いる言語・コミュニケーションに刻まれるイデオロギーを考古学的に掘り出す言語人類学的方法論が前提にある。次項では、言語人類学的世界観を象徴する社会記号論系言語人類学の世界観とその問題点、次々項では3章以降の分析で前提となる記号イデオロギー論を論じる。

2.3.1 ポスト／構造主義とメタ認知

まず、言語人類学についてあらためてまとめる。言語人類学は、ことばを中心とした文化人類学である。1980年代以降のポストコロニアル論やポストモダン人類学の潮流を受け、特定の民族を代表して表象するイデオロギー問題をそのほかの文化人類学と同じく共有してきた(松木 1999)。他者表象の問題に対し、言語人類学では、語り手のアイデンティフィカルな「声」を慎重に分析する方法論を磨きつつ、同時に言語の構造的な規則性・体系性、あるいは歴史的・習慣的にパターン化された言語構造や相互行為上の「型」を分析してきた(片岡 2022: 28-29)。つまり、言語人類学は特有の出来事・主体が新たに指標する「声」と同時に、その文脈が前提となって生み出される「型」の両方を捉えてきた(小山 2008, 2012)。抽象的に言い換えれば、テキストはコンテクストに依存し、テキストはコンテクストによって新たに創出される。言語人類学では、人文学的・文化的な「解釈」と科学的・規則的な「型」の入れ子関係を分析してきたともいえるだろう。

言語人類学の世界観は、現代思想として新實在論や人類学的な存在論的転回が勃興する以前に、モノ・コトを含む記号過程を、パース記号論を下敷きにして論じていた。あるいは、CDSなどのメディアコミュニケーションやディスコース分析、さらには社会構造と相互行為の関係を扱うゴフマンやブルデューの社会学理論を包括していたともいえる。とはいえ、人類学の世界観が自然的物を中心に自然／環境問題にアプローチする傾向があったり、メディア研究では情報機械技術・メディア環境、社会学では計量分析や社会秩序－逸脱問題を中心に扱ったりと、焦点の当たるテーマや専門知識が学術コミュニティに集中する。その意味で、言語人類学が経験的研究すべてを包括しているわけではない。

その上で、言語人類学の独自性を挙げれば、言語・コミュニケーション実践を記述的に可視化し、ディスカーシブに生成・分裂するコミュニティの形成過程を捉え、かつ暗黙理に前提とされる言語イデオロギーをメタ分析する点にある(小山 2008, 2011)。その点に関し、「解釈」と「型」、あるいは「文化」と「自然」を包括し、人間社会はもちろん、学術的な言説をも相対化するメタ理論を言語人類学は有している。しかしながら、本稿で相対化したのは、言語人類学のメタ理論の意義を象徴する社会記号論系言語人類学の考え方である。

一般的な言語人類学は記述的な分析事例を地道に提示するものが多い。一方、社会記号論系言語人類学では、パース記号論に基づいてメタ思考／科学を徹底する。先ほど示した「文

化」と「自然」といった二分法の例で言えば、存在論的転回と呼ばれる人類学的研究はあらゆるものを「自然」に還元する傾向にあるが、「文化」と「自然」の規則性や歴史性が顕著に表れる「言語」を適切に理論化していない³¹。その点で、社会記号論系言語人類学はむしろ「文化」と「自然」の二分法が成立する<可能性の条件>の場が記号論であるとしている（小山 2008: 10）。つまり、経験的な現実世界と、そこから生じる理念的な思考と科学が成立する条件を分析するのが記号論である。言い換えれば、記号論は<関係>と<過程>の学であり、同時に歴史・言語が象徴する<全体>をも描く（ibid.: 10-11）。要するに、社会記号論系言語人類学は経験と思考を統合する超越論的理論、全体を重視しつつも個別具体的な出来事を捉える構造主義に拠ったポスト構造主義、言語学に代表される近代科学への批判をむしろ近代主義的なアプローチとして提示している。社会記号論系言語人類学の方針が示される下記の文には、その問題・困難をも示している（ibid.: 434）。

記号論の目指す<歴史>と<全体>、その中に記号論自身が含まれていることから、記号論は<再帰性>と<批判性>を獲得するのだが、そのような再帰性・批判性によって、記号論は歴史・全体と抜き差しならぬ関係に入り込み、<歴史的全体>と終わりなき過程、ドタバタ劇を演じてしまうことになる。こうして、記号論は、それが目指す歴史的全体を獲得することが永遠にできないのだが、そのような不可能性によって、記号論は終焉を迎えることができず、歴史と全体を目指すプロジェクトとしての（つまり、「可能性」としての）記号論は、存在し続けてしまう。つまり、記号論の目指すもの（超越論的テロス）、記号論の可能性を担保しているもの、歴史と全体が、永遠に記号論から逃れていってしまうため、記号論は可能性を持ち続けてしまうという困難な事態が発生する。

小山亘（2008: 434）

社会記号論系言語人類学の世界観を現代社会との関係に当てはめて言えば、「大きな物語」の終焉に際して、再び近代主義的な「大きな物語」を独自の理論で再展開したものである。

³¹ たとえば、ラトゥールの『社会的なものを組み直す アクターネットワーク理論入門』（2019年 [2005年]、法政大学出版会）では、ANT（アリ）のごとくモノ・コトに対する社会的な連関を追跡することが理論的に論じられ、その主な批判対象にブルデューの社会学理論が挙げられる。ラトゥールはブルデューを仮想敵に位置づけているものの、この議論では「行為の累積的で沈殿化された文脈に関する視点」が欠落ないし背景化している（クドリー 2018: 40）。クドリーによる ANT 批判は、言語人類学が主に分析してきた言語構造や相互行為的な儀礼に見られる文化的な「型」ないし、その痕跡ともいえる「蓄積」にも当てはまる。ただし、本稿ではあくまで言語人類学の特徴を取り上げるに際して、ANT をはじめとした存在論的転回と呼ばれる人類学的潮流との共通性や差異性を指摘しており、その議論を包括して批判しているわけではない。

ただし、「大きな物語」を素朴に提示するだけではなく、言語構造／使用を起点に「小さな物語」をすくい上げる分析枠組みを示し、かつ自らの世界観を遂行するがゆえに自らの位置づけも批判的に示している (ibid.: 469-470)。

メタ・レヴェルの記号論 (記号論についての記号論) が、その言及・分析・批判対象となる記号論自身に基づいていることから来るこの逆説的状况は、パース記号論の源であるロック認識論を突き詰めたカントの超越的認識論における「理性自身による理性の限界の提示」のプロジェクトが持つ再帰的アポリアと全く同一である。要は、自己を経験的認識の対象とする超越的理性の持つ循環性の問題であり、現代パース系社会・歴史記号論の「人間」は未だ近代的な、超越的理性=経験の認識論的二重体なのである。そして、メタ・レヴェルの記号論と対象レヴェルの記号論との間の、つまり超越理性と経験 (あるいは理性とそれを超越する経験) との間の本質的な差異から生じる弁証法的変遷により、二重体であるパース記号論は変遷・進化し続ける運命にあり、このパース記号論と共に、その母型である近・現代社会も象徴と指標のズレから生じる弁証法的変遷により変化・進化し続ける。こうした近・現代の認識科学=社会体制においては、知識・歴史は無限に同質的変貌を繰り返し、ライプニッツが想起した調和と均整の古典主義的宇宙は、絶えず動的なロマン主義的奔流に晒され均衡を失い変容する。知識の飽くなき追求=好奇心と云う黒い犬と契約を交わした近現代思想・科学と共に、熱い近代主義的な歴史の時代は極大、あるいは極少値に向かって遁走・闘争し続ける。そしてこの逞しくも暗澹たる、錯乱した世界に於いては完成された宇宙=全体性は永遠にやって来ない。このように烈しく動的に進み続ける絢爛たる歴史の弁証法は、近代の向こうから見れば、同一の時代の、同一性の空間の中にあり、この意味で、凍りついた弁証法なのである。

小山亘 (2008: 469-470)

社会記号論系言語人類学は、あらゆるものを記号論的な世界に還元して捉えるが、そこで前提とされるのは自らの超越論性である。上記の引用で示される「歴史の弁証法」といったメタファーも、カントやヘーゲルをはじめとした近代主義的な超越論哲学に共通する。どこまでも連鎖する無限の記号過程という世界観だからこそ、遠く隔たった未来の観点から見れば「凍りついた弁証法」に映るというわけだ。

自己責任ディスコースを分析する本稿も、部分的には社会記号論系言語人類学が示す方法論や批判的な姿勢と共通している。そのため、いわばメタ認知を重視する点は本稿でも重

視する。特に、記号論の発想は、自らや外部のイデオロギーを相対化する糸口を発見することに適するためである。しかしながら、社会記号論系言語人類学が前提とする強固なメタ理論に還元して必ずしも考えない。ここでは、社会記号論系言語人類学に対する問題提起に留め、以降の自己責任ディスコース分析を経た上で、終章で再度論じることとしたい。

2.3.2 差異／類似の記号イデオロギー

本稿では、日本社会で自己責任論が繰り返されてきた力学を探究するため、社会変容と言語記号に着目してイデオロギー分析を行う。従来のイデオロギー論は、マルクス主義やその後の CDS に代表されるポストマルクス主義など、集団的な信念やその正当化に関わる政治的言説を批判する理論として自らを位置づけるものだった。2.2.2 項で論じたように、言語人類学は CDS をはじめとした政治的なイデオロギー論とは異なりつつも、前項の通り、本稿は言語人類学的なイデオロギー論を必ずしも徹底するわけではない。つまり、政治にも学術的な普遍性にもイデオロギー論を還元せず、自己責任ディスコースを読み解く利点としてイデオロギーを捉えたい。

そこで、本稿が全体を通して援用するのが Gal & Irvine (2019) の記号イデオロギー論である。この分析アプローチでは、資本主義や社会主義といったマクロなイデオロギーだけではなく、ミクロな言語コミュニケーション実践といった様相も捉える。Gal & Irvine の記号イデオロギー論の有用な特徴は、言語実践がメタ的に発する同質性と差異性の裏表の関係を分析する点にある (Gal 2016: 114)。記号イデオロギー論では、メタコミュニケーション実践によって生じる入れ子関係を分析するのに適している。本稿が社会で語られる自己責任に対する自己責任ディスコースを再解釈しているように、ことばに対することば、ことばに対する無意識・意識 (≡言語イデオロギー) といった再帰性がここでいう入れ子関係である。

たとえば、同じ語りに対し、ある人は「話を短くしてほしい」と感じたり、ある人は「話の本筋がわからない」と感じたりするように、出来事に対するメタコミュニケーション実践が生じていく。前述した母親と 5 歳の娘の自己責任返しも同じくメタ的に読み解ける。母親が長女に「自分で出したモノは自分で片づけなさい」としつけてきたことを背景に、長女は次女の着替えの手伝いのお願いに際して、「ママが自分で産んだんだから、自分でやったら？」と返した。長女は自分で出したものは片付けをしろとしつけられてきた意味を、母親と次女の関係に置き換えた。母親が自身のしつけと、娘のしつけ返しが同じ「自己責任」に重ねられたのがこの事例である。

この事例に顕著に見られるように、各々異なるイメージが同じ「自己責任」に投影されている。ある側面では似ていても、ある側面では異なる。Gal & Irvine の記号論は、言語人類

学の考え方を立場の相違といったメタコミュニケーション実践に応用した考え方といえる。そのため、政治的な争点・対立が生じるディスコースの分析に役立つ。加えて、筆者が考えるに、この記号論はバラバラな世界観が読み込まれるポストモダン社会に対し、言語人類学的に対峙する上で重要な位置づけを持ち得る。

以下、Gal & Irvine の記号論が具体的に分析する道具とする三つの分析概念を示す。それらが、「名辞過程 (rhematization)」、「フラクタルな再帰性 (fractal recursivity)」、「消去 (erasure)」である (Gal & Irvine 2019)。名辞過程は、ある出来事や認識・行為が指標的記号として類像化 (iconization) される言語使用・操作・解釈の記号過程を指す。これはパーズ記号論の「rheme (名辞)」から名づけられた。パーズ記号論において名辞とは、第一性の「潜在態・現実態・規則態」のいずれか、第二性の「類像」、第三性の「名辞」と幅広く該当する。音にせよ文字にせよ、記号的な物質として現前する前の認識的前提を捉えるメタ概念が名辞である。rheme はいわばクオリアに相当し、Irvine & Gal (2009 [2000]: 403) は名辞過程を以前は類像化 (iconization) とも呼んでいた。

フラクタルな再帰性とは、メタコミュニケーション実践によって生じる記号的な入れ子構造を指す。たとえば、日本とアメリカのあいさつ・雑談を研究する井出里咲子は、日本では人と人の関係性や置かれている立場を認識する傾向にあり、アメリカでは場所や空間に根差した公共観に根ざして認識する傾向にあることを指摘する (井出 2014: 97)。アメリカにおける公共性の形成には、多様性がありつつも不平等な社会において個人の権利に根差した市民的な発言の場を重視することが関与する。アメリカの見知らぬ人同士が出くわす公共の場にて擬似的な平等性をつくりだすスモールトークのコミュニケーション規範は、アメリカ社会の歴史的・状況的な背景を介してつくられてきた。一方、日本語のあいさつでは「お世話になっております」に象徴されるように線的な地続きの関係を強調する。公共の場で社会的な適切さを判断するあいさつ実践に顕著なように、同じ「あいさつ」でも異なる「身構え」を指摘できる (Ide 2009)。こうした記号的な相違を読み解くメタ概念がフラクタルな再帰性である。したがって、同じ「自己責任」の間テキスト性からバラバラに異なる意味・影響をもたらす「自己責任」の間ディスコース性に着目する本稿は、Gal & Irvine でいえば前者は名辞過程、後者はフラクタルな再帰性に着目した研究と整理できる。

名辞過程とフラクタルな再帰性は、記号的な言語形式／使用と人々の無意識・意識的な関係性のパターンを読み解き、あいさつの事例に見られるような習慣的な文化規範をつくるメタメッセージを分析する。特に、フラクタルな再帰性はさまざまな文脈的意味がことばに込められることを捉えるが、同時にそれはある特徴が読み取られる一方、ある特徴は読み取りにくい (あるいは、読み取られない) ことへの洞察につながる。これが正当化のレトリック

ク分析にも通じる消去 (erasure) の発想である。ディスコース上に投影される社会的アイデンティティをはじめとした言語文化イデオロギーへと広く適用するのが Gal & Irvine の記号論である。

特に本稿が重視するのが、パース記号論における指標性に拘泥せず、類像性も含めた議論を Gal & Irvine の記号論は展開している点にある。指標性は、記号と記号の連続性を中心としたパース独特の現象学的原理であり、記号が別の記号との関係を喚起することを意味している。指標性はあくまで現実における記号関係の説明である一方で、類像性は記号が現実に現前する以前の想像・認知を扱う。言語相対論や言語イデオロギーに関する従来の言語理論にせよ、現代にて録音・録画技術を活用した言語人類学的研究にせよ、コミュニケーション実践を仔細に分析する中心にあったのは指標性であった。2.3.1 項で批判的に示した社会記号論系言語人類学の理論・方法論の中心も指標性である。一見、バラバラな知識体系でも時代的な精神を象徴することを哲学的に論じたのが、ミシェル・フーコーが示した「人間の誕生」という考古学的な分析であるように、社会記号論でも指標類像的な関係は議論の中心に据えられている (フーコー 2000 [1966], 2012 [1969])。本稿が行う「自己責任」の言説史も、基本的にはその枠組みを援用したものである。

本稿の研究では、メディアを媒介にした自己責任ディスコースをいわば縦・横と読み解くように、本稿はオーソドックスにコミュニケーション実践の仔細を記述する言語人類学的研究の「典型」とは言い難い。一方、これまでの言語人類学では指標性に強く依拠した研究が多く見られてきた。だが、個人化・資本主義化・消費化が進み、「大きな物語」から「小さな物語」が跋扈するポストモダンな社会において、バラバラに散らばった世界であまねく問われる「自己責任」を問う本稿は、類像性に光を当てた言語人類学的研究といえる。以後、本稿では言語人類学と Gal & Irvine (2019) の記号論を中心に自己責任ディスコースの系譜を記述する。

2.4 小括

本章では、言語人類学を中心に関連するディスコース研究との相違を論じた。特に、語用論やメディア研究における責任観やイデオロギーを指摘し、言語人類学的研究の射程を示した。一方、言語人類学の世界観を象徴する社会記号論系言語人類学を取り上げ、近代主義的・理性主義的なメタ理論の問題も指摘した。その上で、本稿では、記号の再帰的關係や構造をメタ的に分析する Gal & Irvine の記号イデオロギー論を、全体を通して援用することを示した。

方法論的議論を再検討したのは、自己責任ディスコースを分析する上で不可欠な作業で

ある。1.1 節で示した responsibility と責任が指標する対照性に加え、日本社会と世界的な動向の変化とも関連して自己責任ディスコースは生成・再生産されてきた。新自由主義をはじめ、現代社会の論点をシンボリックに凝縮して表象するのが「自己責任」である。本稿では、自己責任ディスコースが生成・再生産されるメカニズムを分析することを通し、現代日本社会の論点をあぶり出すことを目標とする。そのためにも、「自己責任」に対してどのような距離から分析するのかを示すためにも学術的な位置づけを相対化する必要がある。

本稿では、言語人類学的な記号イデオロギー論を踏まえ、日本社会で自己責任ディスコースが描いた軌跡を分析する。第 3 章では 1980 年から 2003 年の言説史、第 4 章では 2004 年のイラク日本人人質事件と 2004 年から 2014 年の言説史、第 5 章では IS 日本人人質事件の自己責任論に対し言語人類学的な談話分析で施す。最後に、第 6 章で分析の総括をおこなう。

第三章 「自己責任」の言説史——全国新聞五紙を中心に

第2章では、ディスコースからことばと社会・文化の力学を読み解くアプローチである言語人類学的研究を論じた。日常で使うなにげないことばの難しさは、その「なにげなさ」にある。意識的に語られる語彙、会話、思考にこそ、むしろ語りづらい無意識が潜む。いわば意識・無意識の二層構造によってわたしたちの歴史・社会文化を、そして人を動かす力がことばには宿る。なにげないことばの力と対峙するための手立てとして、ディスコース研究は有用である。

自己責任ということばには、はじめから現代の日本社会で捉えられるような意味があったわけではない。おのおのの時代を潜り抜けた人々の営みによって、自己責任は2004年のイラク日本人質事件へと至った。本章で明らかにしたいのは、この2004年の人質事件にいたるまでの歴史・社会文化的なコンテキストである。自己責任はいかように語られ、いかに多様な諸言説と結びつき、なにがどう人々に自己責任を語らしめてきたのか。言い換えれば、自己責任をめぐる力関係はどのようにはたしているのか。本章では、日本の全国新聞にて用いられてきた「自己責任」に着目し、その言説史の一端を読み解きたい。

3.1 分析データとその方法

本章が分析データとする日本の全国新聞五紙とは、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞（以下、日経新聞）を指す。全国新聞とは、日本全国に配布されている新聞紙のことで、もっとも多い販売数は読売新聞、次点で朝日新聞である³²。本稿が対象とするのは1980年代から2020年にいたるまでの「自己責任」の語彙を含む新聞記事である。ここでは、変則的ではあるが、次章のイラク日本人質事件にいたるまでの1980年から2003年までの23年間分を本章の分析対象とし、次章で2004年から2014年までの10年、つまり2015年のIS日本人質事件までを扱う。

はじめに、本稿はすべての自己責任ディスコースをめぐるコンテキストを対象とするわけではないことを明示しておきたい。本章の目標は、あくまで事件にいたるまでの自己責任が用いられてきたコンテキストの記述である。現代社会において自己責任は幾多の言説と結びつくが、それら関係するあらゆるコンテキストを追い、いたずらに記述を増やすことが目的ではない。民族誌がパフォーマンスに実体化してきた文化の全体性をいたずらに仮構したいわけでもない。ここで行いたいのは、むしろ、あらゆる解釈と使用に便利に用いら

³² 日本ABC協会「新聞発行社レポート 半期」（2021年7月～12月平均）

れ、数々のトピックとなった「自己責任」の歴史を一貫して追求してみようという試みである。

その研究目標の遂行にあたって、少なくとも 2004 年までは広く社会的に流布・認知を与えていた全国新聞には一定の代表性があること、また新聞データベースからその量的・史的な調査データを収集できること、という二点において全国新聞五紙を分析対象にする意義がある。自己責任はどのような政治的・経済的・教育的な文脈にて用いられ、特にどのような価値づけを伴った社会的出来事や争点とかがかわってきたのか。本稿で重視して分析するのがこれらの点である。上記を踏まえ、本章では自己責任ディスコースが人質事件へといたる日本社会の文脈を記述的に明らかにすることを目指したい。具体的な分析に向けては、次の三つの問いを中心に言説史を分析する。

1. どのようにして「自己責任」は幾多の言説と結びつくのか？
2. 自己責任を語らしめる「自己責任ではないもの」と「自己責任である（べき）もの」はどのように語られているのか？ 語られないものはなにか？
3. 自己責任ディスコースを語らしめるメカニズムはどのようなものか？

第一の問い「どのようにして自己責任は幾多の言説と結びつくのか？」に関しては、特に着目するのが 1980 年代から 1990 年代にかけてボランティアや教育政策における民主的な主体形成と、金融・経済の構造改革やそれらと関連するリスク管理の言説である。経済・教育政策やそこで新たに提唱された制度の形成、また行政府や経営者から国民への呼びかけとして 1980 年代から 1990 年代に自己責任が主だって論じられてきた。こうした言説を社会的に流布することになった出来事を中心に言説編成を読み解く。

第二の問い「自己責任を語らしめる『自己責任ではないもの』と『自己責任である（べき）もの』はどのように語られているのか？」は、1980 年代から 2010 年代へと言説が編成されるにあたって、「自己責任であるべきもの」と対照的な前提としての「自己責任でないもの」といった価値規範の連関に着目することを意味している。第二の問いは語られるものの布置を描きながら、同時に「語られないものはなにか」についてもあぶり出すことが分析的な目標である。自己責任ディスコースには、相対的弱者である個人への懲罰的な責任に限らない、意味的な型が社会的・認識的に宿ると同時に、それから漏れ出る語用的な意味も暗黙理に投影されていると考えられる。平たく言えば、ある語りはある語りの背景化を常に伴う。

最後に、第三の問い「自己責任ディスコースを語らしめるメカニズムはどのようなものか？」は、第一と第二の問いに応じた分析をした上で、総合的に自己責任ディスコースを語

らしめる歴史・社会文化的な背景としてその連関的なメカニズムを考察するものである。特に、自己責任は自己統治の呼びかけとして用いられており、経済自由化やそれに伴うリスク管理、さらにインターネットの普及など情報社会化などが進む社会変容の過程で生じた個人化といった論点と結びつく。こうした社会変容は、グローバリズムはもちろん、1980年代から世界的に推進されるにいたった新自由主義、あるいは新保守主義といった政治的イデオロギーとも関連する。本章の最後には、1980年から2003年までに至る自己責任の言説史を扱うという都合上、このメカニズムの考察を行う。

3.2 全国新聞五紙における自己責任ディスコースの変遷

下記の図5は、全国新聞五紙における「自己責任」の使用数の変遷（1980-2020年）を折線グラフでまとめたものである³³。本章はこの図を中心に、日本社会と自己責任が語られた関係を考えていく。まず注目したいのが、1980年代には日経新聞を除いて自己責任がほとんど使用されていない点である。一方、自己責任は1990年はじめに各紙で一斉に言及されるようになり、1990年代いっぱい使用数が上昇し、2000年を境に急激に減少するも、2004年に再度上昇し、それ以降は減少傾向にある。各紙によって増減の傾向が多少は異なるが、増減の傾向は概ね一致していることがわかるだろう。

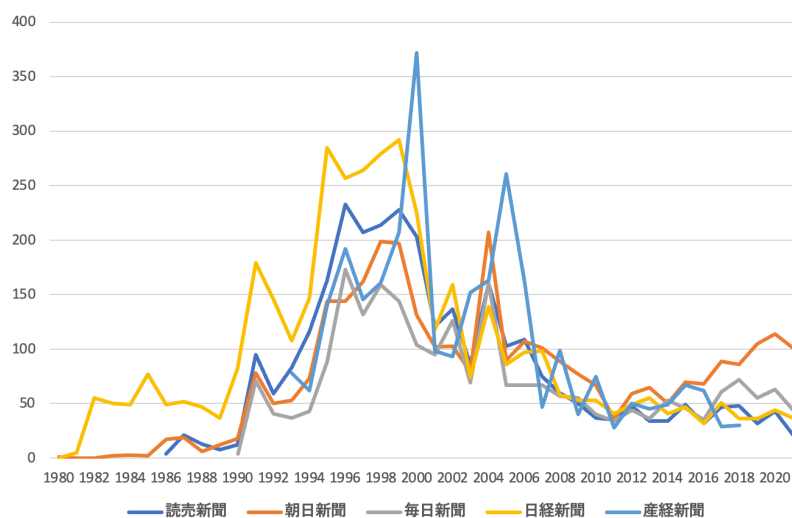


図5 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数の変遷（1980-2020年）

³³ 全国五紙の新聞データはそれぞれ、朝日新聞は「朝日新聞クロスサーチ」、産経新聞は「産経電子版」、毎日新聞は「毎索」、読売新聞は「ヨミダス歴史館」、日経新聞は「日経テレコン」のデータベースから検索して抽出した。検索は、「キーワード」、「同義語・シソーラス」の項目を非選択、「地方紙」を除く全国版（「全国」の設定がないものは「東京」を選択）、「朝刊・夕刊」、「見出しと本文」を対象に設定して行った。以下、新聞データベースの検索設定は上記と同様である。

もうひとつこの図から注目したいのが、自己責任が最も多く言及されたのが 1990 年代、とりわけ 1990 年代後半だという点である。1990 年代後半に自己責任の言及が増加した背景には、1996 年から 2001 年にかけて実施された金融ビッグバンと呼ばれる本格的な新自由主義的な金融・経済構造改革がある。1991 年にも言及が増加しているのは、証券会社の損失補てんをめぐる証券不祥事が自己責任論として問題視されたことにあった。1980 年代から 1990 年代前半まで日経新聞が最も言及数が多いことから、初期の段階では金融・経済用語として自己責任が論じられてきたことがわかる。

では、1980 年代に至る前までにはいかなるコンテクストが日本社会にはあったのだろうか。ごく簡単に戦後日本社会の主な出来事を素描し、1980 年代に至るコンテクストへと接続したい。戦後日本は、1950 年代には戦争特需によって経済成長を遂げ「もはや戦後ではない」と 1956 年の経済白書にて宣言されるほどにいたった。1964 年には東京オリンピックを開催する傍ら、公害問題など成長の余波が自然環境と労働者へと影響を与え、戦争をめぐる出来事や公害問題といった体験は 1960 年代のサブカルチャーの想像力ともなった。60 年代は日米間の安保をめぐる問題、ベトナム戦争に対する反戦運動、大衆化された大学や社会体制へのカウンターを志向した学生運動が勃興したものの、それら運動が社会体制を変革するわけでもなく、徐々に沈静化し、大衆社会（ポストモダン）が如実化した 1970 年代へといたった。

転じて、1970 年代の世界経済を鑑みると、71 年にはドルショック、73 年と 79 年の石油危機といった経済成長の低迷が起き、特にイギリスとアメリカにおける不況とインフレが同時に起きるスタグレーションが生じた（金子 2019: 14-15）。一方、日本社会は世界経済の混乱の影響を受けつつも自動車を中心に輸出産業の維持・成長が保持された。こうした経済的低迷と社会変容に対応するように登場したのが新保守主義（と裏返しの新自由主義）と呼ばれる潮流である。1980 年代は、イギリスではマーガレット・サッチャー、アメリカではロナルド・レーガン、日本では中曽根康弘が保守的かつ経済的な自由と競争を是とする新保守主義と新自由主義を担う政権となった。1980 年代の日本社会では中曽根政権を中心とした新自由主義政策が推進され、小さな国家を標榜するものとして日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の三公社を民営化し、また 1990 年代の教育改革を先取るように個人の自律と自己責任を重視した教育方針を打ち出した。これらと株式市場の自由化によるリスク管理といった言説が主に 1980 年代に言及される「自己責任」であった。

本章は、全国新聞五紙を扱う性質上、あくまでメディアを媒介に社会的に流布した自己責任の言説史を記述するものだが、日本社会では 1980 年代より以前にも自己責任という語彙は積極的ではなくとも使用されている【図 6】。国立国会図書館が提供する OCR 化された

デジタル資料のテキストデータから出版年代と語彙ごとの出現数を可視化する NDL Ngram Viewer から取得した事例をいくつか挙げる³⁴。

たとえば、『教育的美学 上』(1912年、204頁)では、「人生観が一つに極まらぬために、人格とか自己責任とかいふこともあり個人の發達の上に、非常な意味が有ることになるのである」(以下、「自己責任」の強調下線は筆者)と言及されており、教育的な主体形成の文脈でも1910年代にて自己責任が用いられていることがわかる。ほかにも、『国民的創作の時代』(1923年、259頁)では、「第一に吾々の最も念頭に置かなければならぬのは自己責任と云ふことであると思ひます、自己責任と云ふ意味は『自分』と云ふものゝ獨立存在を自覺して、此の自分と云ふものに總ての責任を集中して考へると云ふ意味です」と言及されており、自分という存在を自覺することが自己責任だと述べられている。このように、戦前社会では、近代国家を形作る上で機能した教育的・国民的言説にて、すでに自己責任が用いられていることが確認できる。

一方、『現代経済学全集 第8巻』(1931年、247頁)では「経済的自己責任の原則の上に立つ以上は、各人は自己の老後の計と、不時の災害に對する計とを考慮に置かざるをえない。」など本書では計9箇所も自己責任が用いられている。加えて、『厚生白書 昭和39年度版』(1965年、261頁)でも「次に、(4)に示される原理は、『保護の補足性』あつて貧困の発生を予防的措置だけで防止することよばれるもので、今日の社会において、生活維持におけるいわば自己責任の原理が要請されている以上、当然の原理である。」と言及され、公的な生活保護の文脈でも1965年には自己責任が用いられていることがわかる。

³⁴ NDL Ngram Viewer とは、国立国会図書館が提供する国立国会図書館が提供する OCR 化されたデジタル資料のテキストデータから出版年代と語彙ごとの出現数を可視化する実験サービスである。図書については刊行年代が1960年代まで、雑誌については刊行年代が1990年代までの資料を主に対象としている。図6の検索では、自己責任の使用例がNDL Ngram Viewer 内で初めて観測される1870年から1979年までを対象とし、対象は「図書・雑誌(※約230万資料から集計)」(2023年1月現在)と指定して検索を行った。図6と図7のグラフは、検索結果の出現頻度のデータをNDL Ngram Viewer からダウンロードし、再グラフ化したものである。なお、NDL Ngram Viewer のリンクは下記を参照。
国立国会図書館「NDL Ngram Viewer」〈<https://lab.ndl.go.jp/ngramviewer/>〉【2024年3月確認】

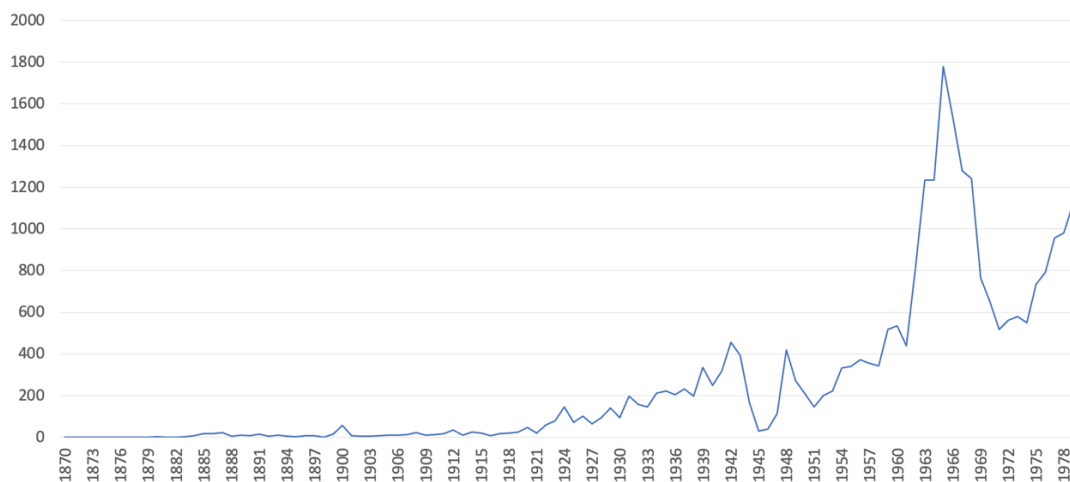


図6 NDL Ngram Viewerにおける「自己責任」の使用推移

日本社会では自己責任は戦前から戦後にかけての政治・経済・教育用語としても用いられていた。では、責任を用いた無数の四字熟語を持つ日本語はどのように変遷したのか。一概に示すことは困難だが、同じくNDLにおける使用数の推移データを参照する。図7では、「責任」の前に語彙を含む複合名詞を検索し、1870年から1979年までの上位六語を示している³⁵。まず、注目したいのが1945年までの上位二語は順に「無限責任」と「有限責任」で、共に文明開花に伴って市場経済が開かれ（高橋文郎・日本証券業教会 2012: 23）、株式会社が設立されたことを背景にした経済的な契約上の用語であり、いわば責任の処理を定式化することばとして用いられた点である³⁶。一方、1945年以降は「賠償責任」の使用数が上昇し、1970年代には「社会的責任」も急上昇している。総出現数の順位は、賠償責任、無限責任、有限責任、社会的責任、損害賠償責任、自己責任という順で、次いで連帯責任を意味する聯帯責任となっている。

³⁵ NDL Ngram Viewerにおける検索ワードは「[[^]あ-んア-ン]{2,}責任」、検索対象は「図書・雑誌（※約230万資料から集計）」（2023年1月現在）から行なった。

³⁶ 日本では、1870年代に文明開花が巻き起こり、1873年に最初の株式会社（第一国立銀行）が設立され、1878年に株式取引所条例が制定され、1880年代後半にその設立ブームが起きた（高橋文郎・日本証券業教会 2012: 23）。NDL Ngram Viewerでも、文明開花初期の1880年後半から無限責任や有限責任の使用数が増加しているのを見て取れ、実際に商法などで社員の無限責任を定立することばとして用いられていた。

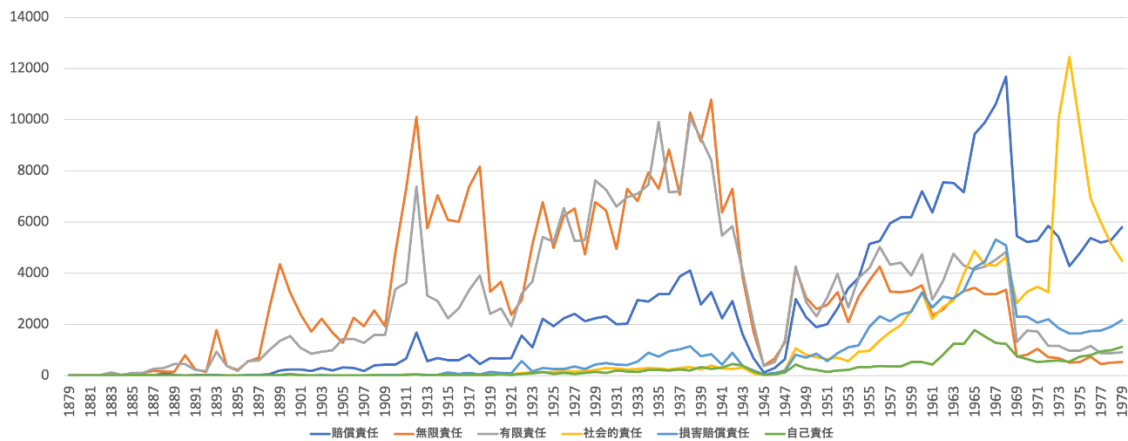


図7 NDL Ngram Viewerにおける「責任」を用いた複合名詞の使用推移

これらのデータからわかるのは、「自己責任」が1980年代以降の新自由主義的言説から必ずしも生じたわけではなく、日本社会における政治・経済・教育的な文脈で用いられてきたということである。とはいえ、これら日本の責任言説を総じて論じることは本稿の議論の射程を超えている。一方、こうした言説史の分析により、自己責任が日本社会でどのような意味の網の目が織り混ざりながら再生産されてきたか、という本稿の主たる問いへと視野を広げられる。この問いを携えつつ、次節では2004年のイラク日本人質事件にいたる自己責任の言説史を確認していく。

3.3 1980年から2003年の言説史

本節では、1980年から2003年の自己責任の言説史を三つの年代に分けて記述していく。はじめに1980年から1989年、次に1990年から1995年、最後に1996年から2003年に区分する。その理由は、1980年代の自己責任言説は経済・教育ジャンルと日経新聞に集中していること、1989年に昭和から平成へと移行し、冷戦とバブルの崩壊とともに1990年から1995年までに自己責任論が社会的に議論された証券不祥事問題、また阪神淡路大震災と地下鉄サリン事件が1995年に起きたこと、そして1996年から2001年にかけて金融ビッグバンと呼ばれる金融改革が推進され、もっとも自己責任が新聞紙上で用いられたためである。以上の三分区に沿って、自己責任と関連する社会的な出来事を中心にその変遷を記述する。

3.3.1 1980年から1989年の言説史

1980年代で自己責任が言及されるのはほとんどが日経新聞であり、経済・金融ジャンルにて用いられてきた。1980年代以前にも自己責任の言及があったように、1970年代にも自

己責任の言及例が日経新聞上で 10 件と若干数あった。たとえば、「関経連が創立 30 周年の記念式典開く――新しい国づくりへと芦原会長強調。」(1976 年 10 月 2 日、日経新聞朝刊) では、関西経済連合会会長が「わが国は将来を占う重大な転換点に立っている。政治も自ら姿勢を正すことによって指導力を回復するとともに、経済人も自助の精神、自己責任の原則に立ってともに自由社会を守り抜き、新しい国づくりに向かう決意を固めよう」と述べたり、「試練に耐える自己責任経営の確立を」(1977 年 1 月 8 日、日経新聞朝刊) という社説が掲載されたりしている。

一方、日経新聞にて言及が増加するのは 1982 年からであった【図 8】。言及数が増加した背景には、前年の 1981 年に発足した第二次臨時行政調査会(以下、臨調)の議論が記事化されたことと、1982 年 4 月に新銀行法が設立したことにある。これら出来事は後の政策や自己責任の言及とも関係するため、その文脈を若干補足する。

まず、臨調は鈴木善幸内閣が掲げた「増税なき財政再建」を達成すべく、行財政改革についての審議を行った調査会である³⁷。この臨調では、特に 1984 年度までに赤字国際のゼロ化、三公社(国鉄、日本電信電話公社、日本専売公社)の民営化、3K 赤字(米、国鉄、健康保険)の解消の実施が提言された³⁸。1973 年の石油危機などの影響を受け、1975 年度、日本で初めて大規模な赤字国際が生まれ、1979 年には大平正芳内閣によって一般消費税を提案するも、自民党は衆議院総選挙で大敗し、1980 年代の政策の基本的な方針は「増税なき財政再建」となる(仁平 2011: 314-316)。財政赤字の削減が目的とされ、社会保障費も抑制対象となり、これを機に政策にて推進されるのが家族・近隣・職場の連帯や相互扶助であった。同時に重視されたのが、人々の主体性や自主性で、これは 1982 年の答申「行政改革に関する第三次答申(基本答申)」にて強調された。これら相互扶助と自主性は、ボランティア活動それ自体も受益者負担と同じく民間の活用の文脈で重視される。臨調の方針は、三公社の民営化など後の中曽根康弘内閣による一連の行政改革に結実していった。

³⁷ 読売新聞夕刊「首相「行革に政治生命」 大型新税(57年度)はムリ 決意表明」(1981年3月18日)

³⁸ 読売新聞朝刊「大型事業凍結盛る 行革の緊急課題、臨調が決定 優遇税制見直しも」(1981年4月18日)

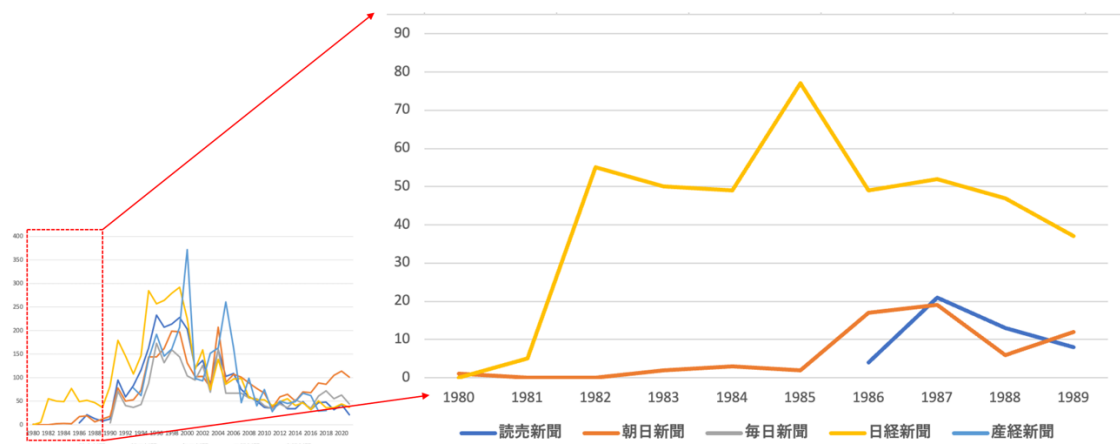


図8 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数 (1980-1989年)

また、1982年4月に制定された新銀行法は、1970年代の国債発行による国内外の資金交流が活発化し、企業・家庭の金利の重視、資金調達や運用手段の多様化、金融業務の機械化に伴い、金融自由化を促進した³⁹。こうした過程を経て制定されたのが新銀行法で、金融自由化の促進に加えて、株式投資市場の調整や投資原則と市場原理として「自己責任の原則」が唱えられるようになった。1970年代はアメリカとイギリスを中心にスタグフレーションが生じており、ミルトン・フリードマンをはじめとしたマネタリズムが推進され始める時期でもある。

市場の国際化が広がるなか、従来の日本の経済・金融構造と対比するかたちで新銀行法やその金融自由化は論じられた。たとえば、新銀行法の制定にあたって前日に出された記事、「銀行、競争の時代、新法1日スタート——試される経営効率化、自由化・証券攻勢の波。」(1982年3月30日)では次のように記述されていた。「長い間、『過保護行政』に慣れてきた金融界も、これからは厳しい競争にさらされる。新しい金融ルールのもとで、国民の多様なニーズ(欲求)に十分こたえていけるか。世界に通用する金融機関になれるか——金融界も本物の経営努力が問われる試練の時代を迎える。金融界ではもう“戦争”が始まっている」や「新銀行法は銀行に公共性や社会的責任を自覚させる一方で、市場原理に基づく自主性や自己責任の原則を打ち出している」、また「確かに金融界は新銀行法によって悲願の“自由な鳥”になった。しかしとらわれの身から解放されたというだけで幸せがやってくるわけではない。これまで以上に経営努力をしなければ、かえってこの自由が負担になって国民のニー

³⁹ 日経新聞朝刊「新銀行法、満1年の決算——金販売は空振り、銀行・証券戦争激しさを増す。」(1983年3月31日)

ズにもこたえられないかも知れない」と記事では述べられ、国内外で生じる競争・自由・負担、そしてそれらをまとめあげることばとして「自己責任の原則」が言及されている。

以上を整理すると、1980年代前半は金融／経済用語として「自己責任」が言及され始めた時期であった。その一方で、1980年代後半は国際化や市場経済の民営化を背景として変化する社会に対応する教育方針に関して「自己責任」が用いられ始める。再び図8に着目すると、自己責任の言及が増加するのは1985年だとわかる。この時期の増加は、中曽根政権によって1984年に発足した臨時教育審議会（以下、臨教審）の答申に関する報道の影響であった。

臨教審とは、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議することを業務とした行政機関で、ここでは、大学入学資格の弾力化、学習指導要領の大綱化、秋期入学制、文部省の機構改革など教育全体に渡る様々な施策が提案された。1985年から1987年の3年間で四つの答申をまとめており、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「国際化、情報化など変化への対応」などの理念をもって教育改革へ向かう流れを確立させ、1990年代に実施されるゆとり教育の基礎を作った⁴⁰。

この臨教審は、個性主義や自律を基軸にした教育における自己責任の原則を打ち出したものだった⁴¹。この教育ジャンルにおいて特に自己責任ディスコースと具体的に関連するのがボランティア政策である。市民同士の自発的な相互扶助を行うのがボランティア活動で、いわば「助け合い」の精神と実践が重視される。そのため、基本的には行政主体ではなく、市民主体の活動がボランティアだといえるだろう。だが、ボランティアをめぐる市民と行政の関わりを通史的に分析する仁平（2011）によると、この時期はむしろボランティアに対する国家の思惑と市民の自主性の衝突ないし混合が生じている。以下、仁平（2011: 318-319）の整理を参考に、ボランティア政策が推進された変遷をまとめる。

1980年代はじめに青少年問題審議会は福祉ボランティアの親子参加などを提唱し、1981年の高等学校生徒指導要領の改訂により、特記事項として「奉仕活動など学校生活以外の場における顕著な諸活動」を記入する道が開けた。また、1983年には青少年社会参加促進事業が開始され、「豊かな心を育てる高校生等ボランティア」の育成が目指されると同時に、文部省の助成で「高校生ボランティア養成講座」が各都道府県で開始された。1985年には

⁴⁰ 日経新聞夕刊「臨教審第一部会の見解全文。」（1985年2月12日）

⁴¹ たとえば、脚注40の記事にて、「一」および「二」のような現状認識と展望、それに基づく教育目標に立てば、今次改革の方向が「画一主義から個性主義への、大胆かつ細心の移行、改革」にあることは明らかである。この個性主義とは、個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則の確立であることを確認した」と「自己責任の原則」が教育方針として言及されている。

文部省が青少年に「社会的責任を伴う生活体験」の機会を与えるため、7,500 万円予算で、各都道府県教育委員会等に二か所ずつ「青少年ボランティアバンク」を設けている。

1986 年、臨教審の第二次答申では、新人教員の「長期研修」の具体化試案として夏期の校外研修の一環であるボランティア活動への参加が挙げられた。1987 年に成立した社会福祉及び介護福祉士法によって、社会福祉従事者の資格が法制化され、資格試験の受験資格を得るのに必要な履修科目として「ボランティア」に関する科目が要請されるようになり、以降、社会福祉系の短大などを中心に「ボランティア」に関する講義が増えていく。さらに、臨教審による四回の答申によって、社会教育・生涯教育は「生涯学習」へと名称の転換がされており、非対称的に知識を伝達することを意味する「教育」は破棄され、学習行為そのものが価値を内包するとされる「学習」が肯定された (ibid.: 319)。こうして、生涯学習におけるボランティア関連事業では、従来の慈善や奉仕とは異なり、自己効用論的なボランティア概念が前提となっていく経緯が仁平によって分析されている⁴²。

ボランティア政策における相互扶助の精神は、前述の赤字国債と社会保障費の削減目的だけではなく、1970 年代、経済成長とともに高齢化社会や家庭内暴力が徐々に問題視されるにあたって提示された日本型福祉社会として家族・企業・地域隣人などによる福祉機能を期待して提示されたものだった (ibid.: 315)。つまり、1970 年代の時点で広がった大衆消費社会化の影として生じた社会的な疎外や逸脱への対応として提示されたのが相互扶助論であった。相互扶助論は、ウルリッヒ・ベック (1998 [1986]) のいう伝統的紐帯から解放される「第一の近代」とその個人化に対する社会変容への対策ともいえるだろう⁴³。したがって、1970 年代から 1980 年代における社会変容のなかで論じられた自己責任の原則は、自己選択の増大、国内外の市場変容、金融自由化、第一の近代における国家的統治、相互扶助といった個人から家族・組織、国家といった広いスケールのなかに位置づけられた経済・教育ジャンルのことばだったと整理できる。

この傾向は、全国新聞で「自己責任」とともに用いられた共起語の使用数にもある程度は見取れる【表 1: 以下、同様の表にて新聞名の横の括弧内数値は「自己責任」が言及された記事総数を示す】。表 1 の通り、自己責任の共起語で最も多いのが「原則」、次いで「規

⁴² ボランティアの自己効用論的な結実が仁平 (2011) の書籍タイトルに用いられる「ボランティアの終焉」である。それは従来の慈善や奉仕といった社会や他者との贈与-交換関係から、自己の行為そのものに価値を見出し、NGO や NPO といった経営論的転回を遂げたことを指している。皮肉ながら、後に言及する 1995 年こそが阪神淡路大震災を経てボランティア元年とも呼ばれた年で、仁平の社会学的分析はこのボランティア的なものが社会に一般化したことこそがボランティアの終焉だったことを論じている。

⁴³ ベックは、後期近代社会では個人は伝統的共同体や紐帯から解放される第一の近代と、第一の近代後に家族や中間集団にまで個人化が及ぶ第二の近代を区別し、現代を第二の近代としている (中森 2017: 88)。

制」、次に「自主」となっており、1980年代に経済・教育ジャンルで用いられてきた傾向と一致する。

表1 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1980-1989年）

	原則	規制	自主	自律	自助	覚悟	迷惑
読 売 (79)	5 (6.33%)	10 (12.66%)	5 (6.33%)	3 (3.8%)	2 (2.53%)	0	0
朝 日 (95)	41 (43.16%)	35 (36.84%)	24 (25.26%)	17 (17.89%)	6 (6.32%)	3 (3.16%)	1 (1.05%)
日 経 (431)	215 (49.88%)	167 (38.75%)	91 (21.11%)	18 (4.18%)	20 (4.64%)	18 (4.18%)	8 (1.86%)

一方、投資や教育における自己責任の原則とは異なる用法も散見される。たとえば、『「10・12判決」耐えて政権支える——竹下蔵相、田中派青年研修会で結束訴える。』（1983年8月28日、日経新聞朝刊）では、自民党の田中角栄派幹部が「ある種の風潮に迎合しマスコミ受けするような行動をしていく政治家の末路は哀れだ。批判を外へ向けるだけで自己責任を放棄していくことは慎まねばならない」と述べたことが記事化されている。これはロッキード事件の第一審判決で実刑が下った田中元首相への判決に対し、野党への牽制だと記事で述べられている。この自己責任は、なにをどう意味しているだろうか。記事によると、マスコミに向けて田中元首相を批判する野党に向け、ただ批判するだけの行為は自己責任の放棄であり、慎むべきだという。ここから少なくとも、敵対的な野党の批判に対し、対照的に自らの政治的行為や姿勢を自己責任とするパフォーマンスであることが読み取れる。したがって、この文脈における自己責任は暗黙理に自らの責任を示すが、一方でこれはあくまで対比によって示されるもので具体的な自己責任の内実は不明瞭なパフォーマンスである。

もうひとつ別の例を見てみよう。「店頭市場の拡充・改善策（社説）」（1983年9月17日、日経新聞朝刊）では、「今回の改善案は、戦後証券市場の厳しい管理政策見直しの第一歩であり、当面は遅々たる歩みになるのもやむをえまい。しかし、各自の自己責任を痛感しつつ、絶えず基本に立ち返って、市場の活性化、正常化を目指すなら、その効果も徐々に現れてこよう」と述べられている。ここでは、当時の現行の基準よりも規制を緩和し、市場の自由化と活発化を進める狙いがあるものとして店頭市場の拡充・改善案が解説されており、それにあたってベンチャービジネスの育成と投資家の自己責任を重視することの意義が社説で論

じられている。したがって、それが「各自（＝投資家）の自己責任を痛感」するという意味である。とはいえ、自己責任を痛感するとはどういうことなのだろうか。

二つの例で共通するのは、自己責任と論者や言及者がディスコース上で内包されている点にある。最初の例は（自己責任でない）野党に対する自己責任の提示、次の例は改革に対する負担・リスクを担う自己責任が提示されている。つまり、日本社会におけるメタ語用論的な自己責任の使用では、主体の内的な無意識・意識や精神を示す語彙として自己責任が用いられる場合がある。これは一種の語彙に対するメタ語用的な視点の投影であり、個人にせよ、家族・組織といった社会集団にせよ、あるいは国家やグローバルな国外の状況にせよ、その中心にて責任を担う状況や姿勢を曖昧に指し示すものとして自己責任が用いられている。

要するに、公的な場にて「責任がある」ことを示す政治的なパフォーマンスに際して、「自己責任」と「覚悟」は用いられる。これが「自己責任」と「覚悟」が日本社会で共起語となる談話的な一貫性の一端である。たとえば、「金利自由化は、金融機関にも一般企業にも、経営の自己責任の厳しさをこれまでとは格段の違いで求めることになる。その覚悟が金融機関のみならず一般企業にも、本当に徹底しているのだろうか」⁴⁴などと「自己責任」と「覚悟」は同時に言及される。

表1の通り、「覚悟」を用いた共起語は必ずしも多くない。一方、暗黙理に談話上に投影されるメタ的な視点という観点から分析したのが青山（2021）である。この分析では、IS日本人人質事件における自己責任論の理由づけに着目すると、「迷惑をかけるな」という声が多く寄せられ、また家族・職業・国家といった社会的立場・役割から逸脱したことから責任が問われていた。つまり、日本社会で自己責任論に共通するのは、外部の視点を取り入れながら責任が問われ、そこでは他者への内なる意識に向けて行為の反省・抑制が求められている傾向が読み解ける。したがって、一見、個人を起点とする「自己責任」は、むしろ個々人の自由な主体性と社会的規範が交叉している。こうした対照性は、「日本は事故を未然に防止するため事前チェックを厳しくするのに対し、米側は個人や企業の自己責任を重んじ、事故を起こしたら大きな代償を払わされるという事後チェック制をとることが多い」⁴⁵といった欧米社会やその個人主義的な規範との対比にも表れている。以上を踏まえ、自己責任ディスコースに暗黙理に投影される対照性に留意しながら分析を進めていく。

1980年代の自己責任ディスコースは、経済・教育ジャンルに概ね収斂される。最後に、簡単に1980年代の出来事を概観し、次項の1990年代の文脈へと接続する。1981年の臨調

⁴⁴ 日経新聞朝刊「金利自由化と今後の産業資金調達（社説）」（1981年11月11日）

⁴⁵ 朝日新聞朝刊「ヤマ場迎えた日米貿易協議（社説）」（1985年3月13日）

発足、1982年の新銀行法の制定、1985年に広がった円高ドル安へと誘導するプラザ合意がなされた。プラザ合意は後のバブル経済へとつながる契機となり⁴⁶、1987年にはドル安を歯止めするためのルーブル合意をするも失敗、また同年には国鉄の分割民営化が実施される。こうしたなか、日本の戦後史と近現代史の切断点ともなった1989年には天皇の崩御だけではなく、ハンガリーの鉄のカーテンの撤去と社会主義の崩壊、中国の天安門事件、ベルリンの壁の崩壊、冷戦の終結を宣言するマルタ会談などが起きた。社会主義の崩壊とともに、政治的なイデオロギー（≡大きな物語）闘争が終焉し、一種の社会変容と不安が渦巻いてはじまったのが1990年代であった。次項では、1990年代の前半にあたる1990年から1995年にかけての自己責任の言説史を論じる。

3.3.2 1990年から1995年の言説史

1990年代前半は、自己責任の使用数の変遷を見てわかるように、1990年代前半において自己責任の言及は増加するものの、後半とは大きな開きがあり、これは急速な社会変容における一種の空白期間であったことを示唆している⁴⁷【図9】。とはいえ、1990年代初期のバブル経済の崩壊やその余波、1991年の湾岸戦争、関連してPKO法の制定と自衛隊派遣、1993年の細川護熙元首相による連立政権発足による55年体制の崩壊、また1995年には阪神淡路大震災とオウム真理教による地下鉄サリン事件が起きている。

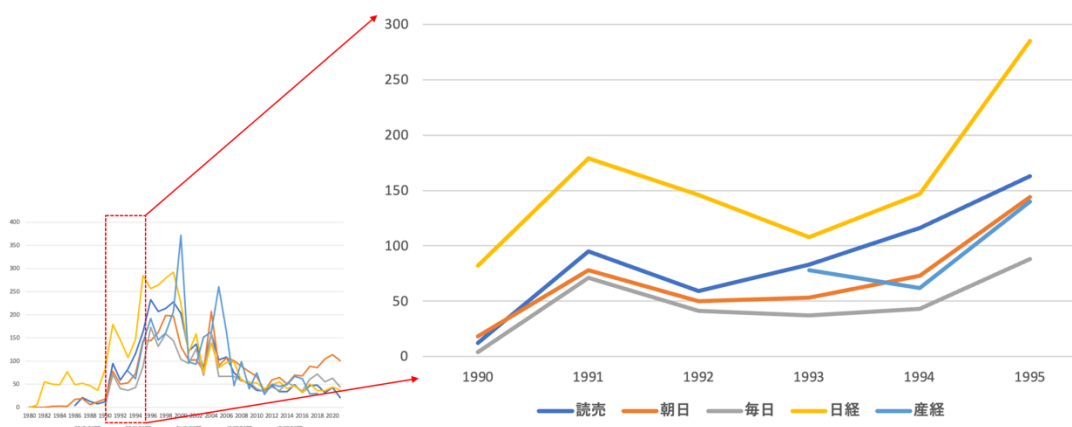


図9 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（1990-1995年）

⁴⁶ 読売新聞朝刊「バブルが来た道？ 円急騰で状況似てきたが… 超低金利 貿易黒字 経済対策」（1993年4月26日）

⁴⁷ たとえば、東浩紀・市川真人・大澤聡・福嶋亮大『現代日本の批評 1975-2001』（2017年、講談社）にても、1980年代末と1990年代後半に比べ、1990年代前半には際立った社会的な出来事がなかったことが挙げられている。

1990年代前半のなかで、全国新聞の「自己責任」の使用数が大きく上昇したのが1991年であった。この年に起きたのが証券不祥事問題である。証券不祥事問題とは、大手証券会社による大口顧客などへの損失補てん—大手顧客に対する株式取引の損失を不正に補うこと—を行っていたことが発覚し、社会問題化した出来事をいう。損失補てん自体は、1989年に大和証券が、1990年に山一証券と大和証券を含む数十社が行っていたことが発覚しているが、それだけではなく1991年には大手の野村証券と日興証券が、さらに大手4証券（野村、日興、山一、大和）の新たな損失補てんが発覚し、以降も証券会社による暴力団との関与も明らかになった⁴⁸。1990年代前半は、立て続けに証券会社の不祥事がマスメディアを介して問題視された。

以下、1991年の証券不祥事を分析する種村（2005）による事件経緯や争点をまとめる。この証券不祥事は、1980年代に積極的に議論されてきた株式投資をめぐる自己責任の原則を破るものとして取り上げられ、最初に証券会社やそれを利用した顧客にも自己責任論が寄せられるものとなった。この文脈における自己責任の原則とは、株式投資や企業経営をはじめとした経済・金融に関わる取引などの行為によって不利益を被った際、その当事者が責任を負うことを指している。したがって、自己責任の原則は個々人による自由な経済的行為に対するリスク管理や処理に加え、それを遂行するための十分な情報が関係者や制度によって公正に行き渡っていることを意味する。

これこそが1980年代から現代に渡っても基本的に維持・認識されている自己責任の原則であり、それは派生的に制度や取引上の説明責任をも含意するなど、広範に近代社会制度や契約関係において用いられているものである。本来、取引の失敗に対し事後的な損失補てんをすることは証券会社の利益にはならず、そのため初期の1989年時点の損失補てんではそれが違反化されていなかったものの、証券会社が大手顧客に対する取引の維持をより利益あるものとみなしていたために生じたのがこの証券不祥事問題の構造であった。

損失補てんで問題となったのは、大別すると①個々人の顧客価値による不公正な待遇、②証券会社と投資家の自己責任の二つである。前者と後者はそれぞれ連動しており、証券会社の不公正な待遇は市場原理としての自己責任の原則を破り、同時に不公正な側の多くの顧客は個別化された自己責任の原則が破られたことによる社会的な不公正感を抱くということへと論点が結実した（詳細は種村 2005 を参照）。

この損失補てん問題に引き続き生じたのが、膨大な不良債権と金融機関の崩壊、加えて住専問題と呼ばれる住宅専門金融会社の破綻とその債権処理であった。たとえば、1994年には東京協和信組と安全信組、1995年には都内最大手であったコスモ信組などが経営破綻を

⁴⁸ 読売新聞朝刊「損失補てん 大手証券の相次ぐ不祥事 裏に営業特金（解説）」（1991年6月22日）

きたした⁴⁹。特に、コスモ信組の破綻は預金者が窓口に押し寄せるなどの一時的な騒ぎを起こし、またこの経営破綻が木津信組と兵庫銀行へと波及するなど信用不安が生じた⁵⁰。信用不安の発生は、金融機関や投資家だけではなく、預金者にもそのリスク管理や引き受けをめぐる自己責任論が論じられることへと結実する。朝日新聞では、「金融機関が解体される時代（社説）」と1992年4月30日に出された社説においては、金融機関の自己責任原則と金融機関の元金が預金者のものであることの言及などにとどまっている。しかし、1995年8月5日に出された「自己責任原則ゆがめるな 預金者保護に異論 高金利のコスモ信組支援」の記事ではコスモ信用組合の経営破綻に際し、「『預金者保護』を愚民行政の口実にさせないためには、預金者の側に自己責任の覚悟がいる。そのために、知る権利を主張し、金融機関の情報開示を求めていくことが大切だ」と問題や主張が論じられている。

バブル経済が崩壊し、金融機関の度重なる不祥事や経営破綻によって、日本の財政はもちろん、経済構造をはじめとした抜本的な改革が1980年代以上に求められるようになったのが1990年代前半の状況であった（山家 2019: 51-78）。こうした危機意識に対し、国家行政にせよ、市井にせよ、声高に論じられたのが自己責任言説であった。

1990年代は1980年代に引き続き経済／金融用語としての自己責任の原則が言及されるが、証券不祥事問題をはじめ官庁・私企業・顧客に対する自己責任が言及され、使用ジャンルの幅が広がりはじめた時期でもある。たとえば、証券不祥事のような予期せぬ出来事に対する一般的なリスク対応として自己責任を論じたのが「『自助』と『自己責任』を（経済気象台）」（朝日新聞夕刊、1992年2月28日）である。「日本では何か事が起きると、決まって行政の対応が問われ、お上の管理責任が問題になる。自己責任で当たるのが当たり前なのに、すぐ責任を行政に持って行こうとする。[...] いずれにしても『行政が』と言う前に、政府からの自由をしっかりと見据え、あくまで自己責任の心とその姿勢を一人ひとりが確認したいものである」といったように、この記事でも問題や困難が生じて「お上」に頼るのではなく自己責任が当たり前であることが一般化されて論じられている。

ほかにも、「自由金利時代を生きるには（社説）」（朝日新聞朝刊、1993年10月17日）では、「多様な金融商品を選ぶ自由が増えれば、それに伴って預金者の自己責任も大きくなる」といったように、選択肢の増大がそれを享受する預金者への自己責任へとつながることが自明視されている。さらに、1994年の朝日新聞の社説では「規制緩和を求めながら、一方で政府の対策に依存するのではなく、自己責任で経営立て直しに取り組むことが第一条件

⁴⁹ 朝日新聞夕刊「金融巡る構造も争点 責任の所在どう判断 2信組事件公判」（1995年11月06日）

⁵⁰ 朝日新聞朝刊「コスモ信組が経営破綻 都が業務停止命令 全預金、元利を保証」（1995年08月01日）

ではないか」と肯定的に自己責任が用いられており、この記事の題名は「元気を出そう（社説）」（朝日新聞朝刊、1994年1月1日）という元旦の記事であった。

このほかにも、「そば給食訴訟、判決には疑問（声）」（朝日新聞朝刊、1992年4月1日）の読者による投書では「『そば給食を拒否する』ことは、アレルギーを持つ本人の自己責任である。それを怠って死に至っても、学校側の責任は問えないのではないか」、あるいは「企業も個人も自己責任の原則に立つべきで、甘えは許されなくなった」として自己責任の原則が「甘えが許されない」と言い換えられるなどしている。このように、自己責任を用いた主張や問題がさまざまなコンテクストへと接続され、新たに意味づけられていったのが1990年代であった。

1995年に首相となった村山富市元首相の就任所信演説でも、「しかし、規制緩和等を行うに際し重要なことは、自由競争原理の貫徹とその半面生じる自己責任のあり方を徹底して議論することであります」や「このような真剣な議論やそれを通じた各界の自覚をもってはじめて、国民の間において、いかなる分野において自己責任原則を徹底させ、いかなる分野において政策的措置が必要であるかについての合意が形成され、真の意味での行政改革が成し遂げられるものと信じております」と社会制度や国民へと自己責任の原則を要請している。村山内閣から次の橋本内閣に引き継がれたのが日本の財政・金融の改革であり、その背後に共通する政治的なイデオロギーは新自由主義であったと概括できる。

以上の経緯を踏まえつつ、1990年代前半の自己責任との共起語を確認する。1980年代に比べ、どの新聞でも自己責任の言及数は増加するが、1980年代と同様に日経新聞が最も語彙使用数が多く、また共起語も「原則」と「規制」が上位であることが表2からわかる。ここで着目したいのが「自主」の共起語も1980年代に比べて増加している点である。金融危機と経済不安に乗じてその対応策として引き続き論じられたのが自己責任であったが、その適用範囲は徐々に一般化され、自主的な判断がさまざまな社会問題から社会制度やその変容への必須な対応へと広がったためだと考えられる⁵¹。

⁵¹ たとえば、読売新聞朝刊「[食管改革] コメはどうなる（4）減反も自主判断（連載）」（1994年8月17日）では題名にあるように、減反政策に関しても市場へと農家経営を促す自己責任が「自主判断」と併記して論じられている。

表2 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1990-1995年）

	原則	規制	自主	自律	自助	覚悟	迷惑
読 売 (528)	276 (52.27%)	210 (39.77%)	92 (17.42%)	13 (2.46%)	42 (7.95%)	30 (5.68%)	9 (1.7%)
朝 日 (420)	196 (46.67%)	136 (32.38%)	58 (13.81%)	6 (1.43%)	27 (6.43%)	51 (12.14%)	16 (3.81%)
毎 日 (284)	157 (55.28%)	96 (33.8%)	42 (14.79%)	5 (1.76%)	18 (6.34%)	11 (3.87%)	7 (2.46%)
日 経 (947)	564 (66.59%)	402 (47.46%)	106 (12.51%)	18 (2.13%)	59 (6.97%)	51 (6.02%)	16 (1.89%)

実際、阪神淡路大震災が生じた1995年は全国からボランティアが被災地に集結するなど、ボランティア元年と呼ばれた。仁平（2011: 361）によると、新聞上で「ボランティア」の使用数のピークは1994-1995年であったが、それ以降にボランティア言説に取って代わるのが「NPO」である。後の1998年にはNPO法が制定され、この施行直後である1999年にはボランティアの新聞上の使用数をNPOが抜くことになる。このように、1990年代後半は1990年代前半よりも自己責任の使用数増加をはじめ、日本社会の変容が如実化する時期にあたる。1995年は、阪神淡路大震災に地下鉄サリン事件と、災害や犯罪事件などの面でも社会秩序が乱れた時期であった。では、1996年からイラク日本人質事件の前年に生じた2003年のイラク戦争に至るまで、どのような言説史を自己責任は描いたのだろうか。

3.3.3 1996年から2003年の言説史

まず、1996年から2003年の主な出来事を確認する。1996年から2001年にかけて行われた金融改革が金融ビッグバンと呼ばれる。これは1996年から1998年にかけて政権を担った橋本内閣によってはじめられたものだった。1980年代にも金融自由化や投資市場の開拓は行われたものの、グローバル市場に適応したものではなく、徹底的な規制緩和によって金融自由化が果たされたのがこの金融ビッグバンの実施期間であった（高橋・日本証券業協会2012: 33-35）。一方、1997年の消費税増税と重なるかたちで生じたのが山一証券の倒産と、アジア通貨危機であった。アジア通貨危機は日本の経済財政に大きな影響を与え、1998年から1999年にかけて戦後初めて名目GDPと実質経済成長率が減少し、2年連続のマイナス成長を記録した（山家2019: 91）。

経済のマイナス成長に際し、1998年7月の参議院選挙で自民党は大敗し、橋本内閣から小淵内閣へと移行した。小淵元首相直属の諮問機関である「経済戦略会議」が1998年8月

に設立され、日本の経済再生を見習う対象はアメリカであることが答申「日本経済再生への戦略」の「おわりに」で示唆されている⁵²。しかし、小渕元首相は2000年4月に脳梗塞で入院し、森喜朗内閣に代わったものの2001年4月には小泉内閣へと移行した。この小泉政権時に推進されたのが不良債権処理や「官から民へ」をキャッチフレーズにした規制緩和といった構造改革であり、小泉政権時に生じたのが本論文で焦点化して扱う2003年のイラク戦争と2004年のイラク日本人人質事件であった。

では、自己責任の使用数の変遷を図10から確認しよう。1995年に急増した使用数を1996年から2000年にかけてほぼ維持しており、一時的に産経新聞が2000年に使用数でトップになるも基本的には日経新聞が最も多く自己責任を言及した。表3から見て取れるように、自己責任との共起語も依然として「原則」と「規制」が上位の使用数を占めている。したがって、1990年代後半から2003年にかけても自己責任が言及されるジャンルは経済領域において多いことがわかる。

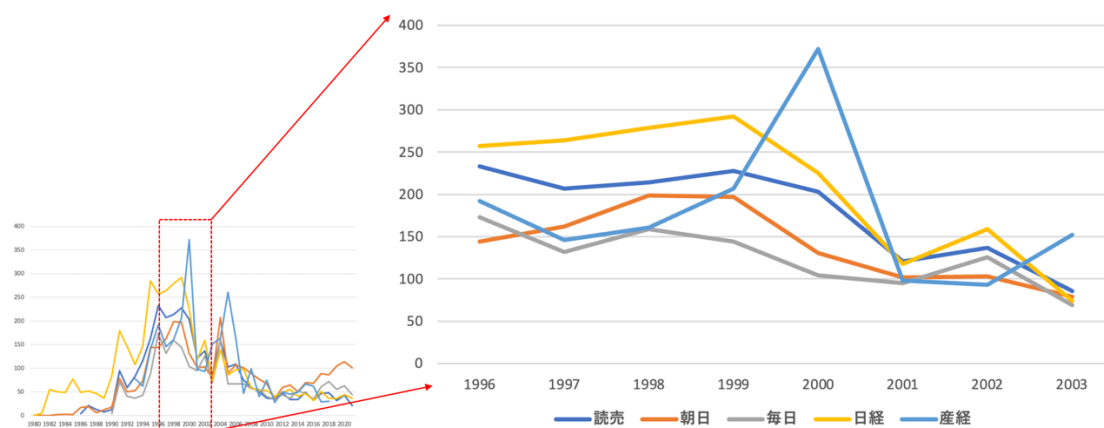


図10 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数 (1996-2003年)

⁵² 「(アメリカは) 1980年代前半の米国経済も双子の赤字と貯蓄率の低下、企業の国際競争力の喪失等、様々な問題を抱えていた。しかし、小さな政府の実現と抜本的な規制緩和・撤廃、大幅な所得・法人減税等を柱とするレーガノミックスに加えて、マイクロレベルでの株主利益重視の経営の徹底的追求とそれを容認する柔軟な社会システムをバックに、米国経済は90年央には見事な蘇生を成し遂げた。最近でこそ、アングロ・アメリカン流の経済システムの影の部分も目立ってきているが、日本も従来の過度に公平や平等を重視する社会風土を『効率と公正』を機軸とした透明で納得性の高い社会に変革して行かねばならない」〈<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/shiryuu/souron/13.pdf>〉【2023年7月21日確認】

表3 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（1996-2003年）

	原則	規制	自主	自律	自助	覚悟	迷惑
読 売 (1431)	485 (33.89%)	390 (27.25%)	173 (12.09%)	51 (3.56)	63 (4.4%)	73 (5.1%)	31 (2.17%)
朝 日 (1115)	289 (20.2%)	305 (21.31%)	104 (7.27%)	25 (1.75%)	65 (4.54%)	69 (4.82%)	33 (2.31%)
毎 日 (1002)	294 (20.55%)	245 (17.12%)	91 (6.36%)	30 (2.1%)	45 (3.14%)	50 (3.49%)	33 (2.31%)
日 経 (1668)	557 (33.4%)	487 (29.2%)	157 (9.41%)	60 (3.6%)	83 (4.98%)	66 (3.96%)	23 (1.38%)

一方、2001年には自己責任の言及数が各紙ともに減少している。これはなぜか。理由としては、①1996年から1999年に至る経済のマイナス成長といった経済危機や改革論議が2000年から回復し始めたこと、②ペイオフと呼ばれる金融機関破綻時の預金者保護の上限を定めた法律の施行が2001年の予定から2002年へと延期されたことの二点が関係している。そのため、2001年に自己責任の使用数は減少するも、2002年には微増、2003年には再び減少している。このことから、1990年代後半の自己責任の使用数が経済／金融ジャンルに集中していたことが読み取れるだろう。

こうした新聞上の傾向は国会議事録における自己責任の言及数とも並行した関係が見出せる。新聞と国会議事録では発話媒体の記録といった違いが明らかにある。したがって、厳密な比較には適さないものの、下記の図11の通り、読売新聞・朝日新聞・国会議事録は大まかには似た使用数の上昇推移の関係にあることが読み取れる。1995年の住専問題の債務処理の対応や財政改革に関して自己責任が言及されたことが1996年の上昇からわかるだろう。図10と同様、読売新聞・朝日新聞・国会議事録では1998-99年に最も多くの言及数があったことが図11からも見て取れ、また2000年から減少するも2004年のイラク日本人質事件にあたって上昇している。

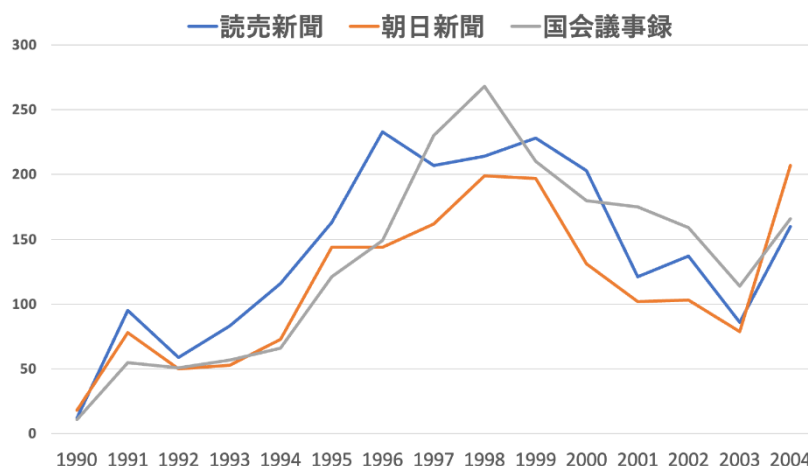


図 11 読売新聞・朝日新聞・国会議事録における「自己責任」の使用数（1990-2004 年）

一方、自己責任という一種の流行語は、1990年代前半と同様にさまざまな現象への論点にも波及している。こうした状況に対し、「自己責任」の意味をメタ的に問う書物として桜井哲夫による『<自己責任>とは何か』（1998年、講談社現代新書）が出版された。この書籍の冒頭で取り上げられているのが山一証券の破綻に際し、その会社の平社員がインタビューにて語った「何と云っても十数年前にこの会社を選んだ自分の自己責任もありますから、仕方がないと思います」であった。著者の桜井はこの発言に対し、まるで戦後においてお上に従ったわたしたちが悪いという「一億総懺悔」と同じ思考が潜んでいるのではないかと問いかけている (ibid.: 6)。加えて、本書の1章のタイトルは『『恋愛』の自己責任とは?』であり、その冒頭で引用されるのは作家で現在は日本大学の学長を務める林真理子による「恋愛という名の自由競争」において先行きの見えない不遇の出来事に対処する上で持ち出される自己責任論であった (ibid.: 16-17)。これは、1998年元旦の朝日新聞の家庭欄ではじまった「覚悟の時代——家庭にきた規制緩和」という連載記事で、これに付けられたコラム「私の自己責任論」にて言及されたものである。

同様の言及がある記事に、「インフォームド・コンセント エラぶる人選ばず（探検キーワード）」(朝日新聞夕刊、1999年3月6日)がある。記事では、治療患者への医師による説明・同意を重視する専門用語であるインフォームド・コンセントの難しさに焦点が当てられている。その難しさの例に挙がるのが、専門知識を持つ医師と患者の非対称性があるにもかかわらず、患者側に判断が求められるといった自己責任の「しんどさ」である。しかしながら、インフォームド・コンセントを推進する市民団体の世話人は「いえ、自己責任は気持ちがいいですよ」と語っている。

この「気持ちがいいですよ」といった表現に見てとれるように、1999年前後には、いわゆる自由な生き方を選び取るものとして肯定的に語られる言説として「自己責任」が用いら

れた。1990年代前半から1998年に続く経済不安とともに否定的に語られてきたものとは対照的な自己責任の意味づけ過程がここから見出せる。肯定的な自己責任は、1980年代から推進されてきたボランティアをはじめとした市民性を享受する人々が感じ取っていた自由さと主体性から導き出されたものとも類似する。ほかにも、性をめぐる自己決定⁵³、教育的に促される自由な遊びと自己責任⁵⁴、情報メディアリテラシーと自己責任⁵⁵、登山やアウトドアのレジャーと危機管理の自己責任⁵⁶など、1990年代後半からはより積極的に自己責任が多様な文脈やジャンルと結びつく用語となった。

3.4 考察

以上、1980年から2003年にかけての自己責任の言説史の一端を素描した。繰り返すように、本稿の分析目標はあくまでも2004年のイラク日本人質事件に至る過程の自己責任ディスコースのコンテクストを記述的に明らかにすることであり、すべての自己責任と関連する事象を詳らかにするものではない。前節で焦点化したのは、あくまでも全国新聞という社会的に流布されたメディア媒体にて、自己責任が用いられたジャンルの傾向であった。これまでの記述を踏まえ、本節では本章が掲げた三つの問いを軸に考察を進める。再び三つの問いを下記にまとめる。

1. どのようにして自己責任は幾多の言説と結びつくのか？
2. 自己責任を語らしめる「自己責任ではないもの」と「自己責任である（べき）もの」はどのように語られているのか？ 語られないものはなにか？
3. 自己責任ディスコースを語らしめるメカニズムはどのようなものか？

これらの問いをもとに、まず自己責任ディスコースの分散・布置からその意味の網の目を再整理し、そこで問題化された価値論理や談話上に投影された視点や規範を分析する。その上で、自己責任ディスコースを語らしめる歴史・社会文化的コンテクストとしてその生成メカニズムを考察する。

⁵³ 読売新聞朝刊「[社説] ビル解禁、性も自己責任の時代」(1999年3月5日)

⁵⁴ 読売新聞朝刊「[いい夏さがそ] 自己責任で遊ぶ 名古屋の『てんぱくプレーパーク』」(1999年8月3日)

⁵⁵ 朝日新聞夕刊「米国が追求する公正さ 若い知力を魅了 西垣通 (メディアの森)」(1997年10月4日)、読売新聞朝刊「[メディア時評] だれもが送り手、ネットの自己責任 稲増龍夫 (寄稿)」(1999年8月6日)

⁵⁶ 読売新聞朝刊「豪雨水難 「アウトドア」ブームに警鐘 川の怖さ知らぬ都会人」(1999年8月15日)、読売新聞朝刊「[気流] 登山客のあきれたマナー 会社員・吉住政文36 (埼玉県朝霞市)」(1999年9月9日)

1. どのようにして「自己責任」は幾多の言説と結びつくのか？

自己責任の大きな特徴として挙げられるのがジャンル越境性であった。自己責任は大まかには、経済・教育・政治ジャンルにおいて言及される。だが、前節で記述的に確認したように、自己責任が論じられる範囲は経済・金融ジャンルから徐々に波及し、脱コンテクスト化されてきた。特に、自己責任が言及され始めた1980年代初期において、経済／金融ジャンルでは「自由」と「リスク」の原則から、教育ジャンルでは「自律」や「自己決定」を促す上からの政治的な要請として言及されてきた。経済／金融ジャンルにおいても、教育ジャンルにおいても、自己責任が要請される背景にはグローバル化する世界情勢と国内の社会変容への対応が関係している。

たとえば、自己責任は三公社を民営化するなど英米の新自由主義政策を日本の政治に取り入れた中曽根政権時に語られはじめたことばであった。しかしながら、1980年代以前からも国家と個人の間を統制する用語として自己責任が少数ながらも用いられていたように、必ずしも1980年代以降に強く打ち出される新自由主義と等価的な概念と見なすべきではない。

自己責任と同様、新自由主義という概念もまた多義的な解釈や研究をもたらしてきたものである⁵⁷ (清水 2017)。新自由主義がある種のマジックワードとして論じられてきたように、自己責任もまたあらゆる現象と容易に結びつく記号であった。したがって、自己責任の言説史を分析するにあたって、自己責任は特定のジャンルに限定できず、不用意に定義もすべきではない。むしろその変質自在性こそが本稿で捉えたい自己責任ディスコースである。とはいえ、まったく不定型であるわけではなく、ジャンルを越境しながらも歴史的な出来事にさらされながら意味的にゆるやかな枠づけがなされてきた点、また断続的に「自己責任」が用いられてきた軌跡は分析可能である。そこで、以下に主だって言及された経済・教育・政治のジャンルにおける自己責任の意味連関を確認する。

まず、経済・金融ジャンルでは金融自由化に伴う株取引上の原則として自己責任が論じられた。1980年代の時点において、日本の経済・金融構造は世界的に均質化されたものでは

⁵⁷ 新自由主義とは、旧来の古典的自由主義に対し、その理論や問題を乗り越えるものとしてドイツの経済学者アレクサンダー・リュストウによって提示されたものであった (清水 2017: 246)。一方、哲学者のフーコーによってドイツの経済学の中でリュストウの新自由主義をより深化させたのはオルドー学派であったことや人々すらも経済的対象とする経済的人間 (ホモ・エコノミクス) を論じた統治性の問題、ほかにもフリードリヒ・ハイエクらが中心となって新自由主義が政治経済学的な常識として波及した第二次世界大戦後のモンペリ・ソサエティなる経済学者の国際会議、そしてフリードマンのマネタリズム、あるいは現代経済学者たちの集団的無意識・意識として合理的経済人を実態視する新自由主義、加えて新たな統治性として計算可能なリスクとして認識される金融工学における新自由主義、さらにはデヴィッド・ハーヴェイによる『新自由主義 その歴史的展開と現在』(2007 [2005]) では新自由主義がグローバル市場におけるナショナリズムとして勃興した新保守主義との結びつきを強調するなど、新自由主義の歴史・研究・実践も自己責任と同様に枚挙にいとまがない様相をていしている。

ないが、意味的には欧米市場とほぼ同様の原則を目指したものであった。しかしながら、この自由市場における取引を遂行するための公正な条件としての自己責任の原則は、各主体に自己決定と説明責任を要請するものであり、これは教育と政治のジャンルからも要請されるものであったと整理できる。特に、政治ジャンルでは価値判断を伴う問題が自己責任とともに論じられており、1980年代から続く金融自由化をはじめとした規制緩和と自己責任が、1990年代前半の損失補てんをめぐる処理対応と公正性といった論点として自己責任論が、また1990年代後半のインターネットをはじめとした情報メディア環境への適応においても自己責任の是非が問われた。こうした不安定な社会状況や変容の過程は、パソコンをはじめとした情報技術や関税取引の調整から、農家の減反政策や地方自治の対応の如何といった国内事情にまで自主性や自律を求める自己責任論へと展開された。国内外へとスケールが大きく展開する社会変容において、1980年代の臨教審をはじめボランティアやNPO・NGOへと教育ジャンルにおける上からの自主性や自律の要請、あるいは当事者らによる自己効用的な自由と行為の享受が肯定的な自己責任としても語られるにいたった。これら自己責任を中心とした経済・教育・政治ジャンルへの意味的な連関のイメージを概略的に示したのが下記の図12である。

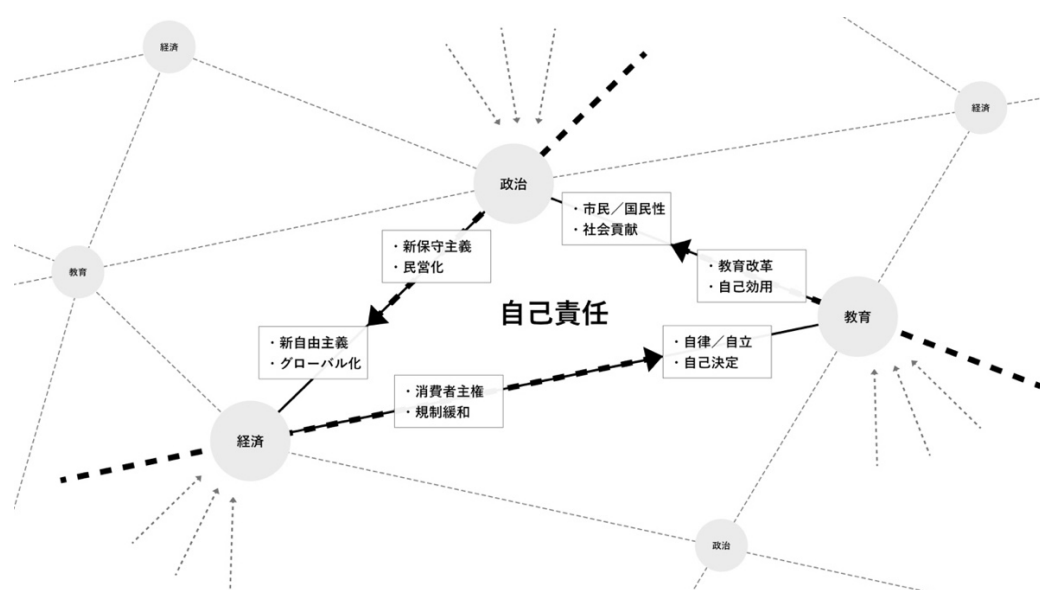


図12 自己責任をめぐる意味の網の目（1980-2003年）

自己責任のメタ語用／意味論的な位置づけは不定型であるも、言及される出来事・文脈に応じて意味的に関係する自己責任ディスコースのネットワークを図12で示した。図の矢印は、論者や解釈のまなざしによつての意味的な連関の相違や解釈的な複数性を示している。

いずれにせよ、日本社会において1980年代からゼロ年代初頭にかけての社会状況に広く対応する概念が自己責任であったと概括できるだろう。

2. 「自己責任」を語らしめる「自己責任ではないもの」と「自己責任である(べき)もの」はどのように語られているのか？ 語られないものはなにか？

語られるものは同時に、語られないものをも示す。こうした言説の分散や布置から語られるものと語られないものの差異を見出すのが言説分析の手法である。では、経済・教育・政治ジャンルにおいて語られた自己責任言説から、どのような語られないもの、あるいは語りにくいものを見出すことができるか。

まず、語られやすいものから考えたい。前述したように、自己責任は新自由主義と似て複数的な解釈を許容するものだった。実際、1980年代前半の経済・金融ジャンルにしても、教育ジャンルにしても、あるいは政治ジャンルにしても規制緩和などの自由化に伴って論じられたのが自己責任であった。したがって、自己責任の解釈に関して事後的に語られやすいのは新自由主義、特に冷戦体制の崩壊とインターネットの一般的な使用によって促された消費者主権という名の自己選択と説明責任との関係においてである。つまり、特定の政治信条というイデオロギー(≡大きな物語)よりも、グローバル化に伴った社会変容とその複雑化に適応する新たな規範として跋扈したのが新自由主義ヘゲモニーであった。自己責任が経済・金融ジャンルを中心に「自己責任の原則」や「規制緩和」と伴って言及される傾向にあったことから、新自由主義ヘゲモニーとして自己責任を捉えるのは妥当だろう。

別の角度からこの変容を捉え返したい。まず、ベックによるリスク社会論は制度化された個人主義(≡個人化)との関係で論じられたものであり、旧来の伝統的な紐帯関係からの解放を意味する第一の近代(≡第一の個人化)と、その後に家族や中間集団にまでその個人化が及ぶ第二の近代(≡第二の個人化)を区別した(ベック 1998 [1986]; 中森 2017: 88-89)。ベックの区別に照らせば、1970年代から1980年代にかけては第一の個人化が、1990年代以降にかけては第二の個人化が進行した過程であったと整理できる。それが、新自由主義ヘゲモニー、あるいは消費者主権を抽象化して捉えた社会学的な状況認識である。

一方、本章では自己責任ディスコースからその社会学的な状況認識の具体を分析した。1980年代から2003年にかけての自己責任ディスコースは、政治行政から経済／教育原理的な要請としてなされる傾向にあった。特に、注目すべきなのが、自民党をはじめとした新保守主義者などが自己責任を要請すると同時に、ボランティア言説などに見て取れたように、社会的な紐帯の再形成をも促していた点である。なぜなら、この自発的な相互扶助こそが右左の政治信条に限らず、個々人の自由と自己責任と共に、新たな社会秩序を呼びかけるものであったからである。

したがって、語られやすい自己責任が新自由主義へゲモニーだとすれば、語られにくい自己責任はこの相互扶助を介したポストモダン社会における共同性の勃興であった。自民党をはじめとした新保守主義者≡新自由主義者は、グローバル社会における経済市場の成長といったナショナリズムの再形成の一環として自己責任を求めた。一方で、1990年代当時のリベラル勢力といった民主主義≡市民性を重視するボランティア論者にとってはグローバルな公共圏における欧米の個人主義的な主体像との対応かつ自由の体現として認知されたのが自己責任であった。ここから、新保守主義者≡新自由主義者は「自由と自己責任」を求め、リベラル勢力は「自由と自己責任」を享受した、という点において自己責任をめぐる一種の弁別性があったと分析できる。

これは、フラクタルな関係として再整理できる (cf. Gal & Irvine 2019)。ここでいうフラクタルとは、一部が全体と相似する記号の包含的・再帰的な関係のことをいう。以下、保守派とリベラル派のフラクタルな関係を具体的に整理する⁵⁸。保守派における自由の代理として前提的に要請される自己責任には、その責任を遂行する義務として上下関係が認知されやすい。つまり、自由と自己責任の規範的な結びつきが社会的な上下関係によって結びつく傾向にある。一方、リベラル派における自己責任はグローバル社会における新たな市民社会秩序のものとして普遍化された条件となる。後者の普遍性は自らを絶対化しやすく、前者の秩序-逸脱関係は社会を統治するものとして自己責任が相対化されて捉えやすい。まとめると、保守派とリベラル派が共に肯定的に見出すのが自発的な自己責任であったが、保守派は義務的な責任処理を要請する傾向があるのに対して、リベラル派にとっては個々人の権利として普遍的な自由を想定する傾向にあった。

ここから同じ「自己責任」をめぐる異なる意味づけが見い出せ、より一般化した包含関係としてそのメカニズムを分析的に整理できる。包含は、A と B の二項関係において、一方の A は両者を包含しつつも、他方の B はそれのみによって構成されている関係を指す。A

⁵⁸ 本稿は、自己責任ディスコースの再生産メカニズムに関与する「自己責任」をめぐる言語コミュニケーションのズレ・ネジレに着目して分析を進めたものである。第4章で後述するように、イラク日本人人質事件をめぐる自己責任論のズレ・ネジレにも本章で言及した「保守派」と「リベラル派」といった対立軸が日本社会の言論状況の一端を象徴するものとして見て取れた。そこで、本稿では自己責任ディスコースの解釈的なあいまいさといった記号イデオロギーに着眼して分析する上で、象徴的に見て取れる集団的な傾向や対立が見られたものとして「保守派」と「リベラル派」と言及する。したがって、以降の記述と分析で本稿が言及するのは、「保守派」と「リベラル派」という集団が本質的な特徴を持つといった意味ではないことを明記しておきたい。以降の本稿で、自己責任ディスコースをめぐるズレ・ネジレで背景化された日本の文化的な自己観や責任観を分析する際に言及する「日本文化」といった記述も同様のものである。本稿では、言語人類学的方法論を、メディア研究をはじめとした分析・議論とも接続し、自己責任ディスコースの歴史的な系譜を扱う関係上、「保守」や「リベラル」、あるいは「文化」といった議論の細部を詳細に検討するものではないが、だからといってそれぞれの概念に基づいた集団を本質的に規定するものではない。あくまで、自己責任ディスコースの再生産メカニズムを検討するという本稿の問題設定上、調査と分析から特に際立った象徴的な論点を抽出した。

と B の敵対関係は両者の差異が認識されやすいが、包含関係はその差異が暗黙理に構成されているためそれが認識しにくいのである。

ここにおいて、自己責任とともに「覚悟」が共起語として度々言及された背景を考察できる。保守派は自己責任を引き受ける覚悟を自由の代償として求めた。これが金融自由化の遂行にあたって制度的に担保された公正性であった。しかしながら、リベラル派はボランティアなどにおける自己効用の一環として自己責任を享受した。前述したように、それはリベラル派にある程度は共通して見てとれた規範であるが、保守派においては社会的な条件のなかで随所に問われるものとして自己責任が規範化されていた。したがって、自己責任と覚悟はまさにこの両者の相違によって生じる不確定な条件、いわばリスクと不安への適応や処理を引き受ける可能条件のなかで規範化された意味連関であったと整理できるだろう。グローバル化とポストモダン化が進む社会変容のなかで肯定と否定を喚起する自己責任の不気味さは、この微細な相違から見出せるのではないだろうか。

もう一度、保守派の自己責任論の特徴を検討したい。高度経済成長を遂げた日本国が欧米諸国に比して経済的には優位となった 1980 年代だが、その当時から遅れが認識されていたのが金融自由化だけではなく、自律した個人という主体性の欠如であった。これは、日本の社会制度改革に関する議論でも問われたもので、甘え⁵⁹や護送船団方式⁶⁰といった用語とともに語られてきた⁶¹。グローバル社会において大国としての自意識をナショナリスティックに持とうとした日本の政権を担ってきた保守派が自己責任とともに論じたのは単なる欧米諸国への追随というよりも、独自の社会貢献の必要性であった。この保守派による自己責任言説への暗黙理の仮託も、自らの普遍的な市民性を語るリベラル派には認識しにくい点であったと分析できるだろう。

⁵⁹ 朝日新聞夕刊「N T T 株の損失補てん（経済気象台）」（1992 年 05 月 06 日）では、「日本は押しも押されもせぬ経済大国になった。企業も個人も自己責任の原則に立つべきで、甘えは許されなくなった。だが株価、地価が下がると、またぞろ出てきたのが甘えである」（下線部強調は筆者）と言及される。

⁶⁰ 平成不況やその問題として護送船団方式が批判的に言及された読売新聞夕刊「〔論点 9 2〕《10 月》「官」による経済規制、変革の時（連載）」（1992 年 10 月 29 日）では、当時の京セラ会長であった稲盛和夫氏の発言として「わが国は『民主主義』ならぬ『官主義』の国である。自由経済システムは本来、自己責任制のもと、市場で自由に競争することが原則なのに、各種の規制・保護が実施され、イノベーションや創造的な経営は妨げられてきた。たしかに、官僚組織は日本近代化の最強の担い手だったが、現在では、非効率性が目立ってきている。今こそ、中央集権的な規制を緩和し、地方分権の確立など、国の体質を改善すべき時である——」と言及される。

⁶¹ たとえば、朝日新聞夕刊「日本の文化大革命（経済気象台）」（1996 年 10 月 07 日）では、「国際化時代の今日、わが国に必要なことは画一性や過剰性を排除し、自己責任意識を高め、選択肢の多い社会へ移行することである。そのためには今の文化を固着させている個性軽視の画一的教育の抜本改革から始めるしかなく、いわば日本の文化大革命をスタートさせるくらいの心構えが必要である」（下線部強調は筆者）と言及される。

こうした貢献の態度は、1991年の湾岸戦争時においてもボランティアや平和への支持としてリベラル派にも分有されえるものだった。その過程を捉えるため自衛隊派遣問題やその国際貢献言説から日本の国際関係認識を捉える大山(2015)の議論を参照したい。大山によると、「国際貢献」は特殊日本的な概念であり、この言説に着目することで冷戦後の日本の国際関係認識の一端が照射される。大山が見出した分析を端的にまとめると、国際協力は具体的な協力者が想定されるのに対し、国際貢献の対象は抽象的である。この理由としては、「軍」ではない自衛隊を湾岸危機にて海外派遣するにあたって、具体的ではない、けれども無為無策でもありえない、国際貢献という抽象的な概念が必要とされた(ibid.: 2-7)。第二次世界大戦後、まがいなりにも戦争に加担しない「平和国家」が、「大国」として国際社会への貢献を模索するなかで着目されたのが自衛隊であったのだ。

湾岸危機に乗じた国際貢献言説の高まりは、ボランティアや NGO における貢献観とも結びつく。日本政府による NGO への小規模無償資金協力が 1990 年代初頭に開始され、国際協力事業団(JICA)への例年 30 人ほどの応募枠に対し、92 年版には 2,300 人、93 年版には 5,000 人、94 年版には 9,000 人からの資料請求がなされるにいたったという⁶²。グローバル化が進むなか、日本国外に自らの価値を示すために用いられた国際貢献の論理は、国内においても主体的な市民活動による社会貢献と自己効用の論理として結びついてきた。

このように、複雑な入れ子構造のように自己責任とそれに関する用語や主体が関与していたのが 1990 年代であった。社会にバラバラに散らばった自己責任ディスコースは、系譜的な読解によってある程度は輪郭をつかむことができる。一方、本稿で大きな問いとして掲げたのは日本社会において自己責任ディスコースがなぜ・どのようにして生成・再生産されたのかであった。徐々にこの問いへの輪郭は浮かび上がってきたが、本章の最後にこれまでの議論を踏まえながら自己責任ディスコースが照射する状況論を再整理し、それを語らしめるメカニズムの一端を考察することとしたい。

3. 自己責任ディスコースを語らしめるメカニズムとはなにか？

三つ目の問いは、一つ目と二つ目の問いの応答から導かれる。二つの問いを振り返ると、自己責任ディスコースは経済・教育・政治ジャンルをまたぐ間ディスコース性を有する多義的な概念として用いられてきた。その背景としてあったのが、ベックの語るリスク社会論と個人化、グローバル社会における両義的な新自由主義と新保守主義の勃興、国際貢献や社会貢献としての NPO・NGO を含むボランティア活動、特にリベラル派による市民性論であった。少数の例外を除き、1980 年代から 1990 年代の自己責任ディスコースは右左の政治信条に関係なく肯定的に論じられてきたとあってよいだろう。一方で、1990 年代後半にお

⁶² 朝日新聞朝刊「元気いっぱい、日本の NGO 団体・人増え知恵絞る」(1994 年 8 月 3 日)

いて如実化した経済不安や構造改革の兆しは、桜井（1998）に代表されるように、流行語のように唱えられてきた自己責任をメタ的に問い返す言論を生じさせた。また他方で、2000年代初頭の金融改革の終焉によって新聞紙上では自己責任の言及数は減少するに至った。自己責任は日本の社会変容への適応を呼びかけることばとして用いられてきた。

しかしながら、保守派とリベラル派において自己責任という文字記号は共通して用いられるが、力点には相違、いわば言語文化イデオロギーとしてのズレが介在していた。ここから、自己責任ディスコースが再生産されるメカニズムは、この言語文化イデオロギーと個人化や新自由主義などの論点を包括した観点から考察できると考えられる。本稿では、この包括的なイデオロギーへの着目を記号イデオロギーと呼称し、今後の分析の中心に据えていく。

自己責任は、肯定的にせよ否定的にせよ日本の社会変容を論じる上で不可欠のことばだった。一方では個人化が進むなかでも社会を統治する指針として、他方では個々人の自由を享受する指針として語られてきた。特に1990年代にいたる自己責任ディスコースを図で示すと下記のように示せる。

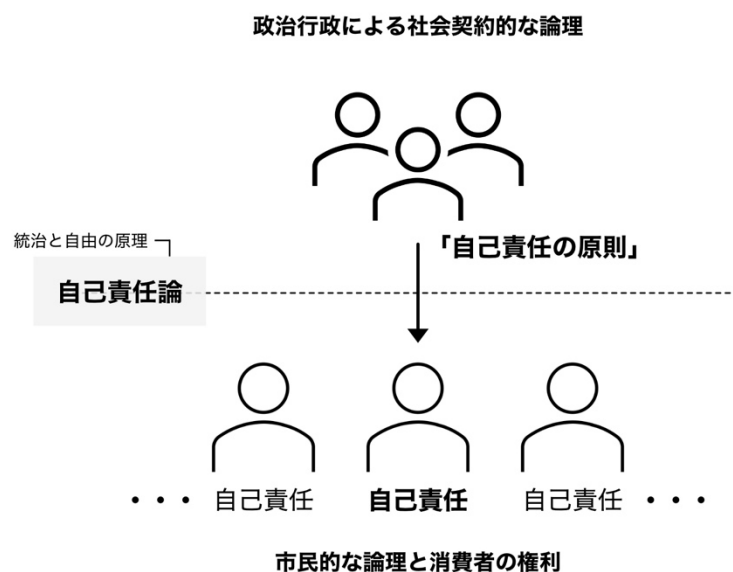


図13 統治と自由の論理として機能する自己責任論

図13の上部に示したのは国家や行政を担う政治の次元で、下部に示したのはグローバルに広がる市場と個人化が進む近代社会における個人である。この関係で示したのは第1章の図1で示した西洋文化圏における水平的な関係（responsibility）が下部で、漢字文化圏に

における従属的な関係(役割的責任)が上部で示されているものである。繰り返し整理すれば、政治行政的な論理は不確実な社会に適応するために国民に社会契約的な「自己責任の原則」を要請するが、市民的な論理と消費者の権利から個々人は主体的な自由を享受した。統治の原理と自由の原理が交叉する、それが2004年のイラク日本人質事件に至るまでの日本社会における自己責任論の一端だった⁶³。

3.5 小括

本章では、全国新聞五紙で1980年から2003年にかけて言及された「自己責任」を手がかりに、その意味的なネットワーク的關係を分析した。つまり、本章がおこなった分析は、メディア媒体を介して「自己責任」が意味づけられるパターンを読み解くものである。その点で、一般的な言語人類学的研究が得意とする対人的な相互行為分析ではないものの、必ずしもメディア研究に依拠しているわけでもない。自己責任論を日本社会に知らしめたイラク日本人質事件にいたるまでのコンテクストを追跡し、いま現在となつては見えにくくなつてしまった主に保守派とリベラル派の人々が自己責任を意味づける相違のパターンを分析した。そこから見出したのが、自由と統治の原理として意味づけられる「自己責任」である。これが2章の最後に示した差異と類似の裏表の記号關係を読み解くGal & Irvine(2019)の記号イデオロギー論の実例である。

日本社会における自己責任ディスコースは、1970年代の大衆消費社会と社会秩序の乱れ、1980年代の高度経済成長と世界的な資本主義システム変容、1990年代のバブルと冷戦の崩壊による社会不安と構造改革のコンテクストと共に生成・再生産されてきた。保守系の政権が乱れた社会秩序をボランティアによる相互扶助に求め、個人化・消費者主権・市民的活動を重視するリベラル系もまた自由と権利を重視した。日本社会の文脈においては、ここでいう「保守」と「リベラル」も確固とした信念に基づいて立脚しているとは言い難く、たとえば現在では共産党をはじめとした左翼もまた「リベラル」として括られつつある。自己責任ディスコースのコンテクストを分析する本章では、「保守」と「リベラル」のズレ・ネジレは議論の中心に挙げていない。しかしながら、「自己責任」がいまほど懲罰的な意味を帯びておらず、社会問題ともなっていない1980年から2003年にかけての文脈を踏まえると、大きな傾向としては自由と責任、自律と規律の論点が「保守」と「リベラル」の相違としても表象されていた点があったことを読み解く意義はあるだろう。

⁶³ この図はあくまで本章で分析した言説史のなかでも際立った保守派とリベラル派、あるいは管理者と使用者の対照的な關係を示したものである。そのため、自己責任論をめぐる關係を一般化したものではない。

2004年に生じたイラク日本人質事件にて人質となった3名のうち2名はボランティア活動家であった点も見逃せない。保守派がリベラル派に対して抱く印象、あるいはリベラル派が保守派に抱く印象もまたイラク戦争や人質事件の対立点に影響を与えるためである。たとえば、保守派の論客として知られる佐伯啓思は、人質事件後に出版した『自由とは何か「自己責任論」から「理由なき殺人」まで』（2004年、講談社現代新書）にて、人質らに対して同情的になれない理由を次のように述べている（佐伯 2004: 25）。

私は、個人的には人質たちにあまり同情的になれない。先にも述べたが、政府の退避勧告の出ている危険地帯にどうしても民間人が出かけるなら、それなりの覚悟と準備が必要だし、万が一の場合の対処などを家族とも了解しあってゆくべきで、彼らの行動はあまりに杜撰で軽率であった。ここに日本のボランティアの持つある種の偏向、すなわち理想主義的でしばしば左翼的で反政府的な心情の持つ問題を指摘してみたい気もする。しかし、それでも、ここで「自己責任」論を持ち出すのは、いささか場違いなのである。

佐伯（2004: 25）

佐伯いわく、人質らの行動は杜撰であり、その行動には反政府的な心情が根にあるのではないかと疑う。一方で、興味深いのは、それでもなお、人質らに対し「自己責任論」を浴びせることにもまた批判的な点である。そこで、保守派の佐伯が主張するのは、「近代国家」は「国民」の安全に対し「責任」を持つという論理である。どんなに当事者らが自分の行動の自由と共に自己責任を主張しても、近代国家は事件に関与しないなどと言えば国際社会から嘲笑され、救出のために必要な対処をする必要がある。国家は個人に対する安全の責任を持つ、また国家があって自由な個人がある。要するに、佐伯が「自己責任論」を問題視する背景には、個人を社会に従属させる政治思想がある。1.1節の図1で示した考えに照らせば、個人と個人が水平的な応答関係を前提とするのではなく、垂直的な権力関係による義務を前提とした価値観が佐伯の論旨には読み取れる。自己責任の問題を突き詰めると生じてくるのは、個人と社会の関係をいかに位置づけるかという政治哲学的な論点に結実する。

自己責任にせよ、保守にせよ、リベラルにせよ、現状を分析するだけでなく、その分析から有用な言論を見出すことは容易ではない。本稿では、まずは自己責任ディスコースの意味的なネットワークを追跡し、現状の論点をあぶり出していきたい。

自己責任ディスコースは次章で論じるイラク日本人質事件でどのように新たな政治状況を作り出していったか。そこからどのような記号イデオロギーが見出せるのか。第4章ではイラク日本人質事件と2004年から2014年の言説史を、第5章ではIS日本人質事

件を分析し、第 6 章でこの自己責任ディスコースを語らしめるメカニズムを再考察していく。

第四章 イラク日本人質事件と戦後民主主義

これまでの章では、自己責任のメタ意味／語用論的な分析を行い、日本社会における自己責任の言説編成を考察してきた。議論を振り返ると、自己責任には欧米文化圏と漢字文化圏の対照性が見出せること、日本の社会変容に伴い生じた記号イデオロギーが自己責任に絡まり合っていることを指摘してきた。特に、1990年代の経済的低迷と金融・行政の構造改革を経ながら自己責任はあらゆる言説と結びつき、その過程で生じたのが2001年のアメリカ同時多発テロ事件（以下、9.11テロ事件）であり、新たな国際情勢のなかで争点が凝縮されるかたちで生じたのが2004年イラク日本人質事件である。この事件を契機に、2004年流行語大賞のトップテンにランクインするほど、「自己責任」ということばは日本社会で広く知られることとなった。

本章では、この人質事件を主な対象とし、そこで語られる自己責任ディスコースを分析する。とりわけ自己責任論を日本社会で巻き起こすきっかけとなったこの事件で、なにがどう起きていたのだろうか。なぜ自己責任論はそれほどまでに広まったのか。この出来事からどのような現代的意味を見出せるのだろうか。

4.1 イラク日本人質事件とは

2004年イラク日本人質事件とは次のような事件であった。2004年4月8日、ボランティアとジャーナリスト活動を行うためにイラク現地入りした日本人3名が人質となった。犯行グループが要求したのは、イラクに派遣されていた自衛隊の撤退であった。人質の家族は、人質となったことが判明した翌日には記者会見を開き、政府に人質の救出を求めたが、政府は情報収集や交渉などの救助活動に従事するも犯行グループの要求は飲まず、人質家族との面談にも応じなかった。こうした家族のメディアへの露出と要求に対し、人質とその家族への自己責任論が行政・メディア機関・一般人からも数多く寄せられた。結果的に、人質3名は無事に解放されたものの、人質の危険地域の渡航そのものや帰国したチャーター便の料金を求めるにあたって、自己責任が問われた。同月15日には別の犯行グループにより、ジャーナリスト2名の行方が新たに知れず、拘束された可能性が高いことが明らかになった。しかし、この拘束事件では人質となった2名が民間人であり、米軍の協力者ではないことから17日には解放された。

4月8日夜に事件が発覚してから、4月11日まで3日間という短い自衛隊の撤退期限、15日の人質3名の解放と17日の拘束者2名の解放まで、およそ10日間に渡って起きたのがイラク日本人質事件である。日本とは遠く離れたイラクで起きた事件であり、政府もマ

メディアの取材に対し、初期段階では事実確認に努めることを繰り返し語るように、犯行グループからの要求期限が三日間と限られていたものの、市井の人が知りうる情報は限られていた。当時、イラクでは日本人以外の外国人も人質となる事件が多発すると同時に、イラク・ファルージャでは米軍による激しい戦闘が報道されるなど、緊迫した状況であった⁶⁴。人質事件に限らず、2004年4月におけるイラク情勢は格好の報道対象であったと言える。

この人質事件における自己責任論の勃興には、国内外の情勢に対する視座も欠かせない。国外の状況としては、9.11テロ事件から端を発し、2003年イラク戦争をめぐって勃発したテロ行為の数々が如実化した時期であった。一方、国内の状況は、イラク戦争においては日米関係に基づき自衛隊を派遣し、復興支援の援助を施す国際貢献が当時の政権与党である自民党らに重視された。これに対し、憲法9条に対する違憲論と、戦闘地域で国民が被害を受ける懸念が現実となった出来事であった。加えて、犯行グループによる直接的な対象が自衛隊となるのではなく、民間人が被害者となった事件であった点も、自国民の救出とテロ行為への妥協という論点を与野党に突きつける要素となった。社会不安がはびこる国内外の情勢に加えて、外務省から民間人に向けて中東地域への退避勧告が出されていたことを鑑みても、日本社会の人々に事件に対するさまざまに入り乱れた心象を抱かせる出来事であったといえる。

4.1.1 イラク戦争と国際政治情勢

イラク日本人質事件が起きた出来事を遡れば、2003年のイラク戦争、2001年の9.11テロ事件、1991年の湾岸戦争、1980年から1988年にかけてのイラン・イラク戦争、その背後にある冷戦構造と石油利権などが挙げられる。ある意味でこうした歴史的な複雑さは自己責任論の陰に背景化されているが、こうした歴史も本章が分析する人質事件の文脈として不可避に関わる。そこで、あらためてイラク日本人質事件と関わる国際政治情勢をごく簡単に整理したい。

まず、1979年に現代につながる二つの出来事が起きた。ひとつは2月に起きたイラン革命、もうひとつは12月に起きたソ連のアフガニスタン侵攻である。イラン革命の背景には、当時の新米政権により進められた近代化政策や世俗化があり、その政策のもとにイスラム教が弾圧された状況があった。これに対し、イランにおけるイスラム教シーア派の指導者であるホメイニーを中心に反体制派が2月に政権を掌握し、4月にはイスラム共和国の樹立を宣言した⁶⁵。このイラン革命に際し、シーア派による革命の波及を恐れたのがイランと隣接

⁶⁴ 毎日新聞朝刊「イラク：対米攻撃が激化 民間人の犠牲者急増、米兵死者も600人に」（2004年4月2日）

⁶⁵ 1979年11月にはイランアメリカ大使館人質事件が起き、以降、イランはアメリカとの国交を断絶している。

し、シーア派が多数を占めるイラクであった⁶⁶。こうした状況と対立は後に1980年から1988年にかけて起きたイラン・イラク戦争へと至る。

一方、イラン革命と同じく1979年12月に起きたのがソ連によるアフガニスタンへの侵攻であった⁶⁷。イラン革命とソ連のアフガニスタン侵攻が、イラク戦争にいたるイスラム勢力とアメリカとの関係に影響を与えている。イラン革命の影響下のなか、中東における反共対策に動けないアメリカがとったのがアフガニスタン周辺地域における反共ゲリラ兵を育てることであった。このなかに後に9.11テロ事件の首謀者であるオサマ・ビンラディンがいたのである。

ビンラディンが国際的なテロ活動を展開するきっかけとなったのが1991年の湾岸戦争であった(酒井2018:73)。湾岸戦争とは、1990年、イラクの経済的苦境やクウェートの石油生産制限をめぐる石油輸出機構(OPEC)の規約違反といった対立を背景にクウェートに侵攻したイラクに対し、1991年、米英を中心とした多国籍軍による武力行使が行われた戦争である。この湾岸戦争をきっかけに、イラクによる侵攻を恐れたサウジアラビアが米軍の駐留をさせた結果、アメリカとサウジアラビア王政を批判したのがビンラディンであった。ビンラディンは1994年にはサウジアラビア政府から国籍を剥奪され、アフガニスタンに拠点を置き、1996年には米軍への宣戦布告演説を行い、その際に強調されたのが、歪んだ世界を正すイスラム教徒による「ジハード(聖戦)」とその最大の敵としてのアメリカであった(ibid.:74-75)。ソ連のアフガニスタン侵攻を契機に、その抵抗運動に加わったビンラディンを中心にした同志が1988年に結成したのがアルカイダであり、1998年にはアメリカ大使館爆破事件を起こしている。

こうした文脈のなかで生じたのが、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件であった。アルカイダはイスラム過激派テロ組織とも呼ばれる。9.11は、アメリカのワールドトレードセンターやペンタゴンへとハイジャックした飛行機を衝突させた前代未聞のテロ事件であった。この事件を契機に、アメリカのグローバルな対テロ戦争が始まったといえ

⁶⁶ イスラム世界全体で見ると、9割を占める多数派はスンナ派、少数派はシーア派である。イランにおけるシーア派はペルシア人が中心だが、イラクではアラブ人という違いがあるものの、イラク南部のナジャフ、カルバラーはシーア派の聖地となっているなど、近代国家になってからは国境に阻まれているものの、両者には一定の交流がある(酒井2002:50-51)。

⁶⁷ 当時、共産主義を掲げたアフガニスタン人民民主党はソ連と軍事同盟を結んでいた。アフガニスタンでは反体制勢力との対立や内紛など社会的不安定な状況が続くなか、人民民主党がソ連に軍事介入を求めて起きた出来事であった。この侵攻は「ソ連のベトナム戦争」と称されるほど長期化・泥沼化し、1979年の侵攻から1989年の撤退に至るまで10年かかり、ソ連軍の敗退に終わった。

る。これまでの国家間や内戦とは異なる、21世紀はじまりのテロリズムを象徴する事件となった⁶⁸。

グローバルなテロへの危機意識が高まるなか、アメリカのブッシュ大統領は2002年初頭の一般教書演説においてイラク、イラン、北朝鮮が大量破壊兵器を保有するテロ支援国家として「悪の枢軸」発言を行う⁶⁹。特にイラクは湾岸戦争停戦後に、その停戦条件として大量破壊兵器の破棄が義務づけられていた。にもかかわらず、イラクのフセイン大統領は武装解除の査察の妨害や違反を繰り返すなどその兵器保持が問題視され、こうした不信感と疑惑が2003年のイラク戦争へとつながってしまった（酒井 2018: 49-50）。

イラク戦争は、2003年3月、アメリカとイギリスを中心とした有志連合によってイラクに軍事介入する「イラクの自由作戦」から始まった。開戦理由は上記のイラク武装解除問題であったが、フランス、ドイツ、ロシア、中国などは反対して査察の継続を訴えたものの、それを押し切って開戦されたものだった。大規模な武力行使は同年5月1日にはブッシュ大統領により短い終結宣言によって終わったとされる。しかしながら、イラクからは大量破壊兵器は見つからず、戦闘終結宣言後のほうがゲリラ隊による攻撃により死傷者を生み出し、当該地域の治安の悪化に限らず、宗教的・経済的な対立を深めたものだった。

2003年のイラク戦争は、後にISが誕生する大きなきっかけであると同時に、それ以降、テロ事件が増加した結節点でもあった（酒井 2018）。フセインは、イラク戦争を「すべての戦いの母なる戦争」と呼んだという（ibid.: 68）。なぜこのような事態に陥ってしまったのか。泥沼化したイラク戦争の状況は日本人質事件におけるテロ行為が起きた文脈に関わる。もう少し丁寧に掘り下げたい。

まず、イラク戦争を引き起こしたアメリカ政権の言い分であった大量破壊兵器の保持には証拠があるとされていた。しかしながら、そのような実態は確認できず、当時、アメリカの国務長官であったコリン・パウエルの報告も事実誤認かつ捏造された情報を元にしてい

⁶⁸ 9.11以降、アメリカでは包括的なテロ対策として「アメリカ愛国者法」が2001年に成立した。アメリカ愛国者法は、法律の頭文字10字（USA PATRIOT: Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001）から名付けられた。この愛国者法は、テロ行為の防止を目的に、法的に情報収集の規制を緩和し、同時に外国人に対する規制を強化し、さらにテロリズムの定義を拡大し、権限行使を拡大させるものであった。つまり、「イデオロギーや理念では抑え込めない暴力を、情報管理の徹底によってシステム的に抑えこもうという傾向がはっきりしてきた」（東・大澤 2003: 21）ものであった。言い換えれば、当時、個人メールなど個々人の情報ツールの利用が拡大する一方、情報管理のシステムからセキュリティを高めるという「情報の自由と制限」の二層構造が如実化した時期にあたる（東 2007）。

⁶⁹ ブッシュは「イラクは国際的な査察に合意しながら査察官を追い出した。何かを隠しているのだ。

これらの国々は『悪の枢軸』だ。世界平和を脅かしテロリストに武器を与える。無関心でいれば破滅的な結果を招く」と発言している。テキストは、朝日新聞夕刊「ブッシュ米大統領の一般教書演説＜要旨＞」（2002年01月30日）から引用した。

たことが判明した。イギリスでも同様に、2016年7月に当時のブレア政権が不正確な情報に基づき開戦し、その後の民主化に向けた準備も不足していたことを独立調査委員会が報告している⁷⁰。

イラク戦争は、こうしたさまざまな実態にも関わらずに遂行された武力行使であった。しかしながら、独裁的なフセイン政権に不満を抱いていた多くのイラクの人々に当初は支持された。大規模な武力行使が終わったとされる2003年5月1日以降、米英による民主化を目指した戦後改革はイラクの既存政党や軍を解体し、制度は設けられつつも新体制への移行は整わず、結果的に治安は悪化する事態を招いた。初期にはイラク軍による大きな抵抗はなかったものの、小型の武器を隠し、製造する技術をもとにしたゲリラ的な攻撃が継続された。こうした手法は、米英軍を対象にしたものに限らず、イラクで活動するジャーナリストやマスコミ関係者から民間人への襲撃にも用いられるようになり、戦争時よりも、戦争終結宣言以降の方が多くの犠牲者を出している（酒井 2018: 54-57）。

では、イラク戦争に際し、アメリカと同盟関係を結ぶ日本はいかなる対応をとったか。米英がイラクへの武力行使を開始した1時間後に行われた当時の小泉純一郎首相の会見では、イラクは湾岸戦争に際して大量破壊兵器を廃棄する約束と国連による査察機会への協力要請を守らず、「誠意ある対応をしてこなかった」ことから「米国の武力行使開始を理解し、支持いたします」と発言された⁷¹。また、小泉首相は、戦闘行為に日本は加わらないものの、国際社会と人々の安全を脅かすテロの脅威という認識と、日米安保条約ならびに日米の同盟関係に基づいて、国際協調を図りながら対応していくことを述べている⁷²。その具体的な対応内容にあたるのがイラクの非戦闘地域に自衛隊を派遣し、人道復興支援活動を行うことを目的とした時限立法「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（通称、イラク特措法）」で、それは2003年7月26日に成立、8月1日に公布された。

イラク全土には、2003年2月から外務省による退避勧告が出されており、2003年11月29日にはイラクに派遣されていた日本人外交官2名（奥克彦参事官、井ノ上正盛書記官）

⁷⁰ 朝日新聞朝刊「なぜ参戦、資料15万件検証 イラク戦争、英チルコット委員長声明 「法的根拠」ほど遠かった」（2016年07月07日）

⁷¹ 「小泉総理大臣記者会見 イラク問題に関する対応について」（2003年3月20日）
〈<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/03/20kaiken.html>〉【2023年9月30日確認】

⁷² 小泉は「日本に対してもいつ脅威が降りかかってくるかわかりません。私は、日本自身の対応で不十分な場合は、日米安保条約、日米同盟関係、この強い信頼のきずなを基盤としながら、日本国民の安全確保に十分な努力をしていかなければならないと思っております」と述べている。テキストは脚注71より抜粋したものである。

が乗車したタクシーが襲撃され死亡し、イラク戦争後、初の日本人犠牲者となった⁷³。イラク特措法に基づいた自衛隊派遣の計画が整うなか、こうした危険な事態が起きる可能性を踏まえて、防衛庁は自衛隊の現地取材を行うマスメディアに対する取材・報道の自粛を要請した⁷⁴。さらに、日本新聞協会と日本民間放送連盟は防衛庁との協議を実施し、その合意内容を「イラク人道復興支援活動現地における取材に関する申し合わせ」(2004年3月11日)として文書化したものを公開している⁷⁵。その内容では、イラクにおける自衛隊活動に関する政府の説明責任、報道と表現の自由の尊重、自衛隊と報道関係者の安全確保などに対する配慮が基本原則として記載されている。そのなかでも、三つ目の安全確保に関して、「派遣元組織および被派遣者の自己責任の原則の下、可能な範囲で最大限配慮する」と記載されている。このように、イラク日本人質事件が起きる一ヶ月前の段階で、イラク戦争ならびにそれに関するイラク現地での活動やその報道における安全確保には、自己責任の原則が明文化されており、これは後の行政府による発言にも繰り返し言及される自己責任に関する認識の一端である。

イラク戦争の長期化は、単にイラク内部だけの危険としてではなく、関係各国においてもその危険が認識される事態が起きていた。その代表的なものが、2004年3月に起きたスペイン列車爆破事件であった⁷⁶。この事件は首都マドリードで起き、200人弱の犠牲と2,000人以上が負傷するという、スペイン最大のテロ事件となった。スペインは、有志連合軍の一つとしてイラク戦争に早期から参画しており、さらにこの事件が総選挙の三日前に起きたことから、政変が起き、5月までには全軍がイラクから撤退する事態となった⁷⁷。こうした歴史的戦争とイラク日本人質事件までの各状況の概略的経緯をまとめたのが下記の表4である。

⁷³ 読売新聞朝刊「日本大使館員2人殺害 小火器で車両銃撃／イラク・ティクリート＝号外も発行」(2003年12月1日)

⁷⁴ 「イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊部隊の派遣に関する当面の取材について」(2004年1月9日)、石坂(2009: 46-49)に掲載。

⁷⁵ 「イラク人道復興支援活動現地における取材に関する申し合わせ」(2004年3月11日)
(https://www.pressnet.or.jp/statement/report/040311_24.html)【2023年9月30日確認】

⁷⁶ 読売新聞夕刊「スペイン爆破テロ アル・カーイダ関与も 犯行声明、日本にも言及」(2004年3月12日)

⁷⁷ 朝日新聞朝刊「スペイン次期首相がイラク撤退、再確認 国葬で英米首脳と会談」(2004年03月25日)

表4 2004年4月イラク日本人人質事件にいたるまでの概略的経緯

年月	出来事
1991年1月	湾岸戦争
2001年9月	アメリカ同時多発テロ事件
2003年2月	外務省、イラク全土に退避勧告
2003年3月	イラク戦争（第二次湾岸戦争）
2003年5月	イラク戦争、アメリカによる大規模戦闘終結宣言
2003年8月	日本、イラク特別措置法公布
2003年11月	イラク、日本人外交官2名乗車タクシーの襲撃、死去
2003年12月	サッダーム・フセイン大統領を拘束
2004年1月	防衛庁による取材・報道の自粛・制限要請
2004年2月	自衛隊イラク派遣開始
2004年3月	スペイン列車爆破事件
2004年3月	イラク人道復興支援活動現地における取材に関する申し合わせ
2004年4月	イラク日本人人質事件

4.1.2 事件関係者の対応と文脈

スペイン列車爆破事件の直後に起きたのが、2004年4月8日に日本で発覚した日本人3名（郡山総一郎氏、高遠菜穂子氏、今井紀明氏）の人質事件である。人質となった郡山氏はジャーナリスト、高遠氏は人道支援をはじめとしたボランティア活動家、今井氏は高校3年生であった。今井氏は、2001年、高校受験直前にてNGO活動と出会い、高校2年時の修学旅行にてベトナム戦争における枯葉剤の影響を知った衝撃を受け、小規模ながら自身でジャーナリズムとボランティア活動へと携わっていったという（今井 2004a）。特に、イラク戦争に際しては劣化ウラン弾への問題意識に関する情報発信を行う市民活動を立ち上げており、今井氏の活動動機はイラクへの自衛隊派遣において劣化ウラン弾に対する危機意識が共有されていないことにあった。家族と高遠氏から同行の承諾を得て、自身で現地を見聞きし、劣化ウランに関する絵本制作のための取材活動として今井氏はイラク現地入りした。

高遠氏は、30歳となった2000年に家業として継いでいたカラオケ店を閉め、インドに渡航、マザー・テレサの家があるカルカッタでボランティア活動を行い、同年に起きたインド西部地震でも救援活動に携わった人物である。その後、2003年4月にバグダッドが陥落した直後にイラクに入国し、NGOなど組織に所属せず個人で医薬品の運搬、さらには孤

児となった青少年の社会復帰支援の活動も行ってた。また、2003年12月と2004年1月の二度、自衛隊が活動する南部のサマワにも訪れている。その二度目のイラク現地入りをした際には、「現地の生の声を届けよう」と当時の首相である小泉純一郎氏宛にイラクの人々のメッセージをメールで30通ほど送っている。このメッセージには自衛隊に触れたものが多く、軍隊ではない自衛隊という組織への理解の難しさ、雇用を求めるものなどが含まれ、これらのメール内容は2月末にパネル展示された⁷⁸。加えて、この一時帰国した2月末と3月の間にイラク現地の活動とそこで見聞きした状況の報告会もいくつか行った。北海道・札幌市出身の今井氏は自身が主催する「サッポロプロジェクト」の講演会に高遠氏を招き、そこで初めて直接的な交流が行われた⁷⁹。ボランティア活動と海外、特にイラク現地への渡航経験もある高遠氏と共に渡航することを理由に反対する一部の家族を説得し、今井氏はイラクに渡航するに至った⁸⁰。

一方、郡山氏は2001年から報道写真家として活動していた。2004年の当時は32歳で、事件前まではタイに3ヶ月ほど滞在し、HIV孤児の取材活動を行っていた。タイからヨルダンの首都アンマンに赴き、そこでも3ヶ月ほどの滞在を想定し、はじめにパレスチナでの取材活動を考えており、その後イラクへの入国を検討していた(郡山・吉岡 2004)。その際、アンマンで滞在していたホテルで高遠氏と今井氏と遭遇、その出会った晩には彼らがバグダッド入りすることを聞き、パレスチナには競合であり師匠でもある人物が先に現地入りしていたことも相まって、バグダッドへと同行することを決めた。3人はタクシーに乗車しバグダッド近郊まで移動するも、途中で立ち寄ったバススタンドにて犯行グループに拘束され、日本社会で自己責任論を巻き起こした4月8日の人質事件へと至る。

この事件では、カタールのテレビ局アルジャジーラで犯行グループによって映像が公開され、3人を人質とし、その交換条件として放映から3日以内に自衛隊を撤退することが要求された⁸¹。その要求では犯行グループの要求に応じない場合に人質を殺害することが述べ

⁷⁸ この展示会は2月23日から25日にかけて湾岸戦争からイラク戦争にかけて報道写真家の森住卓が撮影したものと共に北海道・千歳市の千歳市民ギャラリーにて展示された。

⁷⁹ 今井氏は高遠氏の活動を北海道新聞の報道から事前に情報を得ており、高遠氏にメールで連絡、イラクのストリート・チルドレンの状況や彼女の支援活動を語ってもらう講演会を3月13日に実施した(今井 2004b:16)。

⁸⁰ 今井氏は、バグダッドでの活動の制限や危険性に対する確認を高遠氏から直接受け、了承を得ていた(今井 2004a: 56)。また、高遠氏との渡航を伴うことで母と祖母には了承を取れたものの、兄と父には反対されていた。特に父は完全に反対する立場であったという。

⁸¹ その声明文要旨は、朝日新聞朝刊「イラクで3邦人誘拐 「3日以内に」自衛隊の撤退を要求」(2004年04月09日)に掲載されている。

神の名のもとに。この世の中にいるいろんな国民がみな良い関係になるように生きなければならない。

られており、米英に追従し、自衛隊派遣を推進した小泉政権を揺るがす事態となった。結果的には、4月15日には無事に人質3名が解放される。さらに別の犯行グループによって日本人2名も拘束されたことが明らかになったものの、4月17日にはその2名も無事に解放された。こうしたイラク日本人質事件の経緯をまとめたのが下記の表5である。

人質事件に対し、8日夜に実施された福田官房長官の記者会見では、事実関係の確認と人質救出に向けた対応をすることが述べられつつも、「そもそも我が国の自衛隊は、イラクの人々のために人道・復興支援を行っている。撤退の理由はないと考えている」とし、自衛隊を撤退する意志がないことを示した。つまり、事件に対する情報収集と人質救出のための対応は行うが、犯行グループの要求には応じない、という相矛盾した対応が政府の方針であった。

これに対し、人質となった3人の家族は翌日の9日午後には東京で記者会見を実施し、自衛隊撤退を選択肢に入れた対応を政府に求めた。さらに、同じく9日午後、イラク戦争の反対を訴えてきた団体「ワールド・ピース・ナウ」などが国会周辺で反対集会を開き、イラク戦争、自衛隊派遣、人質救出に対する是非が問われる争点を含んだ事態へと展開したといえる。9日20時には家族が二回目の会見を行い、21時には日本テレビへの番組収録、22時にはテレビ朝日の「報道ステーション」に生出演、23時にはTBSの「ニュース23」に生出演している。人質交換要求期限が3日以内であることに対し、家族らは積極的なメディア露出と自衛隊の撤退を含めた訴えを立て続けに行なった。こうした人質家族の政治的主張も含む救出に向けた活動に対し、早期から「自業自得だ」や「自己責任なのに迷惑をかけている」とする電話や手紙が相次いだとされる⁸²。さらに、イラクから自衛隊を撤退する署名活動に加わる者からも、「危険が分かっているながらイラクに行ったという点で自己責任があるのかもしれない」と述べられたという⁸³。このように、人質事件に対し、支援者・批判者のどちらにせよ、賛否両論を含むことばとなったのが自己責任であった。

(以上はコーランからの引用)

日本の友人たちへ。日本の国民はイラク国民の友人だ。

我々、イスラム教のイラク国民は、あなたたちと友好関係にあり、尊敬もしている。しかし、あなたたちはこの友好関係に対し、敵意を返してきた。

米軍は我々の土地に侵略したり、子どもを殺したり、いろいろとひどいことをしているのに、あなたたちはその米軍に協力した。

今、あなたたちの国民3人は、我々の手の中にいる。

そして、あなたがたは二者択一をしなければならない。自衛隊が我々の国から撤退するか、それとも彼ら(3人)を殺害するかだ。

ファルージャでやった以上のことを3人にもやるだろう。

このビデオを放映してから要求を実行するために3日間の時間を与える。

⁸² 朝日新聞夕刊「家族、「早期解放」訴え続け イラク3邦人人質事件」(2004年4月13日)

⁸³ 朝日新聞夕刊「撤退考えて・小泉首相は指導力を 事件受け街の声 イラク3邦人人質事件受け街の声」(2004年4月9日)

表5 2004年4月イラク日本人質事件に関する概略的経緯

日	出来事
8日夜	カタールのアラビア語衛星テレビ局アルジャジーラでバグダッドに向かって いた日本人3名が誘拐された映像が放送
8日夜	福田官房長官、首相官邸で緊急記者会見
8日夜	外務省に対策本部、首相官邸に対策室を設置、与党は対策本部設置
8日夜	川口外相の記者会見
9日午前	自衛隊撤退要求デモ・抗議声明
9日午後	人質家族の記者会見
10日	川口外相による犯行グループに向けたビデオメッセージ
12日	外務省の竹内行夫事務次官、「自己責任の原則自覚を」
13日	小泉首相、渡航自粛求める発言
14日	イラクで日本人2名が拘束されたことが発覚
15日	人質3名、バグダッド市内で解放と犯行グループによる声明
同日	川口外相記者会見、「責任」言及
16日	「渡航禁止」の法整備と対策費用の開示・請求の議論が浮上
同日	解放直後の小泉首相の人質に対する苦言
同日	川口外相、人質の家族に対する苦言
17日	拘束された2名、解放
21日	参院本会議、人質事件に関する政府報告
26日	自民党、狗村議員、参院決算委員会で、「イラク邦人人質は反日的分子」

人質事件は日本国内にさまざまな議論を喚起したものの、事件それ事態は要求期限の11日を過ぎても進展を見せないままであった。そうしたなか、政府から人質に対する自己責任が明示的に述べられたのが、外務省の竹内行夫事務次官が行なった4月12日の記者会見であった。この発言は、外務省がイラクのNGO活動を支援している実情に対し、今後どのように人道支援を続ける考えを持っているかという記者の質問に対し発せられた。竹内事務次官は、「NGOにはNGOとしての非常に大きな役割があるというのが我々の一般的な考え」であり、外務省が出す退避勧告を「尊重と言いますか、尊重以上にそれに従って頂きたい」とし、主権が及ぶ範囲と渡航先と国民保護に関する対処範囲とその責任についての国際法上の原則を述べた上で、「NGOの役割を我々も重視し、また協力関係もありますが、安

全、生命の問題ということになりますと自己責任の原則を自覚して、自らの安全を自らで守ることを改めて考えて頂きたいと思います」と述べている⁸⁴。

この発言に関しては、後に起きた 2015 年の IS 日本人質事件に際し、竹内氏は「政府は二次被害の危険も冒し、命懸けで救出作戦をしていた。NGO の役割を重視していた。けれども、主権の及ばない外国で日本政府がやれることには限界がある。外務省が 1 3 回も出していたイラクへの渡航延期・退避勧告には従ってほしい、と批判覚悟で訴えた。再発を防ぐためにも、危険情報には従ってほしいということだった」と回顧している⁸⁵。続く 13 日にも、家族から要請される面会を拒んでいた小泉首相から「政府としては今年に入って 1 3 回退避勧告を出している。多くの国民は真剣に受け止めて頂きたい。これに従わず入ってしまう人がいるようだが、そういうことはしてほしくない」と同様の発言がなされている⁸⁶。

人質家族に対する非難や嫌がらせは継続し、家族らは事件発覚から 5 日後の 13 日 17 時には公開していた電話やファックスを終了した。こうした批判的な論調に対し 13 日の記者会見で人質の今井さんの兄である洋介氏は「僕たちが受け止めなくてはいけないことも多々ある」とする発言をした。15 日にはイラク・バグダット市内で人質 3 名の解放が明らかとなった際、人質らの行動に対する批判的な見解が川口外相の記者会見でも寄せられた。川口外相いわく、これまで再三に渡って出された退避勧告に従うことを要請し、邦人の安全のための活動は行くと前置きしつつも、「海外に渡航する邦人の方におかれては、自らの安全については自ら責任を持つという自覚をもって、自らの行動を律して頂きますようお願い申し上げます」と発言がなされた。また解放された 3 名からイラクに残って活動を継続したいという発言があったことに対し、16 日午前、小泉首相からは「いかに善意な気持ちがあってもね、これだけの目に遭って、多くの政府の人たちが自分たちの救出に寝食を忘れて努力してくれているのに、なおかつそういうこと言うんですかねえ。やはり自覚というものを持っていただきたいですね」と発言が出された⁸⁷。

こうしたなか、危険と認定された地域への渡航禁止に関する法整備の議論と、人質事件に関する対策費用の開示やその費用を請求する議論が噴出するに至った。21 日の参院本会議では、民主党の若林秀樹氏から「彼らは帰国時、政府やメディアからの批判を知り、拘束時よりショックを覚えたようだ。自己責任論は一時的に切り離すべきだったのでは」という発言に対し、福田官房長官から「ほかの人の生命を危険にさらす可能性があるにもかかわらず

⁸⁴ 「事務次官会見記録」(2004 年 4 月 12 日)

[〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0404.html#2-A〉](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0404.html#2-A)【2023 年 9 月 30 日確認】

⁸⁵ 朝日新聞朝刊「(衝撃 「イスラム国」人質事件)過去の教訓：1 04 年イラク日本人質事件」(2015 年 2 月 4 日)

⁸⁶ 朝日新聞朝刊「イラクへの日本人渡航自粛、小泉首相強く求める」(2004 年 4 月 14 日)

⁸⁷ 朝日新聞夕刊「小泉首相の発言要旨 イラク 3 邦人解放」(2004 年 4 月 16 日)

ず、自分の主義や信念を通そうという人を称賛できるのか」という反論が提示された⁸⁸。福田官房長官は渡航禁止の議論に関しては「自分の信ずるところをやることを政府が止めるべきではない。渡航禁止の法制化は憲法との関係で慎重に対応する必要がある」とも発言しており、渡航禁止を求める声があがる個人、自民党内でも意見に差異が見られた。

渡航禁止に関する議論は収束していくものの、26日の参院決算委員会において、自民党の柏村武昭・参院議員から「人質の中には自衛隊のイラク派遣に公然と反対していた人もいるらしい。そんな反政府、反日的分子のために血税を用いることは強烈な違和感、不快感を持たざるを得ない」という発言が出された⁸⁹。この発言に対しては野党委員から批判が起き、柏村議員からその発言を訂正する趣旨が述べられたものの、このように、さまざまな形で事件をめぐる賛否両論が起きていった。人質の行為とその責任だけではなく、論点は「国家と個人」をめぐる関係へと発展していったといえる。

4月8日夜に日本で人質事件が発覚してから、4月11日の自衛隊の撤退期限、15日の人質3名の解放と17日の拘束者2名の解放まで、およそ10日間に渡って起きたのがイラク日本人質事件であった。以上が、イラク日本人質事件に関する概略的な経緯・状況である。**4.2 分析手法**

ここでまとめた内容に限らず、この事件においてはさまざまな言説が生じている。そのため、本稿ではそのすべてをまとめた内容を射程に含めた分析とはなっていない。しかし、本稿が着目するのは、日本社会において自己責任ディスコースが再生産される過程において、どのような出来事や文脈が入り混じり、いかなる作用がはたらいているかである。参照する資料には限界があるものの、イラク日本人質事件において、どのような主体がいかような立場に関わり、自己責任ディスコースをめぐった言及を積み重ね、そこでどのような記号イデオロギーが関与していったかを探究する。この点に関しては、新聞報道の分析で用いられる実証主義的な内容分析とは異なった分析アプローチであることを明記しておきたい。

本節では、イラク日本人質事件分析において用いるメディア研究、特にラベリングとフレーミングの分析枠組みについてまとめたい。まず断っておきたいのが、人類学的研究に対して自他ともに語られる方法論的折衷主義として闇雲に分析手法を援用するわけではない点である。基本的に、各々の研究分野は各々の問題意識を共有しながら、学会や査読制度を設け、議論を発展させてきた。たとえば、上述した「フレーミング」という概念は言語人類

⁸⁸ 朝日新聞朝刊「自己責任論議、変わる風向き 政府責務、言及次々 イラク人質事件」(2004年4月22日)

⁸⁹ 朝日新聞朝刊「自民党、柏村議員、参院決算委員会で、「イラク邦人人質は反日的分子」」(2004年4月27日)

学やメディア研究では必ずしも積極的に用いられない。そのため、特に経験的研究を遂行する上で、安易な定義づけは避けられるべきものともいえるだろう。

では、なぜ異分野の分析手法を援用するのか。ただディスコース研究の射程とする、という言明をしているにすぎず、それは方法論的折衷主義となりが違うのか、という批判が想定される。第一に、あらゆる経験的研究は否が応でも論者のまなざし、いわばイデオロギーを反映してしまう。第二に、人文社会科学的な方法論とは認識論、リサーチデザイン、分析手法の組み合わせである（野村 2017）。したがって、第一の問題を相対化するためにも、第二の方法論的考え方を示すことは、単なる折衷主義ではなく、再検討・提示のために必要なステップである。

その上で、本稿では部分的に言語人類学とメディア研究を架橋する分析アプローチを取る上で、共通する分析手法を「ラベリング」と「フレーミング」という動名詞として表現する。簡単にいえば、ラベリングとはクレームによる社会問題化、フレーミングとは政治的なメディアコミュニケーション研究における報道・解釈の枠付け（framing）のことを指す。はじめに、社会学研究として登場したラベリング理論とその議論、次に報道のフレーミング過程を分析する理論的位置づけと具体的な方法論についてまとめる。

社会学と人類学の両者に共通するのが、いずれも近代に対する批判であった。社会学は近代社会において生じた社会不安やその問題を近代社会内部の観点からその現象に対し再帰的な研究を施すのに対し、人類学はむしろその外側に存在する多様な民族・文化のあり方を記述的に分析することを介して近代社会そのものを相対化する議論を展開してきた。一方で、とりわけ社会学とメディア研究に共通するのが社会問題に関する議論であり、これら研究群は社会科学領域で理論的にも方法論的にもさまざまな議論がある種、錯綜する形で展開してきた。その一つに挙げられるのが、ラベリング理論である。以下、ラベリング理論の系譜を論じ、ジャーナリズム・マスコミュニケーション研究へと接続する山口（2018）に依拠して論点を整理する。

初期の社会学では、社会問題とされる現象に対し、研究における問題設定そのものが、半ば先んじた先行仮説を元になんらかの価値観を含み込んだものとして研究が進められた。つまり、特定の現象を「社会問題である」ことが所与の前提とされ、そこで「社会秩序から逸脱する」ことそのものが批判的に検討されてきた（ibid.: 2-10）。しかしながら、そうした研究潮流に対し、人々の行動が「逸脱である」と定義（≡ラベリング）されていく過程に関心を向けたのがジョン・I・キツセだった。社会問題の構築主義の提唱者であるキツセは、「行動そのものに逸脱性が本質的に備わっているのではなく、ある行動に対して自己や他者が『逸脱である』というラベルを貼ることによって、それが『逸脱行動』として定義され

ていく、という視点」(ibid.: 11)を有していた。このキツセによるラベリング理論、または社会問題の構築主義において重要なのが、何かしらの正当性を基準に社会問題を批判的に検討するのではなく、あくまでも人々によって社会問題を構築していく過程に着目し、そうした行為を「クレーム申し立て活動 (claim-making activities; 以下、クレーミング)」と名づけ、それを理論的に検討することを目指した点にある。つまり、キツセのラベリング理論は、社会問題に関わる状況やそれに対する価値判断を相対主義的に位置づけたのではなく、ラベリングの過程に作用するクレーミング行為を研究の理論的中心として練り上げることを目指した (ibid.: 24-25)。

キツセの議論を踏まえ、メディア研究へと再展開する山口 (2018) は、メディア研究においてラベリング理論と類似的なモラル・パニック論を批判的に検討しながら、その特徴と問題点をまとめる。モラル・パニック論とは、「特定の人々の行動や現象に対して、社会的関心が急激に高まり、社会不安が引き起こされた状態」(ibid.: 32)を指す。モラル・パニックが形成される過程を読み解く上で、有効な着目点が不均衡性 (disproportionality) である。不均衡性とは、「人々の行動や社会状況の客観的な深刻さ・問題の程度と、そのような行動・社会状況に対する人々の反応との間に生じている差異 (すなわち「不均衡」)」を指す概念である (ibid.: 33)。

こうしたモラル・パニック論は社会科学的議論のなかで、主に二つの点から批判されてきた。一つがモラル・パニックを分析する研究者のイデオロギー的な偏向性である。もう一つが、不均衡性を客観的に定義し、分析的に議論を展開することの困難性である。しかしながら、後者に関する批判は、逆に言えば、特定の出来事や人間に対する客観的な状況を正確に把握することができるという前提からなされた批判といえる。そもそもクレーミング行為による社会問題の構築過程を問うことで、そこから見出せる複雑性を読み解く研究に対する適切な批判とは言い難い (ibid.: 38-39)。

そこで、山口 (2018) が強調するのが、従来のモラル・パニック論との類似的事例を研究対象とすることによって、人々が社会的に構築するレリバンス (関連性・有意性) と類型化の体系を発見しやすい点である。類型化の体系とレリバンスの体系は、現象学的社会学者アルフレッド・シュッツが提示する概念である。類型化の体系とは、「特定の枠組みを用いて自らの体験を典型的に理解すること」(ibid.: 41)を指し、レリバンスの体系とは、その解釈に対し「どの類型が有意なのか」を無意識・意識的に判断することを指す。こうしたレリバンスと類型化の体系は、個人的なものでありつつも、社会的・間主観的な過程を経て構築されるものである。つまり、レリバンスと類型化の体系は、特定の社会問題に限らず、日常的な現象をも射程に含めており、こうした視点は人類学的研究と共通するものといえる。その

上で、山口 (2018) は、モラル・パニック論の事例は「社会的に共有されている価値観、すなわち偏見やステレオタイプを含む広い意味での解釈図式が表出する」(ibid.: 43) のであり、「レリバンスと類型化の体系が典型的に顕著に表出する事例である」(ibid.: 44) ことを指摘する。要するに、社会問題がつくられる過程に着目し、その秩序-逸脱の状況とズレ≡不均衡と、そこに投影される人々の歴史・社会文化的な規範≡パターンとの関係を問うことがクレミング論である。

さらに、特定の現象が社会問題として構築されるということは、特定の人々にとっての価値観が主導的に「現実」として解釈されると同時に、別の「現実」が背景化・消去されることでもある。こうした現象は、「特定の一時点では判断することができず、複数時点における分析」(ibid.: 49) を経なければ見出せない。つまり、歴史的な時間軸のなかで諸現象を捉えることで、ラベリング(クレミング)を介した社会問題には逸脱が、日常生活を介して作られるレリバンスと類型化の体系という秩序が複眼的に分析できるとまとめられる。

しかしながら、山口 (2018) の研究理論は、あくまでもマスメディアを介したコミュニケーションに限定化されており、実際の言語コミュニケーションを分析的に見出す概念は提示されていない。こうしたメディア研究におけるコミュニケーション理解は、なんらかの影響を与える主体やその権力作用を対象に、その社会的機能や事例を分析することに留まっている (cf. 大石 2016)。メディア研究におけるコミュニケーションは政治的コミュニケーションに限定化される傾向にある。そのため、メディア研究においてはカルチュラル・スタディーズの系譜を持つ批判的談話研究が取り入れられることが多い (cf. 山腰 2005)。

そこで、次に、より総合的にメディアを介したフレーミング形成を理論的に検討する烏谷 (2001) の議論を取り上げたい。烏谷 (2001) は、既存のメディア研究におけるフレーム形成論を整理しながら、特にトッド・ギトリンによるヘゲモニーとイデオロギー分析の概念を取り入れ、特定のメディアフレームとして複数の解釈枠組みや影響要因へと収斂する全体的なメカニズムを論述している。ヘゲモニーとは、「支配集団がその『支配に対する同意を従属者たちから引き出すために用いる実践的戦略の全領域』」(烏谷 2001: 84) を指す。ギトリンの理論は、当該の社会成員が日常的実践のなかで身につける世界観をイデオロギーとして捉えており、これを媒介しながらヘゲモニーを軸にメディアフレームが形成される過程を分析する。

ここでいう「媒介」とは、単に支配的集団の価値観が従属者に付与されていくとして捉えられているのではなく、日常で培うコモンセンスを介して多様な集団との価値観が交渉されていく過程を指している。こうしたヘゲモニー理解は、近代資本主義社会における個人化が単にネオリベラルな主体形成をもたらすのではなく、むしろ支配的価値観や集団から自

律し、時に対抗もするようなりべラルな主体も想定している点にある。烏谷（2001）は、ギトリンのヘゲモニー論を軸に据え、ニュース内容に及ぼす多様な要因が特定の問題提起や解釈といったパターンに収斂する過程をメディアフレームの基本的な仕組みとして捉えている。

まとめると、烏谷（2001）は、諸要因が複雑に絡み合うメディア内容はコモンセンスを媒介にして生じるメディアフレーム形成を総合的なヘゲモニー過程と捉える。加えて、多様なアクターにニュースを伝達し、オーディエンスの獲得を目指すメディアは、その内容に多様な争点が含まれる。争点を調停するヘゲモニーにより、特定のメディアフレームが持続的に成立する。メディアフレームの形成過程への着目は、特定のレトリックを駆使したメディア報道内容の特性を対象にした批判的談話研究をはじめとしたテキスト分析とは異なり、メディアフレームが成立する社会文化的メカニズムを明らかにしようとしたものといえる。ここにおいて、本稿が着眼するメディアを媒介した自己責任ディスコースの研究と接点を持つ。

烏谷（2001）の議論は、あくまでもメディアフレーム形成に関する理論的な検討である。そこで次に、本稿が援用する二つの具体的な分析アプローチをまとめたい。一つ目が、エントマンのフレーミング分析を援用し、歴史教科書問題に関する社説と新聞記事の関係を質的・量的な観点から探る竹川（2012）の分析アプローチである。エントマンの分析手法の特徴は、「事前に特定のフレーミングを仮定して内容分析するのではなく、特定の事象に関する報道の内容を系統立って分析することによってケースバイケースで特定のフレーミングを探り当てる」（*ibid.*: 218）ことにある。竹川（2012: 218）はこのアプローチを、「特定のフレーミングが仮定できていない事例の社説と報道の関係の分析に応用できる」と位置づけているように、本稿が対象とする自己責任ディスコースの分析にも援用可能な視点である。エントマン（Entman 2004: 5-6; 竹川 2012: 218）は、ニュースに値する政治的な出来事、争点、アクターには下記の四つの作用が伴うとしている。

1. 問題の定義：発生した結果や状態の問題性の定義
2. 問題の原因：その問題の原因の特定
3. 道徳的判断：その原因についての道徳的な判断
4. 問題の解決方法：問題となった結果や改善点の採用や承認

これら四作用を報道から発見するにあたって、文化的共鳴（*cultural resonance*）と規模（*magnitude*）という二つの概念を提示している。文化的共鳴は、「特定の言葉やイメージが読者や視聴者に共鳴、または、共感を持って受け入れられること」を指し、規模は「その言

葉やイメージが報道を通じて、繰り返し使われていたり、より、強調されていること」を指している（竹川 2012: 219）。竹川の事例では、文化的共鳴に関する分析は施されていないが、この文化的共鳴への着目はイデオロギーやコモンセンスとしてのヘゲモニーと共通した着眼点といえる。

そこで、本稿ではメディア研究のコミュニケーションイデオロギーを相対化しつつ、①イラク日本人質事件における報道を介して自己責任ディスコースにはどのようなラベリングとフレーミングが関わっていたか、②特にその報道ではどのような文化的共鳴と規模が見出されるか、という問いを本章で立てたい。その上で、言語人類学的な先行研究、ならびにグローバル社会における個人化といった観点から自己責任ディスコースを構築する文化的共鳴を分析する。

上述の問いを掲げる上で、具体的には次の点に着目しながら分析を行う。それは、モノ・コトとしてのディスコースに着目し、その記号過程で生じたさまざまな語りの間テクスト的・間ディスコース的集積を分析することである。次節では、この事件に参加する多様なアクターを取り上げ、事件前・事件最中・事件後の推移で生じた争点の重層性を分析する。それを記号イデオロギーの観点から分析し、自己責任ディスコースが参加者に生じさせた無意識・意識を考察する。多角的に自己責任ディスコースを検討することで、そこで「語られたこと」と「語られなかった」ことの差異を捉え、意識的かつ明示的に認識し難い自己責任がメディア報道を介して人々に記号イデオロギーを付与し、その過程を経て、人質事件以降も自己責任が政治的かつ日常生活に関わるシンボリックな記号資源となっていったことを論じる。

4.3 イラク日本人質事件のディスコース分析

4.3.1 社説と初期報道のディスコース

本項では、イラク日本人質事件に関する初期報道に着目し、読売新聞と朝日新聞の二紙を対象にその規模と特に社説に見られる文化的共鳴を分析する。読売新聞と朝日新聞の二紙を選定する理由は、全国新聞のなかでも二紙が販売部数の1位と2位であり、さらに両紙が政治的に対照的な価値観を持つ報道機関であるからである。一般的には、読売が保守系、朝日がリベラル系の新聞紙だと捉えられている。Takekawa (2007) が行なった1953年から2005年間の朝日と読売の元旦社説に関する分析によると、「朝日が国際政治におけるアクターとしての国家に否定的で、国際関係学でいう自由主義的な国際協調主義を好む一方で、読売が国際政治におけるアクターとしての国家を重視し、現実主義的な国家間の対立を前提とした限定された国際協調主義を支持している」（竹川 2012: 216-217）という。

本稿では、エントマンと竹川の分析手法を参照し、読売新聞と朝日新聞における報道、とりわけ人質事件に関与するアクターと争点となる視点がどのようにディスコースとして表出したかに着目した分析を行う。

前述したように、2004年4月は多くの外国人質事件やファルージャにおける戦闘が起きていたことなど切迫したイラク情勢であった。2004年4月における読売新聞と朝日新聞の朝刊紙において「イラク、人質」を含む記事と、①人質事件が起きた初期段階である4月9日～11日、②要求期限が過ぎてから人質が解放されるまでの4月12日～18日、③その後の4月19日～30日までの記事数の変遷が下記の表6である。

表6 2004年4月「イラク、人質」を含む読売新聞と朝日新聞の報道記事数

	読売新聞（平均記事数/日）	朝日新聞（平均記事数/日）
①4月9日～11日 (3日間)	88件 (29.33...)	57件 (19)
②4月12日～18日 (7日間)	119件 (17)	111件 (15.85...)
③4月19日～30日 (11日間)	48件 (4.36...)	73件 (6.63...)
総数 (21日間)	255件 (12.14...)	241件 (11.47...)

両紙の記事数を比較すると、読売新聞の方がやや記事数が多いものの、21日間で両紙とも250件前後の記事が報道され、一日平均にすると12件の記事が執筆されていた。つまり、単純に記事数を見ると両紙の報道規模はほぼ同じであった。一方、人質事件の発覚直後から解放に至る3区分で細かく比較すると両紙の違いが浮き彫り立つ。特に、両紙で顕著に異なるのが9日～11日の事件発覚直後と人質が解放された以降の19日から30日における記事数である。9日～11日の記事数を見ると、読売新聞は朝日新聞よりも平均10件以上多い。一方、19日～30日の記事数を見ると、朝日新聞は読売新聞よりも平均2件以上多い。

この記事数の違いになにが表れているのか。ここで着目したいのが、人質解放のために人質の家族らが早期からマスメディアに出演し、その解放条件であった自衛隊の撤退を訴えていた点である。事件が発覚したのが4月8日夜であり、解放のための自衛隊撤退を宣言する期限は11日までの3日間と限られていた。10代後半の青年と30代はじめの若い人質3名の救出を願い、ボランティア活動とジャーナリスト活動に携わることを承知していた人

質の家族らが救出条件である自衛隊の撤退を訴えることは、必ずしも不思議なことではないだろう。しかしながら、人質が渡航制限の要請が出されていた危険地域に赴いたことに加えて、その救出を願うこの家族の対応こそが早期の段階から批判されていた。

重要なのは、人質事件で社会問題化された要素は、自衛隊派遣に関わる日米をはじめとした国際関係、自衛隊派遣による貢献の是非、イラク戦争そのものの是非など、戦後民主主義に関する論争の中心でもあった平和問題に限らない。ほかにも、人質当事者やその家族らの社会的立場も論点として強く問題視された。今井氏と高遠氏に関しては1970年代から1990年代にかけて政府が奨励していたボランティア活動からNGO/NPO活動の是非、また郡山氏に関しては時に暴力的な現場に赴いてその実態を取材するジャーナリスト活動など、いずれも職務を遂行する権利が国家をはじめとした権力機構から距離を取ることに関わる。こうした人質らの社会的立場も相まって、インターネット掲示板の書き込みや週刊誌の報道では、人質とその家族は「自作自演」や「赤」とラベリングされもした⁹⁰。

今回の事件は、戦争処理もままならない戦地で民主化を建前にした自衛隊派遣の結果、スペインの爆破テロから米英や韓国の民間人が人質となるなか、日本の民間人が人質となるありえた未来が実現してしまったものであった。人質は救出しなければならない、だがテロ行為に屈することもできない。頓着的な状況のなか、明確な論点となったのが渡航制限にかかわらずイラクに赴いた人質の行動の是非に対する自己責任論であった。そこに加わったのが、救出対応と論争を国内外に巻き起こし、迷惑をかけたと非難されたにもかかわらず人質の救出を求めた家族の対応であった。

家族らはこうした状況に対し、「国内外に迷惑をかけていること」を初期から謝罪をしていた。たとえば、事件発覚直後の9日、家族らを迎えた川口順子外務大臣に対し、渡航に反対していた今井氏の父・隆志氏は「本当にご迷惑をおかけして、すみません」と涙声で頭を下げたことが事件直後の夕刊で報じられている⁹¹。隆志氏は13日の民放テレビ局の情報番組冒頭でも「日本中のみなさんにご迷惑、ご心配をかけ、本当に申し訳ありません」と述べており、公に向けた場で「迷惑」をかけたことに対し謝罪のことばを発している。隆志氏に限らず、11日の家族らの記者会見にて「混乱を招いたことをおわびします」と、14日の外国特派員向けの会見においても謝罪したことが報じられている⁹²。また各政党に訪問した際

⁹⁰ 朝日新聞夕刊「郡山さん祖母、中傷はがきで心労に拍車 今井さん宅も イラク人質」(2004年4月14日)

⁹¹ 朝日新聞夕刊「「まだ頭が真っ白」今井さん、高遠さん家族 イラク人質【北海道】」(2004年4月9日)

⁹² 読売新聞夕刊「イラク邦人人質・ドキュメント＝4月11、12日」(2004年4月12日)、読売新聞朝刊「イラク3邦人解放 軽い行動、重い責任 社会部長・橋崎憲二」(2004年4月16日)

にも「失礼な態度をお許し下さい」、「大変ご迷惑をおかけしています」と頭を下げていた⁹³。

一方、事件が発覚した9日の初期段階では、高遠氏の父である睦雄氏は自宅前の記者からの取材にて「どんな方法で3人を戻すというのか、全く見えない。不満だ。命がかかっているんだから、小泉さんは木で鼻をくくったような言い方でなく、何が一番良いか考えてほしい」と述べている⁹⁴。また弟の修一氏は、自衛隊の撤退を選択肢に入れてもらうために小泉首相への面会を求めたものの返事がないことに対し、首相に「同じ最悪の状況を迎えるにしても、やることをやって欲しい。なぜ自衛隊の一時撤退という選択肢が外されたのか聞きたい。もう一度、考えてもらいたい。それをやらしてもらわないことには、いくら全力と言われても、我々との温度差がありすぎて、話にならない」と政府の対応を問題視することばもテレビを通じて発していた⁹⁵。イラク戦争にせよ、その渦中で起きた政府の事件への対応にせよ、人質の救出にせよ、膠着した状況に対し、家族らからも人質当事者らの身勝手な行動だったかもしれないが救出してほしいなど、相反する思いと対応が交錯していたのが事件発覚直後の騒動の一端を作り出していたといえる。

こうした人質とその家族に対する扱いの報道の差異が顕著に見られるのが、表6で読売と朝日における報道規模の対照性である。その違いを示す報道記事のトピックを下記の表7にまとめる。上から順に、「人質とその家族」を取り上げる記事数、「人質とその家族に対する批判」がもたらされていることに言及する記事数と括弧内は新聞社による人質とその家族に対する明示的な批判記事数、「人質とその家族以外のアクター」を取り上げる記事数、「自己責任」について言及する記事数を指している。

表7 2004年4月「イラク、人質」を含む読売新聞と朝日新聞のトピック内容の規模比較

	読売新聞	朝日新聞
人質とその家族	27件	25件
人質とその家族に対する批判 (明示的批判)	22件 (11件)	49件 (3件)
人質とその家族以外のアクター	31件	35件
自己責任	22件	50件

⁹³ 朝日新聞朝刊「家族の姿、イラク共感 TVの訴えで一変 イラク邦人人質事件」(2004年4月13日)

⁹⁴ 朝日新聞朝刊「家族「見捨てないで」 会見・テレビで必死に イラク邦人人質事件」(2004年4月10日)

⁹⁵ 脚注93と同じ記事にて、テレビの発話が記述されている。

記事内容として、人質とその家族を取り上げる記事数は読売新聞と朝日新聞はほぼ同数であった。しかしながら、「人質とその家族に対する批判」と「自己責任」を扱う朝日新聞の記事数は読売新聞のおよそ2倍以上であった。読売新聞より朝日新聞が2倍以上言及するトピックの記事に着目すると、「人質とその家族に対する批判」に関しては49件中31件が19日～30日までの間に取り上げられた記事であった。さらに、「自己責任」に関しても50件中34件が19日～30日までに取り上げられていた。

両紙の違いは記事数だけではなく、その内容においても顕著に違いが現れている。竹川(2012)など先行研究でも指摘されるように、読売新聞で取り上げられる主なアクターは国家または政党である一方、朝日新聞は人質の家族の支援者をはじめとして、NGO・ボランティア活動従事者、ジャーナリスト、学生といった多様なアクターから事件に対する声を取り上げられていた。読者からの投書欄でも、読売新聞では人質とその家族の行為や対応を批判する2件である一方、朝日新聞では12件の投書が掲載されており、またその内容も3件を除いて人質とその家族に向けられる批判に対して批判的な意見を述べるものであった。人質とその家族に対する批判も、朝日新聞では前述の3件のみで新聞社からの批判はほとんど述べられていなかった一方で、読売新聞では社説などで明示的な批判が11件掲載されていた。とりわけこれら読売新聞による明示的な批判記事は18日までに限られており、人質となった5人が解放されて以降は、一部の政治家による批判的な言及があったことを事実報道として取り上げるのみに限られていた。

以上の調査から、読売新聞と朝日新聞の報道姿勢が顕著に異なる点が見出すことができ、その違いは従来の先行研究で指摘されてきたものと大きく傾向は変わらなかったと言える。しかしながら、興味深いのが、人質とその家族に対する批判的な記事を掲載する読売新聞は、報道初期の段階から積極的な批判を展開したわけではなかった点にある。むしろ、人質とその家族に対する批判や誹謗中傷は、一般の人々から数多く寄せられていたと新聞では報じられていた。事件が起きてから人質解放のための自衛隊撤退期限までの間に行なった読売新聞が行った報道では、人質とその家族に対する「責任」は明確に述べられていなかった。むしろ、積極的に言及されていたのは復興活動に取り組むのが自衛隊であり、「テロに屈しない」ことによって日本は「国際貢献」を果たすべきであり、それこそが日本の「責任」であることであった。

たとえば、事件直後の小泉首相の自衛隊の撤退拒否表明を支持する4月10日の社説では、次のように述べられている(下線部と太字は筆者による強調)⁹⁶。

⁹⁶ 読売新聞朝刊「[社説] 3邦人人質 小泉首相の「撤退拒否」表明を支持する」(2004年4月10日)

イラクから撤退する国が続出すれば、新生イラクの建設に協力する国際社会の足並みが乱れる。イラク情勢は一層、悪化することになる。

日本はテロに容易に屈する国とみられ、国際社会の信用を失う。日本と共同作業するような国はなくなる。日本は、これから国際平和協力のための自衛隊を派遣できなくなる恐れもある。

[…]

政府は、三人の救出にあらゆる手だてを講じなければならない。

ただ、三人にも問題がある。イラクでは、一般市民を巻き込んだテロが頻繁に発生している。それを承知でイラク入りしたのは、無謀な行動だ。三人にも、自らこうした事態を招いた責任がある。

サマワでは砲撃事件が続いている。自衛隊も警戒を怠ってはならない。

ラムズフェルド米国防長官は「我々の意志が試されている時だ」と、イラク支援に参加する各国に訴えている。

国際社会も、日本国内もそれぞれ結束して対処することが重要だ。

この読売新聞の社説では、犯行グループの素性がわからない事件初期段階からその主犯を「テロリスト」と呼称することによって他者化し、自衛隊を撤退させ、テロに屈することで日本はテロリストの要求に応じる国として認知されることこそが、「日本国民」に危険をもたらすことが述べられていた。これに続く社説でも、読売新聞は国際社会における貢献や結束を掲げ、自衛隊派遣と現地活動の継続を支持したものが基本的な論調となっている⁹⁷。イラクで起きる誘拐・人質事件は国際社会にとって乗り越えるべき障害であり、こうした論調のなかでは人質事件から得られる教訓は次のように記事で振り返られた。事件の再発防止のためにも「外務省の「退避勧告」に従い、無謀な行動をとらないことが基本」であり、「政府の『退避勧告』という制止を振り切って、危険を覚悟で出かける以上、万が一の時には政府が助けてくれる、と安易に考えるべきではない。政府が『自己責任の原則』の自覚を求めているのは当然のこと」だという⁹⁸。つまり、イラク戦争後の民主化に向け、国際社会と連帯することが日本国家の国益であり、こうした国際貢献と国際的連帯を阻害しないためにも、人質事件の再発防止のためにも危険とその自己責任を覚悟することが教訓として提示されていた。

⁹⁷ たとえば、読売新聞朝刊「[社説] イラク情勢 結束を固め試練を克服する時だ」(2004年4月14日)の記事では、イラクで頻発する誘拐・人質事件は主権委譲へ向けた障害であり、こうした困難を乗り越えるために国際社会、並びに日本国家は結束する必要が論じられている。

⁹⁸ 読売新聞朝刊「[社説] 3邦人解放 喜ばしいが教訓も少なくない」(2004年4月16日)

読売新聞による人質への「自己責任論」は、あくまでも外務省の退避勧告を無視して危険なイラクへと民間人が十分な準備を経ないまま赴き、結果として人質となってしまったことに対し、自己責任というよりも無責任で迷惑をかけているとして批判を寄せるものであった。また、読売新聞による家族に対する批判は、人質の不用意さがあった事件であるにもかかわらず、イラクへの自衛隊派遣という国策を揺らがすことに関して積極的に自衛隊の撤退を政府に要求し続けたことにあった。つまり、読売新聞の批判の骨子は、人質の「自己責任」であるから助けるべきではない、などではなかった。そうではなく、あくまでも自民党政権による政治に迷惑をかける行為を人質とその家族がしたことに対し、「自己責任の自覚を欠いた、無謀かつ無責任な行動が、政府や関係機関などに、大きな無用の負担をかけている。深刻に反省すべき問題である」などといった批判を繰り返し展開したのだった⁹⁹。

一方、朝日新聞における社説では、この人質事件は英米によるイラク戦争とその後の統治政策の失敗によって生じた事件であり、そうした英米に追従する自民党政権に対し批判を投げかける内容が中心であった。たとえば、事件直後の11日の社説「米国に自省を迫れ イラク・人質（社説）」では次のように論じられている（下線部と太字は筆者による強調）。

小泉首相は自衛隊の撤退という犯人の要求を拒絶した。それはそれで苦しい決断に違いない。しかし、肝心なことを忘れていないか。人質事件に象徴される反米活動の激化の根っこに、軍事力にもものを言わせた米国の占領政策に対する反発がある。こうした政策の転換を米国に一刻も早く迫ることである。

現実を曇りのない目で見てほしい。

ファルージャでは、米軍の掃討戦で1500人ものイラク人が死傷した。占領当局の下にある統治評議会内部からも「集団殺害」と非難する声があがった。[…]

もともと誤った戦争だった。そこから始まった事態を今から改善するのは容易ではない。まして米国が力の占領政策を続け、各派と外交的な解決に乗り出さないなら、状況はひどくなるばかりだ。

さらに、日本だ。もしこの戦争を支持せず、自衛隊を送らなかつたら、日本人がこんどのような人質事件に巻き込まれる危険はけた違いに小さかつたろう。国民にはそんな思いが強まっている。

これらのことを米国にはっきり伝え、方向の転換を求める。それは、米国への同調を最優先してここまで来てしまった首相の国民に対する義務であろう。

⁹⁹ 読売新聞朝刊「[社説] 3邦人人質 峻別すべき「解放」とイラク政策」（2004年4月13日）

読売新聞の社説とは対照的な主張であるものの、犯行グループの要求に従うことは拒否すべきだという考えは読売新聞と同様であった。従来からイラクへの自衛隊派遣に対し反対の姿勢を表明してきた朝日新聞は、前述した状況と犯行グループやイラクの人々の視点を踏まえて、日本の政権を担う自民党こそがアメリカに対し自省や政策転換を求める「責任」を果たす必要があると論じていた。

一方で、読売新聞が行なった人質に対しては、「危険を知りつつ自己責任で行ったと言われれば、その通りだろう」¹⁰⁰や、NGOや報道記者にとって、「自分がもし殺されたり、けがをしたり、あるいはゲリラに捕われたりしても、それは自分の責任と考えなければならない。悪い結果になった場合でも、他の人や組織のせいにしてはならないということである」¹⁰¹と述べたり、人質の「状況判断が甘かった点は否めないから、批判に同意する人も少なからう」¹⁰²と言及したりするなど、人質に対する不用意さは読売新聞と同様の見地を示していた。朝日新聞では、自民党政権に対する自衛隊派遣やこの事件が生じたことに対する批判だけではなく、NGO・ボランティア・ジャーナリストといった国際貢献を果たす上で政権とも相補的なアクターを積極的に擁護する論調を取っており、その活動を狭めるような人質に対する誹謗中傷的な自己責任論に対し、批判的な見解を打ち出していたといえる。

しかしながら、上述してきたように、人質の行為は不用意であるという点に関しては、読売新聞が指示する自己責任の論調と類似的であったといえる。つまり、読売新聞と朝日新聞における社説の論調には自民党政権や国際貢献を果たす手段には顕著な差異があり、とりわけ人質の家族に対する論調に関して、読売新聞は批判、朝日新聞は擁護であったが、人質が危険地域に赴いたことその結果に対するリスクを引き受けること、またそれを認識し、責任を持つ「覚悟」があることは共通していたと分析できる。

以上の分析を踏まえると、保守系の読売新聞、リベラル系の朝日新聞の政治的イデオロギーに応じた報道が為されており、その読者に応じた論調には顕著な差異が顕現していたものの、人質の行為とその結果に対する「責任」の認識には大きな差異がなかった。つまり、それぞれの新聞紙に応じた読者像のイデオロギー的な違いを踏まえてもなお、この「責任」は編集者と読者が一定程度は共有可能なコモンセンスとして文化的共鳴を示している可能性がある。本稿では、暫定的にこの仮説を踏まえて、両紙におけるアクターと事件で際立った争点が重層的に生起していたことこそが、イラク日本人質事件における自己責任ディスコースの記号イデオロギーであったこととして分析を試みる。

¹⁰⁰ 朝日新聞朝刊「これ以上苦しめるな 人質の家族 (社説)」 (2004年4月15日)

¹⁰¹ 朝日新聞朝刊「私たちはこう考える 自己責任 (社説)」 (2004年4月21日)

¹⁰² 朝日新聞朝刊「NGOの芽を摘むな 人質事件 (社説)」 (2004年4月30日)

4.3.2 「自己責任」と「保護責任」

イラク日本人質事件において噴出した自己責任論は、人質が外務省の退避勧告を無視して人質となったことに対してだけではなく。この事件に際し、自民党政権は事件当初から一貫して救出に向けた活動を行い続けており、それ自体は国民国家の責任であることは明示されてきた。渡航に対する外務省の退避勧告も、事件後の2005年に対応方針をホームページに掲載している¹⁰³。その内容が下記のものである（下線部、太字、傍点は筆者による強調）。

2004年4月に発生したイラクにおける邦人人質事件をめぐっては、「自己責任」について活発な議論が交わされました。「自己責任」は、「気合いだー」や「負け犬」などととも、「2004ユーキャン流行語大賞」（「現代用語の基礎知識」選）のトップテンに選ばれるほど、広く人々の間に知られる言葉となりました。

しかし、「自己責任」という言葉の受けとり方は、人によって異なります。中には、「外務省は、邦人保護の職務を放棄するために『自己責任』という言葉**を強調しているのではないか**」などの誤解が生じたりもしました。

外務省としては、「自己責任」を主張することによって邦人保護という責務を回避しようとしているわけではありません。邦人保護は、政府の重要な任務であると考えており、国民の皆様が海外で危険に遭遇された場合には、その時々の状況を踏まえ全力を尽くして支援する方針に今後とも何ら変わりはありません。実際、イラクにおいて人質事件が発生した際には、人質となられた方々が一刻も早く無事に解放されるよう職員を総動員し、あらゆる外交努力を重ねるなど全力を挙げて取り組んできました。

しかし、外国においては、治安の確保は現地政府の責任であり、日本政府の取り組みにも国によって様々な制約があります。例えばイラクにおいては、テロリストなどの活動により、治安は非常に厳しい状況にあります。大使館員も常にテロの脅威に晒されているため移動を含め行動に大きな制約があります。このような状況の中では、邦人保護業務も極めて大きな制約を受けます。したがって、自らの安全を確保する上では、そもそも可能な限り危険に遭遇しないよう、危険を十分認識し、慎重に行動することが何よりも重要です。そして、このような自らの行動について

¹⁰³ 外務省「平成17年版（2005年）外交青書、第4章 国際社会で活躍する日本人と外交の役割、第2節 海外邦人の安全対策と領事改革、危機管理の強化」

〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2005/html/honmon4203.html>〉【2023年9月28日確認】

の判断は、国民一人一人が、自らの責任において行うものであると考えています。

外務省「平成 17 年版（2005 年）外交育書, Topic 「自己責任」～危機の回避～」

この文章では、三つの「責任」が示されている。一つ目の責任が、前述した外務省の「邦人保護という責務」である。これは国家の運営を担う「政府の重要な任務」でもあると明示されている。二つ目の責任が、「治安の確保は現地政府の責任」である。ここでは、あくまでも諸外国の政府が治安秩序を守る対応を施すことが含まれており、一つ目と同じタイプの責任観である。三つ目の責任が、日本政府の主権が及ばない諸外国における「自らの行動についての判断は、国民一人一人が、自らの責任において行うものである」という認識である。つまり、三つ目の責任は、一つ目と二つ目の責任において含意される秩序が十分に確保されていないなか、外務省と政府の責任が十分に果たすことができない可能性が高い状況に対し、国民に危険を回避するように呼びかける〈要請〉である。つまり、三つ目の責任は、外務省から国民に向けた要請であり、自由な行為の結果に対して因果的な責任を負うという意味での自己責任と捉えることができない。

外務省が示しているのは、行政府に国民の「保護責任」はあるが、そのような責任を担う必要が生じるような危険な事態を回避するように国民一人一人に呼びかける「自己責任」である。そのため、イラクをはじめとした危険地域と認識される場所に赴くといった行為、あるいは登山など専門的な知識・経験が必要な行為に対し、できる限り国や他者に「迷惑」をかけないように対処することが「自己責任」を果たすことだといえる。この種の「自己責任」が意味するのは、自己に依拠することではなく、他者の要請に依拠することである。

以上の「責任」の意味を踏まえると、自民党政権や読売新聞をはじめとしたアクターが繰り返してきた「自己責任」と、人質と類似した社会的立場を持つ NGO・ボランティア、ジャーナリスト、さらに市民活動家を擁護する朝日新聞が批判的に取り上げる自己責任との差異が浮かび上がる。この分析結果は、1980 年代から 1990 年代の推移で見られた保守派は「自由と自己責任」を国民に要請し、リベラル派は「自由と自己責任」を享受していた対照的な関係と重なる。

自己責任の二面性は、イラク日本人質事件に限って表出したものではなかった。ポストモダンへと移行する日本の社会変容に伴い、一方で保守派は社会秩序とコミュニティのために個人の自律を要請し、他方でリベラル派はグローバル化と個人化が進む社会を享受する、その交錯点として自己責任が論じられてきた。イラク日本人質事件における自己責任論はその結実であったと小括できるだろう。とはいえ、この事件における自己責任論は人質の行為に対してだけではなく、家族の対応に対しても批判が寄せられたものであった。で

は、この人質とその家族をめぐる対応への批判はなぜ・どのように寄せられたのだろうか。

4.3.3 人質とその家族をめぐるディスコース

次の表8は2004年4月における人質3名とその家族らに関する対応経緯の概略をまとめたものである。家族らは、8日夜に発覚した人質事件の一報を受け、9日午後には東京に赴き、記者会見やテレビ出演、インタビュー取材を受け、積極的に行動した。

表8 2004年4月の人質3名とその家族らに関する対応経緯

8日	20時：外務省から人質家族へ連絡
9日	14時：東京・永田町の北海道東京事務所記者会見 20時：家族らの記者会見 21時：日本テレビの番組収録 22時：テレビ朝日「報道ステーション」に生出演 23時：TBS「ニュース23」に生出演
10日	11時：家族らの記者会見 18時：今井洋介さん、渋谷駅・繁華街前で署名活動 20時：北海道東京事務所で家族ら外務省役員と会う 22時：家族らの記者会見
11日	3時：アルジャジーラによる人質解放の誤報 17時：内閣府に署名提出 ※21時：自衛隊撤退要求期限
12日	13時：安倍幹事長と面会、その後、各党を訪問 21時：記者会見
13日	家族が5政党に要望書を提出 13時：高遠菜穂子さんの弟修一さん、病院へ 17時：事務所での電話・FAXの受付を停止 19時：家族らの記者会見
14日	15時：日本外国特派員協会における家族らの記者会見
15日	21時：3人の人質解放を確認 22時：家族らの記者会見
16日	9時：家族らの記者会見
18日	夜：人質3人、帰国
27日	今井さん家族ら北海道庁を訪問
30日	今井さん、郡山さんによる記者会見

人質の解放条件として犯行グループによって提示された自衛隊撤退に関しては、9日の記者会見をはじめとした初期段階では明示的にその撤退を自民党政権やメディアを通じた世論に対し訴えた。先ほども述べたように、高遠氏の弟修一氏は9日の記者会見で、「我々の要求はまず首相への面会だ。自衛隊の撤退、あるいは一時撤退を、選択肢に入れていただけないかと直談判したい」¹⁰⁴と訴えたが、この事件に際する小泉首相との面会は拒否され続けた。11日の自衛隊撤退要求期限前の最後に行った夜の会見の際には、これまで繰り返してきた「自衛隊撤退」の要求はせず、直前の外務省との面談内容を話したという。

家族らに対する批判は、主に二つに分けられる。一つは、人質は外務省の退避勧告を無視した結果として人質となったことに対し、家族がそれを抑止しなかったことに対する責任追求である。もう一つは、家族が早期から東京の北海道事務所などでの記者会見やマスメディアへの露出を介して自衛隊撤退という政治的主張を繰り返したことにある。これに対し、自らの政治的主張の前に迷惑をかけていることに対する謝罪、退避勧告を無視した無責任な行為を止められなかった親としての社会的責任が問いただされた。後者の家族に対するエスカレートした誹謗中傷は、そもそもの人質事件を自作自演であったというゴシップが週刊誌を中心に報じられたり、人質とその家族らを「共産党一家」、「革マル派（日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派）」、「赤」とラベリングした他者化のレトリックが展開されたりするようになった¹⁰⁵。こうした家族の活動に対する批判の声が取り上げられるなか、前述したように自民党政権からも繰り返し退避勧告を無視したことに対し渡航禁止制限を設ける議論、人質救出にかかった費用を本人らに負担する議論が起きた。これら批判的意見が勃興するなかで、家族らは記者会見で自衛隊撤退をはじめとした発言を行わず、「ご迷惑をおかけして申し訳ありません」という謝罪を行うようになった¹⁰⁶。

こうした家族らの行動に対し、人質3名の解放直後に自民党の高市早苗氏は次のように事件の対応を振り返っている¹⁰⁷（下線部と太字による強調は筆者）。

¹⁰⁴ 朝日新聞朝刊「家族「見捨てないで」 会見・テレビで必死に イラク邦人人質事件」（2004年4月10日）

¹⁰⁵ たとえば、週刊現代 46(18)「解放後も白い目!「人質家族」は共産党だったのか」（pp. 42-45、2004年5月1日、講談社）がある。事件に関する雑誌記事のリストは、下記の書籍に掲載されている。イラクから帰国された5人をサポートする会編『いま問いなおす「自己責任論」』新曜社。

¹⁰⁶ 朝日新聞朝刊「これ以上苦しめるな 人質の家族（社説）」（2004年4月15日）では、「3人の家族は最近、「ご迷惑をおかけして申しわけありません」と繰り返すようになった」と述べられているが、初期段階から謝罪はなされていた。一方、自衛隊撤退をはじめとした要求が控えられたことによって、結果的に謝罪が浮き彫りだったものとしてここでは言及している。

¹⁰⁷ 「イラク人質事件が残した課題（高市早苗）」（2004年4月16日）

〈https://www.sanae.gr.jp/column_detail302.html〉【2023年9月26日確認】

それにしても、とても長く感じられた8日間でした。捕われていた3名の恐怖や彼らの身を案じるご家族の苦悩は、我々の想像を絶するものだったことでしょう。心から気の毒に思っておりました。

一方で、ご家族がテレビ出演の度に政府の対応を批判し、「自衛隊撤退要求」といった政治的発言を繰り返される様子については、「もうこれ以上は目にしたくない」と感じていました。

身内が生命の危機に直面しているわけですから、どんな手段を使ってでも救出したいのが人情。テレビ番組での発言も必死の思いあまったことなのでしょうが、個人の無謀な行動の結果責任を国家に転嫁するトーンが過ぎると、国民のご家族への「同情」が「反発」に変わりかねないと思ったからです（実際に非難の声がご家族の所に直接寄せられた事を後で知って、心が痛みましたが・・・）。

加えて、ご家族の発言内容が、犯人グループや他のテロリストに「人質を取ることの大きなメリット」を確信させかねないと思案じたからです。

[…]

「それでもイラクに行きたい」と言う国民に対して、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり退避命令を出したりする権限を政府は持たないのです。渡航の自由とともに、**自己責任**が求められているわけです。

高市氏は、家族らの対応は人質らの「無謀な行動の結果責任」を国家に転嫁する「トーン」であったことが家族らへの「反発」に転じることを危惧している。どのようなトーンが反発へと転じたかはわからない。だが、少なくとも個人の行動が国内外の社会秩序を乱した責任を国家へと責任転嫁したと受け止める第三者≡国民が多いと高市氏が捉えていることは読み取れる。なぜ「正しさ」や「同情」よりも家族らの対応が「反発」を招くと思われたのだろうか。

ここで考えたいのが、先ほどの外務省から出された保護責任観である。この人質事件は、遠く隔たった国家や危険地域では国家による保護・救出活動は容易に対処しきれない。加えて、人質当事者がいないなか、露出したのはその保護を務めていた家族らであった。大胆に言い換えれば、この事件と自己責任論で問われたのは親が子になすべき責任でもあった。この保護責任観は、いかように言語社会化されてきたものなのだろうか。また、この保護責任観はいかに象徴的・社会的に共有されえるものなのだろうか。仮説的に提示すれば、おそらく親と子のしつけをはじめとしたメタ語用から、漢字文化圏における従属的な社会関係のあり方が見出せると思われる。少なくとも、自己責任ばかりに意味解釈を集中したり、メデ

イアコミュニケーション論的なテキスト分析からのみでは、この社会規範の構築は見出せない。ここでは暫定的仮説に留め、後の第 6 章において文化的な自己観に着目して考察を進めたい。

だが、ここでもうひとつ日本社会における自己観と責任観の一端を読み解く着眼点を取り上げたい。それが、第 3 章の言説史でも論じた「覚悟」である。イラク日本人質事件においては、人質となった今井氏と郡山氏が行った 4 月 30 日の記者会見にて覚悟と類似した用語である「信念」と言及されている。今井氏はこの会見にて、「自己責任論、自業自得と言われているが、僕自身は信念を持ってやっている。そうやって言われるのはとても心外です」と述べた¹⁰⁸。今井氏や高遠氏ら人質となった当事者が解放後もイラクに赴きたいといった発言があったこと、それを自身の活動を継続する信念の表れと考えれば、ここでいう信念≡自己責任は「自ら」に対する「責任」に応えようとしていたものだと言えるのかもしれない。

しかしながら、人質に対する「自己責任」と言及する批判が意味しているのは、そもそも危険地域に赴いたことで結果的に迷惑をかけたことであった。さらに、家族に対する批判の理由づけとして挙げられるのが、そのような迷惑をかけているのにもかかわらず政治的要求を繰り返したことであった。つまり、人質もその家族もイラクに赴くにあたっての自己責任≡信念を果たそうとしたがゆえに起きてしまった事件そのものに対し、自己責任≡覚悟や迷惑という批判が起き、反日や非国民といった誹謗中傷へとエスカレートしていった。そのため、人質やその家族が用いる「自己責任」と批判者が用いる「自己責任」の間にはズレがあった。そのズレとは、一方は人質ら当事者が自らの自己責任≡信念に応じ、他方はリスクや失敗に対する自己責任≡覚悟を要請しながら非難したことにある。マスメディアを通じて日本社会に流布した自己責任論になぜ賛否両論が巻き起こったのか。その理由の一端は、こうした自己責任ディスコースの錯綜的な関係にあったと分析できる。

4.3.4 自己責任論の主張と人質事件の争点

イラク日本人質事件における自己責任ディスコースには、朝日新聞と読売新聞の政治的立場をはじめ、人質やその家族、行政府、ボランティアや NGO・NPO、ジャーナリストなどさまざまな立場から見た論点が凝縮されていた。本項では、こうしたイラク日本人質事件における争点に着目し、この事件における自己責任ディスコースをめぐる間テキスト・間ディスコース性が重層的に絡み合う諸相をまとめたい。

人質とその家族に対し批判的であった与党（自民党政権）と読売新聞をはじめとした批判

¹⁰⁸ 朝日新聞朝刊「事実「自分の口で」 イラクで解放の今井さん・郡山さん、初会見」（2004 年 5 月 1 日）

者と、野党（民主党など）・朝日新聞をはじめとした擁護者の議論を今一度整理する。まず、退避勧告を事前に出していた危険地域のイラクに自ら赴くことは、日本国家の対応が十分に及ばない領域のため、自己責任の原則がジャーナリストをはじめとした活動家らに要請されていた。つまり、そもそも身の危険は自分で守り、なるべく問題が起きないようにすることが求められていた。リスク管理の要請は、国家として保護責任を持つ立場から発せられたもので、第3章で論じたように、起こり得るかもしれない可能条件として意味された自己責任の原則であった。こうした前提から発せられたのが行政府の自己責任論であり、この言説は保護責任を放棄したものではなく、自分の身は自分で守る責務＝覚悟を要請するものであった。

したがって、人質となってしまった事後においてはその責務が果たされていないこと、原因は当事者らにあること、起こした事件の負担を負うことが「自己責任論」として主張・解釈された。こうした自己責任論の類型は、哲学的な分析をする瀧川（2005）によって次の表9として整理されている。自己責任論の類型は、他者から人質らに寄せられた帰責に対し、メタ意味論的な解釈に焦点化して得られた点には注意すべきであるが、人質事件における自己責任論に込められた間テクスト性と間ディスコース性を把握するのには適している。

表9 「自己責任論」の諸類型¹⁰⁹

類型	主張
A 自己責務論	行為の前に、行為者自身が十分な注意を払う責任があること
B 自己原因論	出来事の原因は、行為者自身にある
C 自己負担論	行為の結果は、行為者自身が引き受けるべきである
C1 自業自得論	行為の結果、行為者が死亡したとしても、自業自得である
C2 費用負担論	行為の結果生じた費用は、行為者自身が支払うべきである

重要なのは、こうした多様な意味解釈が「自己責任」という語に込められている点である。人質事件において、いずれの「自己責任論」も人々から当事者らへの責任を喚起し、こうした主張が「自己責任」を懲罰的な責任として受け取られた。つまり、日本社会において自己責任は「自分だけの責任」という意味を生成するようになった。

人質事件における自己責任論の意味解釈には、批判者らの政治的な立場による語り口の「トーン」も加わる。まず、人質らが起こした事件に対応する行政府やその関係者には迷惑がかかっていることが批判的に指摘される。同時に、犯行グループの要求には答えないこと

¹⁰⁹ (2005: 73) をもとに筆者が作成。

で国際貢献を果たす一助とし、国家として救出に向けた活動には従事・賛同した。つまり、テロには屈しないことで、国際社会における面子を維持し、イラク現地の復興に寄与することこそが国際貢献を果たすことだと主張された。その国際的な連帯を阻害するものとしても、人質とその家族らの行為が問題視され、自己責任論に拍車をかける一要因となった。

一方、人質の擁護者らは、その批判者らの欺瞞を問題視した。人質となった3人はむしろ市民として国際貢献を果たそうとする自律した人々であり、結果的にそのような民間人が被害に巻き込まれ、関係者に迷惑をかけたことは認めつつも、人質やその家族の対応に対し、その責任を帰せることの逆説を批判した。この逆説とは、イラクが危険地域となった現状を引き起こす権力側であるアメリカに追従する日本が、イラク現地で復興活動を行うことを指す。イラク戦争は、そもそも開戦の妥当性もままならないものでもあった。だとすれば、この人質事件における責任の一端は人質だけではなく、批判者が支持する英米を初めとした国際社会にこそある。そのため、市民として自主的にボランティア活動やジャーナリズムを行う人質らこそ、むしろその奇妙な逆説に批判的に向き合い、自己責任≡信念を引き受けて活動し、国際貢献を果たす主体だというのが擁護者の主張であった¹¹⁰。

これまでの事件経緯と報道をまとめると、連関する争点が次のように見出せる¹¹¹。

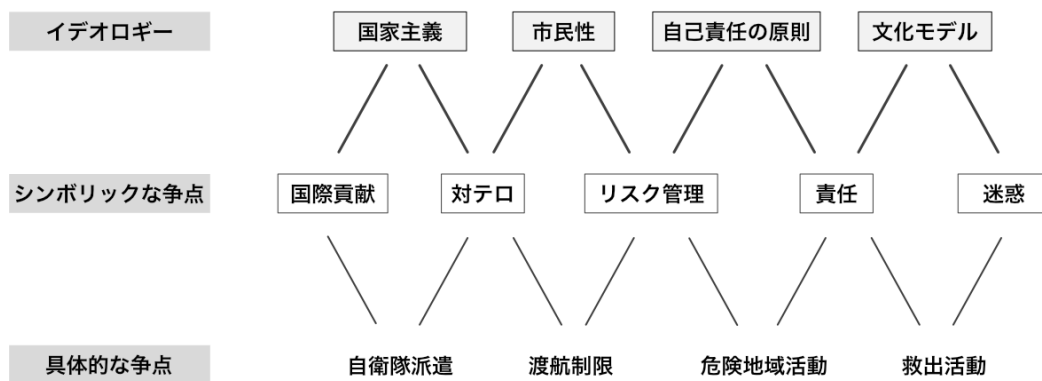


図 14 イラク日本人質事件における争点

¹¹⁰ 当然ながら、これらの議論のなかにも各人によってその程度にさまざまなズレがあり、事件に対する心象は複雑度が高いものであったと言え、そうしたズレもまた各人にとっての対立を引き起こすきっかけとなる。本稿では、保守派とリベラル派の対立となった思想的な相違をやや一枚岩に描いているが、第3章の3.5節の小括で言及したように、保守派の論客である佐伯哲思は、人質らのずさんさやボランティア従事者をはじめとした人々の反政府的で理想的な政治行動を指摘しつつも、拘束されている人質に責任を取りようがないものとして「自己責任論」の場違いさを問題視している（佐伯 2004）。

¹¹¹ 図 14 の三つのレベルであるイデオロギー、シンボリックな争点、具体的な争点への着目は山腰（2005）を援用したものである。

イデオロギーのレベルの争点では、読売新聞や自民党政権は「国家主義」であるのに対し、朝日新聞や民主党は「市民性（シティズンシップ）」を重視する。しかしながら、人質事件に対し、次の三つの点に関しては大きな相違は見られなかった。

- ① 犯行／テロの要求には応じず、救出活動には従事すること
- ② 国家には国民を保護する義務があること
- ③ 人質は危険地域へ赴く上でのリスク管理が十分ではなかったこと

繰り返すと、事件前から外務省の退避勧告や危険地域における取材活動に対し言及されていたリスクを認知した上でそれを軽減・回避する「自己責任の原則」は批判者も擁護者にも共有された認識だった。また社会的出来事としてさまざまな観点で議論を喚起したイラク日本人質事件において、さまざまな人々が事件の対応や救出活動に携わったことを踏まえ、暗黙理に喚起されたのが「迷惑」だった。そのため、自民党議員から明示的に人質を救出しないという意味での「自己責任」はほとんど述べられていないが、小泉首相をはじめ、多くの議員から人質とその家族に対する「苦言」が呈されていたことには、暗黙理の規範としての「迷惑」が関与していたと分析できる。また人質解放後にとりわけ噴出した渡航制限・禁止の議論は、日本に対し明示化されたテロへの脅威と脅かされる社会秩序に対する解決方法として提示され、一定の正当性を批判者に付与したと言える。

さらに言えば、この事件は、人質に対する批判がその他の NGO・ボランティア活動やジャーナリストにも拡張する契機となり、自らの活動意義が問われる事態へと展開した。NGO 活動家からは、「リスクと援助活動の価値をその時々でてんびんにかけ、場合によっては一時退避もしてきた。自己責任を貫くのは、活動に自由裁量を望むからだ」という声などがあがった¹¹²。こうした文脈で用いられる自己責任は、行為とその結果に対する責任というよりも、むしろ自発的な活動に取り組む上での身構えとしてリスクを引き受けて行動することにある。瀧川（2005）の類型を他者からの批判ではなく当事者からの言明として捉え直せば、自己責務と自己負担を引き受け、他者から縛られることなく自らの行為を自由に遂行することと解釈できるだろう。これが「自己責任を貫く」こと、つまり自己責任≡信念である。この自己責任の捉え方は、今井氏が帰国後の会見で他者から寄せられる自己責任論に対する違和感の提示の背後にある考えと類似的なものと言える。

しかしながら、この活動家らの自己責任は批判者が指示する自己責任とは異なりつつも、リスクを引き受けることは共有された認識であり、人質事件のように事後的に起こった出

¹¹² 朝日新聞朝刊「イラク支援、文民主体で NGO 責任者・大西健丞氏に聞く」（2004 年 4 月 18 日）

来事に対しては同様に批判されうる構造となっている。第 3 章にて、事前にも事後にも起こりうる／えた出来事への対処として自己責任論が保守派から論じられる傾向にあったことを思い出していただきたい。いわば状況に応じた相対的な自己責任論に対し、自らが依拠する理念や信念を絶対化する自己責任は、事後的に失敗を追求する非難に通用し難い¹¹³。このようにして、中東地域日本人質事件における「自己責任」は、批判者にも、擁護者にも否定し難い記号としてその意味が問われ続けてしまう、強い再帰性を持つディスコースであった。

4.3.5 人質事件後の出来事と小括

イラク日本人質事件は無事に人質の解放に終わったものの、その後、2004 年 10 月にはテロ組織アルカイダの関連組織による犯行によって香田証生氏（当時 24 歳）が亡くなっている¹¹⁴。また、韓国では同年 6 月に貿易企業で通訳として働く会社員が殺害される事件と、2007 年 7 月にはスンナ派のイスラム原理主義組織タリバンによりアフガニスタンへとキリスト教の布教活動に赴いた 23 名の拉致事件が起きた。特に後者ではイラク日本人質事件と同様、人質の解放条件として韓国軍の撤退を要求するもので、かつ人質らは韓国政府の渡航制限の要請を無視した入国であったことから被害者への自己責任論が生じた¹¹⁵。この事件では、牧師と人質の内の 1 人の計 2 名がなくなり、そのほかの人質は無事に解放された。この事件からもわかるように、いわゆる「自己責任論」は日本だけに限られたものではない。ほかにも、2004 年 7 月には同様のフィリピン人の人質事件が起きており¹¹⁶、こちらではフィリピン軍を撤退させたり¹¹⁷、また 2008 年にはアフガニスタン日本人拉致事件にて被害者が殺害されたりと¹¹⁸、欧米諸国に限らず誘拐・人質事件は頻発した。

では、2004 年のイラク日本人質事件はなぜ「自己責任」を流行語大賞のトップテンにノミネートするほど世間に流布され、注目されたのだろうか。確かな答えを見出せるものではないが、この事件は戦後民主主義の争点が露呈した出来事であり、かつ人質の家族らによ

¹¹³ しかし、イラク戦争と人質事件においてリベラル派が保守派に対し批判したある種の居直り仕草もまた起きてきた出来事を都合よく忘却するという点において大きな問題があると考えられる。ここでは、あくまで間テクスト的には同じ「自己責任」が保守派とリベラル派の間ディスコース的には異なる行為とその意味機能を果たす傾向にあり、その交叉が自己責任ディスコースを捉える上で厄介な記号イデオロギーであったことを指摘した。

¹¹⁴ 朝日新聞朝刊「香田さん、遺体で発見 指紋で本人と確認 イラク人質」（2004 年 11 月 01 日）

¹¹⁵ 読売新聞朝刊「[スキャナー] 韓国人人質事件 タリバン…「実利なし」解放の謎」（2007 年 8 月 31 日）

¹¹⁶ 朝日新聞朝刊「フィリピン人拉致、出稼ぎ社会に痛手 イラクで 5 0 0 0 人働く」（2004 年 07 月 09 日）

¹¹⁷ 朝日新聞朝刊「フィリピン人解放 武装勢力、部隊撤退受け イラク」（2004 年 07 月 21 日）

¹¹⁸ 朝日新聞朝刊「伊藤さん、遺体で発見 頭・足に撃たれた傷 犯人逃亡時に射殺か アフガン拉致」（2008 年 08 月 28 日）

る積極的なメディア出演と自衛隊撤退を訴える出来事であったこと、またその語り口が保守派の反発を促し、「自作自演」や「赤」などスティグマ化された有象無象の憶測を被害者らにもたらしたものだと思われる。報道の過熱も問題視されたこともあってか、同じく2004年4月に人質となり、ほどなく解放されたフリージャーナリストの渡辺修孝氏と安田純平氏の報道や自己責任論は3名の事件ほど大きく問題視されなかった。

2004年の事件で人質が解放された後、人質となった高遠氏、郡山氏、今井氏は精神的な疲弊を患いつつも、各々の活動を継続し、関連書籍の出版や講演活動も行っている¹¹⁹。特に、高遠氏は3人のなかでも強い精神的疲弊に陥ったため、帰国後の4月末の会見には登場できなかった。一方で高遠氏をモチーフに制作された映画『バッシング』が2005年に公開されており、また2013年にはドキュメンタリー映画の『ファルージャ イラク戦争 日本人質事件…そして』が制作・公開されている。また今井氏も帰国後に対人恐怖症に陥っていた。その経験からNPO法人D×Pを創業し、不登校や経済的困難をはじめとした10代の孤立支援事業に取り組んでおり、その創業ストーリーとして自身がイラクの人質事件で経験した自己責任論があったことが述べられている¹²⁰。こうした活動の継続は、失敗や挫折を経てもなお、自身が帰国後の会見で述べた「自己責任≡信念」を示したものだといえるのかもしれない。

本節のディスコース分析で垣間見られたのは、人質やその家族というミクロな個々人の責任と、国家や国際関係というマクロな責任とが絶えず対照されながら自己責任論が論じられていた点だった。この傾向は、冷戦崩壊後と湾岸戦争などを経て、グローバル化・資本主義化が加速する時代に、旧来の日本的な集団主義や紐帯から脱却し、新たな社会に適応する自律した国民主体の形成を促すために論じられた自己責任論にも見出せる対照性と重なる。日本社会における戦後民主主義の論争はこうした欧米的価値観と日本的価値観との対照的な関係のなかで論じられてきた。日本憲法の成立や民主主義論にいわば敗戦国として欧米社会に対する従属的な関係が顕著に見られ、そのネジレが論じられてきたように、自己責任論もまたこのネジレの延長にある先端的な論点のひとつだと言えるだろう。では、ここで継承されたように思われるネジレはその後の自己責任の言説史ではどのように展開されたのだろうか。

¹¹⁹ 今井紀明氏は『ぼくがイラクへ行った理由(わけ)』(コモンズ、2004年7月)、『自己責任 いま明かす「イラク拘束」と「ニッポン」』(講談社、2004年8月)、『イラク日本人拘束事件と「自己責任」報道 海外メディアは日本人拘束事件をどう伝えたのか』(現代人文社、2005年1月)、高遠菜穂子氏は『戦争と平和 それでもイラク人を嫌いになれない』(講談社、2004年8月)、郡山総一郎氏は『人質 イラク日本人質事件の嘘と実』(ポプラ社、2004年9月)など。

¹²⁰ 認定NPO法人「D×Pとは? 創業ストーリー」〈<https://www.dreampossibility.com/about/story/>〉【2023年9月27日確認】

4.4 2004年から2014年の言説史

本節では、第3章の言説史に引き続き、2004年からIS 日本人人質事件が起きる前の2014年までの言説史を分析する。簡単にこの期間の日本の現代史を整理しよう。まず、2001年から2006年まで首相を務めた小泉純一郎氏について取り上げたい。小泉政権は、1990年代から2000年代はじめにかけての経済的低迷に対し、それまでの経済・金融改革路線を引き継ぐ政策を実施した（山家 2019:134-136）。「構造改革なくして経済の再生はない」とし、「骨太の方針」を基調に不良債権の改善、民営化と規制改革、社会福祉や教育分野への競争原理の導入などを進めた¹²¹。「聖域なき構造改革」と「官から民へ」をキャッチフレーズにした小さな政府、つまり新自由主義政策が本格化したのが小泉政権とその後を引き継いだ政権だった。2000年代は、「いざなぎ景気」（2002年2月～2008年2月）と呼ばれる長期の景気上昇が続くも、GDP成長率は年2%と低く、「実感なき景気拡大」とも言われ（山家 2019: 8-9）、後に「失われた20年」とも振り返られたのが2000年代であった。

小泉政権が進めた規制改革では、年金、医療、介護、生活保護など多くの社会保障制度における自己負担額の増加がなされた（ibid.: 146-148）。加えて、労働市場では派遣労働の規制緩和が本格化した。派遣労働法自体は1985年の中曽根政権時に制定されたものであるが、当時は専門業務に限定化されたもので、1999年の小泉内閣の発足前には一部の業務を除き原則自由化が施されていた（ibid.: 138）。一方、小泉政権によってなされたのは派遣労働において禁止業務とされていた物の製造業務を外し、1年に制限されていた派遣期間を3年に延ばしたことであった。こうした改革は多様な働き方をもたらすものとして推進された。だが、2008年のリーマンショック以降、落ち込む景気のなか、派遣契約が切れた大量の失業者をもたらした¹²²。

2000年代も1990年代に引き続き、日本の経済的な問題がさまざまな形で噴出した時期だったといえる。ほかにも、2007年には年金の記録に誤りや不備があったことが発覚した年金記録問題から「(消えた)年金」が、また日本社会の貧困や格差を象徴するものとして「ネットカフェ難民」が流行語大賞のトップテン入りしている。こうした貧困や格差が社会問題として論じられるなか、関連書籍も立て続けに出版された。たとえば、宇都宮健児、猪

¹²¹ 特に、自民党内の反対勢力を御した郵政民営化改革は、マスメディアを通じたパフォーマンスな演出によって敵対勢力などのイメージを作り上げ、「小泉劇場」とも呼ばれた。こうした劇場型政治の戦略は、マスメディアに限らず、SNS社会となった2020年代に至る現代の雛形でもあったといえる。たとえば、経営分野においては実業家の堀江貴文ことホリエモンがその先鋭的存在で、2005年には衆院選にも出馬しているも、2006年1月には証券取引法違反容疑で家宅捜査を受け、2007年には実刑判決を受けた。

¹²² 2000年代はじめには20万から30万人と推計される派遣労働者数は、2008年には140万人には達していた（山家 2019:164）。

股正、湯浅誠編『もうガマンできない！ 広がる貧困』（2007年、明石書店）、水月昭道『高学歴ワーキングプア 「フリーター生産工場」としての大学院』（2007年、光文社）、雨宮処凛『プレカリアート デジタル日雇い世代の不安な生き方』、『フリーター論争 2.0 フリーターズフリー対談集』（2008年、人文書院）などが挙げられる。特に、雨宮処凛の『生きさせろ！ 難民化する若者たち』（2007年、太田出版）の帯文には、「自己責任の名のもとに私たちを使い捨てる社会に、企業に、反撃を開始する！」と記載されるなど、こうした社会問題に対する批判のシンボルとして用いられるようになったのが「自己責任」であった。こうした自己責任の使用は、2004年のイラク日本人人質事件を経て、政治責任を問う「声」として詩的に繰り返されたもので、このレトリックは2020年代の現代にも続くものである。政治運動や社会問題をワンイシューで取り上げた書籍が単行本に限らず、雑誌や新書をはじめ多数出版されたのが2000年代であり、こうした政治／社会問題への姿勢を打ち出す言論状況であったといえる（東 他 2018: 48）。

では、ここで2004年から2014年にかけての全国新聞における「自己責任」の使用数の推移を示した図15を見てみよう。まず、2004年のイラク日本人人質事件において多く言及されども、基本的にはその使用数は1990年代に比して大きく下降傾向にあった。図16で示すように、この傾向は「自己責任」をタイトルに含む論文と雑誌・書籍の出版件数とも一致している。

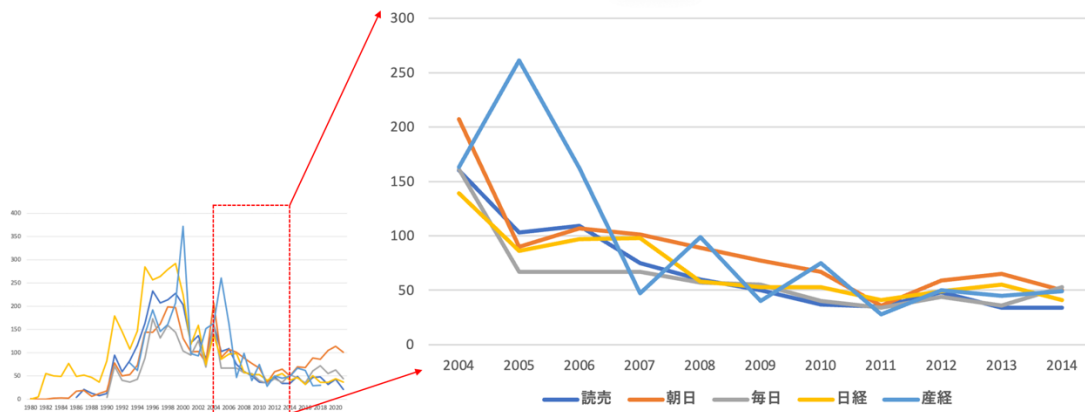


図15 全国新聞五紙における「自己責任」の使用数（2004-2014年）

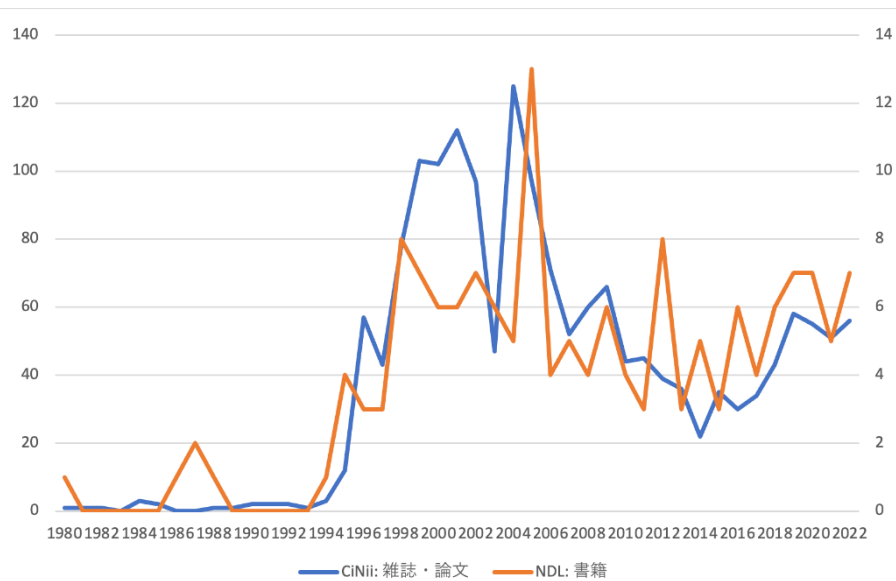


図 16 CiNii における「自己責任」をタイトルに含む論文・雑誌記事数の推移

2004 年のイラク日本人質事件をはじめ、貧困や格差、労働環境をめぐる社会問題では確かに「自己責任」は際立って用いられることばであったが、マスメディアにおける実態としてはむしろ 1990 年代のほうが数多く用いられていた。続いて、下記の表 10 を見ていただきたい。ここでは、1990 年代の傾向と同様、「原則」や「規制」など政治経済ジャンルで引き続き用いられつつも、その割合の減少が確認できる。ここからも、自己責任を使用するジャンルの集積は軽減され、拡散的に用いられてきた傾向が見て取れる。

表 10 全国新聞における「自己責任」との共起語の使用数（2004-2014 年）

	原則	規制	自主	自律	自助	覚悟	迷惑
読 売 (745)	113 (15.17%)	114 (15.3%)	41 (5.5%)	14 (1.88%)	22 (2.95%)	37 (4.97%)	27 (3.62%)
朝 日 (1044)	132 (12.64%)	130 (12.45%)	47 (4.5%)	4 (0.38%)	26 (2.49%)	53 (5.08%)	49 (4.69%)
毎 日 (681)	92 (13.51%)	102 (14.98%)	32 (4.7%)	6 (0.88%)	17 (2.5%)	34 (4.99%)	33 (4.85%)
日 経 (770)	178 (23.12)	171 (22.21%)	58 (7.53%)	19 (2.47%)	18 (2.34%)	29 (3.77%)	24 (3.12%)

では、2000年代に論じられた社会問題と関連して自己責任はどの程度、言及されていたのか。下記の表11では、読売新聞と朝日新聞における「自己責任」、「貧困」、「非正規雇用」、「フリーター」、「引きこもり」、「生きづらさ」、「新自由主義」を対象とし、本稿が年代区分した1990年から2003年、2004年から2014年、2015年から2022年までの使用数をまとめた。なお、左に総使用数、右には自己責任とともに用いられた記事数とそのパーセンテージを括弧内に表記し、本節が対象とする2004年から2014年を太字で示した。

全体の傾向として、2004年から2014年にかけて社会問題に関する用語の言及数が増加していることが表11からわかる。一方、「自己責任」の使用数自体は図16で見てきた通り減少しており、社会問題用語との共起語の割合も必ずしも高くない。表11で特に着目したのが、「生きづらさ」という語彙が1990年から2003年にかけてはほとんど使用されておらず、2004年から2014年にかけて増加し、自己責任と共に言及された割合も比較的高い点である。これはなにを意味しているのだろうか。

『コミュ障の社会学』を著した貴戸(2018)は、「生きづらさ」が用いられる理由を二つ挙げている。一つは、「問題の現れ方が個別化・複雑化していて、集合的な属性や状態では捉え切れなくなっている」こと、もうひとつは、「一部の『漏れた人』だけでなく、すべての人が潜在的に問題を抱えるようになっている」ことである(ibid.: 44-45)。「生きづらさ」は、それを感じる本人の主観で苦しみや悩みを表現できる便利なことばであり、「個人化・リスク化した人生における苦しみを表す日常語」だという(ibid.: 45)。いじめやキャラを演じる学校などで生きづらさを体感する子どもたちは、社会環境を所与のものとして受け入れ、自分の能力と努力で生き延びるしかないと考える。貴戸が描く「生きづらさ」と「自己責任」のリアリティの一端がこれである。その記述の確かさはさておき、少なくともこうした社会問題を批判的に論じる言説として「自己責任」はシンボリックに用いられてきた。

表 11 全国新聞における「自己責任」と社会問題用語の共起語の使用数

語彙	年代	読売		朝日	
自己責任	1990-2003	1959		1535	
	2004-2014	745		1044	
	2015-2022	301		696	
貧困	1990-2003	5172	30 (0.58%)	4758	26 (0.55%)
	2004-2014	4903	48 (0.98%)	5440	77 (1.42%)
	2015-2022	3361	34 (1.01%)	4154	136 (3.27%)
非正規雇用	1990-2003	16	0	24	0
	2004-2014	682	12 (1.76%)	801	32 (3.4%)
	2015-2022	681	13 (1.91%)	697	57 (8.18%)
フリーター	1990-2003	1000	6 (1.2%)	611	12 (1.96%)
	2004-2014	1606	23 (1.43%)	1301	37 (2.84%)
	2015-2022	151	4 (2.65%)	185	11 (5.95%)
引きこもり	1990-2003	526	4 (0.76%)	356	1 (0.28%)
	2004-2014	934	1 (0.11%)	650	8 (1.23%)
	2015-2022	447	5 (1.12%)	373	8 (2.14%)
生きづらさ	1990-2003	17	0	10	0
	2004-2014	137	5 (3.65%)	143	8 (5.59%)
	2015-2022	378	7 (1.85%)	627	31 (4.94%)
新自由主義	1990-2003	68	6 (8.82%)	74	2 (2.7%)
	2004-2014	169	6 (3.55%)	379	22 (5.8%)
	2015-2022	158	12 (7.59%)	379	43 (11.34%)

2000年代の経済的低迷や社会不安に対し、こうしたシンボリックなことばを用いて論争を巻き起こしたのが赤木智弘による「『丸山真男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。」だった¹²³。この論考は、いわゆる団塊ジュニア世代として生まれ、バブル経済崩壊以降に働き口を探す必要にあった赤木自身が、当時フリーターとして低賃金労働に勤んでいた際に書かれたものであった。この論旨は次のようなものだった。

¹²³ 初出は『論座 2007年1月号』（朝日新聞社、2006年）に掲載、後に『若者を見殺しにする国 私を戦争に向かわせるものは何か』（双風舎、2007年）に掲載された。赤木の論考は自身のWebサイト上で公開している。赤木智弘「『丸山真男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。」（2007年）〈<http://www7.vis.ne.jp/~t-job/base/maruyama.html>〉【2023年9月29日確認】

赤木をはじめとしたポストバブル世代は、押し付けられた社会的不平等のなかで不利益を被っている世代である。一方で経済成長を味わった世代に都合のいい「平和」な社会であり、こうした社会的な格差がある現状をひっくり返すチャンスを得るには国民すべてが平等に苦しむ「戦争」すら望む。論壇では、若者は現状に不満があるもそれをどう社会に訴えたいかわからないと論じられるが、若者はそこまで弱々しい存在ではない。むしろネット右翼は不満や被害者意識を糧にその社会運動を機能させており、それがホリエモンブームであり、小泉政権の政策であり、「戦争」をはじめとした流動性を若者は望んでいる。若者が望んでいるのは、閉塞状態を打破するチャンスであり、一人前の人間としての社会的地位、家族、そして尊厳を得られる可能性である。知的エリートであり、戦後民主主義を肯定的に論じた丸山眞男は、陸軍兵の二等兵であった際、学歴のない一等兵にいじめられた。こうした非対称的な立場を崩す機会は戦争だからこそであり、兵士の地位こそが序列を決めていた擬似デモグラフィックな状況は、ポストバブル世代が不平等な社会へと投げ出された状況と似ている。こうした現状をひっくり返し、「丸山眞男」の顔をひっぱたける立場をもたらす「戦争」は希望の光である。しかし、戦争を望んでいるわけではなく、そうならないように「弱者」でも自尊心を得られる生活を送りたいが、少なくともいま(=2006年)の「平和」な社会はそうではない。以上が赤木による『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。』の論旨である。

『論座1月号』にこの論考を掲載以降、まずこの論考に対する7つの応答が『論座4月号』に掲載され、それらに対する赤木による応答が『論座6月号』に「けっきょく、『自己責任』ですか 続『丸山眞男』をひっぱたきたい」「応答」を読んで——」として論じられた¹²⁴。そこでは、赤木の論考に対する応答を批判している。特に、その批判は左派による平和主義、権力者よりも「たまたま」を享受する多数派の安定労働層、その安定労働層の利益確保をする左派が労働者の分断を招いているとして批判的に論じたものである。赤木はこうした「たまたま」生じている不平等な現実に異議申し立てをし、それを鑑みない左派に対し「けっきょく、『自己責任』ですか」と問いを投げかけ返した。筆者が見るに、ポストバブル世代であり、いまではロスジェネ世代とも呼ばれる団塊ジュニアによる呪詛を代弁したのが赤木の論考である。この論考で、その呪詛と「自己責任」が用いられている箇所を次に抜粋する(下線部と太字による強調は筆者)。

¹²⁴ 赤木の二つ目の論考も自身のWebサイト上で公開されている。赤木智弘「けっきょく、『自己責任』ですか 続『丸山眞男』をひっぱたきたい」「応答」を読んで——」(2007年)
(<http://www7.vis.ne.jp/~t-job/base/maruyama2.html>)【2023年9月29日確認】

団塊ジュニア世代が「就職時に不況であった」という理由だけで、本来得られるべき安定した生活を得られない。そして「自己責任論」のもとに、再チャレンジなどというギャンブルに身を投じるよう強いられる。その一方で富裕層はもちろん、安定労働層を含む既得権益層は、バブルを崩壊させた責任も取らずに、これまでの安定した生活が今後も保証されることを「当然である」と考え、反省の色を見せない。なぜバブルの恩恵を受けた人間が焼け太り、我々のように何の責任もないはずの人間が、不利益だけを受容しなければならないのか。

左派の理論はそうした疑問に答えてくれない。左派の認識する「弱者」は私たちとはまったく別の場所にいる。私のような人間はその人権を尊重されない。

このような左派の態度が、個人を尊重しない「無責任な態度」として映る一方で、「拉致被害者を救え」「国際貢献のために、自衛隊を派兵するべきだ」という右派の言説は、「国としての責任ある態度」と映る。

[…]

貧困労働層にとっては、不安定なまま活動を強制されるよりも、むしろ右派の論理で、人間の評価軸を「経済」から、日本人や性別などの固有性を重視する「道徳」に移し、社会的基盤を安定させるほうが手っ取り早い。

さらに右派は、この国の現状を憂えて批判してくれる。戦後民主主義に立脚することによって、自覚なきままに貧困労働層の貧しさを必然としてしまう左派よりも、「戦後の日本はおかしい」と戦後民主主義そのものの誤りを批判し、社会道徳を復興させようとする右派の社会認識は、自身の現状に不満を持つ我々の考え方とうまくシンクロする。

上の世代の人間が裕福で、私たちがこれほどまでに貧しいのは、「行き過ぎた個人主義」が一部の人間によるズルを容認してきたからではないのか。戦後民主主義を批判し、私が貧困状態にあるという「歪み」を責任をもって正そうとする右派的な考え方がこそが、本当の弱者にとって有益なのではないか、との考えに私は至ってしまうのだ。

赤木が論じる「自己責任」は二重の意味で根深い。ひとつは、「たまたま」生まれた世代そのものの社会構造的な不平等性を抜きにした「自己責任論」を問題視している点である。社会構造的な問題は、政治や社会の問題として考えられるものだが、出自の「たまたま」は一見、確かに選べない。生まれの状態にまで遡った上で、「自己責任」はどう考えられるのか。赤木の論考における自己責任はその問いを投げかけている。

もうひとつは、左は「平等≡行き過ぎた個人主義≡戦後民主主義」という「正しさ」のフリ、右は「責任」を持つフリをしてナショナリズムの論理で少数派に不利益を押し付ける両者の欺瞞を指摘し、現代社会における他者の線引き問題とクレームの連鎖の困難さを暗黙に示している点である。つまり、他者を大事にすることは結局のところその大事にする他者を誰にするのかという線引きを施すことになり、その線引きはまた誰かの不利益、不満、クレームを呼び起こす。それは赤木の言論がまさに示したことだと言えるだろう。ここには、現代社会で自尊心を満たすためにゲームをひっくり返したいという極めて人間的な欲望の困難さと、そこで呼び出される「責任」の厄介さが示されている。この問題は、社会的につくられる責任を考える上で欠かせない論点だと思われる。

個人化が進み、リスクが潜在的に個々人へと問われると感じられる社会のなか、その曖昧模糊とした不安を表すことばが「生きづらさ」であり、そうした社会で争点となったシンボリックなことばが「自己責任」であった。赤木の言説は、イラク日本人質事件において顕現した戦後民主主義の争点と、生きづらさを感じる人々の無意識といった時代の「空気感」をレトリカルに代弁したものだと言えるのかもしれない。

実際、こうした言説は赤木だけでなく、『ゼロ年代の想像力』（2008年、早川書房）でサブカル評論家としてデビューした宇野常寛も自身が論じる「新しい想像力」が生まれた社会的な状況認識として次のように「自己責任」を語っている（下線部と太字による強調は筆者）（宇野 2008: 18-19）。

世の中のしくみ、つまり「政治」の問題としては、小泉構造改革以降の国内社会に「世の中が不透明で間違っているから何もしないで引きこもる」という態度で臨んでいたら、生き残ることはできない。自己責任で格差社会の敗北者を選択したと見做されてしまう。

そしてこの「ゲーム」は現代を生きる私たちにとって不可避の選択であり、「ゲームに参加しない」という選択は存在しない。この資本主義経済と法システムによって組み上げられた世界を生きる限り、私たちは生まれ落ちたその瞬間からゲームの渦中にある。

[…]

二〇〇一年を前後して、九〇年代にはかつてのシステムが無効になった衝撃によって覆い隠されていたポストモダン状況の本質とも言うべき構造が露になった。その本質とは、人々はもはや歴史や国家といった「大きな物語」に根拠づけられない（究極的には無根拠である）「小さな物語」を、中心的な価値として自己責任で選択して

いくしかない、という現実である。それを受け入れなければ「政治」の問題としては生き残れず、「文学」の問題としてはそもそも「何も選択しない」という立場が論理的に成立しないのだ。

宇野 (2008: 18-19)

こうした「サヴァイブ感」こそが 9.11 テロ事件以降のゼロ年代の新しい想像力であると宇野は論じる。宇野によると、その新しい想像力はバトルロワイヤルものの流行として表象されており、社会での生き残りをかけた対処法にはマンガ『DEATH NOTE』(2003-2006年、集英社)の主人公・夜神月に代表される既存のルールの破壊と、社会の再構築へと向けた決断主義的な傾向があることが見て取れるという。ゼロ年代は、この「動員ゲーム＝バトルロワイヤル」とそこで取られる決断主義とどう対峙するのかが問題提起したのが宇野だった。

2004年から2014年にかけては、2008年のリーマンショック、続く2009年の政権交代、2011年の東日本大震災など大きな社会的出来事は起きたものの、本稿と関連する一番大きな変化はこの社会批評的な文脈で「自己責任」が用いられる傾向が強くなった点にあった。2004年のイラク日本人質事件以降、全国新聞五紙にて「自己責任」の使用数は減少している。

一方、2004年には Facebook が(日本版は2008年5月)、2005年12月には YouTube が(日本版は2007年6月)、2006年7月には Twitter (現 X) が(日本版は2008年4月)、2007年1月にはニコニコ動画のサービスが開始されており、現代の主要な SNS サービスが実装されたのが2000年代後半であった。インターネットの記事や SNS の投稿を調査しなければ、「自己責任」の言説史の記述は不十分になるのがこの時期だと言えるかもしれない。本稿が「自己責任」という文字記号に限定し、全国新聞を中心に言説史を記述的に分析することには方法論上の限界がある。

一方、本稿が目指したのは二つの中東地域日本人質事件に至る前後の自己責任ディスコースをめぐるコンテキストであり、そのコンテキストと分析から見出したいのはなぜ・どのように自己責任ディスコースが生成・再生産されたのか、またそれをどう語り直すかであった。事件以降、自己責任ディスコースの編成そのものを記述するのも、社会に蔓延するメカニズムを考察するのもより把握し難いものとなったと考える。そこで、本稿では、事件以降の社会批評的な文脈でも「自己責任」が戦後民主主義の論点を継ぐかたちで論じられた点に着目し、特に事件でも批評でも批判対象とされてきた文化的規範の意味を掘り下げながら、自己責任を語り直す糸口を掘り下げていきたい。

4.5 小括

本章では、イラク日本人質事件における自己責任論に着目し、特に人質とその家族、行政府の対応、マスメディアの報道からそのディスコース分析を行った。1990年代の社会変容と国際社会の状況に照らし合わせて日本国民と市民にとって必要な「自己責任」が求められていたが、2004年のイラク日本人質事件でも人質とその家族に対し、国家や国際関係の観点から責任が問われたものだった。ここで、これまでの議論を簡単に整理したい。

第3章では、保守系の新保守主義者≒新自由主義者は「自由と自己責任」を求め、リベラル系の市民活動家は「自由と自己責任」を享受した、という点で自己責任に対する相違を見出した。第4章でも、日本社会に自己責任論を広めたイラク日本人質事件において、保守系の読売新聞とリベラル系の朝日新聞には政治的価値観の違いはあれど、人質に対し、「迷惑をかけるべきではない」と考える点においては類似した規範を示していた。

したがって、自己責任ディスコースには、第3章で見出した保守派とリベラル派の政治観の対照性も、第4章で分析した右左に共有される「迷惑」も再帰的に投影されている。言い換えれば、語りやすい「自己責任」という一語には、語られにくい政治的立場の相違と文化規範が畳み込まれている。これが、Gal & Irvine (2019) の記号論の分析的視点を援用しながら、本稿が見出した分析である。以下、いま一度、自己責任ディスコースをめぐる日本の社会変容も含めて議論をまとめる。

1980年代から経済・金融用語として用いられてきた自己責任の原則は、既存の保護的な制度の緩和から市場原理に基づいた経済活動とその自由を引き受ける契約概念として論じられたものだった。しかしながら、1990年代における経済危機と社会不安、加えて自己責任の原則を求めていた証券会社の不祥事への逆説的な責任を問う人々からの批判なども相まって、失敗を犯した出来事に対する懲罰的な責任として自己責任論が論じられていった。

さらに、1990年代前半には湾岸戦争に際しての国際貢献の必要性の自覚、その戦争に対する文学者・批評家による歴史主体論争、1995年の戦後70年に際しての村山談話に対する反発から後に歴史修正主義の筆頭となった「新しい歴史教科書をつくる会」が97年に設立されている。こうした急進的な保守派の誕生は、1990年代がボランティアをはじめとした市民性の勃興に対するひとつの反発（バックラッシュ）とも言える（倉橋 2018）。同時に、1990年代は個々人の選択肢が広がる個人化が進むなか、消費行動をはじめとした自己決定の如何が問われた時期でもあった。

加えて、1990年代後半にかけては市民性の勃興とともにディベート教育や関連書籍が数多く出版された時期でもあった（倉橋 2018: 91）。このディベートの流行は、歴史を否定する歴史修正主義の勃興だけでなく、今井氏も高校1年次に弁論部に所属しているなど（今

井 2004a: 15)、いわゆる市民派の人々にも共有されていた時代的潮流、いわば「自己啓発」の一種だったとも言える。

こうした日本社会の潮流や争点が結実したのが 2004 年のイラク日本人質事件における自己責任論であったと概括できる。この事件の複雑さを国際関係の観点から鑑みれば、マクロには冷戦以降の日本と国際社会のテロリズムと安全保障の問題、ミクロには日本における戦後民主主義の主要な論点である平和問題と国家と国民の関係が問われた出来事だった (cf. Hook and Takeda 2007)。4.4 節で論じたように、この事件以降、新自由主義政策を押し進めた保守派の自民党政権が社会構造的な問題を軽視したことに対し、リベラル派が政治の責任は個々人の自由の保障であることを理由に批判を展開する傾向にあった。

イラク日本人質事件は、日本の戦後民主主義における争点が凝縮され、自己責任もまたそのコンテクストを受けて特有のネジレを引き継いでいる。日本の保守派と革新派で生じた戦後民主主義の論争は、平和や戦争、あるいは政治主体をめぐる価値規範をめぐる生じてきた。論争の背景には、第二次世界大戦の敗戦を機に、憲法の策定や米軍基地の建設などアメリカに従属しつつ、民主主義国家をつくりあげていったことが関係する。国家と国民が自律する戦後民主主義の理想は、敗戦という現実のネジレなくして理解できない。イラク日本人質事件もまた戦後民主主義の理想と現実のネジレを引き継ぐ出来事であったが、その複雑な歴史性は「自己責任論」の陰に追いやられてしまったとも言えるだろう。

自己責任論が厄介なのは、戦後民主主義や新自由主義による構造改革をはじめ、日本社会の変容をシンボリックに示しつつも、自己責任を論じる主張・議論には暗黙理の文化規範もまた投影されている点にある。後者の文化規範は、伝統的な家族関係を脱し、個人の自由と権利を重視するリベラル派には見えにくいものであったが、イラク日本人質事件の自己責任論に関しては、この点こそが隠れた相違点であった。本章のその分析を鑑みると、リベラル派が民主化をうたいながらも、特定の場・地域で暮らす人々が形成・蓄積してきたことば≡文化に対するまなざしがそこには抜け落ちていたように思える。確かに、個々人に対する過剰なバッシングや懲罰的な自己責任論が寄せられることは、歴史的な複雑さや社会構造の問題を等閑視したものだろう。だが、社会構造の問題がそう簡単にことばだけで組み替えられるものではないように、文化的古層の問題もそう簡単に個々人の意思や信念で拭いされる類のものではない。

自己責任は近代的な概念であると同時に、冷戦崩壊以降のグローバル化のなか、つまりポストモダン化が進んだ 1990 年代に右左、あるいはそうした政治信条に限らずに用いられたことばであった。その意味で、イラク日本人質事件における自己責任論は、近代的に思え

て、土着性が織り混ざった自己責任の分裂性を示した出来事と捉えることができる¹²⁵。重要なのは、こうした諸言説の間を読み解き、知らぬ間に陥りがちな構造とは異なる回路を切り開くことにあると思われる。

では、本稿の分析からなにをどう考え直せるだろうか。まず着目したいのが、人質事件における自己責任論は、多様な言論、あるいはクレームを許容する民主主義の理想と現実が相反する実態を示している点である。自由な言論や他者を重視することは、そうではない他者の線引きや排他の問題へと意図せずともつながってしまう。本稿で見出したのは、この他者を大事にすることは逆説的に他者の線引き問題へとつながってしまう点であり、それが自己責任論に先鋭化して表れていた点でもある。論理は異なるが、赤木が丸山眞男を引っ叩く立場に立ちたいと訴えたレトリカルな戦略にも同じく他者をめぐる厄介な論点、つまり人々にクレームを駆り立たせる承認の欲望が活かされている。あるいはこの心象は人間にとっての尊厳だと言えるかもしれない。しかし、誰かにとっての尊厳が満たされれば、それを羨む誰かはまた満たされない。この厄介な性質は人間社会に不可避のものとして考えるしかないだろう。

人質事件に限らず、赤木の論考にも見て取れるように、事後的な責任の訴迫には否が応でも他者が介入する。そのことをラディカルに考えるならば、そもそも「自分だけの責任」を意味する自己責任は論理的に破綻していると喝破できるのかもしれない。しかしながら、考えなければいけないのはこうした自己責任論で問われ、作り出されるのはまさに社会的な「自己」であり、「責任」であった。その意味で、自己も責任も幻想である。だが、社会にも人間にも必要であり避けられない幻想だ。だとすれば、このような想像的・規範的な自己責任の論理が放たれてきたその「間」にはなにが含み込まれているのだろうか。

そこで、次章以降、これまで積極的に分析されてこなかった自己責任論に投影される文化的規範へと本稿の議論の焦点を絞って論じていく。自己責任の言説史と、日本社会にて自己責任論を広めたイラク日本人質事件から見出せたのは、自己責任への問いは、個人だけではなく、むしろ家族や国家をはじめとした社会関係から考える必要があると言い直せるだろう。

¹²⁵ こうした分裂性は、美術批評家の榎木野衣が『日本・現代・美術』（1998年、新潮社）にて歴史を語った結論がそのまま前提へと回帰してしまう「閉じられた円環」とネジレた戦後日本の「悪い場所」という問題設定とも重なる。宇野が『ゼロ年代の想像力』で批判的に言及した自己責任だが、そこで同じく「古い想像力」として批判された東浩紀が着目したオタクのネジレこそ、この「悪い場所」の問題が最もわかりやすく現れていることを自覚して論じたものであった（東・大塚 2008）。政治的なイデオロギーに基づいた社会批評の目線だけでは、戦後日本をはじめとしたネジレた歴史、加害と被害の錯綜性、またその記憶の問題は考えきれない。政治的議論ではもっぱら批判対象とされてきた自己責任もまたそのネジレを引き継ぐものであった。

第五章 IS 日本人質事件と世間

自己責任ディスコースを世間に語らしめた背後には、戦後民主主義の亡霊が浮遊していた。個人への自律的な自己統治を自他ともに求めるシンボリックな表現であった自己責任は、ときに悪魔的にののしられ、ときに呪術的に信じられた。自己責任ディスコースは、こうして日本社会の前近代性と近代性を混成させ、政治・経済・教育をめぐる公共的な議論において、なおのこと一層、シンボリックな記号となっていった。

しかしながら、ことは日本社会におけるイラク日本人質事件だけに限らない。国際政治情勢は、イラク戦争の失敗を引きずり、テロへの恐怖を具体的に駆り立てる新しい勢力との対立へと移行していった。それが、通称はイスラム国、略称は IS (Islamic State) である。そして、IS によって日本人 2 名が人質となり、再び人質とその家族に対する自己責任論が巻き起こった。イラク日本人質事件から IS 日本人質事件へと至る過程になにが中東地域で起きていたのか、繰り返される自己責任論にはどのような語りが見出せるのか。本章では、自己責任ディスコースに投影された自己観と責任観についてあらためて考えたい。

IS 日本人質事件は次のような経緯で展開した。2014 年 8 月 16 日、湯川氏がシリアにおいて何者かに拘束された疑いがあるとの情報が外務省にもたらされる。11 月 1 日には後藤氏の家族から外務省への連絡により、後藤氏が行方不明であることが発覚した。両者ともに渡航目的は明らかにされていない。12 月 3 日に二人の拘束にかかわるとされる人物からのメールが後藤氏の夫人に届き、夫人はそれを政府へと報告、12 月 19 日には後藤氏が何者かによって拘束されているとの確証を得る。しかし、犯行主体はこの時点では確定するに至らず、IS が 2015 年 1 月 20 日に公開した動画によって初めてその主体が確定された。IS は人質の交換に 2 億ドルを日本政府に要求し、その期限は 72 時間とされた。1 月 24 日には湯川氏が殺害されたとみられる写真を持つ後藤氏の映像とメッセージがインターネット上で公開された。2 月 1 日には後藤氏が殺害される映像がインターネット上に配信され、事件は人質二名の死亡という結果に終わる。

5.1 IS 日本人質事件とは

5.1.1 イスラム国の台頭とテロリズム

本項では、IS が台頭するにいたった文脈とイラク戦争以降のテロリズムの論点を簡単にまとめたい。まず、2006 年前後のイラク内戦、2010 年にアラブの春をきっかけに生じたシ

リア内戦の最中に形成された組織が IS で、イラク戦争の落とし子とも呼ばれる¹²⁶。IS は、もともとはアルカーイダ系のイスラム教過激派組織で、主にイラクとシリアの地域にまたがって活動し、一時期は多くの領土を武力制圧した。カリブ制に基づいた「イスラム国家」の樹立を 2014 年 6 月に宣言し設立されたのが IS である。IS は外交的には「国家」とは認められたことのない非国家であるものの、2014 年のイラク侵攻にて金融や行政機関を掌握し、独自に活動資金を調達するなど、従来の「ならず者」のテロリストとは異なる組織力を発揮したことで知られる。

IS によるイラク侵攻の際には、スンナ派の兵士を惨殺し、またアメリカやイギリスなどのジャーナリストを拉致、殺害し、その様子をインターネット上で公開するなど、積極的に自らの残虐性を世界に発信していた。IS のプロパガンダに影響を受けるなどし、諸外国からも外交人兵士が多く参加し、独自にテロ行為を実行する「ローンウルフ」型のテロリストも現れた。2015 年 11 月にはパリ同時多発テロ事件、2016 年 3 月にはブリュッセル同時多発テロ事件には、IS による犯行声明が出されている。中東研究者の酒井啓子は、IS に触発されたテロ行為の活発化を、イスラムが暴力化するのではなく、暴力性を抱えた個人や集団による暴力の正当化のためにイスラムが利用されたとし、これを「暴力のイスラム化」と呼んでいる（酒井 2018: 43）。

IS が台頭した背景には、アメリカを中心に行われたイラク戦争と戦後処理の対応が関係している。イラク戦争でスンナ派のサダム・フセイン政権が倒されたことにより、前政権の影響力を削ぎ落とす統治政策により虐げられたスンナ派の住民の「反米」意識が強まった。IS は、2006 年に結成された反米抵抗組織の「イラク・イスラム国 (ISI: Islamic State of Iraq)」、さらに勢力を拡大した ISI は 2013 年 4 月に IS の前身となる「イラクと大シリアのイスラム国 (ISIL: Islamic State Iraq and the Levant)」へと改名している。

ISI から ISIL に改名する過程で組織化が進んだ背景には、シリア内戦が関係している。シリア内戦とは、シリア政権による反政府運動の武力制圧をきっかけとした内戦であったが、シリア内の ISI・ISIL をはじめとした反政府武装組織、クルド系の武装組織、またアサド政権と ISI・ISIL を掃討するアメリカをはじめとした多国籍軍と、アサド政権を支援するロシアやイランなど、各国・各勢力が入り乱れる国際紛争である（高岡 2014: 182-183）。もともとは、2010 年にチュニジアから派生した民主化運動の「アラブの春」の影響がシリアに及び、2011 年に生じたのがシリア内戦であった¹²⁷。シリア内戦の影響により、シリアの

¹²⁶ イラク戦争を検証したチルコット報告書で糾弾されたトニー・ブレア元首相自身が「イラク戦争がなかったら IS は生まれていなかった」と述べている（酒井 2018: 46）。

¹²⁷ アラブの春とは、2010 年にチュニジアで若者が路上販売に対する取り締まりに抵抗して焼身自殺を行ったことをきっかけに生じた民主化運動である。エジプト、リビア、イエメンへと民主化運動が波及し、独裁政権が倒れ政変が起こったものの、後に「アラブの冬」とも言われるほど、運動の成果は長続きするものではなかった。たとえば、エジプトでは一時的に政権が倒れ、イスラム主義のムスリム同胞団が政権を担ったが、革命を推進した若者と国軍の支持を得られず、権力闘争の末に軍部による強権的な体制が復活した。

難民は 2022 年時点で 650 万人超にも及び、全体の 2 割を超える難民数を生み出している¹²⁸。

シリア内戦の最中の 2012 年に形成されたのが「ヌスラ戦線」と呼ばれる武装組織で、シリアで活動する反政府組織に ISI の戦闘員が関わることで組織された。2012 年当時には、「自由シリア軍」をはじめ反体制武装組織は弱まる一方、ヌスラ戦線は「戦果」をあげたため、ヌスラ戦線がアメリカによるテロ組織認定を受けたことに対し、反体制派組織はアメリカを批判するに至るなど、ヌスラ戦線はシリアで地位を確保したという(高岡 2014: 190)。泥沼のシリア内戦下にて、ISI は反体制派組織を吸収し、人員と物資を確保するなど組織力を高めたとされる。

ただし、後にヌスラ戦線と ISI は組織的に分裂した。2013 年 4 月、ISI は ISIL に改名時にヌスラ戦線を統合すると宣言したが、この決定にヌスラ戦線は反発し、対立が生じた。さらに、ISIL が IS へと改名した 2014 年 6 月の「カリフ制国家」の樹立宣言には、IS がムスリムを代表するという主張が含まれる。イラクを制圧した IS は、ヌスラ戦線をはじめとした反政府武装組織とも敵対し、その拠点や利権を奪取したため、IS はアサド政権と連携しているとも非難された (ibid.: 193)。つまり、IS はシリア内戦の混乱に乗じ、勢力を拡大した組織であったといえる。

2014 年 6 月には、イラクの第二・第三規模の都市であるモスル、直後一週間で北部の油田地帯があるベイジ、西部のファルージャなども制圧し、首都のバグダードにも侵攻した。その過程で非イスラム教徒の弾圧、文化遺産の破壊行為など残虐性を示しつつも、行政機関を掌握し、独自の資金調達も行うなど、非国家組織が近代国家のイラクを乗っ取るように勢力を拡大したのが IS であった (酒井 2018: 25-27)。

現在、IS はアメリカなどによる殲滅作戦によりほぼ壊滅状態にある。だが、IS は当初からアメリカを標的にテロ行為を行っていたわけではない。むしろ、シリアやイラクにて急速に勢力を拡大する IS に対し、空爆など武力行使を行ったアメリカなど欧米諸国に対し、報復措置としてテロ活動が実行された。そのため、イラク戦争に際する国家間や宗教的対立とも様相が異なり、ブッシュ大統領が「テロリストをかくまう国はテロリスト」という「対テロ戦争」の論理が通じない相手が IS であった (酒井 2014: 6-7)。

しかしながら、イラク戦争後の長期的な戦争状態や社会統治の失敗など、反米意識の高まった中東地域にて、イスラム国家システムである「カリフ制」の復興を掲げ、反米・暴力・イスラム原理主義・統治など、なんらかのかたちで共感を示す者からの支持を集めたのが IS である。加えて、IS の「アル・ハヤト・メディアセンター」は非アラブ国家に向けられたプロ並みのプロパガンダ映像を制作し、ヨーロッパ諸国にて北アフリカ出身のイスラム系住人の 2 世・3 世の支持を集め、実際にパリやブリュッセルでは大規模な自爆テロ事件が引き起こされた。IS の登場は、イラク戦争後のアメリカによる統治の失敗、反米意識の熟成、民

¹²⁸ UNHCR “Global Trends Report 2022” 〈<https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>〉【2024 年 1 月 27 日確認】

主化運動である「アラブの春」の失敗、シリア内戦における国際紛争、非国家組織によるプロパガンダとテロ行為の勃発など、国際政治的な問題がごった煮となって凝縮されていたと言っても過言ではないだろう。

5.1.2 事件関係者の対応と文脈

IS 日本人人質事件は、2014 年 8 月中旬に一般人の湯川遥菜氏がシリアで行方不明となり、2014 年 10 月末にはフリージャーナリストの後藤健二氏も拘束され、IS により人質の解放条件として身代金が要求される事件であった。人質事件にいたった背景と、その後の IS、人質の家族、日本政府、加えてヨルダン政府にまたがった関係者の対応はいささか入り組んだものである。膠着した状況のなか公開されたのが、本章が主な分析対象とするデヴィ・スカルノ夫人によるブログ記事である。本項では、事件関係者の対応を整理し、次項では分析データの文脈を位置づける。

人質となった湯川氏と後藤氏には面識があり、真偽は定かではないものの、シリアにて行方不明となった湯川氏を追って後藤氏はシリアに赴いたとされる。湯川氏は、2014 年 1 月に民間軍事会社「ピーエムシー株式会社」を設立し、2014 年 4 月から 8 月にかけて 3 度にわたってシリアに入国した。湯川氏は 2013 年 6 月に開設したブログにてイラクやシリアへの渡航経験を記している¹²⁹。会社設立の経緯も公開されており、2013 年 12 月 8 日「僕の新たな戦いとは？」と題した投稿には、起業する目的に貿易と民間軍事会社を挙げ、「貿易中心の商社は保険みたいなもの」とし、後者の民間軍事会社こそが「やりたいこと」だと語っている¹³⁰。しかしながら、湯川氏にその経験は皆無であった。

2014 年 4 月、湯川氏は、「トルコ国境を越えてシリアに入国し、自由シリア軍と接触して司令部の指揮官に会いたい」とアラビア語で記した紙を仲介者に見せ、シリアに入国したものの自由シリア軍が管轄する検閲所に連れて行かれ、拘束された。だが、兵士とは交流を深める程度には自由であったらしい¹³¹。拘束されてから 3 日目、通訳として後藤氏が呼ばれ、湯川氏がシリアに来た理由や経緯を自由シリア軍に伝えた後、自由シリア軍の「今夜国境まで送るので、そこで宿泊して翌朝トルコへ帰れ」ということばを伝えた¹³²。湯川氏はその

¹²⁹ 湯川遥菜『♪ HARUNA のブログ ♪』〈<https://ameblo.jp/yoshiko-kawashima/>〉【2024 年 1 月 27 日確認】

¹³⁰ 記事公開時には、会社はまだ設立されていないため、「民間軍事会社」を立ち上げることは明確に述べられていない。以下の記事を参照。

湯川遥菜「僕の新たな戦いとは？」、『♪ HARUNA のブログ ♪』〈<https://ameblo.jp/yoshiko-kawashima/entry-11722293800.html>〉【2024 年 1 月 27 日確認】

¹³¹ 湯川遥菜「シリア内戦視察 第 4 話（拘束の生活）」、『♪ HARUNA のブログ ♪』〈<https://ameblo.jp/yoshiko-kawashima/entry-11852156537.html>〉【2024 年 1 月 27 日確認】

¹³² 湯川遥菜「シリア内戦視察 第 5 話（トルコ戻りと最前線）」、『♪ HARUNA のブログ ♪』〈<https://ameblo.jp/yoshiko-kawashima/entry-11852781408.html>〉【2024 年 1 月 27 日確認】

ことばにショックを覚えたものの、結局、後に自由シリア軍に同行することになる。

後藤氏は3ヶ月半後に湯川氏がISに拘束された際、朝日新聞の取材にて自由シリア軍との仲介をした上で、リーダーに次のように伝えたという（朝日新聞取材班 2015: 14-16）。湯川氏いわく、設立したばかりの会社の実績を積むために現場のシリアへと入国したとの発言から経験不足だと感じ、身の危険を案じて「彼はプロじゃない。ジャーナリストでもないからトルコに即刻出してあげてほしい。彼に何かあったら、あなたたちのグループの評判が落ちるのですよ」（ibid.: 16）と述べている。

これが湯川氏と後藤氏の初対面であったが、その後、湯川氏は5月上旬に帰国し、後藤氏と連絡をとり、10回程度は面会し、湯川氏の相談を後藤氏が受けることになった（ibid.: 19）。その後、後藤氏による6月の渡航に湯川氏も一週間程度同行し、湯川氏は6月下旬に帰国、7月末に再びシリアに入国し、8月中旬ごろにISに拘束され、インターネット上で拘束映像が流された。

後藤氏は、『ダイヤモンドより平和がほしい 子ども兵士・ムリアの告白』（2005年、汐文社）で産経児童出版文化賞フジテレビ賞を受賞し、テレビ出演も果たすなど名の知れたジャーナリストのひとりであった。後藤氏の取材対象は、ルワンダやアフガニスタンなど紛争地域の子どもの中心であった。幼いころに両親は離婚し、母は家を出て、後藤氏は父親のもとで育った。後藤家は無宗教だったものの、1997年に洗礼を受け、キリスト教を信仰していた。

後藤氏の取材対象としての関心は、シリア内戦よりも、大量に生じてしまった難民にあった。後藤氏は9月末から10月上旬にかけてもシリアに入国しており、帰国後に出演したTBSの情報番組『ひるおび!』でも「(難民の)受け入れ態勢ができていない。通常であれば難民キャンプとかイメージされると思うんですけども、そういうのも全然ないんですよ。避難してきた人たちは苦しい生活を強いられています」と話している（ibid.: 35）。後藤氏には、シリアへの渡航経験が十数回あり、10月下旬に入国した際にも、帰国後30日に予定されていた中学生向けの講演内容の準備のやりとりを教員としていたことがわかっている（ibid.: 38）。したがって、後藤氏はシリアのラッカになんらかの確信を持って向かったが、仲介者に裏切られて拘束されたのかもしれないと朝日新聞取材班はまとめている（ibid.: 39）。次の表12は、IS日本人質事件を時系列で整理したものである。

表 12 IS 日本人質事件に関する概略的経緯

日	出来事
2014年4月	湯川遥菜氏、シリアに入国し、自由シリア軍に拘束されるも後藤健二氏の仲介により解放される
6月上旬	後藤氏の取材に湯川氏が一週間同行
8月中旬	湯川氏、IS と見られる犯行グループに拘束された動画が公開
9月下旬	後藤氏、シリアに再び入国
10月末	後藤氏との連絡が途絶える
11月末	後藤氏の妻宛てに後藤氏の身柄解放のための身代金を要求するメールがIS から届く（迷惑メールに振り分けられたため当時は未発見）
12月2日	IS による 2 通目のメールを妻が受信、後藤氏の拘束が発覚、外務省に連絡
12月19日	拘束された人物が後藤氏であることを妻が確認
2015年1月初旬	IS、身代金の金額を 1,500 万ユーロ（約 20 億円）と開示
1月17日	安倍首相による中東の人道支援の演説
1月20日	IS、身代金を要求する動画を公開
1月23日	後藤氏の母、石堂順子氏による記者会見
1月23日	日本政府が国家安全保障会議を開催
1月24日	IS、湯川氏の殺害映像を公開、人質の交換条件を身代金からヨルダン国の死刑囚の解放へと変更
1月27日	IS、人質交換条件を声明する動画を公開
1月29日	IS、人質交換条件を声明する短い動画を公開
1月29日	後藤氏の妻、声明文章（英文）を初公開
1月29日	デヴィ夫人、ブログ記事を公開
2月1日	IS、後藤氏の殺害映像を公開
2月4日	IS、ヨルダン国のカサスベ中尉の殺害映像を公開
5月21日	日本政府、検証委員会による事件の報告書を公表

10 月末には帰国予定だった後藤氏が行方不明となってから 1 ヶ月経った 11 月下旬に、後藤氏の妻のプライベートのメールアドレスに IS からメールが届けられていた。最初は迷惑メールに振り分けられていたため気づかず、12 月 2 日に 2 通目のメールが届けられた際に後藤氏の拘束が明らかになったことが外務省にも伝えられた。後藤氏の妻は、外務省所管

の独立行政法人に勤めており、中東や欧州に関わる仕事をしている（朝日新聞取材班 2015: 48）。妻は後藤氏から有事の際に頼るようにと伝えてもらっていたイギリスのコンサルタントと協力し、IS との連絡を続けた。後藤氏しか知り得ない質問をメールで送り、12月19日のその返信で後藤氏本人が拘束されていることを確証したという（ibid.: 48）。IS による身代金は当初、約 20 億円であり、身代金のなかでも高額であったため金額を下げる交渉が行われた。

一方、日本政府はこの人質事件で身代金を渡すことを「テロに屈しない」とし、断固拒否し、後藤氏の妻が続ける身代金の交渉にも干渉しなかった。ただし、湯川氏が拘束されたことが判明した 8 月 16 日から 17 日にかけて隣国のヨルダンに現地対策本部を置き、救出に向けた情報収集や現地で交渉可能な有力者との接触などを行っている。日本政府は事件後の 5 月に検証委員会による報告書を公表しているが、犯行グループが IS だと発覚したのは 1 月 20 日に人質 2 名が映された動画の公開によってだったとされている。だが、12 月の時点で犯行グループは IS だと強く推察される状況であり、認知していなかったとは言い難い。

こうした状況のなか、1 月上旬から実行されたのが安倍首相による中東訪問と中東への人道支援やインフラ整備など 25 億ドル相当の支援を表明する演説であった。1 月 17 日、エジプトのカイロで行われた演説では、支援表明の目的の一部に IS 対策があることが語られた。IS 対策は 2 億ドルに相当し、安倍首相の演説を受けて IS が 20 日に公開した動画では、人質解放の身代金として 2 億ドルを 72 時間以内に払うことを要求された。しかし、日本政府の方針は「テロに屈しない」ため身代金は支払わず、情報収集と救出に向けた水面下の活動に対応は絞られていた。

72 時間の期限から 1 日半が経った 24 日、IS は再び動画を公開した。動画では、静止画のなかで後藤氏が 2 枚の写真を持ち、英語の音声で 2 分半ほど流されるものだった。2 枚の写真のうち、1 枚は湯川氏、もう 1 枚は首を切られた湯川氏を映したもので、写真で湯川氏の殺害が知らされた。加えて、後藤氏の解放条件が身代金からヨルダン政府に収監されているサジダ・リシャウイの釈放へと変更された。

リシャウイ死刑囚は、2005 年 11 月、ヨルダンの首都アンマンのホテルで爆破テロ事件を起こした実行犯である。爆破テロ事件の死亡者は 57 名、負傷者は 300 人以上におよび、リシャウイ死刑囚は夫と自爆テロを試み、夫は自爆を果たし、リシャウイ死刑囚は不発だったため収監されていた。リシャウイ死刑囚は、イラク戦争で兄弟 3 人を米国の攻撃で失い、強い憎しみを抱いていたという。ヨルダンでは、国営テレビでリシャウイ死刑囚の自白映像を流すなど、象徴的なテロ事件として扱われていた（ibid.: 108）。

一方、2014 年 12 月にヨルダンの戦闘機がラッカに墜落し、パイロットのムアーズ・カサ

スベ中尉が IS の人質となっていた。そのため、日本政府は人質救出にあたって実質的にヨルダン政府によるリシャウィ死刑囚の解放など解決策を頼るほかなく、ヨルダン政府にとってはカサスベ中尉と後藤氏の救出が死刑囚の解放の是非に委ねられる事態となった。

状況は膠着するなか、27 日、再び IS は後藤氏による英語の音声を公開し、リシャウィ死刑囚の解放を 24 時間以内に行うよう要求するものだった。しかしながら事態は進展せず、29 日には IS が 4 度目となる動画を公開し、そこではイラク北部のモスルの現地時間 29 日木曜日の日没までの後藤氏とリシャウィ死刑囚の交換を求めるものだった。同日、後藤氏の妻はフリージャーナリストとその家族を支援する国際団体「ロリー・ベック財団」を通し声明を発表した¹³³。また、ヨルダンのメディア担当相の会見でカサスベ中尉の生存を確認する必要と人質交換の交渉に応じる用意があることを伝えた。

ほかにも、後藤氏の救出に向けた動きはいくつかある。後藤氏の実母である石堂順子氏は、当初の 72 時間の身代金要求の期限が差し迫った 1 月 23 日に記者会見を開いている¹³⁴。また、後藤氏らの友人たちが中心となり、1 月 21 日に『I AM KENJI』と題した Facebook ページ、25 日に X (旧 Twitter) アカウントが開設されている¹³⁵。後藤氏の救出を願い、また後藤氏との友情と連帯の表明として、25 日には 300 枚、28 日には 2,000 枚を超える写真が投稿された (ibid.: 123)。

関係各所によるはたらきはあったものの、2 月 1 日には後藤氏の殺害映像がインターネット上に公開され、事件は人質 2 名の死亡という結果に終わった。加えて、ヨルダンの人質となったパイロットのカサスベ中尉が殺害された映像が 2 月 4 日公開されている。その映像は、カサスベ中尉が IS に向けた空爆について説明する動画と空爆で亡くなった人々と、瓦礫のなかを歩く中尉の映像が重ね合わせられるなど、映画のように編集されたものだった。通常、作成には 2, 3 週間ほどはかかるものと推定され、実際、カサスベ中尉は 1 月 3 日の時点で火あぶりで殺害されていたことが後に判明した (ibid.: 151-152)。

つまり、IS は日本政府もヨルダン政府も騙して交渉を仕掛けていたことになる。事件対応に追われた政府関係者によると、はじめから交渉する気がない、手の込んだ劇場型のプロパガンダだった (ibid.: 154)。だが、中東のなかでも米国寄りのヨルダン国との関係悪化を

¹³³ 東洋経済 ONLINE 「後藤さん妻、解放求める音声メッセージ公開 ヨルダンで 12 歳まで過ごした妻の望みとは？」〈<https://toyokeizai.net/articles/-/59373>〉【2024 年 1 月 28 日確認】

¹³⁴ YouTube 「【イスラム国人質】ジャーナリスト・後藤健二氏の母が会見 (2015 年 1 月 23 日)」〈<https://www.youtube.com/watch?v=b2D9VYT8q-A>〉【2024 年 1 月 28 日確認】

¹³⁵ 「I AM KENJI」の URL は、Facebook ページが「<https://www.facebook.com/IAmKenjiGoto>」、Twitter (X) アカウントが「https://twitter.com/IAmKenji_Offic」である。関連するインターネット記事は、以下を参照。ねとらぼ「『I AM KENJI』のカードを掲げた写真を投稿——後藤健二さんの解放を願う Facebook ページと Twitter アカウントが開設中」(2015 年 1 月 26 日)〈<https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/1501/26/news058.html>〉【2024 年 2 月 5 日確認】

懸念する政府高官は、「ヨルダン国内は混乱してアブドラ国王のメンツもつぶれた。その原因を日本人が作ってしまった。自分で自己責任だといってもそれは自己責任ではすまされない」と後藤氏に向けて語ったという (ibid.: 155)。

IS 日本人人質事件では、先に拘束された湯川氏が殺害され、その後に人質となった後藤氏への「自己責任論」が巻き起こった。後述するように、後藤氏はシリアのラッカに入国する前、トルコのホテルで「なにが起きても自分の責任である」というビデオメッセージを残している。加えて、自己責任論が起きた背景には、離婚していた実の母である石堂順子氏による救出を求めた記者会見、後藤氏が日本に残した妻子、ヨルダン国に拘束されている IS メンバーとの人質解放要求などが幾重にも重なって生じたものだった¹³⁶。

5.1.3 分析データとコンテキスト

本章では、IS 日本人人質事件に言及し、国内外で広く拡散されたデヴィ・スカルノ夫人 (以下、デヴィ夫人) のブログ記事とその記事上に寄せられたコメントが共謀的に生み出す自己責任ディスコースを分析する。そのブログ記事とは、「大それたことをした 湯川さんと後藤記者 (以下、「ブログ記事」)」で、デヴィ夫人が自身の意見を表明したものである¹³⁷。「ブログ記事」は、事件が発覚してから 9 日が経ち、事態が硬直状態にあった 2015 年 1 月 29 日に公開された。デヴィ夫人は人質となったうちの一人である後藤健二氏に対して、「いっそ自決してほしい」と記事で述べ、人質事件をどのように考えるか、と読者に問いかけた。これに対して寄せられたコメント (以下、「コメント」) には、「ブログ記事」に対する賛同ならびに人質に対する批判的言及が数多く寄せられた。「ブログ記事」は Facebook 上で 2 万件以上拡散され、その内容は BBC で報じられるなど、国内外でも広く拡散されるにいたった¹³⁸。これら「ブログ記事」と「コメント」のなかでも際立って使用された語彙が「自己責任」であった。

イラク日本人人質事件と異なるのは、SNS を中心としたメディア環境でこの自己責任論

¹³⁶ 石堂順子氏による記者会見は、LogmiBiz に「【全文】イスラム国拘束・後藤健二氏の母親が会見「息子が解せない」「神のプレゼントを壊すな」--石堂順子氏」〈<https://logmi.jp/business/articles/35651>〉と「【全文】後藤健二さんの母「私の命を差し出す」「地球のために頑張る」 イスラム国に涙の訴え--石堂順子氏」〈<https://logmi.jp/business/articles/35678>〉【いずれも 2023 年 10 月 1 日確認】に掲載されている。

¹³⁷ デヴィ・スカルノ夫人『デヴィの独り言 独断と偏見』「大それたことをした 湯川さんと 後藤記者」(2015 年 1 月 29 日) 〈<https://ameblo.jp/dewisukarno/entry-11983065803.html>〉【2023 年 9 月 26 日確認】

¹³⁸ HUFFPOST 「後藤健二さん人質事件 BBC が「自己責任論」や「日本人らしさ」報じる」(2015 年 2 月 1 日) 〈https://www.huffingtonpost.jp/2015/02/01/goto-kenji-on-bbc_n_6588106.html〉、BBC Asia "Japan wakes up to bad news about Kenji Goto" (2015 年 2 月 1 日) 〈<https://www.bbc.com/news/world-asia-31079369>〉【いずれも 2023 年 9 月 26 日確認】

が巻き起こった点にある。そこで、まずはこのメディア環境を捉える議論を整理したい。記事投稿型のブログをはじめ、Twitter や Facebook もマイクロブログと呼ばれるように、現代の SNS 社会では、特定の知識人やジャーナリストに限らない情報や言論が発せられる。前述したアラブの春は民主化運動として展開されたが、IS は本事件のようにインターネットを活用したプロパガンダを盛んに発信し、後にアメリカのドナルド・トランプ大統領も登場するなど、2010年代はまさに SNS の時代であったといえるだろう。こうしたメディア環境の特徴は、間メディア環境とも呼ばれる。

5.2 分析概念と手法

5.2.1 間メディア環境とメディア儀礼

間メディア環境のデジタルフィールドでは、個々人の関心・利害に応じた情報収集や意見の形成が集団的に発生する「関心の共同体」や「サイバーバルカン化」、また特定の出来事に対する行為・言及が広く拡散する「炎上」や「サイバーカスケード」といった現象が批判的に検討されている（伊藤 2017; 木村 2018: 18）。間メディア環境では一つのメディアがジャンルとして確立しているのではなく、デジタルフィールド上で複層的に、異なるメディアが折り重なるマルチメディアを形成する。BBS や 2ch といった多人数のネットワークコミュニケーションを可能にしたオンライン掲示板、またブログやソーシャルメディア（Twitter, Facebook 等）の個人的所有やその使用を可能にした技術的・環境的条件の整備が、上述した間メディア環境における諸問題と関係する。

間メディア環境によって、民主的でおのおのが倫理的に振る舞いつつも自己決定する権利を重視するようになったわけではない。むしろ、メディア環境の整備によって生じているのは新たな質の様態として見出す必要がある儀礼的实践である。儀礼は、伝統的習慣でもなければ過去の遺物でもなく、「相互行為の詩」である。であれば、メディア環境によってどのようにその儀礼的な相互行為がなされているのか。ひとつは再帰性、つまり他者が欲望するように自身の欲望を形成・発露すること、もうひとつがセレブリティ、つまり新たな装いとして現れた「聖なるもの」である。後者の聖性は前者の再帰性とも関わって、メディアを介したまなざしをつくりあげていく。その実践を捉える分析概念のひとつがメディア儀礼である。

人々の日常実践とメディアとの関係を社会理論的に検討したクドリーによれば、メディア儀礼とは「世界を組織化する方法を可能にするメディアに関する形式化され、パターン化された行為」である（クドリー 2018: 118）。またメディア儀礼の機能は、セレブリティというカテゴリーを生産・維持し、同時に積極的に参加したオーディエンスに対しニーズ・

承認を提供する (ibid.: 152)。クドリーによると、セレブリティ文化は「行為や言語を組織化する特定の行為」を指す。つまり、それは信念の集合体としての「文化」ではなく、「儀礼的な実践の集合体」を意味する (ibid.: 132)。言い換えれば、行為と意味の網の目を特有の形式に収斂化し、非／セレブリティの境界線を構築する過程を捉えるための概念が、メディア儀礼とセレブリティ文化である¹³⁹。

本章で分析対象とするブログ記事を執筆するデヴィ夫人は、元インドネシア大統領夫人であり、日本の多数のテレビ番組に出演してきた。デヴィ夫人の公式ブログの題目は「デヴィの独り言 独断と偏見」であり、Ameba ブログで運営されている。ブログの記事を執筆するデヴィ夫人は Goffman (1981) が述べるプリンシパル、オーサー、アニメーターという三つの役割をこなす主体であり、ブログ記事を介して議題設定を行っている。ある出来事に対する言及は、その語り手の価値観が投影されるパフォーマンスとして捉えられる (片岡 2016: 286)。本稿の事例では、最初の語り手であるデヴィ夫人の「ブログ記事」が「コメント」内で再コンテクスト化されることにより、その発話に賛同する読者の「コメント」が詩的連鎖となって方向づけられていく。

5.2.2 詩学と儀礼

言語人類学的研究において、指標性と並ぶ重要な分析概念が詩的機能である。詩的機能とは、ごく簡単に言えば、繰り返しによりメッセージを強調するはたらきを指す (小山 2012: 156-158)。パース記号論の考え方を言語理論として発展させた言語学者のローマン・ヤコブソンが提唱する 6 機能モデルのうちのひとつが詩的機能である¹⁴⁰。6 機能とは、①表出的機能②動態的機能③言及指示的機能④詩的機能⑤交感的機能⑥メタ言語的機能を指す【図 17】。ヤコブソンは文法を含む記号が生成する原理である詩的機能を主軸に言語の 6 機能を提唱している。2.1.2 節で示した社会記号論系言語人類学の出来事モデルが動態的な記号過程に焦点化したモデルであるのに対し、6 機能モデルでは言語と相互行為に顕著に観察される構造的・規則的な側面に焦点化したモデルである【図 17】 (ヤコブソン 2015: 187)。そのため、出来事モデルと 6 機能モデルは変換可能な関係にある。

¹³⁹ クドリー (2018: 147-155) は、オーディエンスの欲望を満たすための消費的行動をもたらすものとして日常生活を取り巻くメディアを捉えることよりも、メディアを介して日常的な「欠如」の感覚が生じる過程を捉えることを重視する。メディアによって、セレブリティ／非セレブリティといった非対称性のあるカテゴリーが創出されていくように、メディアの表象と日常生活の間には社会的に構築されるギャップ (=欠如の感覚) が生じ、これこそが社会生活におけるメディアの影響やその複雑な力学を捉える視点であるという。

¹⁴⁰ ヤコブソンは、形式主義的に詩や文学の表現と構造を分析するロシア・フォルマリズムの代表的人物として知られる。第二次世界大戦期にナチスの弾圧から逃れてアメリカに移住し、ハーバード大学にてパース記号論と出会い、1960年代から包括的な言語理論を提唱した。

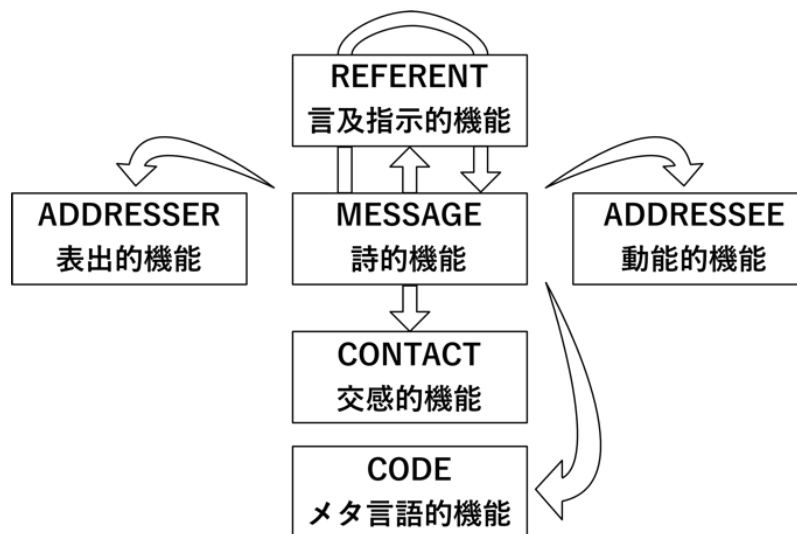


図 17 言語コミュニケーションの 6 機能モデル

詩的機能は、「反復」を原理とし、メッセージを強調する記号的な機能を持つため、メッセージが「生成する」という点に焦点化したメタ語用的概念である¹⁴¹。抽象的には、詩的機能は、「等価の原理を選択の軸から結合の軸に投射する (The poetic function projects the principle of equivalence from the axis of selection into the axis of combination)」と定義される¹⁴² (Jakobson 1960: 358)。ソシユール記号論のことばで言い換えると、詩的機能とは、なんらかの選択可能性を持つ類像的範疇である範列 (paradigm) が、指標的構成として生成する連辞 (syntagm) に投射される現象である【図 18】(浅井 2017: 40)。

¹⁴¹ ヤコブソンによる 6 機能、とりわけ詩的機能の発想の重要性は、コンテクストに投錨された言語コミュニケーションを基盤とし、同時にそれによって象徴的な文法範疇 (コード) も生成される、という点にある。より敷衍すると、自然科学的な言語理論である生成文法やそれに抗する形で登場した認知言語学、さらには社会科学における実証主義に反目するように登場した解釈主義とも異なり、むしろそれらを弁証法的に統合するような視座が、詩的機能には含まれる。このような視点から、社会記号論系言語人類学として論考を書き記す小山亘は、その視座を 19 世紀から 20 世紀初頭にかけて展開されたポアズやパースを含めた広義の「新カント主義」に類すると称している (小山 2008: 56)。

¹⁴² 厳密に考えれば、言語の語用的側面には無限の表現可能性がある一方で、なにかしらの反復や統制を介して象徴的な文法範疇すらも生成する、と俯瞰的に捉える考えの基盤にあるのが詩的機能である。

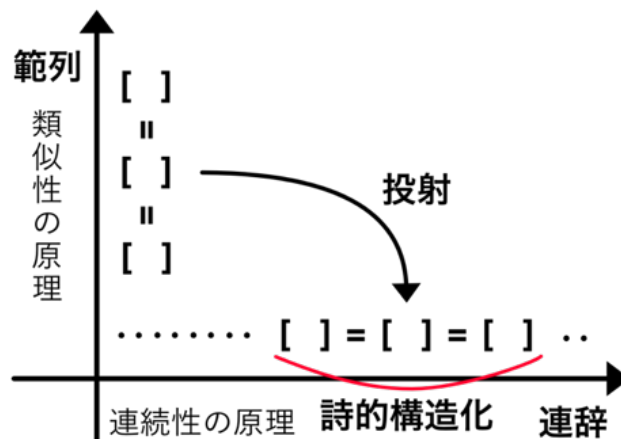


図 18 詩的機能と詩的構造化

一般的には、詩といえば俳句をはじめとした形式的・隠喩的なジャンルが思い浮かぶと思われる。確かに、俳句などに典型的な韻文は、日常的に用いられる散文とは異なり、形式的な語用的表象を浮き彫り立たせるため、顕著に詩的機能がはたらいている一例である。だが、詩的機能のモデルを示す図 18 は、人間が類似的に思い浮かべる記号を選択の軸とし、そこから選択された記号が連続的なテキストとして連辞の軸に投射される、より広いメッセージ生成の原理を示している。

詩的機能の一例に、ヤコブソンも挙げたのが 1952 年アメリカ大統領選挙にて大統領となったドワイト・D・アイゼンハワー（通称、Ike）の選挙スローガン "I like Ike //ay layk ayk//" であった（ヤコブソン 2015[1960]: 194-195）。"I like Ike" は、三つの語彙、三つの二重母音 //ay//、母音に続く子音音素 //...l...k...k// がシンメトリカルに続く¹⁴³。"I like Ike" は、こだま的な脚韻だけでなく、意味的にも愛されている対象（アイゼンハワー）が「包まれる」という類音法的イメージを喚起しており、政治スローガンとして印象と効果を発揮したメカニズムの一端が読み解けるだろう。このように、詩的機能が示しているのは、動的なメッセージのなかに顕在、もしくは暗黙裏に存在する等価的要素が連続的に反復することによって、そのメッセージをより浮き彫り立たせる過程（≡詩的構造化）である¹⁴⁴。

¹⁴³ "I like Ike" は、最初の語彙 "I" には子音がなく、続く "like" には二つの子音に挟まれる形で二重母音の //ay//、最後にひとつの子音からなっており、脚韻を踏む "like //layk//" と "Ike //ayk//" のうち、"Ike" は "like" のなかに完全に含まれ、また最初の "I //ay//" も二番目の "like //layk//" に含まれている。

¹⁴⁴ 俳句や広告は詩的機能が顕著に示される一例であり、他にも物質的次元や相互行為的次元にも詩的機能ははたらいている（榎本 2019: 41）。たとえば、学校の教室を思い浮かべる際、前方に黒板、中央に広いスペースで生徒・学生用の机と椅子が並んでいる様子や、窓の並びを思い浮かべることができ、そのような形式的配置にも類似したものが連続して現れるのが詩的構造化である。また、日常で交わす定型的な

一般的に、言語コミュニケーションの解釈において、人々の意識に登りやすいのは「語彙」である。本稿による自己責任ディスコースの分析は、意識に登りやすい「語彙」から意識しにくいディスコース実践を可視化する試みといえる。詩的機能を用いた分析は個人から集団にとって意識されやすい記号だけでなく、人々の意識に登りにくい文法的形式や応答連鎖を媒介する上で機能するメタ語用作用をも対象にする。人々に心的にはたらくメタ語用作用の詩的構造分析は、ディスコース全体の一貫性を構築する要素を読み解くものといえる（吉田 2011: 62）。

詩学の分析射程は言語構造や談話・言説に限らない¹⁴⁵。人類学における伝統的な研究テーマの儀礼論とも密接に結びつく（浅井 2017: 60-82）。端的にいうと、儀礼は言及や行為の繰り返しによって社会空間に生きる人々に特有の「意識」を儀礼へと焦点化させる。そのため、儀礼が宗教的・魔術的な権威を発揮するのは、状況に根差した言語コミュニケーションを介した社会文化的関係を築くことを介してである。こうした儀礼的行為と、その焦点や価値づけの過程を記述することも、本稿が自己責任ディスコースから自己観と責任観を読み解く具体的な分析手法として位置づけているものである。

詩的機能は、反復を原理に、並行性・対称性・対照性によって社会的に認知される記号を強調・生成し、同時にそれらを型や傾向へとまとめあげるメタ語用的統制力を持つ（榎本 2019: 41-42）。以上を念頭に置くと、詩的機能とは、あらゆる選択可能性から特定の事象として収斂し、かつそれを一貫的なものとして解釈し、範疇化する過程を捉える分析概念といえる。それを裏返して捉えれば、詩という型は世界・環境におけるあらゆるヒト・モノ・コトに遍在し、広く社会文化に存在・実践され、認知されやすいものもあれば、逆に認知されにくい（≡偏在性）ものもある。つまり、こうした発想も詩的に前景化される記号と、逆に後景化される記号の詩的な対照性として把握できる¹⁴⁶。

あいさつの儀礼的側面や、会話で表出する情報の対照ペア（A：私の出身は千葉です。B：えっ、私は茨城！）にも、ゆるやかな「まとめり」として結束性があると解釈することも、詩的構造化にあたる。

¹⁴⁵ 詩学の総合的な射程は、近年、プルリモーダル研究としてあらためて論じられている（片岡 2022）。プルリモーダル研究が問題提起するのは、伝統的な言語人類学的詩学の発想が認知科学的研究において軽視されている点にもある。認知言語学を含み、間主観性といった分析的視座を共有する認知科学的研究では、慣習的・蓄積的につくられた社会認知的な基盤となる「型」への問いが捨象される傾向にある

（ibid.: iv）。特に、歴史・社会文化のなかで蠢く詩は、アイゼンハワー大統領の選挙スローガンで用いられたように、集団的で不均衡な力関係や傾向、型を生み出すものとして詩的に実践されてきたものである。口承、史実、法文、記憶、儀礼、演技、音楽、レトリック、リズムといった日常、非日常の実践を問わず、あらゆる記号文化で無意識・意識に実践・蓄積・継承される詩的なパターンに着眼し、①音声・音韻、②言語・発話、③身体・動作、④思考・知覚、⑤社会的関係、⑥道具・事物、⑦環境・自然などの相互的な関係が詩学研究の射程とすることが片岡によって提示されている（ibid.: 26-27）。

¹⁴⁶ 詩学はフォーコー的な言説分析とも接点を持ちえる。記号的な文字・認識・行為の痕跡は、人々や社会文化に詩的に刻まれたものとしてデリダのエクリチュール論ともつながりえる。実際、言語人類学者の片

5.2.3 名詞化と文化モデル

自己責任ディスコースが展開される「ブログ記事」とその「コメント」において、詩学に加えて本稿の分析で着目するのが名詞化、差異の記号過程、文化モデルの分析概念である。詩的機能とは異なるはたらきをする名詞化は、文法的隠喩の一つのタイプであり、「出来事の表象における社会的作用者の排除」を伴う（フェアクラフ 2012: 317-318）。本稿の例では、人質が事件に巻き込まれるに至った過程やそれを引き起こす要因になった歴史的背景ならびに社会的状況は、「自己責任」という名詞化方略によってその複雑な過程が短縮され、具体的な行為者や責任内容が曖昧化される。さらに、名詞化は行為に至る過程を後景化すると同時に、それに関する一連の過程を象徴的な名詞に落とし込むことで一般化と抽象化を前景化する。特に、文法的にコード化されていないものの、抽象性の高い文化的意味範疇は、それが用いられるコンテキストに応じて解釈される意味が変容する（小山 2012: 53-67）。つまり、文化的意味範疇はコンテキスト依存性が高く、意図的・非意図的に関わらず、出来事やその参加者のコンテキストに応じて意味が変容する。

名詞化は、批判的談話研究家のノーマン・フェアクラフが示す分析概念であるが、類似した言語人類学の分析概念が 2.3.2 節で論じた Gal & Irvine (2019) が提示する「名辞過程 (rhematization)」、「フラクタルな再帰性 (fractal recursivity)」、「消去 (erasure)」である。パース記号論の「rheme (名辞)」から名称を付けられた名辞過程は、ある出来事や認識・行為が指標的記号として類像化 (iconization) される言語使用・操作・解釈の記号過程を指す。社会的実践として交わされる言語には、「自己／他者：私的／公的」のようにフラクタルな再帰的構造・階層が含まれる。また、言語使用・操作を介して表出する談話（発話・解釈・状況等）には、解釈的に消去される要素をはらむ。Gal (2005) が指摘するように、名辞過程、フラクタルな再帰性、消去といった差異の言語イデオロギーが想起する記号過程には、メタファーをはじめとしたディスコースによって特定の時空間に位置する主体の空間的・倫理的な認識枠組みが再帰的に投射される。

名詞化されている自己責任ディスコースは、その語彙に「自己」を含むことから語彙そのものの指標的な主体の位置づけを伴う（例：個人や社会組織）。そのため、自己責任ディスコースが為される出来事やそれを取り巻くコンテキストのなかで「主体」に対する語り手による認識枠組みがコミュニケーション上に投影されていく。片岡 (2016) によると、このようなディスコースに表出する主体に対する認識枠組みには、個々の語り手の方略から投射される認識を介して、一定の社会文化集団が共有する文化モデル、さらには普遍的「ヒト」

岡邦好は、ディスコース上に表れる重層的構造には、人の心を動かす、いわばことばの力の発露とメカニズムが見出せることを指摘し、これらを「掘り出す」という意味で詩学の仕事は考古学者的な役割に近いと述べている（井出 他 2019: 103）。

の主体像を反映する概念メタファーなどがある。

文化モデルとは、「社会の成員により広く共有され、環境の理解とそこにおける振る舞いに多大な役割を果たす前提化、規定化された世界の範型」と定義される (Holland and Quinn 1987: 4; 片岡 2016: 283 による訳)。文化モデルを捉える事例である井出 (2014) の研究によると、アメリカ社会における「スモールトーク」と呼ばれる雑談が公共領域で起きる実態には、特定の社会文化において連続的に共有される「身構え」としての規範性があることを論じている。その規範性とは、階級や人種、ジェンダーをはじめとした不平等な現実があるアメリカ社会において、スモールトークがコミュニケーション参与者間による能動的な平等や連帯を指標することを指す。また、その根底には規範意識の実践 (ハビドゥス) が暗在し、階級に縛られることのない「権利」としてのコミュニケーションによる社会的意思形成の基盤を為す「個人」、という自己観の実践・形成過程を井出 (2014) は指摘する。一方、日本社会においては、「ウチーソトーヨソ」という範疇によって言語コミュニケーション領域の規範性が暗在する。たとえば、敬語をはじめとした対人関係の社会的距離を指標するレジスターの発達や、あいさつの枕詞として用いられる「お世話になります」には線的な持続きの人間関係が指標されることが挙げられる。テレビメディアなど公共の場として発信される謝罪会見においても「世間の皆様にご迷惑をおかけして大変申し訳ありません」と、「わきまえ」としての規範性が言語使用のなかに儀礼的に埋め込まれている (井出 2005; 井出 2006)。

一方、文化モデルと一重に言っても、その社会文化集団における実際の言語使用がすべて特定の方向に枠づけられて為されるわけではない。しかし、ディスコースを詳細に検討することで、特定の意味として解釈を枠づける特有の仕方が、一定の社会文化集団に共有される様を検討することができる (飯田 2012)。その意味で、IS 日本人質事件という国際的事案に対して起きた日本社会の自己責任ディスコースを分析する本稿では、文化モデルならびに日本語話者の自己観とその連帯性が詩的連鎖を介して顕在する諸相を検討する。片岡 (2016: 287) が「我々の認識は、種としてのヒトが共有する普遍性の高いものから、個人の知識といった個別性の高いものへの連続体をなす」と指摘するように、本稿では人質に対する批判的言及が為される記号過程を「個人-社会文化-ヒト」の連続的認識枠組みに沿って分析する。

さらに、本稿では、「ブログ記事」に対する「コメント」の分析において、計量テキストソフトウェア Kh Coder を利用して「コメント」における語彙の共起ネットワークを提示する。その上で、語彙の使用数や各語彙が隣接して用いられる関係を可視化した上で、ディスコース分析を行う。

5.3 IS 日本人質事件のディスコース分析

本節で扱うデータは「ブログ記事」と「コメント」の二つである。この二つの分析に先立ち後藤健二氏がシリア入国前に残したビデオメッセージにおける「責任」の語られ方について言及する。その上で、第一にデヴィ夫人による「ブログ記事」の談話的特徴を明らかにする。第二に、ブログ記事とコメントとの相互的言及との関連に着目し、記事本文の談話的誘導により、コメントの応答が詩的連鎖として自己責任ディスコースを浮き彫り立たせ、そこにコミュニケーションの参加者が暗黙裏に持つ文化モデルが投影されることを明らかにする。

5.3.1 「ブログ記事」の分析

後藤氏がシリア入国前に残したビデオメッセージに関する報道が YouTube 動画としてアップロードされている¹⁴⁷。下記がその全文である¹⁴⁸（句読点は全文が掲載された注 148 記載の記事によるもの）。

えー、私は、私の名前はゴトウ・ケンジ・ジョーゴ・ケンジです。ゴトウ・ケンジ。ジャーナリストです。これからラッカに向かいます。イスラム国、I S I S の拠点といわれますけれども、非常に危険なので、何か起こっても、私はシリアの人たちを恨みませんし、どうかこの内戦が早く終わってほしいと願っています。ですから、何が起こっても、責任は私自身にあります。どうか、日本の皆さんもシリアの人たちに何も責任を負わせないでください。よろしくお願いします。まあ、必ず生きて戻りますけどね。よろしくお願いします。

デヴィ夫人による「ブログ記事」の趣旨は、人質事件の概要をデヴィ夫人の観点から説明しつつ、読者に事件についてどのように考えるかを問いかけるものである。「ブログ記事」のタイトルは、「大それたことをした 湯川さんと 後藤記者」であり、文字数は 1714 文字、段落数は 86 段落である（記事の全文は巻末に付録として掲載）。「大それたこと」は、「物事の程度が度を越しているさま」を示す語彙であり、「ブログ記事」のタイトルだけではそれが具体的に何を指すのかは不明瞭であるが、「ブログ記事」本文では「迷惑」がそれを指示していることを後述する。

¹⁴⁷ ANNnhCH「後藤さん「生きて戻る」 人質事件前にメッセージ」（2015 年 1 月 22 日）

〈<https://www.youtube.com/watch?v=INF-k0c-6r0>〉【2023 年 9 月 26 日閲覧】

¹⁴⁸ 産経ニュース「「これからラッカへ」「必ず生きて戻ります」… 後藤健二さんメッセージ動画全文」（2015 年 1 月 22 日）〈<https://www.sankei.com/affairs/news/150122/afr1501220005-n1.html>〉【2023 年 9 月 26 日確認】

「ブログ記事」は本文中の改とその意味内容から次の六セクションにまとめることができる。

- ① **事件概要:** 1行目（無法過激組織…）から6行目（私も一刻も早く…）まで。
- ② **問題提起:** 7行目（しかし…）から30行目（生まれた赤ちゃんは…）まで。
- ③ **ヨルダンの人質:** 31行目（イスラム国は…）から45行目（ヨルダン国王は…）まで。
- ④ **石堂順子氏:** 46行目（たびたび後藤さんの…）から60行目（事件の真髄を…）まで。
- ⑤ **母親としての発言:** 61行目（私は…）から73行目（我が子を…）まで。
- ⑥ **まとめと問いかけ:** 74行目（湯川さんと…）から86行目（皆さん…）まで。

①では、人質事件に関する報道があることや解放運動が行われる一方、難民救済を名目に日本政府が中東地域に支出を行なったことから人質事件が起きたことをあげ、冷静に考えることを読者に呼びかける。②では、難民救済資金の提供以前に人質二名がISに捕まったことをそもそもの問題としてあげる。書き手のデヴィ夫人は、ジャーナリストとしての後藤氏の活動に賛辞を述べつつも、後藤氏がビデオメッセージにて「自己責任をとる」と発言したことや後藤氏に生まれたばかりの赤ちゃんがいることをあげ、後藤氏の行動の意義を問いかける。③では、後藤氏の解放と引き換え条件にされたヨルダン国に収監中の死刑囚についての情報をまとめつつ、ヨルダン国の見地から後藤氏を解放する上での問題点をあげる。④では、後藤氏の実母である石堂順子氏が2015年1月23日に行なった会見や事件における母としての振る舞いについて批判的に言及する。⑤では、デヴィ夫人自身が、夫であったスカルノ大統領の死地に赴く際に、娘が敵の手によって殺されるくらいであれば自身で娘の命を絶つと希望したことを回想し、デヴィ夫人自身が後藤氏の母の立場であったならば「いっそ自決してほしい」と述べる。⑥では、日本政府や行政機関だけでなく、ヨルダン国をはじめとした世界を巻き込んだとするISとの人質事件に関してデヴィ夫人が言及した「ブログ記事」の情報をまとめ、ISが要求する人質交換までの時間が残り3時間であることを記述し、事件についてどのように考えるかを読者に向けて問いかける。

シリア入国前に残した後藤氏のビデオメッセージでは、これからISの拠点であるシリアのラッカに向かうこと、またその危険を認識していること、内戦の終結を願うことを述べ、

「何が起こっても、責任は私自身にあります。どうか、日本の皆さんもシリアの人たちにも責任を負わせないでください」と発言していた。この後藤氏のビデオメッセージは「ブログ記事」の②にて、下記のように引用される（以下、改行と文字スペースは「ブログ記事」に従う。なお、主体は灰色マーカー、下線（ ）は引用箇所を指す）。

日本政府は 過去 再三に渡って 危険地域に近づくなと 警告をしてきました。
湯川さんは不心得にも 武器を売って 利益を得ようと 危険極まる シリアへ 足を踏み入れたのです。
後藤さんは 奥さんが 出産するというのに 湯川さんを助けに 行ったのです。
しかも 「自分の身に 何か起きても シリアの人を 責めないで、自己責任をとる」
という メッセージまで 残しています。

上記の文章では、日本政府、湯川さん、後藤さんと3つの主体をあげ、それぞれの事件における対応を描写し、さらに後藤氏に対しては「自分の身に何か起きてもシリアの人を責めないで自己責任をとる」というメッセージを残したと述べている。しかし、後藤氏は実際のビデオメッセージで「責任は私自身にあります」と発言しているものの、「(自己) 責任をとる」とは述べていない。「責任がある」という発言は責任の認識を示すが、「責任をとる」は責任の処理を示す発言となり、それが指標する意味は異なる。抽象名詞である「責任」は、具体的な発言を行うコンテキストに応じて、発言者の意図や解釈者に対して発する意味内容が明確化する。しかし、発言者である後藤氏が、ビデオメッセージのなかで何を具体的に「責任」としていたかという意味とその解釈を決定することはできない。つまり、「責任」という抽象的概念がどのようなものとして指し示されるかは、受け手の解釈によって異なり、ズレを生じさせる。あるテキストを解釈した者が、そのテキストを異なるものとして再コンテキスト化する際には、その語り手の恣意的な位置づけが前景化するのである。

こうしたなか、「ブログ記事」では、デヴィ夫人による文章のみが提示されており、「ブログ記事」にて言及した情報元の「後藤氏によるビデオメッセージ」が示されることはなく、恣意的な情報選択と引用がなされている。④の石堂順子氏に対する発言でも、石堂氏の息子である後藤氏が「大・大・大・大迷惑をかけていること」を棚にあげて安倍首相に対して助けを乞うことを「どうかと思います」と疑義を提示し、「ひたすら、地にひれ伏して謝るべきではないでしょうか」と述べる。しかし、石堂氏は会見に先駆けたマスメディアに対する文章や会見冒頭で、「本日は大変お忙しいなかを貴重なお時間をとっていただきましたことを、感謝申し上げます。私は石堂順子と申します。ジャーナリストである後藤健二の実の母親でございますが、日本国民、そして日本政府の方々、そしてここにお集ま

りの方々に、感謝とご迷惑をお掛けしますこと、お詫び申し上げます」と述べている¹⁴⁹。石堂氏に謝るべきとするデヴィ夫人の発言は事実誤認（ファラシー）である。

次に、「ブログ記事」における人質に対するデヴィ夫人の三つの批判的言及における理由づけを取り上げる。そのディスコースを発することで、日本社会におけるメタ的な「社会的責任」がアンカー（基点）として特有の認識枠組みを投射していることを示す。

一つ目が、③におけるヨルダン国に拘束中の死刑囚と IS に拘束中のヨルダン軍パイロットとの人質交換要求を引き合いに、後藤氏に対する批判的言及を行っていることである。デヴィ夫人は、ヨルダン軍パイロットがヨルダン国の有力部族の息子であることを指摘し、「ヨルダン国にしてみれば自国の捕虜を救出したいに決まっていますし、優先するのが人情です。日本の記者を助けて、自国の勇士を死に至りしめたら、革命が起きるかもしれません」と述べる。②において、後藤氏に対する「ジャーナリスト」と「親」という社会的立場から否定的評価を重ねた上で、③においてはさらに国際的事案であることと「エリート（勇士）」とその「(仮定的な)死」を理由にした革命の懸念を、ヨルダン国（とりわけ国王）の視点から問題を起こした人物として人質である後藤氏に対する否定的評価を重ねる。

二つ目が、前述した④における後藤氏の母である石堂順子氏に対し、後藤氏が関係者に「迷惑」をかけているにも関わらず助けを請うことへの疑義である。三つ目が、⑤においてデヴィ夫人の母親としての立場や認識を述べる箇所である。自身がスカルノ（元）大統領のいるインドネシアに娘を連れて赴いた際、「もし私が銃弾に倒れることがあったら、どうか数秒でもいい、カリナ（娘）の命を我が手で絶つ力を与えて下さい」と願ったとし、仮定法を用いた言及を行う。また、「不謹慎ではありますが、後藤さんに話すことが出来たらいつそ自決してほしいと言いたい。私が母親だったらそう言います」と述べる。その理由を「我が子を英雄にする為にも・・・」とデヴィ夫人の願望・要求として「英雄」という認識メタファーが用いられると同時に、言及するデヴィ夫人自身を後藤氏の仮想的な「親」の立場に位置づけ、子ども（娘カリナと後藤健二氏）への「死」を希求する。⑤では、「人質の自決」によって「英雄」となるという認識メタファーを用いて自説を正当化している。

ここで着目したいのが、国家、家族、社会をはじめとした社会関係的なメタ認識に基づいて、事件の言及とその理由づけが為されている点である。デヴィ夫人は、後藤氏に対して明示的に「自己責任」であることを述べていない。一方、後藤氏に対するデヴィ夫人の批判的言及には一貫して「外部」が被る影響が理由として挙げられている。つまり、個人としての行動の是非やその内容ではなく、「社会のなかにいる個人の行動の影響」が責任追及の理由

¹⁴⁹ logmiBiz 「【全文】イスラム国拘束・後藤健二氏の母親が会見「息子が解せない」「神のプレゼントを壊すな」--石堂順子氏」（2015年1月23日）〈<https://logmi.jp/business/articles/35651>〉【2024年1月22日確認】

づけに用いられている。⑥のまとめにおいて、「冷静に考えたらこの二人が私情でどれだけ国家と国民に迷惑をかけたか、それを知るべきではないでしょうか？」と読者に対して問いかけるように、「ブログ記事」では、ISによる日本人人質事件が、ISではなく、二名の人質が引き起こした事件であることが一貫して前景化されている。

「ブログ記事」を介して読者に向けた議題設定を行ったデヴィ夫人は、記事にて「皆さん」と読者に広く呼びかけ、「冷静に」考えることを二度要求しているが、記事は恣意的なトピック選定と叙述がなされている。「社会的行為者」としてはヨルダン国視点と自身のスカルノ大統領との間に起きた境遇を肯定的に位置づけ、事件に対し、因果的・国際的・親族的な観点から人質二名、特に後藤氏を否定的な評価へと位置づける。その上で、読者に対し、事件に対する具体的な論点を絞ることなく、文末にて「どう思われますか？」とデジタル空間上へ反応を呼びかけている。

5.3.2 「コメント」による帰責

デヴィ夫人の「ブログ記事」には、2023年9月現在、860件のコメントが投稿（コメントの最終投稿は、2015年7月2日）されている。記事に対するインターネット上の反応はTwitterやFacebook、はてなブックマークなどにも残されているが、本節ではデヴィ夫人のブログに寄せられた「コメント」の分析を中心に、ブログ上で形成される自己責任ディスコースの記号イデオロギーを抽出する。まず、「コメント」の言及傾向を量的に可視化するため、Kh Coderを用いた共起ネットワークを図19に示す。

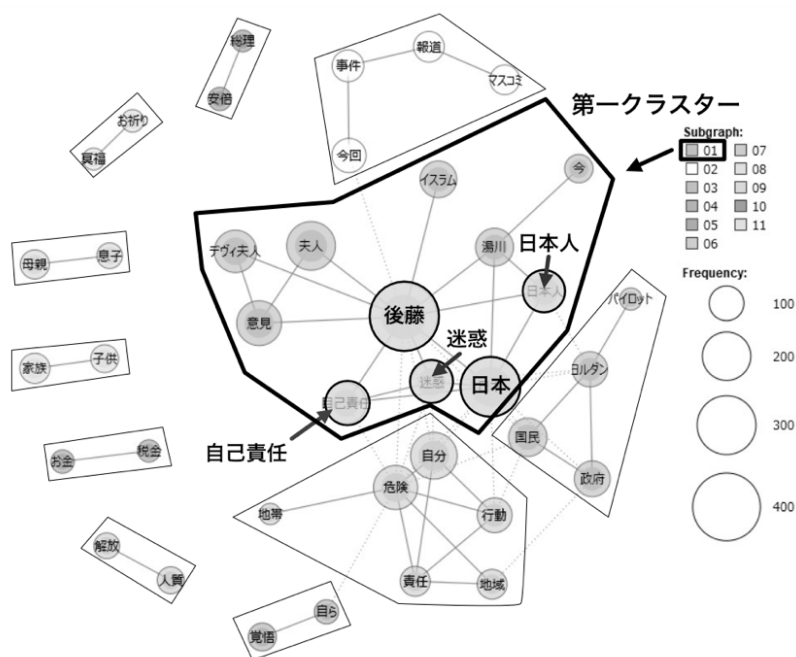


図19 「コメント」の共起ネットワーク

コメントで最も多く言及されているクラスターが中央に位置するもので、「後藤(405語)」、「日本(318語)／日本人(151語)」、「迷惑(148語)」、「自己責任(144語)」などとなっている。コメントにおける「自己責任」に対する言及は「後藤」、「日本」、「迷惑」という語彙を中心にネットワークを形成しており、人質事件に対するデヴィ夫人の「ブログ記事」における批判的言及は「迷惑」という語彙と関係することが読み取れる。また、デヴィ夫人の記事における問いかけは「同感(123件)」、「正論(71件)」、「その通り(85件)」などと夫人の意見を支持するブログ上のコメントが大半を占めている。明示的な異論は16件のみであり、その他のコメントは人質事件を別の観点から捉えた言及や異なる話題が大半の賛同を示すものである。

「コメント」の分析において本稿で着目するのは、「自己責任」という語彙そのものに限らず、どのような論理や言及の仕方で帰責しているかである。ここでは特に中森(2017)の責任をめぐる議論を引き合いに、その規範を成り立たせる論理として、「個人の自由意志に基づいた行為結果を引き受ける責任」と「ある主体が不利益を被る際にそれを補うことができる者も責任を負う」に本稿では着目する。中森(2017)は、前者を「行為-因果モデル」、後者を「傷つきやすさを避けるモデル」と名付けているが、本稿ではIS日本人質事件に即して次の二つの帰責現象を提示する。一つが「行為-因果的帰責」で、人質の自由意志や危険地域に赴いたことそのものを理由に責任を指示する。もう一つが、「社会的帰責」で、戦場地を熟知する戦場ジャーナリストとしての職業的責任、妻子を残して危険地域に赴いたことに対する父親としての責任、「日本人」という共同体のなかで迷惑をかけつつも責任を取れない無責任さの三つを指す。以降、「行為-因果的帰責」として例を二つ、社会的帰責として例を五つ、自決を指示する例を二つ、計十個の例を「コメント」から抽出し分析する(なお、コメント内の二重下線(==)は人質の行為に対する帰責内容、下線()はその理由づけに該当するものを筆者が引いたものである)。

例 1-1: 行為-因果的帰責 1

25: 無題

夫人に同感です。自ら危険地帯に飛び込んでおいて助けてくださいなんて虫がよすぎると思います。なのに報道では自己責任であることを一切触れず、救出劇を美談に仕立て上げようとしていることに憤りを感じます。

例 1-1 に属するコメントは、人質が「自ら危険地帯に飛び込んだ」ことを前提として、助けを求めることを「虫がよすぎる」と言及するように、渡航行為を行なったこと自体を「自己責任」として批判的に言及するものである。コメント上では明示されていないもの

の、暗黙裏に「自己責任（≡自決とその覚悟）」が支持されている。このコメントは、一連の事件に関するマスメディアの報道を「救出劇」とし、事件を「美談」として捉えるマスメディアに対する批判的な意見でもあり、メディアイデオロギーの表象の一端も垣間見える。

コメントの冒頭で「夫人に同感です」という言及があるが、これと類似した文言も数多くコメント欄に羅列され、コメント欄上にブログ運営者であるデヴィ夫人への賛意が強調されている。これらインターネット上の同質的コメントの反復的羅列によって詩的機能が主導的にはたらき、自己責任ディスコースが指示する意味内容は否定的色彩を帯びていく。ある行為に付随して起きた結果を個人の責任として対処すべきであるという主張は本稿の事例のみに見られるものではない。不特定多数が参与するデジタル上で、それら類似した議論に接することで、自己責任論という特有の規範的主張に対する解釈や知識を形成していくと言えよう。ネットワーク環境における「群衆 (crowds)」による炎上をはじめとした「おぞましき」の力能は、量的に増殖する記号群を情動的に感知するユーザーにメディアイデオロギーと交感的ディスコードダンスを付与する (cf. 野澤 2018)。

例 1-2: 行為-因果的帰責 2

142：無題

全く夫人のおっしゃる通りです！ 同じ日本人としては、後藤氏が解放されることを願っていますが、個人的な都合でのこのこと「世界一危険な地域」に外務省の渡航自粛勧告を無視して行ったのですから、万が一の時は自決するぐらいの覚悟があつて当然です。

例 1-2 に属するコメントでは、例 1-1 と関連して、後藤氏が「渡航行為」に対して外務省から警告を受けていたことに対し、渡航したことそのものを理由に、批判的言及として「自決」という文言が用いられる。後藤氏の渡航行為自体に付随して起こりうる「危険」な事態に陥る際に「自決」する「覚悟」を持っていない（持つべきという認識）が、デヴィ夫人への賛同の表明となっている。

責任を具体的に指示すれば「個人の自由意志に基づく行為により引き起こした結果に対して、その個人が対処する責任がある」といったように言及可能である。しかし、例 1 における「自己責任」という言及に代表されるように、一連の事件と人質に対する規範的判断は「自己責任」ということばに短縮されており、名詞化の談話的機能がはたらいっている。とりわけ、この人質事件に対するデヴィ夫人の「いっそ自決してほしい」という言及に呼応して、「自己責任」を果たす手段としての「死 (=自決)」という意味が詩的に拡張・付与されている。

例 2-1-1: 社会的帰責（ジャーナリストとしての責任）

125：無題

私はデヴィ夫人の考えに賛成です。自己責任で済まされるレベルではありません。
国、世界を巻き込み、ジャーナリストならこうなることも考えられたはずです。

例 2-1-2: 社会的帰責（ジャーナリストへの帰責）

858: その通りです

おっしゃること、全くその通りだと思います。ニュースの報じ方や週刊誌など、マスコミの取り上げ方はジャーナリストという自分たちの身内びいきみたいな記事ばかりで全く事態を冷静に見ていないものが多いと思います。だいたい責任を取るという言葉を残していながら、自己責任の意味が本当には分かってないと思います。「朝まで生テレビ」に、わりと状況を冷静に見ているジャーナリストが出演していましたが、でもその人すら自己責任はあると言いながらも、誘拐されて国に迷惑か けやがってというのは違う、それなら老人やニートだって自己責任を問われなきゃいけないなどという愚かな屁理屈を言ってて、せっかく優秀そうな人なの にすごく残念でした。

例 2-1 に属するコメントでは、ジャーナリストである後藤氏に対し、危険地域への渡航によって人質となりうることを予見し、避けられた事件であったことを理由に批判的言及を行う。このコメントでは、人質となって事件が引き起こされたことに対し、「国、世界を巻き込み」と言及し、デヴィ夫人の「ブログ記事」に呼応して「巻き込み」と同様の動詞を用いて事件に付随した行為結果の拡散を表象する。「国、世界」というスケールで起きている出来事に対して「自己責任で済まされるレベルではありません」と言及するように、「巻き込み」が指示する意味内容は、本来は出来事に関係ないものを関与させたことそのものを否定的に位置づける。後藤氏の「自分に責任があります」というビデオメッセージが「ブログ記事」において「自己責任をとる」という文言に再コンテキスト化されたように、このコメントでは「自己責任で済まされるレベルではありません」と再コンテキスト化され、個人では負いきれない責任であったことが批判的に言及されている。このコメントは、ジャーナリストである後藤氏ならば、「個人だけでは事件の收拾をとることができない」という認識可能性が批判的言及の前提にある。その批判の理由には社会的職業が挙げられ、社会的関係とその対処、周囲に及ぼす影響をメタ認識として持つことが前提にある批判的言及である。同様に、ジャーナリストへの責任を追求する例が 2-1-2 である。

例 2-2-1: 社会的帰責（父親としての責任 1）

818：夫人に同感です

まず自分の周りをきちんとして、家族も守った上での人助けだと思います。生まれたばかりの子供や大切な家族を犠牲にしてまで意義のある行動でしょうか？そこまで現地の人達は後藤さんに感謝してくれているのでしょうか？亡くなられた方に厳しい言い方で申し訳ないですが、残されたご家族に対して無責任すぎると思います。

例 2-2-2: 社会的帰責（父親としての責任 2）

769：無題

湯川さんは言わずもがなですが、後藤さんには生きて帰って来て、父親としてまた、日本国民として、国を挙げてまで大事になったことに感謝と詫び、また、向こうでの話などを良くも悪くも実体験を伝えて欲しかったです。そして、2人のお子さんのお父さんとして楽しい日々を送っていただきたかったです。ですが、今回の件で、今世界が大変なことになっている事を後藤さんを通じて実感し、また改めて自分も含め日本は平和ボケしていると実感しました。そして、また日本人が標的になりかねない残虐な現実。今まだそちらにいる方々は帰国してもらいたいです。自己責任といっても、結局は国が尻拭い、税金を何かしら使うわけですから。夫人のお言葉にコメントせずにはおれず、コメントさせていただきました。お二人には心よりご冥福をお祈りします。

例 2-2 に属するコメントでは、後藤氏の行動に対して、ジャーナリストとしての活動よりも家族としての役割をこなすことが前提的な規範とされる。「残されたご家族に対して無責任すぎる」という言及が導出されるにあたって、本事件における行動の意義やジャーナリストとしての危険地域における活動の意義を「現地の人達（シリア在住者）」の視点から問いかけている。しかし、二つの修辞疑問文を用いたテキストは、前者は「父親」、後者は「シリア（広くは中東地域）」の視点を恣意的に位置づけたものである。「まず自分の周りをきちんとして」という言及からは、「家族」に対して「迷惑をかけない」ことを重視する、共同体内における規範的認識が浮かび上がる。父親としての責任を追求するのが例 2-2-2 であるが、「日本国民」としての謝罪を言及する理由づけにあげたものである。

例 2-3-1: 社会的帰責（日本人として迷惑をかけるも責任を取れない無責任さ）

7：無題

私も全く同意です。日本だけならまだしも、ヨルダンにまで迷惑をかけているのに、親御さんの態度は解せません。私が親なら謝ります。そして最悪な事態になっても仕方ないと報道してもらいます。その覚悟があって息子さんは行動したはずですが、しかし、もう遅い…すでにヨルダンまで巻き込んでしまった。日本国民として恥ずかしい。テロリストに決して屈しないヨルダンが死刑囚を釈放することを選ばざるを得なくなってしまったこと…本当に申し訳ないと思います。ヨルダンとの友好関係がこれで悪くなるのは目に見えていますね。

例 2-3-2: 社会的帰責（IS 日本人質事件における責任を取れない無責任さ）

733: 無題

デビィ夫人の意見に同意です無責任かつ身勝手な行為をしたと思います[自分の命は自分で守れ]です自己責任で行ったわけですから自分の力で日本に帰ってきてほしいですまたヨルダンの方々にも大変迷惑をかけていることも事実ですヨルダン政府は自国民の命を優先するのが当たり前だと思いますそして今回の事件で死刑囚を解放しなければならなくなったヨルダンの方々に深くお詫びをしなければならぬと思います

例 2-3 に属するコメントでは、日本というナショナルなレベルから社会的帰責を位置づける。このコメントにおいて、「日本だけならまだしも、ヨルダンにまで迷惑をかけている」ことをあげ、「日本国民として恥ずかしい」と言及し、「テロリストに決して屈しないヨルダンが死刑囚を釈放することを選ばざるを得なくなってしまったこと」を「本当に申し訳ない」と謝罪する。このコメントでは、「ブログ記事」における批判的言及の理由づけと同様に、人質となった後藤氏の行動そのものが日本やヨルダン国に迷惑をもたらしたことを挙げ、さらに「最悪な事態になっても仕方ない」と親としての視点から批判的に言及する。つまり、このコメントにおいて、規範意識を指標する迷惑は親の視点と日本の視点の両方から導出されている。下記の例 2-3-2 も人質の行為は無責任であり、身勝手であったことを理由に自己責任を問いかけるものである。

例 3-1: IS 日本人人質事件における責任を取れない無責任さ

35: 私も

私も夫人と同じことを考えていました。後藤さんの取った行為はとても浅はかだと。後藤さんが捕まり捕虜が2人になれば、1人は見せしめに殺される可能性だって高いのに。私も自分なら自害してるだろうと思います。危険だと知りながら、自分の責任だと言い残し行ったのですから。優しさで正義感だけでは武装集団から人は救えません。もちろん一番悪いのは武装集団です。卑劣なやり方です。ですが、彼らの思考を変える事は不可能でしょう。生まれた時からある意味、洗脳され、自分たちのしてる事は正義だと思ってるのですから。その中に飛び込んで行くのは、自らの死を覚悟しなければいけないと思います。助けてくれ…。なんて無責任なだろう、と思わずにいられません。

例 3-2: 日本人のイメージの毀損

144: 同感です

仮に現在捕らわれている死刑囚と交換した場合、解放された後に死刑囚が又自爆テロで多くの罪のない人々を殺害したら、殺害された人々の家族は後藤さんの母親や奥さんに対してどのように思うか考えて話すべきです。自分だけの感情で話すことがどれだけ日本人のイメージを傷つけているか 本人は日本人らしく自決するべきです

例 3 に属するコメントでは、後藤氏の視点から取りうる「責任」として「自害（自決）」とその覚悟を持つことへの必要性を述べている。例 3-1 のコメントでは、とりわけ IS を対話不可能な集団だとステレオタイプ的に位置づけ、その上で異なる行為を取り得た後藤氏に対する責任の引受を指標する。後藤氏がビデオメッセージで残した「自分の責任」という言及がこのコメントにおいても再コンテキスト化され、「シリアの人たちに責任を負わせないでください」というメッセージは異なる意味合いとして用いられる。それと同時に、「私も自分なら」と他者である後藤氏の視点に立ち、「自己（=コメント 35 の発話者）」と「他者（=後藤氏）」を混交させ、自害を曖昧に指示する。

以上、本項では十個の「コメント」を例に分析を行なった。デヴィ夫人による「ブログ記事」には 860 件以上にも及ぶ「コメント」が投稿され、その大半が夫人の主張を支持するものであった。次節では、十個の「コメント」の分析を踏まえ、2004 年のイラク日本人人質事件に引き続き、「自己責任」や「迷惑」を用いたコミュニケーションから見出せる社会規範や言語的特徴を手がかりに日本の文化論理について考察を深めたい。

5.4 考察

5.4.1 自己責任論の文化モデル

本節では二つの考察を述べる。一つが批判的言及の詩的連鎖によって浮かび上がる文化モデルと自己責任ディスコースの記号イデオロギーの生成である。もう一つが、自己責任ディスコースが日本社会で再生産される状況・条件として見出せる日本的自己観とその集団的連帯性である。

「ブログ記事」とその「コメント」の応答の詩的連鎖から、自己責任ディスコースを中心とした批判的言及が積み重ねられていく過程を分析した。その結果、人質 2 名の評価をめぐって「個人」もしくは「日本人」という範疇が前景化されたことが確認できた。しかし、人質を個人、または日本人として認識することを決定的にすることはできず、両義的なものである。Gal (2005) が指摘するフラクタルな再帰的關係が自己責任とその主体をめぐる言語コミュニケーション上に表出すると同時に、発話・解釈のなかで主体の位置づけが消去されていると言えよう。

これまでの分析をまとめ、「ブログ記事」と「コメント」における批判的言及の理由づけとして有標化したもの、つまり批判的言及のアンカーとして前景化したのが家族、職業、国家をはじめとした社会的に期待される役割ならびにその責任であることに注目し、それを文化モデルとして再分析する。文化モデルは、個々の出来事と語り手・受け手の社会的関係やその参加者が属する社会文化的集団における規範とそれを有標化する談話を通して垣間見える。本稿の分析から見出された自己責任ディスコースの記号過程とその談話上で主導的に見出せる文化モデルを示したのが図 20 である。

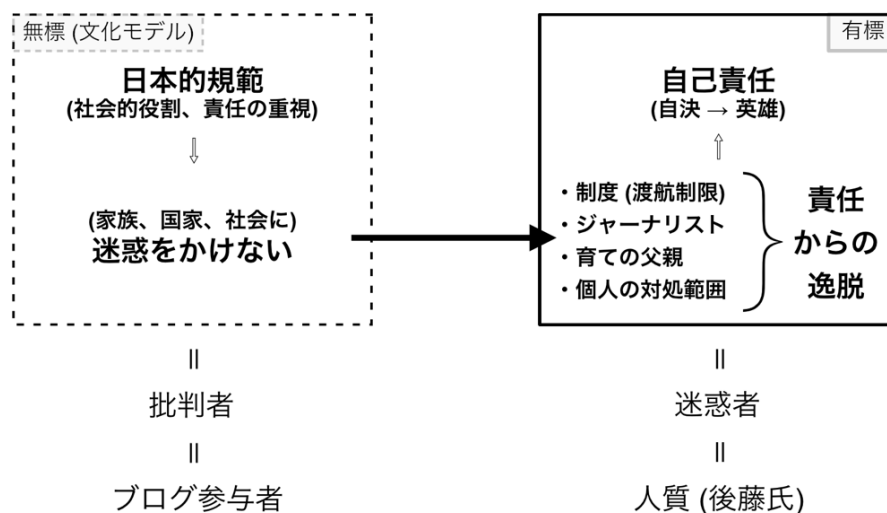


図 20 ブログ参加者による自己責任ディスコースに暗在する文化モデル

図 20 の左側にあるように、「ブログ記事」ならびにその「コメント」に参加する匿名／非匿名が入り混じった「ブログ参加者」は、国際的・社会的出来事を巻き起こした人質と同一の「日本人」として自らを談話上で位置づけ、「批判者」として被迷惑者の視点から批判的言及をする傾向が読み取れた。そこで仮想的に想定される日本的規範（社会的役割とそれに付随する責任の重視）から、迷惑をかけた人質、とりわけ後藤氏に対する批判的言及の理由づけとして有標化されたのが、図の右側に示した「制度からの逸脱とその身勝手な行為（行為－因果的帰責）」、「ジャーナリスト、父親としての役割（社会的帰責）」、「一個人による責任処理の不可能性（無責任）」である。これらの有標化された批判的言及から、「日本人」としてその常識を共有する「（他者に）迷惑をかけない」という倫理観が無標に位置づけられる。また、「迷惑をかけない」という理由づけの方略として、ヨルダンや親の視点を介す仮想発話が用いられ、被迷惑者の視点取りによる集団的な意見表明としてその規範意識・倫理観が前景化されていた。

そのような集合的「日本人」による批判的言及として為された言及の焦点は人質の自己責任にあたり、その責任を果たす手段としてデヴィ夫人によって提起された「自決」に対する賛同が積み重ねられる。そして、「ブログ記事」上の議題設定・権威者であるデヴィ夫人は、「自決」を為す者を「英雄」という認識メタファーを用いて指示することにより、迷惑者（人質）の死をもって内集団内の倫理的行為が正当化・価値づけされている。

これら批判的言及とその理由づけの分析から、自己責任ディスコースは様々な視点が入り混じりながら構築されていることを示唆する。危険地域への渡航制限という制度を逸脱したがゆえの自己責任、つまり個人の自由な行為による結果を引き受ける「行為－因果的責任」のみが自己責任を指標するのではない。むしろ、「ブログ記事」と「コメント」では自己と他者を混交させた上で語り手の持つ認識がディスコースに投影されていたと分析できる。

このような批判的言及の連鎖は談話を介してその集団的倫理観を強化し、同時にそれに抗する対立的な意見も喚起することにより、デジタルフィールド上の参加者に分断が認識されていく。その分断を表象することばとして浮かび上がるのが名詞化された「自己責任」である。これら談話的实践への関与とその認識の詩的連鎖が記号イデオロギーとして自己責任ディスコースを生成・転送すると言えよう。

哲学・社会心理学的に責任の虚構性を論じる小坂井（2020 [2008]）は、「主体」は不断の関係性の編みの中で立ち現れるという観点から、「社会秩序という意味構造の中に行為を位置づけ辻褃合わせをする、これが責任と呼ばれる社会慣習の内容だ」（*ibid.*: 238）と指摘する。また、マスメディア上の「世間をお騒がせして申し訳ありません」といった常套句に象

徹的なように、本稿と類似する人質ならびにその家族までもに拡張する責任追及は「社会秩序を回復するための儀式として機能する」(ibid.: 298)と指摘する。競争を促す新自由主義が個人化を促進し、その結果、被害者に対する情動的なバッシング資源として単に「自己責任」が用いられるようになったのではない。むしろ、構造的な不況かつ社会不安の中で集团的競争・管理を促進する「集団の自己保存機能」(ibid.: 299)がはたらき、責任を問うために行為・出来事の原因が個人に帰属されることを指摘する。魔女狩りに代表されるように、個人の犠牲を通して社会秩序の維持・回復が図られるのであり、「自己責任論は前近代的意味でのスケープ・ゴート現象」(ibid.: 299)という。自己責任ディスコースを介した集团的倫理観ならびに連帯観が生成されていく本稿の事例は、小坂井(2020[2008])が指摘する「自己責任」によるメタ語用作用の一証左と言えるだろう。

5.4.2 自己観と世間

もうひとつのメタ語用作用は、自己責任ディスコースを再生産し続ける一要因は、日本語話者の自己観とその公私領域における規範性にあるという考察である。従来の日本文化論の問題は、論者の解釈枠組みを相対化することなく、イデオロジカルな文化ナショナリズムが見てとれた点にあった。しかし、本項の考察では、グローバル化を背景にリベラル派と保守派が勃興してきた自己責任ディスコースの歴史的な分析を踏まえ、日本社会における社会的な認識枠組みを示す「世間」が拡張する状況を考察したい。

世間に関する先行研究、原義、変遷をまとめた井上(2007[1997])によると、日本で「世間」が用いられた背景には6世紀の仏教の伝来が関係するということ(ibid.: 31)。もともと「世間」は仏教哲学における根本命題を示す「世間無常」で、これは「世間は虚仮なり、唯だ仏のみ是れ真なり」という一句に見て取れるように、「現世の否定のうえに、よりたかい生命をもとめようとする仏教の論理」を示している(ibid.: 32)。つまり、仏教における「世間」概念は、「空間的な意味をもちあわせながらも、主として時間的性格においてとらえられてきた」が、日常用語では「世の中」などの意味理解に見られるように「時間的な意味あい」がよわまり、かわって、空間的な意味あいがつよくなっていった(ibid.: 33-34)。

一方、当初から現在のような「社会」と置き換え可能な「世間」の意味理解があったわけではない。井上によると、初期の日常的な「世間」に対する感覚は、一定の土地内において完結する生活と人間関係に限られており、「内輪のものさえよければ、たとえ外部のものがなんといおうが、いっこうにかまわなかった」という(ibid.: 69-70)。しかしながら、対人関係的・社会役割的規範はその「ウチ」内にて成立したもので、江戸時代の旅ブームが民衆の世間観を大きく変える契機だったという仮説を井上は示している。これまでの閉鎖的な家や村から旅を介して外部を見聞きした語り手と、その聞き手の両者にとって、「世間」が

広がるようになった。そうして、外部の状況や知恵が教訓として共有されるようになり、修養として「世間を知る」という教育観や、世間体を憚る「恥」といった倫理観が形成されたと井上は指摘する。つまり、それまで閉鎖的な内集団において共有されていた規範意識が、江戸時代以降、さらに言えば明治以降の「世間の拡張」を経て、外部からの批評を意識するように変容していった。

ただし、こうした「世間体」という曖昧模糊とした準拠枠組みを「日本人」という帰属集団がそのまま内面化しているとは本稿では捉えない。井上（2007 [1997]: 128）も「現象形態においては、今日ほど、『世間』観がバラエティーに富んでいる時代はない」と述べる。しかしながら、井上はそれでもなお「準拠集団」としての世間の構造的枠組みは今もなお残存しているという。その世間の構造的枠組みを示すのが「ウチーソトーヨソ」である。

ウチーソトーヨソとは、日本的自己観がどのように位置づけられるかを示す、自己と他者とのインターアクションに関する領域概念である（三宅 1994; 青山 2021: 32）。たとえば、ウチーソトーヨソから人質事件における自己責任論は次のように考えられる。ヨソは「自己とはふだん関係がないがなんらかのきっかけで一時的に関係をもつ種類の間人」、ヨソの間人に対し日本人は「極めて冷淡で気配りのない行動をとることも多い」（三宅 1994: 35）。人質事件では、日本人として恥ずかしい、迷惑をかけるべきではないことが強調されて批判が投げかけられていた。このことから、ナショナルな「ウチ（日本）」における常識から逸脱した「ヨソ（人質）」として排他的な位置づけを人質にしていると捉えることができる。公共の場における行為の「適切さ」をめぐる規範意識には、こうした主体の位置づけを談話的に構築していく認識的前提となる「世界観（文化モデル）」が言語行為・表現における「好みとしての傾向」として現れる。これら日常的に反復されるディスコースが、歴史的・社会文化的産物として暗黙裏に構築されてきたものと言える（井出 他 2019: 111-115）。

井上（2007 [1997]: 129）は、いまなお引き継がれる世間の構造的枠組みとは、「準拠すべき『世間』のレベルはちがっても、いぜんとして、ソトなる『世間』の価値にコミットすることによってウチなる自分を見つめるという本質的な点では、各世代をこえて、人々の行動様式はまったく同様である」という。

井上の「世間体の構造」には、対人的な面子を維持しようとする「時間感覚（=世）」や他者と関係を紡ぐ「距離感覚（=間）」として「世間」を捉える発想は、現代日本社会における社会環境とその主体を考察する上で、これまでの「（近代）社会観」とは異なる視点を提起している。情報の消費化と個人化を論じた岡野（2016）は、情報メディア環境では、対人的ネットワーク形成だけでなく、リスク管理が個人に求められ、さらに主体が参与する状況や集団との関係の中で多元的自己としても個々人が振る舞うことを指摘している。こうした

多元的自己として振る舞うことの常態化やその対人関係の再帰的認識は、単にリベラルな個人をその主体として情報社会を理解するのではなく、新たな文脈の中で「世間観」を維持・生成してきたと言えるだろう。井上（2007 [1997]:134）は、実際の現実とはズレを含むフィクショナルな擬似環境はメディアからの情報によって構築されており、これを世間の文脈から言い換えると「マス・メディアによる世間話の日常化」という現象が起きていることを指摘する。しかしながら、本研究の分析を踏まえると、「世間」というよりも、「自己責任」に準拠せざるを得ない状況が生じてきているとも考えられる。

一方、ウチーソト・ヨソの内実が言語コミュニケーション上にどのように投影されているかを分析する枠組みを井上の論述は示していない。その点に関して、言語人類学ではパターン化される言語コミュニケーションの特徴をさまざまな分析枠組みを用いる方法論を駆使して取り組んできた。たとえば、井出（2005, 2019）は、日本語話者が社会文化的関係を築く上で「すみません」などあいさつに見られる日常儀礼的行為に着目し、交感的なやりとりを「し合う」傾向があることを論じる。

ヤコブソンによる言語コミュニケーションの 6 機能における詩的機能と同様、中心に位置づけられる交感的機能は、人と人がやりとりを交わす上での社会的関係性において顕在化する指標性である。あいさつをはじめとした必ずしも内容がない、もしくは明確な意味づけがなされていないやりとりの型には、社会的関係を紡ぐ上での儀礼性が色濃く宿り、無標的な社会規範を暗黙裏に構築することに寄与する。日本社会において日常的に交わされる「すみません」の多機能性とそれから離れ難く介在する人と人との文化的生活を共有する「あり方」として、その実践と意味を論じる井出（2005）が示唆するように、公的な場における行為やその評価には否が応でも文化的な振る舞いの適切さが認識的規範として関与する。あいさつだけでなく、敬語の使用、役割語の多様性など、社会的距離の生成・維持を言語コミュニケーション上の特徴として持つ日本語話者には、同時に期待される社会的役割や責任を内包した規範を抱く傾向にあり、それが本稿において分析されてきた「迷惑」という語彙としても表出したと考えられる。

3章の言説史で分析したように、日本はグローバリズムの進展とともに経済成長を遂げつつも、その擬似的な環境下の中で広がる社会不安の中で新たな国家の位置づけを模索し、自民党政権をはじめとした日本政府主体は、国外的には「国際貢献」、国内的には「自己責任の原則」という文言を元に、国民に自らのイデオロギーに基づいた要請をし続けてきた。つまり、グローバリズムとナショナリズムが進行し、並存する 21 世紀初頭において、残存する「迷惑－自律倫理」としての暗黙理の世間観、情報メディア技術の発展と社会変化に伴う個々の多元的自己化とリスク管理の引き受け・要請、自由な競争市場とその商品・サービス

を消費する後期資本主義の内面化など、自己責任ディスコースを再生産する条件が揃っている。

歴史・社会文化的な文脈が絡み合う記号イデオロギーを纏う自己責任ディスコースは、明示的に肯定も否定もし難い心象を人々に抱かせ、そうした理解のズレは社会的出来事に対する論争において表出する。特に本研究が扱ってきた2004年イラク日本人質事件、2015年IS日本人質事件では、「迷惑」や「覚悟」が暗黙理にその論争に介在する規範的認識として関与していた。

IS日本人質事件における「ブログ記事」とその「コメント」の自己責任ディスコースには、公共の場における行為の適切さに対する日本的自己観とメタ語用的な規範性が取り込まれていた。しかし、日本社会において自己責任ディスコースが繰り返される要因は単に新自由主義的政策や個人主義化した社会になったから「だけ」ではない。社会文化的コンテキスト（新自由主義、間メディア社会、リスク社会、個人主義、日本的自己観 etc.）が、個々の出来事とディスコースを介して複雑に絡み合いながら、日本社会で繰り返し転送・流布している。

5.5 小括

本章では、イラク日本人質事件に引き続き、IS日本人質事件でも生じた自己責任論の細部を分析した。本章の分析から見出したのは、イラク日本人質事件と同様に、人質やその家族に対する批判的言及には「迷惑」が用いられること、加えて家族・職業など人質の社会的立場・役割に紐づけた責任追求がされていた点である。責任追求の仕方にパターン化されたものを読み解くと、外部の他者や状況に関する文脈が取り込まれることで、自己責任論が懲罰的な責任として否定的な色彩を帯びていることを見出した。他者の規範的まなざしを社会的な責任として要請するディスコースは、第3章では自己責任と共に用いられ、内的な意識を指標する「覚悟」とも共通する。

日本社会における自己責任論は、個々具体的な出来事に応じて、またそれに参与する論者に応じて構築される記号イデオロギーである。本稿の分析から、ディスコースに表象される記号過程を詳細に分析することで、複雑かつ特有の時空間で形成される「文化」としての価値規範を分析する意義が見出せる。ここにおける「文化」とは、本質主義的に「日本人」が持つものとして規定されるものではなく、場・出来事を介したディスコースを経験的に共有する中で偶発的・動的に構築されるものである。

日本社会における自己責任ディスコースを取り巻く人々の言及の連鎖には、自主自律「した」主体ではなく、自主自律「させる」主体が暗黙裏に関与している。つまり、自律的とい

うよりも、他律的なことばとして自己責任が用いられている。ことばの意味は、文脈に応じて動的に変化するものであり、ここで他律的な自己責任を必ずしも否定的に論じたいわけではない。むしろ、問題なのは、他律的な含意が含まれるにせよ、自己責任論に含まれるはずの内発的な自律性の形成が性急な社会問題に還元されている点である。

全国新聞五紙では、確かに「自己責任」の使用数は2010年代にはそれ以前に比べて大きく減少している。だが、本稿の分析対象である「ブログ記事」の自己責任論に典型的なように、SNS上では政治／社会問題に対する自己責任論の擁護も主張もいまだに跋扈している。これまで考察してきたように、現在の自己責任論には主張はあれど、歴史がない。本章の分析では、間メディア環境の公私領域や文化的諸相の実態に目を向ける方法と事例を示した。特に、「自己責任」と同様、「迷惑」もまた日本社会における公的な場・争点に頻繁に観察される。

では、二つの中東地域日本人質事件にける自己責任論に理由づけされてきた「迷惑」、あるいは「覚悟」からどのような責任の文化論理を見出すことができるのか。次章では、本稿の総括としてこの問いを深掘りし、自己責任ディスコースが日本社会で生成・再生産されるメカニズムを考察する。

第六章 自己責任ディスコースの文化論理

第1章から第5章まで本稿で記述してきたのは、自己責任ディスコースに關与する幾重もの記号イデオロギーである。自己と責任の概念の英語圏と漢字文化圏における対照性にはじまり、懲罰的に「自分だけの責任」が指示・解釈される自己責任の事例のなかに、他者による要請や命令といった社会的実践が含まれ、それゆえに自己責任が肯定的にも否定的にも語られた歴史・社会文化的な背景とそのメカニズムを論じてきた。一言で言えば、どのようにして自己責任論が繰り返されるのかについて分析と考察を積み重ねた。以下に簡単にその経緯をまとめる。

第3章では、全国新聞五紙における「自己責任」の語られ方の量的・質的分析を通し、国内外の社会変容に応じて、外部の文脈・出来事と関連づけて「自己責任」が意味づけられる過程を確認した。その過程から見出したのは、社会集団的な傾向と言語的な傾向である。社会集団に関しては、日本の保守派は「自由と統治」、そしてリベラル派は「自由と権利」の観点から自己責任を肯定的に意味づける傾向にあった。言語に関しては、日本における集団主義や自律性の弱さなどが欧米圏の社会制度やその個人主義などと対照的に論じられ、さらに日本における「自己責任」の欠如や必要性が批判的に語られる傾向にあった。第3章におけるこれら分析は、それぞれ第4章と第5章でさらに分析を深めた点と呼応する。

第4章では、2004年のイラク日本人質事件とその自己責任論を取り上げ、その初期報道期間の新聞記事、政治家の談話、家族らの対応に関するディスコースを分析した。分析により際立った論点が、保守派とリベラル系の自己責任論に対する価値判断の相違であった。具体的には、保守系の読売新聞はテロに対抗する国際的な連帯とその実現に向けた国内的な団結を重視していたため、その活動を阻害する交渉条件を提示してしまった人質とその家族に対し、国内外に迷惑をかけているとして批判する傾向にあった。一方、リベラル系の朝日新聞ではイラクにおいて武力行使を進めたアメリカとそれに追随する自民党政権に対し、自発的にボランティアやNPO・NGO活動、あるいはジャーナリズムに従事する人質をむしろ擁護した。読売新聞と朝日新聞は「自己責任」に関してはそれぞれのイデオロギーに基づいた論調だったものの、両者は「迷惑をかけない」という点については規範的判断を共有していた。本稿では、こうした議論に見られるズレ・ネジレが自己責任ディスコースを再生産する一助となるメカニズムに着眼し、続く第5章では第3章と第4章から見出された文化規範に焦点化した分析を行なった。

第5章では、2015年のIS日本人質事件とその自己責任論に関して、国内外に拡散されたブログ記事とコメントを事例としたディスコース分析を行った。特に、自己責任論の理由

づけに際立ったのが、国際的・職業的・家族的な役割といった他者の社会関係的立場・役割規範であった。加えて、自己責任論を展開した人々は社会から逸脱した人質の行為とその責任を問い、集団にとっての犠牲者を作り出すことで乱れた社会秩序を回復する儀礼的な様相を見出した。

これら第4章と第5章の分析で共通するのは、責任を特定の個人に寄せる自己責任論が言語的・社会的な関係によって作られている点である。つまり、本稿が分析・考察してきたのは、集団が社会的に作り上げる「個人」とその「責任」の関係性だと言い換えられるだろう。したがって、日本において自己責任論が繰り返されるメカニズムの一端には、日本の自己観と責任観が交叉していることが見出せる。つまり日本における自己責任論が生成・再生産されるメカニズムは、「個人」とその「責任」がどのように生成・想像されているかという観点から分析を深めることができる。「個人」からではなく、歴史・社会文化的な文脈から「自己責任論」を考える必要があるというわけだ。

このように本稿が自己責任ディスコースの集積・分散・布置の編成から見出そうと試みたのは、語られてこなかった、あるいは語りにくい記号イデオロギーである。その分析から見出したのは、近代的な観念としての自己責任ではなく、むしろその逆説として、「迷惑」やあるべき「社会的規範」から見出せる大衆やその伝統的価値観が露呈するポストモダン社会の状況であった。ここまで新聞記事やメディア報道、SNSへの投稿といったメディアに流布するディスコースを対象に、自己責任の様態について分析をしてきたが、上記の発見を背景に、本章では自己責任ディスコースを暗黙理に駆り立てるものを自己観と責任観の複合的な文化論理として再分析し、さらに考察を深めていきたい。具体的には、6.1節で、日本における自己と責任の関連性について、言語文化イデオロギーの観点から論じる。次に6.2節にて、日本社会における自己責任ディスコースが再生・再生産されるメカニズムについて、社会学と人類学の先行研究を用いて読み解いていく。

6.1 自己-責任の文化的インターフェース

従来の言語・談話研究をもとにした日本文化論では、「ウチーソトーヨソ」の領域認識とその社会・対人関係意識や、西洋的「する言語」に対する「なる言語」といった主観的な事態把握(池上 1981)、また昨今では「場の言語学」が論じられてきた(藤井・高橋 2016; 井出・藤井 2020; 岡・井出 他 2022)。しかし、これらの文化論的考察では、言語構造/使用に伴う文脈(目線、言い淀み、笑い、場 etc.)に表象されるコミュニケーション観の分析が

中心となっており、必ずしも自己観や責任観には焦点が当たっていない¹⁵⁰。

一方、本稿が行なってきたのが、自己責任ディスコースが刻んだ歴史・社会文化的な軌跡を追い、複数のアプローチから自己観と責任観の関係性を検討する試みである。言語／記号人類学的アプローチにより、文化表象のイデオロギーを相対化しつつ、ディスコースの記述的な分析と考察を積み重ねてきた。本節では、自己観と責任観の相互的关系を「自己－責任の文化的インターフェース」とし、ディスコースに暗黙理に現れる文化的古層のパターンをメタ分析する。

次節にてあらためて考えたい論点が大きく3つある。ひとつは、自己責任の英語と日本語はそれぞれ「自己が責任をとる」と「自己における責任がある」というメタ語用論的な対照性を見出せるという点である。もうひとつが、日本人の責任観として表れた従属的な対人関係を鑑みると、社会関係においては欧米や国家、また対人関係については親や教師をはじめとした権力者に対する特有の「自意識」を日本社会が強固に形成してきたのではないかという仮説的な点である。最後に、連帯責任・自己責任・無責任の関係性である。これら三つの論点はそれぞれ相関している。ほかにも自己責任ディスコースから考察できる議論はいくつかあるが、本節では文化的な論点に絞って論じ、本稿の分析と考察の厚みを増すことを目指したい。

6.1.1 「自己における責任がある」

本項では、英語圏と漢字文化圏における自己責任観をメタ語用論的に展開し、その相違から自己責任ディスコースと日本の近代言語イデオロギーとの連関性を再考する。まず、メタ語用的な対照性として先ほど挙げた、英語では「自己が責任をとる (=take your own responsibility)」である一方、日本語では「自己における責任がある」について考えてみたい。これは、行為と認知の動詞表現の対照的な関係としてまとめられる。特に第1章で論じたように、キリスト教との結びつきが強い欧米社会では、神と従属的な応答関係をつむぐ人間という図式を基調に、デカルトの「疑いえない自己 (=コギト)」、近代合理主義や科学主義的な発想による理性 (ロゴス) の重視、「個人 (=individual)」という存在の非分割性、自由な意志に基づいた行為主体性 (agency)、情報機械論的な道管モデルに基づいた話し手と受け手という伝達関係 (2.2.2 項の情報伝達も参照)、近代社会秩序におけるリベラリズム制度や社会契約など、自律的個人がその文化的な自己観であったと言える (小山 2008, 2011;

¹⁵⁰ 唯一、責任を主題にしたものに挙げられるのが Jann H. Hill と Judith T. Irvine が編著者となる “*Responsibility and evidence in oral discourse*” (1993 年、Cambridge University Press) である。しかし、この著作の導入で論じられるのも、英語における responsibility 観念の言語文化イデオロギーであり、対話がなされる経験的文脈かつ言語形式に着目した各論者による事例分析が挙げられているにとどまっている。

井出 2017)。

英語圏の言語文化イデオロギーにおいては、音声中心主義ともいえる「話す・聞く」ことを言語的な起源や中心的な価値に置かれてきた系譜があるが、こうした規範性は語用論で論じられる意図性 (intension) やゴフマンの相互行為論、またポライトネス理論におけるフェイスの重視にも見て取れる。つまり、英語圏の文化的な自己観は、個人を立脚点とするコミュニケーション参加者がその会話や帰属する集団・組織にコミットするという義務感として捉えることができる。こうした欧米的な言語文化イデオロギーに基づいた自己観と責任観の連関は、「自己が責任をとる」ものとして遂行・解釈できるのではないだろうか。要するに、自律的個人が交わす擬似的な平等や連帯、あるいは自由と権利を意味するのが「自己が責任をとる」であり、あえて英語で言い換えるならば take your own responsibility、責任は自己の所有物となる。

一方、3章の言説史で見出したように、日本社会における「自己責任」は「覚悟」とともに用いられる傾向があり、経済ジャンルにおいて「自己責任の厳しさを覚悟する必要がある」など、自己責任が他者の視点を巻き込みながら内なる意識に向けて言及されている傾向があることを指摘してきた。本稿の分析において、自己責任と覚悟のディスコースは、国際的な市場開放をはじめとした社会変容とそれに伴う不安のなか、保守派は統治のために「自由と自己責任」を求め、高まるリスクへの適応と処理を引き受けるように自己責任を論じてきたものであった。一方、本項で着目したいのは、「迷惑」と同様に、社会変容に際する対応にも、外部や他者への視点取りから自己責任ディスコースが論じられてきた点である。そのことを、ここでは「自己における責任がある」として考えてみたい（「責任は自己においてある」とも言い換えられるだろう）。

一見、自律的主体を称揚する自己責任ディスコースが、なぜ・どのようにして他律的な要請として論じられる傾向にあるのだろうか。英語圏では自己責任は「自己が責任をとる」とすれば、日本語圏の自己責任論は「自己における責任がある」という自己という場・基体に責任意識があることを認知するようにその必要性が要請されているように思われる。この談話的傾向の言語イデオロギーをどのように分析できるだろうか。

ここで参照したいのが西田幾多郎の場の論理である (西田 1965 [1927])。ただし、西田哲学そのものを本稿の論として援用するわけではない。そうではなく、西田による場の論理に象徴される日本語の言語文化イデオロギーを抽出したい。

西田の場の論理とは、「X は Y に於て有る (有るものは何かに於てなければならぬ)」というものである。論理学の一般的な命題の形式は、「主語 subject + 繫辞 copula + 述語 predicate」と示され、英語圏では、“X is Y (X は Y である)”と表される。前述したように、

英語圏では疑いえない、あるいはこれ以上は分割できない「個人 individual」を基調とした自己観が優勢で、「主語 subject」が中心となって言語構造／使用の意図性や意味が解釈されてきた (Hill & Irvine 1993; Duranti 2015)。一方、論理命題「S+P (主語 subject+述語 predicate)」という文の生成には、参照する文脈として「場所」の問題も不可避的に関わるため、必ずしも西田の場の論理に独創性があるわけではない (石田 2020: 192)。パース記号論を中心に現代情報社会の『新記号論』(2019年、ゲンロン)を著した哲学者の石田英敬によると、西田の独創性はハイデガーとは異なる存在の命題を立てたことにある¹⁵¹ (ibid.: 2020: 192)。

近代日本では、日本語で「吾輩は猫である」と表現するためには、英語の繫辞“is”に対応する係り結び表現「～は、である」を生み出す必要があった (ibid.: 193)。「～は、である」の「は」は、話題を提示する助詞、つまりトピックマーカで、「である」は断定の助動詞「だ」と補助動詞「ある」、つまり場所・時間を表す各助詞「で」と動詞「有る」の組み合わせとなっている¹⁵²。論理命題「X is Y」は、日本語の翻訳において「有るもの X」は「於てある場所 Y」という西田の場の論理的存在命題、つまり「Xは Y に於て有る」と書き換え可能となる (ibid.: 195)。ここから石田はこの論理命題から場所の存在論への問いへと西田を駆り立てた可能性を指摘している¹⁵³ (ibid.: 196)。

西田の場の存在命題「Xは Y に於て有る」は、たとえば、「有るものは何かに於てなければならぬ、然らざれば有るといふことと無いといふことの区別ができないのである」(西田 1965 [1927]: 208) のように言及される。石田 (2020: 196) は、西田が英語の論理命題「X

¹⁵¹ ハイデガーは、近代西洋にて存在の形而上学的な問いを新たに打ち立てた哲学者で、デリダをはじめ現代思想に大きな影響を与えた人物である。

¹⁵² おおよそ 1890 年代、言文一致体を日本文学に採用した二葉亭四迷などにより、言文一致運動が「である」を採用するようになった。言文一致体とは、文語体を口語体に近づける文章のことをいう。注意すべきは、口語が文語に一致することはなく、そのある種の翻訳過程には不可避のズレが挟み込まれる点である。そのため、言文一致体は近代的な経験的・超越論的二重性を象徴する言語表現である。小山 (2011: 154-157) によると、「である」よりも俗な「だ」やより丁寧な「です」ではなく、「である」が言文一致体として採用されるにいたったのは、「普通の日常語／地域語」には属していないこと、明治期の共時的国語と過去の国語(「なり」など)と明瞭な線引きができること、江戸時代に洋書を訳した蘭学者にも「である」が用いられたこと、また言文一致体を用いる近代文学者である新中間層の東京人の男性の言語変種として用いられたことを挙げている。

¹⁵³ 石田 (2020) は、『新記号論』で提示した記号設置問題と情報社会技術を作り出したステイブ・ジョブスの関係を考えるにあたって、パース記号論と西田の場の哲学の相違を論じている。両者とも、論理命題「主語+繫辞+述語」を主語ではなく述語中心のものに書き換えた。パースによる認識判断のカテゴリーは、「BEING (存在)」、「Quality (質)」、「Relations (関係)」、「Representation (表意)」、「SUBSTANCE (基体)」の 5 つで、最後の基体が主語にあたる認識判断する対象 X のことを指す。中間の 3 つの項「質・関係・表意」は命題文においては「述語」に該当する (ibid.: 186-187)。石田は西田の存在動詞「有る」とパースの“BEING”、つまり日本語の繫辞動詞「ある」と英語の繫辞動詞“is”を比較し、論理命題における述語の論理から場所の存在論へと翻訳された過程を抽出している。

is Y (XはYである)」を「於て有る」と翻訳する際、存在の問いをあらためて問うことが求められ、「～は、に於て有る」という日本語の創出を「コギトの装置」として西田は活用したのではないかと問題提起する。

では、どのように西田は形而上学的な存在命題「ある」の問題を場所の存在論へと展開していたのか。西田が場の哲学を推進するスタイルの大きな特徴が、論述上で頻繁に用いられる「何処までも」である。たとえば、「何処までも主語となつて述語とならない基體といふのは、限なき述語の統一でなければならぬ、即ち無限なる判断を統一するものでなければならぬ」と用いられる(西田 1965 [1927]:97)。西田は、無限に漸近的な「何処までも」を推進力に、場所と意識の問題へとアプローチする。

特に重要なのが、特殊な主語が述語によって包摂される論理関係である。たとえば、「ソクラテスは人間である」は特殊な主語の「ソクラテス」よりも、述語で示される「人間」のほうが包摂的である。日本語の言語表現でも「です／だぜ／のよ」といった末尾のモダリティで発話者の心的態度が表現されるように、述語には話者の意識が投影される。西田の場の論理の場合、心的な認識だけではなく、存在論的な問題が伴われ、何処までも述語であり主語にならない「意識と記号の流れ」と、何処までも主語となつて述語とならぬ「現実界」の関係へと拡張される(石田 2020: 190)。つまり、西田の場の論理は、意識の形成は述語にあり、特に述語的なものが展開する場・文脈が主語的な特殊を包摂する「判断」を取り入れている。その判断から意識を定義すると、どこまでも述語となつて主語にならないどこまでも続く意識が再帰的・システムティックに生成し、そのどこまでも続いてしまう記号連鎖に楔を刺す契機として、ヘーゲル的な「自己限定」や「自覚」が西田哲学には持ち出される¹⁵⁴。

自己と責任の連環について考察する本稿の議論において着目したいのが、西田の場の論理と近代国語学者の時枝誠記とのイデオロジカルな類似性である。西田の存在命題は判断・自覚・包摂をする我においてその述語中心性が捉えられている。つまり、西田の存在命題では「我」が常に媒介となつて推論が進められる。「我」を媒介とする存在命題とその推論による意識への包摂は、時枝文法では場面と述語による主語の包摂として論じられる。

時枝文法は、「反ソシュール＝反ラング的／反西洋的＝特殊日本的な」特徴を持ち、言語過程論とも呼ばれる(小山 2011: 81)。時枝は、言語表現が的確な表現以上に場面に合致した表現を取ろうとすることから、言語の条件として場面を重視し、またそれを言語の社会性

¹⁵⁴ 西田の場の論理に基づいた弁証法である「無の階層システム」では、経験世界の知覚が刻まれる「我」は、述語面と主語面が交叉する「意識の鏡」でもある。この意識の鏡は、経験世界の出来事・事物が鏡面に映る像のみとして表れるため「無の場所」とも呼ばれる。この「我・意識の鏡・無の場所」において進む自己反省によって、より上位の階層へと移行し、その最終層が「絶対無」と呼ばれる(石田 2020: 198-203)。「無の階層システム」は石田(2020: 200-201)の用語で、西田哲学では「一般者の体系」と呼ばれている。

を明らかにするための足場だとも論じている（時枝 2007 [1941] 上: 161）。これは時枝の言語過程論がその名の通り、過程論的／機能的／語用論的なものであることを示している。加えて、時枝文法では日本語の統語構造に形式的・イーミックな分析・解釈を施しており、そこで論じられるのが詞（客体的表現）と辞（主体的表現）である。

詞は名詞・動詞・形容詞にて表現する具体的事物・表象を指し、辞は助詞・助動詞など言語主体による判断・情緒・欲求などを指す。それぞれ辞が象徴性の高い記号で詞が指標性の高い記号に対応する（小山 2011: 82）。時枝文法では、象徴的な文法範疇である辞が言語構造的には周辺にある指標的な詞に埋め込まれている、という入れ子構造を捉える点で社会記号論系言語人類学が見出す普遍文法の原理と親和性がある（ibid.: 82）。しかし、時枝文法は象徴性の高い格助詞も指標性の高い系助詞や終助詞も同じ辞の範疇として扱うなど、日本語という特定の言語形式とネイティブ・イーミックな解釈に引きずられた文法論である（ibid.: 83）。

とはいえ、ここで確認したいのは時枝文法が示唆するまた異なった言語イデオロギーのパターンである。時枝文法と西田の場の論理の類似性を指摘する中村雄二郎の議論を参照したい。中村（2001 上: 52-53）によると、時枝の統辞論の基本構造は、日本語の論理を考える上でも示唆的であるとしてその特徴を次の4つにまとめている（強調は原文ママ）。

1. 日本語では、その全体が幾重にも最後に来る辞（主体的表現）によって包まれるから、大なり小なり主観性を帯びた感情的な文が常態になる。
2. 日本語では、文は辞によって語る主体と繋がり、ひいては主体のいる場面と繋がり、場面からの拘束が大きい。
3. 日本語の文は、辞+詞という主客の融合を重層的に含んでいるから、体験的なことばを深めるには好都合だが、客観的・概念的な観念の世界を構築するには不利である。
4. 日本語の文では、辞+詞の結びつきから成るその構造によって真の主体は辞のうちに働きとしてだけ見出されるから、文法上での形式的な主語の存在はあまり重要ではない。

これらの特徴を確認した上で、中村（2001 上）は西田の場の論理と日本語の論理を次のようにまとめる。「もともと個物は非連続的なかたちで存在しているのに、通常われわれにとって連続したもの、結びついたものと感じられる。それは、われわれが自己の底から述語面でこれを包摂して、相互の間に連絡をつけているためである」（ibid.: 54）。中村はここから、世界をバラバラの知覚で捉える分裂病に対比して、自身の主張である五感を貫き根源的

感覚を統合する「共通感覚」の必要性を論じ、既存の哲学ではデカルトの理性主義にてこの共通感覚が排除されてきたことを主張する。中村の主張もまた、理性主義的で「個人」を基調とする西洋に対し、場に根差した身体性と感覚の共通性から「普遍」を目指す「日本」の哲学を再定立しようとする。

この特徴は、日本語研究者を中心に提示された場の言語学にも共通している。場の言語学とは、広義のことばの研究が欧米由来の社会哲学的思想に彩られてきたことに対し、清水博による「場の理論」を援用し、自己中心的領域と場所的領域にまたがる自己の二重性から新たに「普遍的」なことばと社会文化の研究を提唱するものである（清水 2003; 井出 2018; 井出 2020）。清水（2003: 30-32）は、生命の存在原理として、物質と強く結びついた局在的生命と場所的な広がりを持つ遍在的生命の二重性を主張している。前者の局在的生命と後者の遍在的生命の結びつきが前述した自己中心的領域と場所的領域にそれぞれ対応する。自己の二重性に関しては、清水が挙げる卵の黄身と白身の比喩がわかりやすい。黄身が独立した個物として存在する一方、分かちがたく白身が黄身の周りに遍在する。つまり、黄身が人間个体だとすれば、白身がその人間を包摂する場所を示している。黄身だけではなく、白身あってこそ「生命」であることが場の理論として提示されている。

場の理論を援用した場の言語学の特徴をまとめる大塚（2022）によると、①言語を場に切り離さずに考察すること、②人間は自己中心的領域（黄身）と他者とつながる場所的領域（白身）の二重的存在として捉えること、③即興劇のように動的に変化するものとしてコミュニケーションを捉えること、④意識的言語行動と、うなずきや沈黙を含めた無意識的な非言語行動の一体性を捉えること、⑤言語を身体から自己組織的に生成するものとして捉えること、が提示されている。これら研究アプローチを掲げる場の言語学では、日本語と英語の比較言語文化研究が盛んに行われている。

たとえば、日本語では「雷鳴が聞こえる」は英語では“I hear thunder”であり、この日本語表現には個別的・場所的な「私」の主観的体験が「雷鳴」と主客合一の経験として言語化されていると分析される（岡 2016; 井出 2017）。ほかにも、日英語の比較分析として著名な例に、川端康成の長編小説『雪国』の次の冒頭が挙げられる（井出 2017 etc.）。

1. 国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。
（“Having gone through the long tunnel at the border, (it was) snow country”）
2. The train came out of the long tunnel into the snow country.

1の日本語では、列車に座る主人公の目線からトンネルを抜けた先に雪景色が広がっていることが描写されている。一方、2の英語ではトンネルから抜け出して雪国に入る列車の様

子を空から俯瞰的に記述している。つまり、1の日本語では主観的、2の英語では客観的な描写が主導的となっている。日英語の比較分析から見出せる主観／客観図式だけではなく、行為表現の傾向にも違いが見られる。たとえば、日本語の結婚の伝達表現では「結婚することになりました」という表現に対し、英語では「I am / We are getting married」と表現される（池上 1981: 198）。日本語では結婚を状況的なことの成り行きを表現する「なる」行為として描写される一方、英語では行為者が積極的に結婚を「する／した」ことが強調されている。

言語構造／使用は、日常的な習慣が歴史的な変遷の過程で累積することで形成される産物であり、そこには「好みとしての傾向」が見られる（井出 2017: 182）。ほかにも、日英語の参与者による実験的な課題達成談話を分析した事例では日本語話者のほうがアメリカの英語話者よりも4.4倍ほど「みたいな」、「かもしれない」、「…かなあ」といった緩和表現を用いていること（藤井 2016: 3-4）、また日英語のサッカー実況中継では英語話者が選手の動きや試合内容を客観的に述べるのに対し、日本語話者は客観的な描写から選手な内的引用を用いて選手がプレイ中に感じている心情や行動の意図を理解する発話へと転じる傾向が指摘されている（多々良 2017）。文化論的な研究では、論者の直感的考察や一部の言語表現のみを対象とした分析も多く、ジェスチャーをはじめとした身体表象の指標類像的な規則性を仔細に分析する必要性もあると批判的に指摘されるが（片岡 2017a）、日本語話者の研究事例から述語に指示される心情表現、他者や場所への視点の介入と言語表現などが繰り返されていることから、なんらかの歴史的・文化的なパターンがあることを指摘することはあながち間違いではないだろう。

しかしながら、本稿で問題提起したいのは、言語研究の方法論的な問題ではない。そうではなく、場や状況に根差した他者への視点取りや巻き込みに加え、「迷惑をかけるな」に象徴される巻き込みへの忌避のメカニズムを、西田の場の存在命題や場の言語学、またその分析事例にみられる言語文化イデオロギーから考察を深めたい¹⁵⁵。つまり、これまで問題視してきた自己責任ディスコースの分析から見出した自己観と責任観の相互関係を分析する糸口として、日本の文化論理と推定される言語文化イデオロギーと「権力」の問題を掘り上げることを目指す。

自己責任ディスコースもグローバル化に乗じた社会変容とその不安が渦巻くなかで、保

¹⁵⁵ 本稿では詳細に語らないが、共生を重視する場の言語学と権力を批判するCDSは一見、対立的な思想のもとにあるが、両者ともに言語・ディスコースが自己組織的に生成するメカニズムが理論的な背景にある。自己組織化とは、バラバラな要素であっても総体としては自律的な組織構造を形成するメカニズムを指す。つまり、要素と要素の関係から組織的な結びつきを論じるものである。しかしながら、自己組織化で言語構造の形成メカニズムや、異なるもの／異なってあっているものをまとめあげる権力の問題を捉えられても、歴史的な慣習の蓄積や記憶の問題は扱えていない問題が指摘できる。

守派を中心に要請されてきたものだった。場の理論と言語学もまた、グローバル化が進むなか、難民や移民、あるいは異文化の移住者が出会うなか、「共生」の論理としてその必要性が持ち出されたものである（井出 2005; 井出・藤井 2014; 井出 2020）。つまり、近代的な「個人」やそれを推し進めた欧米文化的な自己観や消費者社会の論理、また欧米社会が中心に行なってきたグローバルな植民地化政策や戦争に対し、他者との「共生」を訴える言説の一環として場の思想がある¹⁵⁶。したがって、自己責任ディスコースと場の思想の勃興はまた裏表の関係にある。現代思想の観点から言い換えれば、強調されてきた「差異（個人的自己）」や「権力」の問題に対し、「類似（共感）」と「共生」が打ち出されているというパターンとして捉えられるだろう¹⁵⁷。

以上、本項では、欧米的な文化論理に対比するようにして、場・辞・共通感覚の文化論理を論じるパターンが幾度も繰り返されている点を指摘した。日本語の文化論理をめぐる議論には、我＝場において事物や他者へと視点・感覚を同一化する傾向にある。これを日本における言語文化イデオロギーのひとつとして考えると、本稿が見出す「自己責任」が「自己における責任がある」と展開できるのではないだろうか。

ではこのメカニズムはどのように分析できるのか。「における」が場所的・無／意識的な媒介を果たしてきた傾向があるとして、この自己観に関連した責任の文化論理や権力関係の問題はどのように考えていけるだろうかを次に考えたい。

6.1.2 責任観と犠牲儀礼

前項では、英語話者と日本語話者の言語形式／使用の相違を比較分析し、日本の学術研究では欧米文化と対比するように「場」や「共生」が重んじられることを指摘した。つまり、英語における自己と責任の連環との比較において、日本文化の責任は「自己（という場）において責任がある」としても言い換えられる。これは、本稿の分析にみてきた「迷惑」との連環に指標されるように、責任が「ソトや他者の視点を巻き込んでいる」ことがその証左であろう。また「覚悟」といった自己の内的な状況への他者からの指摘からも説明が可能であろう。本項では、この日本の自己と責任の連環について、再び日本社会の責任論理の一端を、比較と入れ子関係から考えてみたい。本項では、とりわけ戦後民主主義のネジレが表出する責任の位置づけを無責任と犠牲儀礼をキーワードにして考察を深める。

¹⁵⁶ ほかに、歴史家で日本の「世間」を論じた阿部謹也（1995, 1997, 2014 [2006]）もまた、欧米の「社会」や「教養」との対比でオルタナティブな「個人」と「社会」の関係を考察した人物である。

¹⁵⁷ ここにおいて、自己責任ディスコースの差異と類似を見出してきた本稿の微妙な位置づけが浮かびあがる。本稿では、一方では社会と権力の問題を問い、他方では文化と他者の問題を問い、微細な相違の分析を行ってきた。ほとんどの研究では、どちらか片方の主張が重視されるか、あるいは超越論的・方法論的分析の精緻化が試みられる研究が多い。以降、オルタナティブな自己責任ディスコースの語り直しを目指しつつ、分析と考察を深めていきたい。

戦後民主主義の政治思想を主導的に論じた丸山眞男のことばとして、「無責任の体系」がよく知られる。第二次世界大戦時、戦力では明らかに劣る日本軍が侵略戦争に積極的に従事し、軍国ナショナリズムを称揚して戦争に突入した日本の戦争責任を問題視する際、取り上げられることばのひとつが無責任の体系である。無責任の体系は、丸山眞男の『日本の思想』（1961年、岩波新書）の「天皇制における無責任の体系」という項目で論じられた。丸山が提示する無責任の体系は、次の二つの関係を論じたものである。ひとつは國體（国体）における臣民の無限責任、もうひとつは天皇制における無責任の体系である。簡単にまとめると、天皇制を頂点とする階級社会のなかで生じる責任のメカニズムを表現したのが無責任の体系である。

臣民の無限責任の事例に丸山（1961: 31-32）が挙げたのが、E・レーデラーと呼ばれるドイツ人教授が目撃した虎ノ門事件のその後²に起きた責任の連鎖である。虎ノ門の外で皇太子の摂政宮が狙撃された後、内閣の辞職、警視總監から警護にあたった警官のみならず、犯人の父は衆議院議員を辞職し、故郷は正月の祝いを廃して「喪」に入り、犯人を教育したかつての教員や校長までもが辞職を申し出た。ほかにも、震災火事にて焼かれる「御影」の写真を取り出すために校長が焼死した事件に際し、御影を学校から遠ざける提案は出ても、校長を焼死させるより御影を焼いたほうがよいことにはならなかったこともレーデラーは報告している。ドイツ人教授にとって、普通では考えられない社会的責任の果たし方だとする丸山（1961: 32）は、続けてここに伏在する問題は「近代日本」にも当てはまると指摘する。

加えて、丸山（1961: 38-39）は、明治憲法でも統治に正当性を与える天皇に関しても、決断主体を明確にする責任ではなく、その意向を「推しはかる」ことで責任内容に意味を「与える」ことを指摘し、次のようにそれが行きつくメカニズムを指摘する。「無限責任のきびしい倫理は、このメカニズムにおいては巨大な無責任への転落の可能性をつねに内包」する（ibid.: 39）。臣民の無限責任によって支えられる「國體」は権力的統合と全体主義的な同質化という特徴を備えているという（ibid.: 34）。

重要なのは、丸山が論じた無責任の体系は、単に組織的な責任の所在が曖昧であることを論じたのではなく、むしろ責任の連鎖と権力関係のメカニズムとして捉えられている点である。本稿で、イラク日本人人質事件と IS 日本人人質事件における自己責任論から責任追求が生じる力学の一端を分析してきたように、「無責任」というよりも、むしろ「責任」に対する無意識・意識が日本の文化論理には強くはたらいっているように思われる。

二つの中東地域日本人人質事件に共通する責任追求のメカニズムとして、5.4.1 項では小坂井（2020 [2008]）のスケープゴートの論理をあげた。簡単にまとめると、集団的な同一

化によって生じる責任は、共同体に対する侮辱や反逆による社会の怒りや悲しみを鎮めるために犯罪を象徴する対象を処罰することだと論じている。つまり、「事件のシンボルとして何が選ばれるかは時代および文化により異なる」(ibid.: 295) し、行為者が責任を問われることが多いのは社会秩序からの逸脱が起きる過程を把握する上で「行為者が一番目立つからにすぎない」(ibid.: 296) という。責任を担う本当の主体がおり、身代わりとなった人がスケープゴートなのではなく、「スケープゴートは犯罪自体の代替物」(ibid.: 296) だという。つまり、小坂井(2020 [2008])が人質事件の自己責任論の分析から示すのは、責任の集団的な虚構性である。

小坂井の指摘は、丸山が論じる無限責任にも垣間見えるものだと言えるだろう。一方、小坂井にせよ、丸山にせよ、二人とも観察する出来事から責任の論理を考察したものである。言ってしまうと、特定の出来事に還元して責任の論理を見出している。しかしながら、二人の議論は本稿が言語論的・比較文化論的に自己観と責任観を考察してきた観点を捉えていない。他方で、言語人類学では個人や組織・集団など主体が形成する無意識・意識と言語がテキスト化されるプロセスは分析しても、その間で起きる解釈や論理に着目した研究は少ない(cf. 武黒 2018; 小山 2018a)。「自己責任」がテキスト化される過程に介在する「自己—責任の文化的インターフェース」に着目する本項では、虚構のメタ論理の観点から日本の責任観について考察を深めたい。

そこで、本項で着目するのが犠牲儀礼である。犠牲儀礼とは、負担・犠牲を捧げることによって秩序を回復・維持する贈与行為を指す。犠牲儀礼は動物殺しとその殺生≒交換への正当化や鎮魂、あるいはその行為者や集団にとってのカタルシスを浄化するために行われる。そのため、犠牲儀礼はその贅や暴力に対する集団的・社会的な聖化を伴い、贖罪、服従など自己否定を伴う贈与行為である(田村 2018: 107)。進んで自らを犠牲にしない、少なくとももしいとは思わないだろうが、それでも報われるものがあれば気が進まなくとも自らを差し出す。「人々は、犠牲的な行為において、行為する自分自身の分裂を体験」(ibid.: 107) し、「犠牲の物語は、そうしたくないのにそうしなければならない、という状況で典型的に発生する」(ibid.: 115)。小坂井の責任論を抽象的かつ儀礼のメカニズムとして捉えたのが犠牲儀礼だと言えるだろう。

自己責任ディスコースの文化論理の一端として見出した「自己における責任がある」に関し、本項では犠牲儀礼の観点から日本の責任観の文化論理を見出し、前項で論じた自己観との相互関係について分析を深めたい。そこで、特有の言語構造やその理論に象徴的な文化論理が潜むように、とりわけ日本の象徴的な責任が際立った事例からその文化論理を再検討する。本項で取り上げるのは、第二次世界大戦後に裁かれた BC 級戦犯が語る自己犠牲であ

る。

BC級戦犯が語った自己犠牲の研究は、作田啓一による「死との和解——戦犯刑死者の遺文に現われた日本人の責任の論理——」（『恥の文化再考』所収、1967年）と田村均による『自己犠牲とは何か 哲学的考察』（2018年、名古屋大学出版会）が挙げられる。後者の田村（2018）は、作田（1967）の論考を受け、自己犠牲の問題を哲学として考えることが、欧米社会とは異なる「わたしたち」自身を知ることであり、哲学においても主題となることが少ないことを理由に自己犠牲を取り上げたものである。両者とも、主な資料は戦犯が語った遺文であり、彼らの遺書や手紙には「いけにえ」や「とむらい」といったことばが綴られ、そこから見出せるのは自らが陥った「運命」の意味づけであった（田村 2018: 1-2）。筆者の見立てでは、作田（1967）の論考は日本における責任の文化論理を、田村（2018）の論考は無責任の文化論理を読み解く糸口を提示してくれている。

まず、戦犯が問われた責任を整理する。戦争裁判において問われたのは、戦勝国側が依拠する市民社会の刑法に則った個人責任である。責任が問われることで生じるのが罪の意識ならば、そこで罪を犯した行為の心理的動機が主観責任として問われる。この二つの責任を合わせると個人責任＋主観責任が近代市民社会の裁判において問われる。これを倫理的責任と呼ぶとすると、BC級戦犯らはその西欧／近代市民社会の倫理的責任は持ち合わせていなかった（作田 1967: 157）。なぜなら、彼ら戦犯は日本軍の命令に従い、集団行動に参加し、それを訴えられている（ibid.: 160）。したがって、「個人」に問われ、裁かれた戦争責任を受け入れるには、自分でなんらかの物語を想像する必要があった。それが犠牲儀礼の論理である。

いくつか例を挙げる。次の文は、飛行機の搭乗員の捕虜を処刑せよと命令を受けて実行した憲兵少尉の書き残しである。

「平戦を問わず人間には人道上最高の理想を実現する義務があり、[...] この観点に於て厳密なる意味に於ける個人の責任を云々するに非ず、仏側の表現せる如く日本軍の負うべき責任である。其の責任に殉ずるは之本懐なり」

この憲兵少尉が語った「贖罪死」は、日本軍の身代わりとなって死ぬ「いけにえ死」と結びつく（作田 1967: 162）。ほかにも、陸軍軍医中尉の遺書では、他国の亡くなった兵士やその家族を想うと諦めもつくと語り、自らと他者の運命をとむらうことで死を受容するなど、贖罪死は「とむらい死」とも結びつく。加えて、同じ集団の「被害者」との連帯感を通じた場合、とむらい死は「いけにえ死」の語りとなる（ibid.: 166）。いけにえ死の語りについて、作田は「死んでいった仲間への追悼は過去に傾く態度であるが、この集団主義が未来

へ向かうと、集団やそのメンバーの将来のために、自己を犠牲にするという『いけにえ死』の論理に転換する」と分析した (ibid.: 167)。つまり、いけにえ死とは他者のために自らを犠牲にする論理である

いけにえ死は、小坂井 (2020 [2008]) が論じた、集団にとって乱れた秩序を維持・回復するためにいけにえとなる人々を裁く「自己責任論 (前近代的な責任=スケープゴート)」が反転したものとは言えないだろうか¹⁵⁸。BC 級戦犯らは自らの死を受容するために仮想的に連帯する人々の関係において自らの「贖罪死」から「いけにえ死」へと結びつけた。一方、自己責任論では逆に集団の秩序を維持・回復するためにその個人に責任を集約させていた。

作田は贖罪死もいけにえ死も、「死の原因となった行為にどんな主体的意味も認めない」という点で、個人的な責任の意識からもっとも遠い距離にある。しかしこの論理がその無常観を強めてゆくと、思いのほか『贖罪死』の心情に近づいているのに気づく。そこにはヒューマニズムと結びついた罪悪感はないが、土くれに帰ってゆく人間のむなしさを見透した仏教的な罪業の意識が滲み出てくるからである」(ibid.: 171-172) と論じている。これを反転して自己責任論に援用すれば次のように言い換えられる。いけにえ死 (=前近代的な責任=スケープゴート) は、そのいけにえとなる当事者の生きてきた経緯やその文脈に基づいた行為、そしてその最終的な行為—結果としての死といった一連の過程に対し、主体的な意味づけを省く。そのため、行為主体にとっての動機、外部からは計り知れない文脈・意識を背景化し、かえって個人的な責任を無化するようにはたらく。そうであるならば、こうした主体者の可能性を縮減・背景化するコミュニケーションの連鎖、あるいはそのような意識に至る再帰的な認識の傾向は、個人にとっても集団にとってもその実存的意味が衰退し、無常観と罪悪感が強まり、犠牲と贖罪の意識をさらに高める。

作田 (1967) の論考に対し、田村 (2018) はその哲学的な考察から仔細に戦犯の語りや犠牲儀礼、また自己論を再検討したものになっている。その観点からすると、作田の議論は、「日本文化論」的な色彩は強く出ているが、田村の論考に比べて戦犯らが陥った「状況」から文化論理を見出しているように思われる。特に、本稿が作田の論考にて着目したいのが、独特の個別主義、状況倫理、客観責任という文化論理である。やや長いが下記にそれを引用したい¹⁵⁹ (作田 1967: 175-176)。

¹⁵⁸ 作田 (1967: 179) はいけにえ死ではなく、宿命や業を受け入れる「自然死」に関し、「秩序を動かした以上は、動かしたものの犠牲が要求され、その死が反作用となって、失われた均衡が回復する」とし、その死の受容のあり方に見出せる安定感に「信仰のような支え」を見出している。

¹⁵⁹ 対内道徳と対外道徳の峻別は、田村 (2018) では「ごっこ遊び」や「演技性」として複ゲーム的・分裂的な意識の過程として再分析されている。

日本人の民族的性格に定着している共同体志向性、明治以降になって家族主義イデオロギーと癒着した仲間主義が、対内道徳と対外道徳を峻別する価値意識の厳選となっていることは、すでによく知られているとおりだ。内集団のメンバーにたいする時と外集団のメンバーにたいする時とでは、行為の内容が変り一貫性が欠けても当然だという個別主義 (particularism) が、私たちの判断の基準となっているとすれば、普遍主義的な罪の意識の自覚はいちぢるしく妨げられるだろう。このように、特定の関係による結びつきや集団所属のあり方を重んずる個別主義の価値意識は、個人を集団のメンバーシップの側面においてとらえる傾向が強いから、個人責任に立つ罪の意識を抑制する重要な因子となる。他方、この価値意識は、人間の行為の規定因子を普遍的な規範や個人の人格よりも、その人がおかれている関係や集団の中にみいだす認識方法と結びつきやすい。私たちは人間の行為が、その人の人間関係のつながりや集団所属によってひじょうに大きく左右されると考える。もちろん彼が信条している規範や彼のパーソナリティもまた、行為の規定因子として認められているけれども、それ以上に関係や集団の影響力を重く評価する。たとえば私たちはある人の行動の理由を、その人のふだんの主義主張の中にみいだすよりも、その人がどんなグループや閥に所属しているかという観点から推測する習慣をもっている。

作田 (1967: 175-176)

ここでいう個別主義は、要するに集団におけるあり方を意識する個体とその規範意識を指している。さらに、個別主義では、状況的な適切さや秩序・権力との調和の関係を意識する状況倫理と結びつき、「個別主義が集団主義に傾くとすれば、状況倫理は客観責任に傾く」(ibid.: 176)。いけにえ死をはじめとした「死の受容は純粋な集団責任の思想によって支えられ、死の原因となった行為の主観的動機についての反省はまったくないが、行為の結果については責任を負うという客観責任を肯定する」(ibid.: 177)。

つまり、集団を意識する個別主義は状況倫理を導き、その倫理観は無責任というよりも、むしろ社会集団における責任を強く意識する客観責任を導く。こうした議論を文化的な自己観とその言語文化イデオロギーとも結びつけて考えれば、日本社会でなぜ「自己責任」が時に積極的に語られてきたのか、その文化的規範の古層が見えてはこないだろうか。社会における責任を大なり小なり強く意識しているからこそ、そこから解放的な無責任が求められる。戦犯らが近代市民社会的な責任を単純には受け入れられず、異なる犠牲儀礼の語りが必要としたのも、一種の防衛本能だとも言えるだろう。

自らと他者の死を受容するとむらい死で見てとれたように、個別主義が共同体的な感情

を媒介とし、異邦人の人間の連帯へとその責任の問題を広げたのは、湾岸戦争やイラク戦争において「国際貢献」による抽象的・虚構的な連帯が求められた論理とも重なる。集団における個体を暗黙裡に意識する個別主義的な思考が自己責任論の陰で現代でも残存しているとするならば、どんなに自律的・主体的な行為であろうと社会秩序の維持・形成・回復を図る制度や政策でも個別主義の論理に絡め取られてしまうとしても不思議ではない。

本項では、犠牲儀礼に着目することで、事後的に生じる失敗を引き受ける無意識・意識と虚構的なディスコースの関係が読み解けることを示した。つまり、出来事に応じた責任論を解釈的に分析するだけでなく、そこから生じるディスコースと無意識・意識のパターンが分析できる。特に、作田（1967）が自己犠牲の事例から提示する個別主義、状況倫理、客観責任は、状況に応じた日本的な文化論理としての責任観の一端を照射していると思われる。責任を要請する声の強さは、裏返しの責任から逃げる無意識をも強く形成する。それが、本項で見てとった自己犠牲の論理であった。では、これまでの分析と考察から見出せる自己観と責任観の関係からなにがどう見出せるのか。

6.1.3 自己-責任の文化論理

最後に、日本社会における責任観の変容に関する考察の一端を仮説的に提示することを試みたい。従来、日本における文化的な責任概念として取り上げられていたのが「連帯責任」であった（Lebra 1986）。一般的に、連帯責任とは、特定の出来事に対し、それに直接的・間接的にも関与する複数人がその結果に対する責任を連帯して負うことを指す。その意味では、丸山眞男が論じた無責任の体系、作田圭一と田村均が論じた戦犯の犠牲儀礼においても生じた責任の連鎖は「連帯責任」の表れとも言えるかもしれない。

一方、本稿では日本社会における中東地域日本人質事件に関する自己責任論を中心に分析し、その理由づけには「覚悟」や「迷惑」が付随していることを論じてきた。ただ単に「自己責任」、「覚悟」、「迷惑」といった語彙を「文化規範」として示すのではなく、言語構造／使用のディスコースに投影されるパターンとそのメカニズムを分析する手立ても本稿は示してきた。たとえば、日本語のディスコースでは、自己観にせよ、責任観にせよ、場・状況に対する他者による視点の投影や同一化の傾向が確認できる。加えて、犠牲儀礼に着目することで、他者・外部から寄せられ、高まる責任の認識に対し、さらなる責任へと発散させるものと、自らへと責任を収束させる関係性が読み解けることを示した。

以上を踏まえ、本項が着目したいのが、ディスコースにつくられる日本的な「自意識」のメカニズムである。ここでいう自意識とは、日本的な「個人的自己」の位置づけを指している。従来、言語論では欧米社会と対比するように分割不可能な「個人的自己 individual」やその個人の意図性への批判から、日本の自己観は「集団」や「協調」を論じるものが多か

った。しかしながら、なぜ日本社会にてこれほどまでに「自己責任論」が繰り返されてきたのだろうか。本稿で何度も確認してきたように、確かに日本における責任には外部の他者や集団が取り込まれている。連帯責任や無責任の体系という表現にも集団的な責任の連鎖が見てとれる。だが、だからといって「個体」の無意識・意識を洞察しない理由にはならない¹⁶⁰。

そこで、本項では、連帯責任と自己責任の差異だけではなく、むしろ同質性を読み解く必要性を提示したい。連帯責任と自己責任に、共通して生じていたのが、第1章でも確認した集団内の上位者からの要請とその倫理、またはデータ分析から明らかにした他者による「自己」への視点取りであった。前者は1980年代から用いられた政治経済用語としての「自己責任の原則」などで、後者は特定の行為主体や現象に対し、その批判者による仮想的な社会的立場やそれに準じた規範の要請として表れていた。前者の集団内の上位者からの要請はイラク日本人質事件において顕著に見られ、後者の視点取りはIS日本人質事件における責任追求の理由づけ方略に顕著に見られた。これら両方の帰責ディスコースに暗黙理に共通するのが、「迷惑（をかけない）」であった。

つまり、歴史・文化的な蓄積として「迷惑（をかけない）」という認識枠組みは残存し続けており、「世間」において価値づけされている倫理観やそれに則った上位者に同一化しながら責任所在へと批判の矛先が向けられている。同時に、それに対抗する意識を持つ主体も、「迷惑（をかけるべきではないこと）」を部分的に共有しながら、自己への応答としての「覚悟」を持つことを自律的な主体像とする。こうした現象を、「連帯責任」と「自己責任」における責任観の連続性として見出したのが下記の図21である。

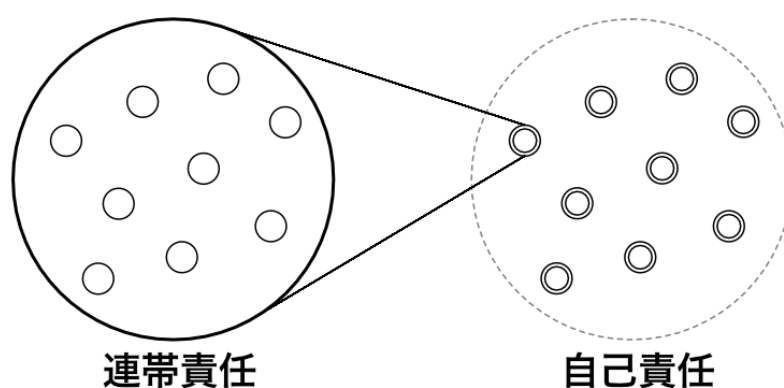


図21 連帯責任と自己責任の連続性

¹⁶⁰ 加えて、高まる責任の要請から無責任の必要性を説く荒木（2019）も、結局は日本の文化的な責任観として丸山眞男をはじめとした事例を解釈するに止まっている。

図左側の連帯責任においては、特定の集団、あるいは「ウチ」や「イエ」といった準拠集団（大円）において個々人（小円）が分有する責任観を示している。一方、図右側の自己責任においては、「迷惑（をかけない）」をはじめとした文化モデルや言語コミュニケーションに介在する認識的傾向（大円）が共有され、個々人に責任が内面化される現象を示している。つまり、井上（2007 [1997]）が論じたような世間観が「個人単位」を準拠枠組みとしながら内面化されている。

ここで再び西田の場の存在命題「XはYに於て有る（有るものは何かに於てなければならぬ）」を思い出したい。場の存在命題を論じた西田は、場と個体の交叉としてどこまでも主語にならない述語による「判断」や反省的・弁証法的な「自覚」のメカニズムを論じたものだった。つまり、場所的な「個体」は記号関係が交叉する媒介として中心的に位置づけられている。加えて、話者の心的態度を「何処までも」述語で示す傾向にある日本語話者の自己観は、同時にまた他者・社会との対人的・役割的關係から責任観とも関係していた。ここから、絶えず「自己における責任がある」ことの認識が生成・再生産されるメカニズムが見出せる。行為の結果として「責任をとる」ことよりも、「責任がある」という認識が強化されるメカニズムはここにある。同時に、社会の処罰や秩序回復のために「望まないことを受け入れる」という犠牲儀礼の事例で見られたように、社会との分裂を個人は引き受ける。責任が強く認識されるからこそ、「自己責任」と「覚悟」が同義語として用いられる傾向にあったのではないだろうか。

6.2 自己責任ディスコースの生成・再生産メカニズム

本研究は、日本社会にて自己責任ディスコースが生成・再生産されてきた力学を明らかにすることを目的としてきた。これまでの議論を踏まえつつ、社会学的観点と人類学的観点から自己責任ディスコースを再分析し、議論を総括する。

6.2.1 社会学的分析

まず、1.2節で論じた自己責任と自業自得の論理を行為－因果モデルとして論点を整理する。行為－因果モデルとは、「行為者が自由な主体であるときにのみ責任は成立するのであり、このとき主体は、みずからの行為の結果を引き受けねばならない」（中森 2017: 234）という責任原理を指す。行為や出来事の影響がある人の自由な主体的な行為によるものとみなされた場合、その出来事に対する応答として罰、補償、釈明が求められるのが行為－因果モデルである。また、その帰属された責任を果たさないことは無責任とみなされる（ibid.: 234）。

加えて、政策や法制度に応じて責任の枠組みがつくられるため、行為－因果モデルの発

想は近代市民社会における道徳や秩序の原理としても用いられている。たとえば、近代市民社会における私法の基本原則として私的自治という概念がある。私的自治とは、政府や権力による介入ではなく、私的な領域における人間関係や活動は自由な人々の意思によって制約されるべきとする原則を指す（内藤 2009: 161）。私的自治の原則における前提的な条件には、責任を担うことができる「人格の能力」が想定される。人格の能力とは、重度の知的障害や幼児、あるいは人間以外の動物などには行為とその結果の責任が問われず、逆に行為者に自由な選択が可能な十分な状況や判断能力があるとみなされれば責任が求められることを指す（ibid.: 162）。要するに、社会的な人間として生活する上で、個々の状況認識や判断ができる有責な人間であることが私的自治における人格の能力を持つ、というわけだ。こうして有責な人間として発揮する言語的な能力や社会契約的なルールによりつくられた「自由」によって人々に責任を帰属し、近代社会秩序は安定性を確保している。その意味において、「自由で有責な人格を前提する近代市民社会の秩序は排他的」であり、人格の能力を持たないとみなされる一部の行為者は、社会にとってのサンクション（制裁・承認）とみなされる（ibid.: 163）。近代市民社会の秩序は責任のために自由を人々に保障し、十分な理性的判断を発揮しない逸脱的な弱者には排他的である。

一方、本稿が分析してきた 1980 年代から 1990 年代の自己責任ディスコースは、主には経済・金融ジャンルで用いられてきたものであり、その念頭にはあったのは従来の保護的制度から規制緩和を施し、そのリスク管理を求めるものであった。繰り返すように、保守派は統治の観点から自己責任を求め、リベラル派は自由と自己責任を享受する傾向にあった。こうした自己責任ディスコースの布置を考えるためには、リスク社会と個人化論の観点も必要だろう。これら社会変容と並行して生じた大きな変化は、特に 1995 年以降の情報ネットワーク媒体／技術の発展と普及であった。ここで最後に情報社会論的観点から人々が生きる経験的世界の文脈とその変容から自己責任ディスコースについて考えたい。

情報化の質的様態を考察する岡野（2016）は、情報をめぐる社会状況は、市場を介した欲望の創出とそのサービス・情報を享受することによる個々の充足を指す「情報の消費化」と、個々人がネットワークの単位となっている「情報の個人化」が重層的に生じていることを論じる。近代社会における主要な社会秩序として価値づけられるリベラリズム制度には権利としての「個人責任」による「自由」が重視されているが、前者の情報の消費化は資本主義の論理、後者の情報の個人化はリベラリズムの論理と結びつく。さらに、情報の消費化・個人化の帰結は「個人」が多様なシステムに部分的に属し、「多元的自己」として振る舞うことで、リスク社会論を提起したベックのいう「制度化された個人主義」と結びつく。社会システムの分化によって「一人の人間が、同時に多様な分化したサブシステムに参加する」

(ibid.: 48) ことになる「ネットワークの分化」は、インターネット上で展開されるブログや SNS で様々なアカウントに応じて自己を演じ分ける分裂的現象を引き起こし、その多元的自己を引き受けるのもまた個人となる。これが暗黙理に自己責任が重視される背景の一端だとすれば、市場原理は近代社会における一つのサブシステムにしかすぎない。個人化が自由競争原理主義的なネオリベラルな主体へと単純に結びつくわけではないことがこうして整理できる。

岡野(2016: 49)はさらに一步踏み込んで現代社会の分化したサブシステムへの参加が「個人個人が閉鎖的な集団から独立することが、サブシステムの成立条件とならざるをえない」ため、「個人は身近な人びととの無限定的な役割関係から離脱して、抽象的な制度・多元的な役割の中へと入っていかねばならない」と論じる。しかし、こうした説明だけでは他者に積極的な要求や批判を行うクレーミング行為、あるいは犠牲儀礼としての自己責任論を捉えきれない。

この論点に関し、個人化やその社会不安が進む日本社会において、失踪現象とその当事者間で生じる抵抗感の所以を「親密なる者の責任」として社会学的に分析する中森(2017)の論を取り上げたい。その中森の論から見出されたのは、親密なる者の中で作られる現代社会の二つの責任論理は相反して自己責任論を再生産・強化してしまうというものである。

中森が論じる親密なる者の責任とは、失踪に対する責任の行為-因果モデルと傷つきやすさを避けるモデルが複合して生じる責任を指す。前者の行為-因果モデルは個人の自由意志による行為-因果に基づいた責任観を指し、後者の傷つきやすさを避けるモデルは行為-因果モデルを乗り越える責任観として他者が傷つきやすい状況に置かれている際にそれを保護する責任観を指す。前者の行為-因果モデルの責任観は、近代社会秩序のリベラリズム制度と関連し、行為の帰結を個人へと帰責する代わりに自由を担保するものである。一方、後者の傷つけやすさを避けるモデルの責任観は、特定の個人に行為の帰結に対する責任を要請・契約するのではなく、ある出来事の責任を果たすことができる者が責任を果たすと考えられるものである (Goodin 1985)。したがって、この傷つきやすさを避けるモデルは人質事件においては国家や行政府による人質救出活動や親が子に対する保護責任を抽象化した責任観だと言える。この発想はあくまで帰結主義的に結果を導く責任観であるため、それを果たすことができる複数の者に分有可能だとされる (ibid.: 243)。

中森は社会調査データを参照しながら、現代社会は上述の二つの責任モデルが合わさった親密なる者への責任が高まり、その背景として流動性が高まった社会的状況では従来の人々の選択基準が不安定化し、同じ状況下を共有する親密な他者との承認関係を築く傾向にあることを論じる (ibid.: 260-262)。一見、これは自己責任論の高まりと相反する。だが、

二つの責任モデルの問題からそれらが組み合わさることで相反する責任の論理が説明される。

まず、責任の行為－因果モデルが促す自己決定や責任の所在を明確化にするべきという志向は、「自己決定論が期待していたような責任を積極的に引き受ける個人ではなく、逆に『それはあなたの責任だ』と言い続ける個人を生み出してしまう」(ibid.: 279)。一方、責任の傷つきやすさを避けるモデルの問題とは、その傷つく者を避けることができる者がその責任を果たすことができる具体的な条件を考慮していない点にある。中森はその問題に対し、「他者が私の行為によって傷つきうる可能性に晒されたとき、偶然にも私に降りかかってくる責任を、私が積極的に担うことは果たして可能なのか」、それは犠牲という負担を受け入れて「仕方なく担われる」としたら、「結局のところ、新たな『帰責ゲーム』が生じてしまう可能性がある」と指摘する (ibid.: 284)。このことから、自己責任論の流行をもたらす社会的背景と二つの責任モデルが相まって「親密圏の過負荷」をもたらしているという (ibid.: 286)。

中森 (2017) の議論を踏まえると、個人化が進む社会状況・制度的条件と個々人の対人関係の親密さと責任観が循環的な関係にあり、それが社会不安・親密な承認関係・帰責ゲームとしての儀礼的・集団的な責任が生じるメカニズムを稼働させている一端であることがわかる。そのような責任倫理の実践・条件の循環性を中森は、「私たちは、責任の倫理の要請から、配慮と応答をし合うことで『親密な関係』を維持するのであるが、『親密な関係』を維持することは責任の実践のための条件でもあるのだ」と述べる (ibid.: 254、強調は原文ママ)。親密なる者の責任と自己責任論の相互関係は、6.1 節で日本の自己観と責任観として分析・考察した文化的な習慣と規範が、社会学的なメカニズムとも相乗作用を及ぼしているものと理解できる。

1990 年代以降、整備された情報メディア環境もまた個人化を進めると同時に、その背後にある近代社会秩序は「責任を押しつける」個人を可視化した。だが、問題なのは「責任」に「自己」がつく自己責任論は、リスク管理を要請する保守系と、自由を享受するリベラル系の相違に見られたように、批判者と当事者にすれ違いをもたらす。しかし、人質事件のように失敗が起きた事後においては、弱い立場にある当事者へとあたかも「すべての」責任が寄せられているかのように感じられる。不気味なのは、このキメラ的な性質や、複雑な歴史・社会文化的な文脈が、自己責任という至極単純な概念に込められ、たかが個人にその責任を駆り立てるものとして機能している点だろう¹⁶¹。政治的議論に頻出する記号資源化し

¹⁶¹ 社会学者の北田暁大による『責任と正義 リベラリズムの居場所』(2003 年)は責任のパラドキシカルな関係を論じている。北田は、行為の記述・観察から事後的に導かれるものとして責任を捉え、聞き手に

た「自己責任」はそのイデオロギーを纏いながら日本社会で繰り返し言及され、個々人から社会文化集団の経験世界を生成・変容させてきたと考えられる。

6.2.2 人類学的分析

本項では、二つの中東地域日本人質事件における自己責任論の理由づけに用いられてきた「迷惑」に着目し、その人類学的分析を掘り下げたい。迷惑は、三省堂の『大辞林』には「①人のしたことで不快になったり困ったりする・こと（さま）。②どうしてよいか迷うこと。③困ること〔②が原義〕」であり、現代的な意味かつ本研究で語られてきた「迷惑」はこの①「不快」の意味であった。この迷惑という語はもともと中国経由で仏教用語として日本で用いられるようになった漢語で、その意味は②「(道理に) 迷うこと」である(横川 1997: 53)。現代中国語でもその中心的な意味は「迷う、惑う」で、また韓国語で現代日本語における迷惑と対応するのは「弊」であるという¹⁶²。

仏教用語の原義では「(道理に) 迷うこと」であった迷惑は、現代で意味する「不快」や「申し訳ない」とは意味の違いが大きいことに着目し、その通時的変遷を追ったのが横川である。横川(1997: 56)によると、『風土記』や『日本書紀』など中古から中世への主要な文学作品にはこの語の用例は見出せず、奈良時代末期に成立した『万葉集』には一例、また鎌倉時代に成立した『平家物語』などの軍記物語では「とまどう・どうしてよいかわからない」という困惑を意味する用語として迷惑が用いられていた。こうした意味拡張がなされた事例が多いのが、中世後期において当時の口語を特に反映していた1600年前後のキリシタン資料で、そこでは困惑よりも程度が甚だしい「難儀・大変なこと・つらいこと」といった苦痛や苦悩の意味への拡張が見出された(ibid.: 57-59)。同じく、室町時代の口語を反映している狂言にも迷惑の用例は多く、そこでは会話にて出される要求に対する応答として「それはめいわくじゃ」と用いられるなど、現代の意味にも通じる相手の行為を「おもしろくな

よる帰責ゲームによって事後的に無限に生じえる責任のインフレとその収束方法などが社会的に考察されている。この議論では、責任をめぐる行為・規範・倫理の社会的条件がルーマン的なコミュニケーション論が暗黙理の基盤に据えられて考察されている。その様相は、「AではなくBのようだ/しかしAではないからといってBというわけではない/けれどもとりあえずBということにして考えてみる/だがBがすべてとはいえない……」(ibid.: 290)といったように展開される。北田(2003: 290)によると、その社会的な「戸惑い」こそが責任をめぐる固有の問題として示唆されている。この循環的な論法は北田の論旨がメタ意味論を中心とするルーマンのシステム論的なコミュニケーション観に根ざしている点にある。確かに、北田の議論は、責任帰属や倫理をめぐるパラドキシカルな関係を捉えるものではあるが、メタ語用論を基調とする言語人類学で分析する比較文化性は考慮に入れられていない。つまり、西洋社会を模倣して展開された日本の近代社会のズレ・ネジレといった相対性は考察の中心から捨象され、むしろ西洋的な近代社会に対する反省から生じた社会的発想を投影した無意識・意識が北田の論法には見てとれる。

¹⁶² 横川(1997: 63)は韓国からの留学生に伺い、『日韓熟語対照辞典』(1993)からその意味を確認している。

い・不愉快だ」とする意味、さらに相手への謝罪の心情を伝える「申し訳ない」という意味も見出させるという (ibid: 61)。

同じく、迷惑の意味変化、特に室町時代の狂言と近松世話浄瑠璃と二葉亭四迷・夏目漱石の近代日本文学作品の迷惑用例を分析した近藤・邢 (2008, 2011) があるが、この論文に対しては横川 (1997) を見落として執筆されたものだったと、追補として近藤 (2014) が公刊されている。近藤の論文は、現代的意味に通じる迷惑の通史を横川と同じく読み解いたものである (岩本 2021: 30)。近藤論文の特徴は、通史の分析にあたって迷惑の意味類型が整理されている点である。たとえば、被害者に原因がある場合には「迷惑」は使えず、「ご迷惑をおかけしますが」といったヘッジ表現には発話者側が危害を加えるつもりがなかったという非意図性を伝える意味、また被害者から「迷惑だ／した」と述べた場合は被害の不当性を訴える意味があることを指摘している (ibid.: 148)。

近藤論文が見出した二葉亭四迷の文学作品 (特に『浮雲』) には困惑を意味する古い迷惑の意味が用いられている一方で、夏目漱石ではほとんどが現代的用法としての迷惑が用いられており、漱石が用いた古い意味での迷惑の最後の使用は 1906 年の「迷惑の人と伍せんとするものは此門をくぐれ」(「倫敦塔」『漱石全集』第二巻六 (1993-1996 年、岩波書店)) と文語調で用いられていた例であった。

こうした語彙史を手掛かりに「迷惑」が近代日本社会で用いられた過程を追跡し、公衆マナーとしての迷惑言及が成立した経緯を分析したのが民俗学者の岩本通弥である。岩本 (2021: 30) によると、修身・礼法の作法の教科書類からその形成過程を追うと、獅虫寛慈『修身稚話——知育徳育後編』(1892 年) という修身書に掲載される「黒いぬの迷惑」には悪友の行動が原因で黒という犬が殺されてしまったたとえ話では単に「巻き添えを食うこと」、「被害を受けること」という意味で迷惑が使われていた¹⁶³。一方、後の『尋常小学校修身書第 2 学年用』(1904 年) には、娘が庭のゴミを道路に掃く様子を「世間の人迷惑をかけぬ」ように父が娘を諭す話が掲載されており、ここでは近所の顔見知りという私的なレベルであった「世間」が、1911 年に文部省制定の「師範学校中学校小学校作法教授要綱——文部省調査」には、「街路の人に危険又迷惑を及さざるやうに十分注意を拂うべし」と公共空間の振る舞いを統制することばとして用いられるようになった (ibid.: 30-31)。以降、半官半民の団体として設立された生活改善同盟会の会則や規約には「訪問・紹介・依頼等ハ迷惑トナル行為ヲ慎ムコト」として、公衆モラルとしての「迷惑」が公文書等に頻繁に出現する

¹⁶³ この迷惑の現代的用法への変遷は東大新聞オンライン「身近な言葉の歴史を考える 「迷惑」と「文化」に潜む政治性」(2019 年 2 月 21 日公開)

https://www.todaishimbun.org/words_political_nature20190218/ 【2023 年 10 月 1 日確認】にも掲載されている。

ようになったという (ibid.: 31)。

第一次世界大戦後の 1920 年は、日本の産業構造の変化に伴い、日本政府は life を翻訳した「生活」の概念をもとに、家計などを計量的に調査し、統制しようとした時期である。日本の近代初期の社会変容に伴い生じたのが「生活改善運動」であり、そのシンボルのひとつとなったのが公共空間において他人に「迷惑をかけてはならない」という規範だった¹⁶⁴。したがって、日本社会の近代化に伴って行政府から国民に用いられたのが「迷惑」であり、またグローバル化に伴って用いられたのが「自己責任」であったと整理できる。「自己責任」も「迷惑」も日本社会の変容に伴いその統制を求める裏表の記号だったことがわかる。

では、日本のポスト／モダンな社会変容の過程で用いられた「迷惑」と「自己責任」が入り混じった自己責任論はどのように裏表の関係を作り出していたのだろうか。ここでもう一度、思い出していただきたいのが、イラク日本人質事件にて人質となった今井紀明氏が帰国後の記者会見で語った「自己責任論、自業自得と言われているが、僕自身は信念を持ってやっている。そうやって言われるのはとても心外です」という発言である。自己責任≡迷惑だとバッシングを受けた今井氏は自己責任≡信念を持って活動をしたという。今井氏が語る「心外」はこのズレから発せられたものだとも言えるだろう。では、どのようにして自己責任と迷惑はズレて論じられていたのだろうか。二つのことばは主観と客観の二重の命令が組み合わさった批判に用いられていた点に着目して再分析を試みたい。その関係を示したのが下記の表 13 である。

表 13 迷惑と自己責任を用いた二重命令

	迷惑	自己責任
主観的	わたし／他人を不快にするな	権利／自由がある→自律／覚悟しろ
客観的	規則／秩序を守れ	リスクをとれ／管理しろ

「迷惑をかけるな」には、主観的には「わたしたちを不快にするな」、客観的には「規則を破るな」という二重の命令が指標されており、この厄介な規範性は欧米由来の「権利」には見られない (東 2022 [2017])。一方では権利を主張する人々がおり、他方では権利だろうと迷惑だからやめろという人々がいること、こうした構図は日本の公共的な議論でしばしば見られる (ibid.: 27)。

¹⁶⁴ この議論は上述の注 163 の記事に掲載されたものを援用している。

迷惑と権利が混同すること自体も厄介だが、迷惑を理由に行為者・被害者を批判する自己責任論もまたより厄介でわかりにくい二重の命令となって現れている。主観的な意味としては、当事者からは「権利／自由がある」と自己責任が意味される一方で、批判者からはその権利・自由があるからこそ「(失敗しないように) 自律しろ／(自分だけの責任と) 覚悟しろ」という命令が寄せられる。特に、この懲罰的な責任として自己責任と覚悟がラディカルに行き着く先が、IS 日本人質事件において見られた「自決」であった。加えて、自己責任を用いた命令、あるいは要請は、危機的な状況を予測した上で「リスクをとれ／管理しろ」という客観的・社会制度的な命令にもなる。

実際のところ、こうした意味は厳密に区別されるわけではなく、発話者・解釈者自身も知らぬ内に多層的な意味を込めて「迷惑をかけるな」と「自己責任だ」と指示しているだろう。しかしながら、さまざまなコミュニケーション参加者が入り乱れる公的な議論において迷惑、権利、自己責任が表出する自体にはこうした厄介な構図が繰り返されてきたことを鑑み、その実態を照らすものとして表 13 を考えていただきたい。

この「迷惑」を用いた二重の命令を見出した東は、迷惑と権利が混同する問題は「迷惑の話と権利の話とを切り分けることでしか解決できない。権利の主張はときに他人の不快につながる。しかしそれでいいし、権利とはそもそもそういうものだと理解するべき」であり、「それが権利の本質ではないだろうか」と論じている (ibid.: 27)。本稿が考察してきた自己責任が肯定と否定の両義性を持ち合わせていたのは、この混同と切り分けの難しさに所以していたと概括できるかもしれない。

6.2.3 総括

以上、自己責任ディスコースに関わる日本の文化的な自己観と責任観の関係性を考察した。本章の最後に、これらが自己責任ディスコースとして顕現する関係からその言説的な布置を炙り出してみたい。ここで再び取り上げたいのが、1.1 節で論じた西洋文化圏と漢字文化圏の責任の概念比較である。西洋文化圏では水平的・契約的な関係にあった responsibility が、漢字文化圏では垂直的・義務的な責任であったことを示したのが図 1 であったが、その図をもとに、3.4 節で論じた自由と統治の論理として機能する自己責任論を示したのが図 13 であった。

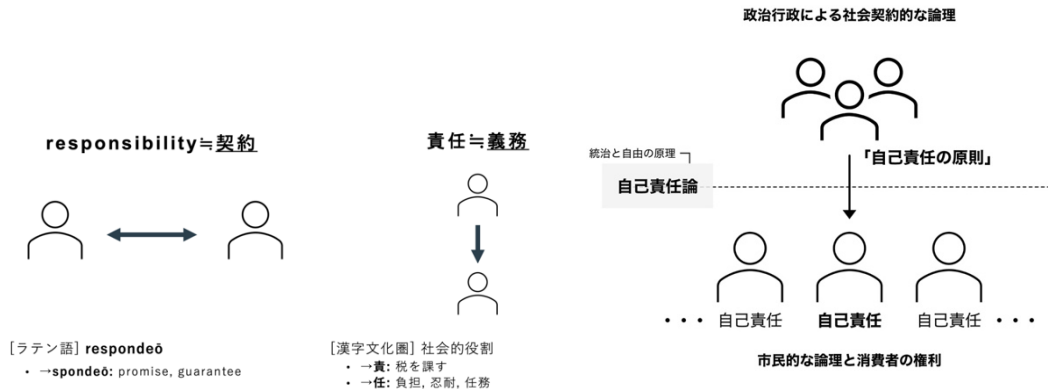


図1 西洋文化圏における responsibility と漢字文化圏における責任の相違 (14 頁から再掲載)

図13 統治と自由の論理として機能する自己責任論 (72 頁から再掲載)

図13では、図1の西洋文化圏における水平的な関係 (responsibility) が下部で、漢字文化圏における従属的な関係 (義務・役割) が上部に示されている。第3章で行なった全国新聞五紙を中心とした「自己責任」の言説史の分析では、バブル経済崩壊以降など社会変容の過程で不確実さに適応するために政治行政は国民に社会契約的な「自己責任の原則」を要請し、主体的な市民や消費者は自らの権利に基づいて自由を享受したことを論じた。

日本社会における自己責任ディスコースの言説史、ならびに二つの中東地域日本人入国事件から、グローバル社会における日本の国際貢献という構図から見出される視点推移の対照性、また日米のネジレた関係が戦後民主主義の問題を引き継ぐ形で自己責任論が展開されていた。

こうした文脈のなか、自己責任論の入れ子関係を文化論理として示し、かつその中心に投影されていた記号イデオロギーのフラクタルな再帰性 (Gal & Irvine 2019) を図示したのが下記の図22である。この図は、人質事件における自己責任論の分析と考察をもとに、行為者 (個人) が事後的に批判者 (他者) からその自己責任を問われる事例を中心に作図したものである。

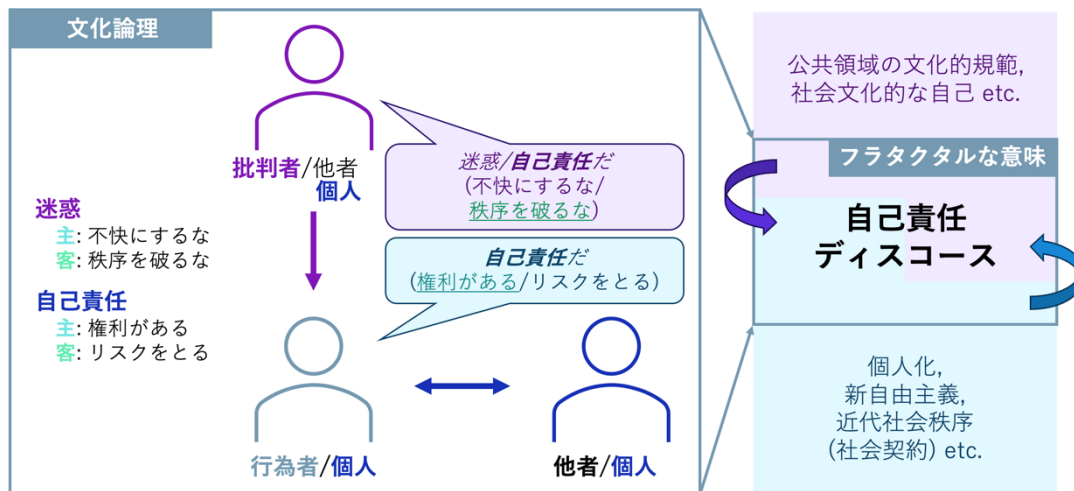


図 22 自己責任と迷惑による文化論理

まず、左側の文化論理の図にて示した人物像は、共通して現代社会を生きる「個人」である。自己責任のディスコースにおいて、たとえば、一方では行為者は自身が自由に行為する「権利」を主張し、他方では批判者が「迷惑をかけるな」と要請する。ここで両者の主張に共通するのが「自己責任」であった。一方で個人の自由と権利を重視するリベラル派においては、他者に十分な自由を与えるよう政治的に主張する。これを示したのが下部の水平的な関係である¹⁶⁵。

本稿では自己責任ディスコースの言説史と二つの中東地域日本人人質事件を主な事例とした関係上、積極的には語らなかったものの市場原理を第一に競争を推進する新自由主義的な「自己責任論」もまた日本社会では展開されてきた。一方、新自由主義的な自己責任論もまた単純に「市場原理」だけを重視しているというよりも、自己啓発の言説に典型的に見られる個人に対する能率性を重視する発想とも関係する (cf. 牧野 2012)。特に、2010年代に SNS 上で生じる自己責任論は新自由主義や裏返しの新保守主義、またフォーコーが論じた

¹⁶⁵ 図 22 も、図 1 で示した西洋文化圏と漢字文化圏の対照性を念頭に作図したものである。図 1 にせよ、図 22 にせよ、垂直と水平で示した関係はあくまで当該文化圏や事例で主導的に浮かび上がったものを強調しているにすぎない。たとえば、西洋文化圏でも個人を基点に対等な水平的関係が responsibility の意味として強調しているが、その背後にはまた個人と絶対的な神との応答関係が前提としてある。その意味では、絶対的な神が「有る」こと存在が西洋文化圏の暗黙理の前提として見出せる。「有る」ことの哲学は、プラトンのイデア論にも遡って捉えることもできるだろう。一方、西田の場の存在命題にせよ、丸山の無責任論にせよ、日本ではむしろ「有」に対比して「無」が導き出されている。つまり、一種の逆説の論理として「無」が機能しており、西洋社会の知見・制度を輸入した日本社会のネジレの抽象性と入れ子関係はここからも見出せる。

自己の技法といえる自己啓発や能力主義の言説も関わってきた¹⁶⁶。新自由主義と関連する自己責任論が弱者に向けられることが懲罰的に響く要因は、変容する社会に対応する「個人」の力能への焦点化にもある。したがって、語られやすい自己責任ディスコースが新自由主義と関連してきたことは政治と社会の複数の流行とも重なったためである。しかしながら、だからこそ日本の文化規範である「迷惑」とも関わる自己責任論のメカニズムへの着目はなされてこなかった。幾重にも重なる自己責任をめぐる主張・解釈が錯綜した結果、自己責任は日本社会において政治的にシンボリックな記号となっていった。

錯綜する状況を確認した上で、図 22 における右側の図を見ていただきたい。上部は自己責任／迷惑ディスコースと関連する公共領域の規範や文化的な自己観、下部は自己責任／権利ディスコースと関連する個人化や近代社会的なリベラリズム制度を示している。こうした社会文化的な文脈が自己責任ディスコースに重なる様子をフラクタルな意味として示したのが右図である。

自己責任はさまざまな社会問題や政治的議論に頻出するトピックであった。特にイラクの人質事件以降、リーマンショックを契機とした世界的な経済不安や年金・フリーター・派遣・社会福祉などが社会問題化し、自己責任の問題はそれと関連する新自由主義と絡めて批判的に論じられる傾向が強くなった。こうした状況と並行していたのは、1980年代から1990年代に論じられる表象の危機やポストコロニアル論といった権力論、2000年代の社会批評、2010年代のSNS社会におけるアイデンティティ・ポリティクスや右左に限らないポピュリズムの勃興であり、これら潮流のなかで背景化してきたのが地域研究やその文化論的な論点でもあった。

¹⁶⁶ 関連する事例として、青山（2019）では田端宗一郎氏による「過労死は自己責任」という発言を分析した。たとえば、田端氏は「現行法でも一方的な残業強制は違法なのに高プロを『残業させ放題』とか言ってる人って？何百時間の残業で過労死した人も鎖で繋がれ鞭打ち強制労働でもなけりゃ、例の日大アメフト危険タックル選手と同じ程度には本人の自己責任もあるのでは？。>残業は強制できるのか？
kakekomu.com/media/10126/」〈<https://twitter.com/tababata/status/1002796215010906113>〉や、「過労死には本人の責任もある。なぜならば物理的な拘束はなく、使用者側に殺意もないから。使用者の過失責任はあるかもしれないが、本人の責任もゼロではないというのが私の見解です。36 協定もない一方的な残業強制が違法ということは同意 OK ですよね？だとしたら組合や従業員代表の責任もゼロではない」〈<https://twitter.com/tababata/status/1002909504340520961>〉などと発言している。

最後に本章のまとめとして、図 23 をもって、自己責任ディスコースが日本社会で生成・再生産されてきた仕組みを説明してみたい。

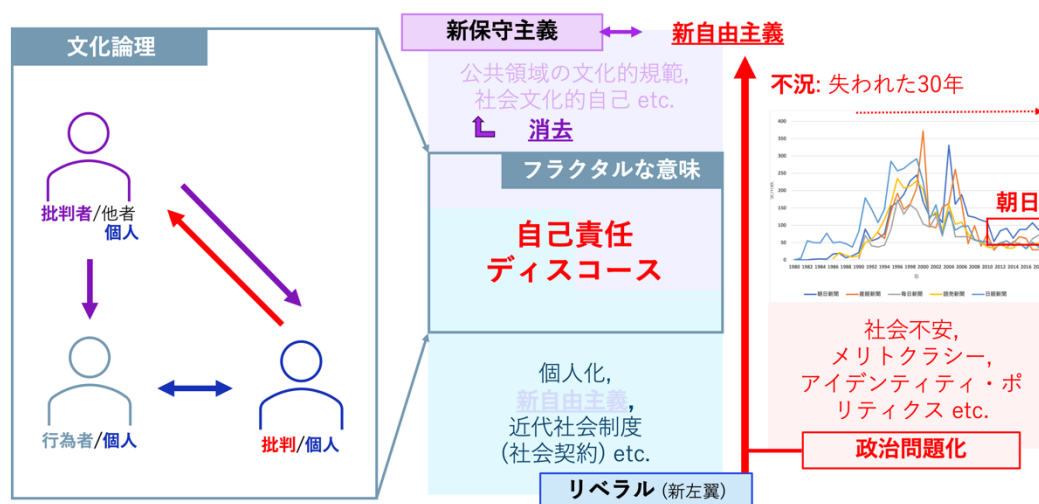


図 23 自己責任ディスコースの生成・再生産メカニズム

自己責任ディスコースには、プレモダンとポスト／モダンの状況・条件が交叉し、そこに介在する重層的・再帰的な記号イデオロギーによって生成・再生産されてきた【図 23】。ここでいう記号イデオロギーのひとつが、自己責任と不平等な社会構造とも関連づけられる新自由主義である。個々人のキャリア形成から突発的に生じる犯罪・災害などの被害まで、リスク管理を求める言説として機能してきた自己責任は、能力や業績に基づいて社会的・経済的な地位を向上させるメリトクラシーとも関わる (cf. 中村 2018)。加えて、日本では東日本大震災震災以降に権力を再び握る新保守主義≒新自由主義的な自民党政権に対し、右左の陣営に関係なく、SNS を媒介にして「失われた 30 年」と呼ばれる状況に対する政治問題化が加速した¹⁶⁷。これらを踏まえて図 23 で注目したいのが、2010 年代にて使用数が各紙で減少したなかでも使用数が上昇傾向にあるのが「朝日新聞」だという点である。つまり、これは「自己責任」がリベラル系の陣営から主に政権批判を展開するクリシェとなっていることを象徴的に示していると思われる¹⁶⁸。

¹⁶⁷ こうした潮流は、SNS で展開されるアテンションエコノミー、アイデンティティ・ポリティクスなども軌を一にする。

¹⁶⁸ リベラル派から「自己責任」が言及されるのは、単純に政権批判だけではなく、2020 年以降のコロナ禍でも行政府から提示された「自助」に対する批判、ほかにもケアに関する議論でも言及される。関連する記事は下記などが挙げられる。

朝日新聞朝刊「(声)「自己責任」で終わらせないで」(2022 年 11 月 11 日)、朝日新聞朝刊「(寄稿) ケアを真ん中に 映像作家・中村佑子」(2024 年 01 月 11 日)

こうした状況のなかで、特に「自己責任」に関する議論から語りにくく、消去される傾向にあったのが「文化的規範としての自己-責任の連環」である¹⁶⁹。本稿が行なった研究は、通時的・共時的な視座を用いながらディスコース分析を実施することで、「自己責任」という文字記号の軌跡に焦点を当て、日本社会の自己責任ディスコースが生成・再生産される系譜を見出そうとしたものだと言える。

以上を踏まえ、本研究が掲げた日本社会で自己責任ディスコースがなぜ・どのようにして繰り返してきたのかという問いについて結論を提示したい。第一に、自己責任ディスコースには捉えにくい日本の文化論理が関わっていた。特に、2004年のイラク日本人人質事件における自己責任論に象徴的に見てとれたように、この自己責任ディスコースの記号イデオロギーは日本の保守派とリベラル派の対立として顕現しつつも、両者の自己責任をめぐる意味づけのズレ・ネジレとして文化論理の痕跡が読み解けた。加えて、日本の社会変容に伴う個人化や新自由主義型の社会制度の構築に伴い、保守派が新自由主義≒新保守主義的な政策を推進する一方で、リベラル派には懲罰的かつ社会構造的な不平等を軽視する自己責任論が認識されやすい傾向にあったと言えるだろう。それゆえ、「失われた30年」と並行して再帰的に日本社会で流布した自己責任ディスコースは、「個人」の普遍的な権利を重視し、「伝統」を批判するリベラル派の朝日新聞において2010年代後半以降も突出して言及されている。

さらに本研究が言語人類学的な観点から遂行した分析は、まさにその伝統と個人、あるいは社会と個人の子関係やその相克が再帰的な自己責任ディスコースの生成・再生産・流布に関与していた点を見出したものであった。加えて、情報社会化した環境では、個人が立脚するというよりも、有象無象の大衆が不可避に言論形成に関与する(6.2.1項を参照)。まさにその大衆が迫り出し、自己責任論を社会的に広めたのが二つの中東地域日本人人質事件であった。特に2015年のIS日本人人質事件の自己責任論の事例に取り上げたブログ記事とそのコメントは、その量的に批判・誹謗中傷がエスカレートする実態をインターネット上において部分的にとはいえ可視化したものだと言えるだろう。

こうした第3章から第5章の分析を踏まえた上で、本章が自己観と責任観が交叉する文

¹⁶⁹ 本稿では、日本社会で自己責任ディスコースがなぜ・どのようにして生成・再生産されてきたのかを問うにあたり、その歴史的な系譜や象徴的な出来事としての中東地域日本人人質事件を扱った。当然ながら、その意味では自己責任に関する議論を包括しているわけではない。たとえば、批評家の錦野恵太は「コスパ」といった流行りの背景には自己責任論の衰退があると指摘している。こうした議論も本研究が等閑視するわけではないものの、記事で言及されるのも論者の関心に応じた「自己責任」に対する批判的な解釈である。本稿が問題提起するのは、こうした解釈に回収しきれない日本の歴史・社会文化的条件であり、その点に関してはこれまでの議論では明確に論じられてこなかった。錦野による記事は下記を参照。

朝日新聞朝刊「陰る「自己責任論」、希望と危惧—— 文筆家・綿野恵太さん」(2024年02月25日)

化論理を考察したように、伝統的な文化規範は高度に情報技術／環境が発達した現代社会でも形を変え、再生産される傾向がある。本研究の自己責任ディスコースの言語人類学的な観察から、日本社会の言論状況と、ポストモダン社会における日本人の文化的傾向の痕跡を見出した。とりわけ、本稿が犠牲儀礼の論理などから分析した日本の文化論理によってつくられる「個人」とその「責任」、つまり世間など社会関係のなかで培う特有の個人的な意識・無意識が日本の言語文化イデオロギーにある可能性を本研究は指摘した。以上を踏まえると、日本社会の自己責任ディスコースの再生産メカニズムを相対化し、これらとは異なった「自己責任論」を見出すためには、伝統や社会をおざなりにせず、かといって個人にも拘泥しない、複雑に入り乱れる現実と虚構と向き合う粘り強い思考が必要である。終章では本研究の議論をまとめ、最後にオルタナティブな「自己責任」を語り直す可能性について考えてみたい。

終章 「自己責任」はどう語り直せるか

本稿では、自己責任ディスコースが日本社会で生成・再生産されるメカニズムを分析・考察してきた。具体的には、序章では、第一に日本社会で自己責任論はなぜ・どのようにして繰り返されてきたのか、第二に自己責任論の分析から日本の自己と責任の文化モデルを分析的に抽出することに問いとその目標を焦点化することを示した。

第1章では、「自己責任」に関する西洋文化圏と漢字文化圏の対照的な関係を指摘し、特に日本社会では自業自得とも解釈・主張される懲罰的な自己責任論の事例を整理した。「自己責任」という文字記号に着目すると、複数の意味解釈・主張が投影される過程が見出せる。そこで、記号的な言語コミュニケーション実践に着目する言語人類学の観点から自己責任ディスコースを分析した。第2章では、言語人類学の研究アプローチや関連する思想哲学を整理し、メタ語用論的な観点から欧米文化圏の語用論やメディア研究のイデオロギーを論じた。簡単にまとめれば、これまでのディスコース研究では「差異」を基調として議論が展開されている。しかしながら、本稿では自己責任ディスコースに投影される「差異」と「類似」の表裏の関係に着目する必要があることを示した。

第3章では、全国新聞五紙を手がかりに日本社会で自己責任ディスコースが語られてきた歴史を記述的に分析した。特に着目したのが、語りやすい言説と語りにくい言説の相違である。これまでは、自己責任論は新自由主義イデオロギーの一環としてリベラル派から批判的に論じられることが多かった。一方、自己責任の言説史を追跡すると、むしろリベラル派もまた個人の自由を尊重する自己責任を肯定的に語り、また保守派は社会変容に対応する統治の論理として自己責任が積極的に語られていた。さらにこうしたなかで、「迷惑」という用語が「自己責任」とともに使われるようになったことが確認された。

第4章では、自己責任論を日本社会に広めるきっかけとなった2004年のイラク日本人質事件の事例分析を行った。人質3名とその家族に対し、世間を騒がせたことに対し「迷惑」をかけているという論調が自己責任論の理由づけに用いられていた。国家主義的な保守派にせよ、市民性を重視するリベラル派にせよ、人質らの「迷惑」に関しては否定しがたい規範として共有されていたものだった。

第5章では、2015年のIS日本人質事件でもインターネット上に表出した自己責任論と迷惑の主張を手がかりに、文化的規範がどのように投影されているかを分析した。分析によると、外部の国家・家族・職業といった対人関係・役割規範に基づいた自己責任論が人質に寄せられていた。つまり、自律的個人を基調にすると解釈される自己責任論は、日本社会においては外部の他者の視点を経由しながら論じられる傾向があることを見出した。

第6章では、自己責任論に関連しつつも積極的に分析されてこなかった日本の文化規範に着目し、自己観と責任観の相互的な関係性の分析と考察を掘り下げた。特に着目したのが、欧米的な個人観を「自己が責任をとる」としたら、日本的な個人観は「自己における責任がある」という場・基体を経由している点である。言語人類学的な談話研究では、メタ語用論的な分析によって単なる解釈ではなく、相互行為上のパターンが生じるメカニズムを自己観として論じてきた傾向にある。一方、談話研究では自己観に着目しても、責任観に関わる権力の問題などは背景化される傾向にあった。また、社会学やメディア研究では権力の問題を論じて、言語学的分析は背景化されてきた。

本稿では、言語人類学的観点から自己責任ディスコースに関わる責任観を中心に分析を掘り下げた。特に、懲罰的な自己責任論が生じるメカニズムに関わる自己犠牲の論理に着目し、責任が強く認識されるからこそ、そこから逃避・蓄積する「自意識」の形成を指摘した。つまり、日本的な自己観と責任観を考慮し、集団的な連帯性と個人的な無意識・意識の相互関係を分析する方途について、本稿では自己責任論と自己犠牲の事例からそれを示した。最後に、総括として近代社会秩序とその理性主義的・個人主義的な論理が逆説的に責任を無化してしまうことに関する社会的分析と、「迷惑」の文化規範と権利が衝突・交叉する日本の人類学的分析を整理した。

自己責任ディスコースが日本社会で生成・再生産されるメカニズムは、「自己責任」という文字記号に、語りやすい／語りにくい複数の記号イデオロギーが関わっていることにある。具体的には、近代社会における社会契約的な「個人」、日本における新自由主義≒新保守主義と市民性といった自由と統治の入れ子関係、さらには日本の言語文化イデオロギーとしての「世間」を媒介にした「個人」の意識などが挙げられる。本稿では、自己責任ディスコースの系譜的読解と象徴的な事例として中東地域日本人質事件を言語／記号人類学的に分析することによって、上述した複数の記号イデオロギーの入れ子関係を紐解いてきた。特に、保守系とリベラル系のイデオロギー的差異を踏まえても暗黙理に否定しがたく共有されてしまっている文化規範が関わっていることを見出した。本研究では、各々の政治的イデオロギーに還元されてきた自己責任ディスコースに対し、むしろ政治性を相対化し、関連する文脈を記述的に明らかにすることで、「自己責任」に対するイメージを更新する手が見出ししてきたものといえる。つまり、本研究が行ったのは自己責任論の問題解決ではなく、問題に向き合うためのアプローチを示したことにある。

本章では、最後に本研究の意義と含意についてまとめたい。まず、言語人類学的研究に対し、本研究は日本の自己責任ディスコースを事例に自己観と責任観の関係を分析する方途を示したことにある。これまでの言語と相互行為に焦点を当てたディスコース研究では、変

容する社会に応じて、調和と共生を重視する研究と、不調和と権力を重視する研究に二分される傾向にあった。前者の代表が場の言語学、後者の代表が CDS や社会記号論系言語人類学である。特に、前者では対人的な友好関係による連帯を重視する。後者に関しては、CDS は権力分析による個人主義へと回帰するかイデオジカルな主張が展開される一方、社会記号論系言語人類学では理性主義的・近代主義的な言語構造／使用のメタ分析に特化する傾向にある。これら研究潮流に関わる自己責任ディスコースの言語人類学的研究を遂行した本研究は、それぞれのイデオロギーをメタ分析して相対化しつつ、Gal & Irvine (2019) の差異／類似の記号イデオロギー論を踏まえて研究上のイデオロギーに還元しない分析と考察の方途を示した。

特に、本研究において重要なのが、ポストモダン社会の状況・条件を分析と考察の視座に含めてきた点にある。1990 年代はじめに起きた冷戦崩壊、あるいはバブル経済崩壊以降に言及されてきた「失われた 30 年」は変容する社会とその改革の失敗を示し、その過程で政治的なシンボルとなったのが「自己責任」である。文字記号としての「自己責任」に着目することで、自己責任ディスコースに投影される複数の解釈や歴史・社会文化的な文脈を紐解いてきた。特に、自律的個人や新自由主義的主体を指標すると思われてきた「自己責任」は、日本社会において伝統的な文化規範とも結びついてきた逆説的な展開を見出した。いわば、プレ／モダンが衝突・交叉するポストモダンの状況を浮かび上がらせるのが自己責任ディスコースであったと総括できるだろう。

現代思想では、冷戦崩壊を機に特定の政治信条や世界観を信奉する「大きな物語」が衰退し、複数の主体による複数の解釈が「小さな物語」として跋扈すると論じられてきた。本稿では直接的な言及は多くないものの、複数の記号イデオロギーを分析・考察する念頭にあったのは「ポストモダンの条件」を読み解くことにある。本研究では、社会記号論系言語人類学の近代主義的なイデオロギー性を批判的に捉えつつも、言語人類学的な詩学などを援用し、動的に形成される複数の構造パターンを記号イデオロギーとして分析してきた。言語構造／使用に投影される歴史・伝統と新たな文脈の創造の二重性を分析する言語人類学は、複数の記号イデオロギーのパターンを分析する上で有用な研究アプローチを持ち得る。本研究は、自己責任ディスコースの言語人類学的分析により、ポストモダンの条件を炙り出した研究である。

一方、できる限り自己責任ディスコースを相対化してきた本研究にも方法論的な限界がある¹⁷⁰。特に、あくまでメタ的な視点で歴史的な「分析」を行ってきたため、個々具体的な

¹⁷⁰ 自己責任ディスコースが示す個人／社会の関係など、本稿では語りきれなかった論点も多い。特に、AI 技術が発展した現代では、新たな記号観が主導的になっている現実、また AI による社会や文化への影

出来事において問われる「責任」に対する価値判断やその理論づけを論述してきたわけではない。また、パース記号論とそのプラグマティズムの格率に則って経験的研究を遂行してきた言語・相互行為研究からすると、本研究は非実証的で多分に解釈的なものに映るだろう。しかしながら、複数の記号イデオロギーがまとわりつく自己責任ディスコースを言語人類学的に研究するためには、本稿がとったアプローチをとることがほとんど限られた方法であった。

最後に、ディスコースを仔細に分析する言語人類学的研究から離れるものの、本研究に基づいて「自己責任」を語り直す方途について考えたい¹⁷¹。「自己責任」のイメージを変える例として取り上げたいのが、イラク日本人人質事件で人質となった今井紀明氏が帰国後の会見で語った内容である。今井氏はその会見で、「自己責任論、自業自得と言われているが、僕自身は信念を持ってやっている。そうやって言われるのはとても心外です」と語っていた。本稿で着目したいのが、今井紀明氏の失敗とその後に示した信念である。

本稿では分析的に論じてきたため言及してこなかったが、端的に言えば、二つの中東地域日本人人質事件において人質となった人々は「失敗」したと考えている。ゆえに、人質に一

響なども挙げられる。そもそも、本研究がポストモダン社会の状況として論じてきた個人化は、日本における1990年代のインターネット環境／技術の一般家庭への普及や、カリフォルニアで発達した情報技術と独特の思想とも大きく関係している。

¹⁷¹ 言語人類学をはじめとしたメタ語用論研究の核には、C・S・パースが提示したプラグマティズムの格率を背景とした独特な「信念」が関わっている。その信念とは、記号的な知の「意味の確定」を未来的な行為帰結主義として前進するプラグマティズムの方法論的アプローチのことを指す(植木 2014:577)。パースは自身のプラグマティズムの立場を、スコットランド常識学派の成果と結びつけ、それを批判的常識主義として再定立している。その批判的常識主義は次のようなものを指す。信念や知の確定化過程は確定状態と不確定状態の間にあり、たとえ確定できなくともいずれ確定できうるものであるならそこで可能的に作用する条件を考えればよい。したがって、パース的なプラグマティズムが依拠するのは「未来を見据えた今現在」で、ここには独特の記号作用とその条件に関わる知的な時間論が挟み込まれている(ibid.: 599)。

パース的な経験的研究は、誤りやすい、あるいはすべては記号過程のなかにあると自認する「探究者」が「いまここ」で見出す記号的実態の研究となる。したがって、そのパース的なプラグマティズムの格率を自認し、それぞれの「いまここ」を共有する共同体による研究が遂行される。こうしたパース的なプラグマティズムの発想と、前述した西田哲学的、あるいは場の言語的な経験的・場的な発想は「いまここ」性への焦点化という意味では相似している。ただし、前者のパース記号論は可謬主義的・科学論理的な発想を中心にその理論を立脚する一方、後者の場の言語学では再帰的な創発性を中心に言語と主体の理論を立脚する。両者にまたがる言語人類学的な議論は、確かに文化的な古層を言語の構造的・累積的・認識的な痕跡から見出そうとするものだが、この両者ともに時間的なズレを伴った「記憶」の論点はテキスト化とコンテキスト化へと還元される傾向にある。

ここで疑問なのが、果たしてこれは「常識」だと言えるのだろうかという点だ。確かに、あらゆる記号の無数の散らばりをなるべく明晰に見出そうとするのがパース記号論である。その意味で、あらゆるヒト・モノ・コトの実態に接近する術をこの方法は提示している。しかし、あくまでその方法(可謬主義、プラグマティズムの格率、記号過程)を共有する人々にとって見出される知である。パース的なプラグマティズムの格率に暗い背景を読む石田(2015: 52)は、「科学の探究において発生する知的かつ抽象的概念のために格率が提唱されたのであって、任意の概念・言葉・記号に対する格率の適用が推奨されているのではない」とこの方法論の「秘密」を指摘している。

切の「自己責任」がないとは筆者は思わない。しかし、「自分だけの責任」として人質らの行為を否定したり、社会から排他したり、スケープゴートとして処したりしてもいいとは思わない。ここで言う「失敗だった」とは、人質となってしまったことに尽きる。危険地域だろうと渡航してもいい。移動の自由の権利は人々にある。だが、それは人質となった被害者自身も「人質とならなくてもよかった」、少なくとも「ならないほうがよかった」はずで、その意味で「失敗」だった¹⁷²。

一方、人質となった当時 18 歳だった今井氏は、帰国後のバッシングの影響で対人恐怖症を患いつつも自身の「失敗」を訂正する活動を続けている。たとえば、住所が記載されたバッシングの手紙に返事を出し、その女性と直接会った経験が新聞で語られており、「ある女性は『働かず、好きなことばかりする若者が腹立たしい』と書かれたものの、「手紙のやりとりを続けると、4 通目で『色々な事情があって、今井さんもやりたい道があるのでしょうか。がんばってね』と励ましに変わった」という¹⁷³。2012 年には自身の失敗経験から孤立する 10 代を中心に支援する NPO 法人「D×P」を立ち上げ、地道な対話を続けている。

多くの非難が懲罰的な自己責任≡自分だけの責任を求め、その非難を受け入れることも自己責任≡覚悟だと論じていたとすれば、ここでその非難を別の形で引き受けるのは自己責任≡自分にしかできない責任、つまり自己責任≡信念へと訂正してきたものだと言えるのではないだろうか。ここで着目しているのは、自己責任≡信念そのものを単に肯定しているのではなく、生きる過程で出くわす失敗を引き受け直すという、その訂正をし続けていく固有性である。したがって、その訂正から見出せるのは確固として自律／自立した「個人」というよりも、むしろ自身の信念や失敗と他者からの批判や規律の二重性を引き受ける「固有性」である。これを少し抽象化して言い換えれば、生きるということは「この私」と「キャラ」の二重性を引き受け直すことにある。こうした偶然と必然の交叉からやってきてしまう二重性の複雑さを引き受けることなしに、「責任をとる」ことを考えること、あるいは遂行することはできない¹⁷⁴。

¹⁷² 加えて言えば、その会見では「謝罪」をせずに、今井氏は「事実」を粛々と語ったというが、その詳細は現在確認できないものの、社会的なバッシングを加熱しすぎないような対応もまた必要だったと考える。今井氏は自著『ぼくがイラクへ行った理由（わけ）』（2004a: 110-113）にてその経緯を記しており、会見後の高遠氏との電話にて「人の道として謝らなければいけない」と強く主張され、謝罪してもよかつたと思返していることを述べている。

¹⁷³ 朝日新聞朝刊「(考・民主主義はいま) バッシングの嵐、話せば伝わる イラク人質、今井さんのいま【大阪】」(2014 年 2 月 7 日)

¹⁷⁴ 東浩紀は、人間の誕生を司る「家族」の関係を偶然と必然の交叉から考えている(東 2023 [2017]: 260-262; 2019 [2015]: 229-231)。偶然と必然の交叉の例に挙げられるのが親子の非対称な関係である。たとえば、親にとっては子が「その子」であることは偶然だが、「その子」にとって「その親」であることは必然という非対称性がある。さらに言えば、「その子」にとって「その親」が暮らす「その地域」や

今井氏の例をはじめとした失敗など、人間が行った行為やその姿勢の是非はまた別途、考えるしかない。少なくとも、今井氏の姿勢が見せたように、自己責任≡自分だけの責任を求める人に、自己責任≡自分にしかできない責任を提示しながら訂正をし続けて対話の可能性を見出すこともひとつの手立てだろう。

一方で、「自己責任≡自分にしかできない責任」という主張は、困難に陥っている相対的な弱者の人々に能力主義を押しつける言説に還元して理解されてしまうかもしれない。なぜなら、結局のところ、他者が他者の「自己責任」を要請する言説と類似した構図となってしまうからである。だが、筆者が自分にしかできない責任として自己責任を示したいのは、むしろ、人間が自らを絶えず訂正し続ける孤独さである。

これまでの自己責任論では、社会的な弱者を追い詰める排他的な言説に対し、他者を大事にするべきだと論じられてきた。しかしながら、そこで想定されているのは他者を大事にする「わたしたち」であって、必ずしも「わたし」ではない。言い換えれば、公の場における排他的な自己責任論に対し、公共的な倫理によって批判しているが、私的な実存は捉えられていない。確かに、排他的な自己責任論は問題だが、それを批判すること自体が特定の公共性に依拠している。つまり、誰かが誰かの責任を主張する構造自体はどちらも「同じ」である。ある意味で、自己責任論は日本社会が陥っている言論の機能不全をも象徴している。

だが、今井氏の「信念」と「対話」を示す例で見られたように、人間社会には常に特定の思想信条に還元しきれない余剰が存在する。そもそも、「ことば」自体、現実を不完全にしか反映しきれない。したがって、記号的な言語・コミュニケーション実践に時間的・空間的なズレが伴うことから、記号に回収しきれない余剰をいかに見出すかという問いへと展開することができる。誰しもが「責任」を語ってしまえば、むしろ「責任」が無化されてしまうことを本稿では見出した。したがって、「責任を果たす」ためには「無責任」であることの価値も訴えなければならないであろう。

「そのアイデンティティ的出自」も事後的な必然として見出される。偶然と必然は一方からのみ考えられず、その交叉は誰かにとっての必然は誰かにとっての偶然という非対称的次元、つまりインターフェースで生じる。これは出生をめぐる家族だけではなく記号の次元でも生じる。たとえば、この論考における文章やどこかの会話が活字となり、それを受けた人が新たな出来事を起こすのも誰かにとっての偶然が誰かにとっての必然へと事後的に転化して見出される。

ヒト・モノ・コトの邂逅とその界面には、複数の主体による事後的な出来事によって見出されるズレ(=誤配)が潜在している。つまり、必然性は後から遡行的に見出される。この遡行的にしか見出されない必然性を受け入れること、それが「責任をとる」ことでもある (ibid.: 231)。言い換えれば、それは無責任であるなかで生じる責任を引き受けることであり、はじめから定立された必然的な「責任」はむしろ偶然と必然の交叉を忘却したものとも言える。難しいのは、思いがけず出くわす責任を引き受けることであり、その忘却は「責任がある」ことを論じる安直さと逆説的な責任の無化にも通じる。

初出一覧

序 章 書き下ろし。

第一章 書き下ろし。

第二章 書き下ろし。

第三章 下記の研究発表内容を大幅に改訂。

青山俊之 (2020) 「自己責任ディスコースのメタ語用論的範疇化によるタイプ分析」 『国際日本研究』 12: pp. 121-136.

第四章 下記の修士論文の内容を一部改訂・追記。

青山俊之 (2020) 「自己責任ディスコースを構築するラベリングとフレーミングの記号過程—イラク日本人質事件の初期報道に着目した言語人類学的分析—」 『筑波大学大学院人文社会科学研究科国際日本研究修士論文』

第五章 下記の研究発表内容を一部改訂・追記。

青山俊之 (2021) 「自己責任ディスコースの詩的連鎖—ISIS 日本人質事件におけるブログ記事に着目して—」 『社会言語科学』 23 (2) : pp. 19-34

第六章 下記の研究発表内容を一部援用。

Aoyama, Toshiyuki (2023) Fractal meanings and cultural logics: Metapragmatics of “*jiko-sekinin (self-responsibility)*” in Japan, *The 18th International Pragmatics Conference*. (2023.07.14, Belgium, Bruxelles)

終 章 書き下ろし。

参考文献

- 阿部謹也 (1995) 『「世間」とは何か』 講談社現代新書.
—— (1997) 『「教養」とは何か』 講談社現代新書.
—— (2014 [2006]) 『近代化と世間 私が見たヨーロッパと日本』 朝日文庫.
青山俊之 (2019) 「Twitter を媒介に「感染」するイデオロギー: 「過労死は自己責任」ディスコースを事例に」 社会言語科学会シンポジウム 第1回学生・ワークショップ (2019年9月15日, 桜美林大学)
—— (2020) 「自己責任ディスコースのメタ語用論的範疇化によるタイプ分析」『国際日本研究』 vol.12: pp. 121-136.
—— (2021) 「自己責任ディスコースの詩的連鎖—ISIS 日本人質事件におけるブログ記事に着目して—」『社会言語科学』 23 (2) : pp. 19-34.
Aoyama, Toshiyuki (2023) Fractal meanings and cultural logics: Metapragmatics of “*jiko-sekinin* (self-responsibility)” in Japan. *The 18th International Pragmatics Conference*. (2023.07.14, Belgium, Bruxelles.)
Agah, Asif (2007) *Language and Social Relations*, Cambridge University Press.
荒木優太 (2019) 『無責任の新体系 きみはウーティスと言わねばならない』 晶文社.
浅井優一 (2017) 『儀礼のセミオティクス メラネシア・フィジーにおける神話／詩的テキストの言語人類学的研究』 三元社.
朝日新聞取材班 (2015) 『検証「イスラム国」人質事件』 岩波書店.
オースティン, J・L. 飯野勝己訳 (2019 [1955]) 『言語と行為 いかにして言葉でものごとを行うか』 講談社学術文庫.
(Austin, J・L. (1955) *How to Do Things with Words*. The William James Lectures Delivered at Harvard University in 1955, edited by J. O. Urmson, Oxford: Clarendon Press.)
東浩紀 (1997) 『存在論的、郵便的 ジャック・デリダについて』 新潮社.
—— (2007) 『情報環境論集—東浩紀コレクション S』 講談社
—— (2019 [2015]) 「デッドレターとしての哲学」『現代思想 2015年2月臨時増刊号』 青土社, 東浩紀『テーマパーク化する地球』 pp. 187-232. ゲンロン.
—— (2022 [2017]) 「初詣ベビーカー論争に見る「迷惑」と「権利」の混同」『AERA 2017年1月23日号』 東浩紀『忘却に抗う 平成から令和へ』 朝日新聞出版.

- (2023 [2017]) 『観光客の哲学 増補版』 ゲンロン.
- 東浩紀・大澤真幸 (2003) 『自由を考える 9・11以降の現代思想』 NHK ブックス.
- 東浩紀・大塚英志 (2008) 『リアルの行方——おたく/オタクはどう生きるか』 講談社現代新書.
- 東浩紀・市川真人・大澤聡・福嶋亮大 (2017) 『現代日本の批評 1975-2001』 講談社.
- 東浩紀・市川真人・大澤聡・佐々木敦・さやわか (2018) 『現代日本の批評 2001-2016』 講談社.
- Bakhtin, Mikhail M. (1981) Discourse in the novel. In Holquist, M. [Eds.], *The Dialogic Imagination*, translated by Emerson C. & Holquist, M. Austin, pp. 259-422, Texas: University of Texas Press.
- Bernstein, Basil (1990) *The Structuring of Pedagogic Discourse*. London: Routledge.
- Briggs, Charles L. and Bauman, Richard (2009 [1992]) Genre, Intertextuality, and Social Power. In Duranti, Alesandro [Eds.] *Linguistic Anthropology: A Reader Second Edition*, pp. 214-244, Wiley-Blackwell.
- ベック, ウルリッヒ 東廉・伊藤美登里訳 (1998 [1986]) 『危険社会 新しい近代への道』 法政大学出版会.
- クリフォード, ジェイムズ & マーカス, ジョージ, E. 春日直樹ほか訳 (1996 [1986]) 『文化を書く』 紀伊國屋書店.
(Clifford, James & Marcus, George. E. (1986) *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*. University of California Press.)
- Chun, Elaine W. (2016) The meaning of Ching-Chong: Language, Racism, and Response in New Media. In Alim, H. Samy [Eds.] et al. *Raciolinguistics: How Language Shapes Our Ideas about Race*, pp. 81-96. Oxford University Press.
- クック峯岸治子・高田明編 (2023) 『日本における言語社会化ハンドブック』 ひつじ書房.
- クック峯岸治子 (2023) 「新人は何も知らない 日本の会社における「社会人」への言語社会化」クック峯岸治子・高田明編『日本における言語社会化ハンドブック』 pp. 289-310. ひつじ書房.
- クドリー, ニック 山腰修三訳 (2018) 『メディア・社会・世界 デジタルメディアと社会理論』 慶應義塾大学出版会.
(Couldry, Nick (2012) *Media, Society, World Social Theory and Digital Media Practice*. Cambridge: Polity Press.)
- ドヴァール, コーネリス 大沢秀介訳 (2017 [2013]) 『パースの哲学について本当のことを

- 知りたい人のために』勁草書房。
 (De Waal, Cornelis (2013) *Peirce: A Guide for the Perplexed*, Bloomsbury Academic.)
- デリダ, ジャック 高橋哲哉・増田一夫・宮崎裕助訳 (2020 [1972]) 『有限責任会社』法政
 大学出版局
 (Derrida, Jacques (1990) *Limited Inc.*, translated by Weber, Elisabeth, Paris: Éditions
 Galilée)
- 同志社大学浅野健一ゼミ編 (2005) 『イラク日本人拘束事件と「自己責任」報道 海外メデ
 ィアは日本人拘束事件をどう伝えたか』現代人文社。
- Duranti, Alessandro (2009) Linguistic Anthropology: History, Ideas, and Issues, In Duranti
 [Eds.] *Linguistic Anthropology: A Reader, 2nd Edition*, pp. 1-59. Wiley-Blackwell.
 ————— (2015) *The Anthropology of Intentions: Language in a World of Others*,
 Cambridge: Cambridge University Press.
- 榎本剛士 (2019) 『学校英語教育のコミュニケーション論 「教室で英語を学ぶ」 ことの教
 育言語人類学試論』大阪大学出版会。
- 遠藤薫 (2018) 「問メディア社会における「公共性」と「社会関係資本」 問題の所在と分
 析の方法論」遠藤薫編 (2018) 『ソーシャルメディアと公共性 リスク社会のソーシャ
 ル・キャピタル』 pp.1-18. 東京大学出版会。
- Entman, Robert M. (2004) *Projections of Power: Framing News, Public Opinion, and U.S.
 Foreign Policy*. Chicago: University of Chicago Press.
- フェアクラフ, ノーマン 日本メディア英語学会談話分析研究分科会訳 (2012) 『ディスコ
 ースを分析する 社会研究のためのテキスト分析』くろしお出版。
 (Fairclough, Norman (2003) *Analysing Discourse Textual analysis for social research*.
 London: Routledge.)
- 藤井洋子・高梨博子編 (2016) 『コミュニケーションのダイナミズム 自然発話データから』
 ひつじ書房。
- 藤井洋子 (2016) 「日本人のコミュニケーションにおける自己観と「場」—課題達成談話と
 人称詞転用の分析より—」藤井洋子・高梨博子編『コミュニケーションのダイナミズ
 ム 自然発話データから』 pp. 1-37. ひつじ書房。
- フーコー, ミシェル 渡辺一民・佐々木明訳 (2000[1966]) 『言葉と物』新潮社。
 (Foucault, Michel (1966) *Les Mots et les Choses: Une archéologie des sciences
 humaines*, Paris: Gallimard.)

- 慎改康之訳 (2012[1969]) 『知の考古学』 河出書房新社.
(Foucault, Michel (1966) *L'Archéologie du savoir*, Paris: Gallimard.)
- Gal, Susan (2005) Language ideologies compared: Metaphors of public/private. *Journal of Linguistic Anthropology* 15 (1) , pp. 23-31.
- Gal, Susan & Irvine, Judith T. (2019) *Signs of Difference: Language and Ideology in Social Life*. New York: Cambridge University Press.
- Goffman, Ervin (1981) *Forms of Talk*. Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press.
- Goodin, Robert E. (1985) *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibility*. University of Chicago Press.
- 秦かおり・岡本多香子・井出里咲子 (2017) 『出産・子育てのナラティブ分析 日本人女性の声にみる生き方と社会の形』 大阪大学出版会.
- 秦かおり・村田和代編 (2020) 『ナラティブ研究の可能性 語りが写し出す社会』 ひつじ書房.
- ハーヴェイ, デヴィッド 渡辺治ほか訳 (2007 [2005]) 『新自由主義 その歴史的展開と現在』 作品社..
(Harvey, David (2005) *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press.)
- Hill, Jane H. & Irvine, T. Judith. (1993) *Responsibility and evidence in oral discourse*. New York: Cambridge University Press.
- Holland, Dorothy & Quinn, Naomi [Eds.] (1987) *Cultural Models in Language and Thought*. New York: Cambridge University Press.
- Hook, Glenn D. & Takeda, Hiroko (2007) “Self-responsibility” and the Nature of the Postwar Japanese State: Risk through the Looking Glass. *The Journal of Japanese Studies* 33 (1) , pp. 93-123.
- Hymes, Dell (1986a [1972]) Models of the interaction of language and social life. In Gumperz, John J. & Hymes, Dell [Eds.], *Directions in sociolinguistics: The ethnography of communication*. pp. 35-71. New York: Basil Blackwell.
- (1986b [1972]) On Communicative Competence. In J.B. Pride & Janet, Holmes [Eds] *Sociolinguistics: Selected Readings*, pp. 269-293. Harmondsworth: Penguin.
- 井出里咲子 (2005) 「スモールトークとあいさつ 会話の潤滑油を超えて」 井出祥子・平賀正子編『講座社会言語科学 1 異文化とコミュニケーション 第2版』 pp. 198-214. ひつじ書房.
- (2014) 「スモールトークの公共性 アメリカ社会におけるおしゃべりとその詩

- 的機能をめぐって』『論叢: 現代語・現代文化』12: pp. 87-101.
- (2017) 「ことばの研究における自己観と社会思想一場の理論からの展望」 廣瀬幸生・島田雅晴・和田尚明・金谷優・長野明子編『三層モデルでみえてくる言語の機能としくみ』pp. 179-197. 開拓社.
- 井出里咲子・砂川千穂・山口征孝 (2019) 『言語人類学への招待 ディスコースから文化を読む』ひつじ書房.
- Ide, Risako (2019) Aisatsu, In Senft, Gunter, Östman, Jan-Ola, Verschueren, Jef [Eds.] *Culture and Language Use*. pp. 18-28. Amsterdam: John Benjamins Publications.
- 井出祥子 (2005) 「異文化コミュニケーション学——共生世界の礎を求めて」井出祥子・平賀正子編『講座社会言語科学 1 異文化とコミュニケーション第 2 版』pp.2-23. ひつじ書房.
- 井出祥子・藤井洋子編 (2020) 『場とことばの諸相』ひつじ書房.
- 飯田美希 (2012) 「文化人類学における「日本的自我」を読みなおす 文化ナショナリズム批判を超えて」『政策科学』19 (4) : pp. 103-125.
- 池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学 言語と文化のタイポロジーへの試論』大修館書店.
- (2007) 『日本語と日本語論』筑摩書房.
- 今井紀明 (2004a) 『ぼくがイラクへ行った理由』コモンズ.
- (2004b) 『自己責任—いま明かす「イラク拘束」と「ニッポン」—』講談社.
- 稲垣良典 (2022 [2009]) 『人格の哲学』講談社.
- 瀧川裕英 (2005) 「自己責任論」の分析——魅力と限界」イラクから帰国された 5 人をサポートする会編『いま問いなおす「自己責任論」』新曜社.
- 石田英敬 (2020 [2003]) 『記号論講義 日常生活批判のためのレッスン』ちくま学芸文庫.
- (2020) 「記号の場所」はどこにあるのか 『新記号論』から西田幾多郎を読む』『ゲンロン 11』pp. 182-209. ゲンロン.
- 石田英敬・東浩紀 (2019) 『新記号論 脳とメディアが会うとき』ゲンロン.
- 石田正人 (2015) 「プラグマティズムの暗い背景 C・S・パースの場合」『現代思想』43 (11) : pp. 45-53 青土社.
- Irvine, Judith T. & Gal, Susan (2009 [2000]) Language ideology and linguistic differentiation. In Duranti [Eds.] *Linguistic Anthropology: A Reader, 2nd Edition*, pp. 402-434. Wiley-Blackwell.
- 伊藤守 (2017) 『情動の社会学 ポストメディア時代における“マイクロ知覚”の探求』青土社.

- 伊藤守編 (2021) 『ポストメディア・セオリーズ メディア研究の新展開』 ミネルヴァ書房.
- 岩本通弥 (2021) 「過去に縛られながら未来に向かう——世相と歴史」 岩本通弥・門田岳久・及川祥平・田村和彦・川松あかり編『民俗学の思考法 <いま・ここ>の日常と文化を捉える』 pp. 23-33. 慶應義塾大学出版会.
- Jakobson, Roman (1960) Linguistics and poetics. In Sebeok, Thomas A. *Style in language*. pp. 350-377. MIT Press.
- ヤコブソン, ローマン 桑野隆・朝妻恵里子訳 (2015) 『ヤコブソン・セレクション』 平凡社.
- 烏谷昌之 (2001) 「フレーム形成過程に関する理論的一考察 ニュース論の統合化に向けて」 『マス・コミュニケーション研究』 58: pp. 78-93.
- 片岡邦好 (2002) 「指示的、非指示的意味と文化的実践—言語使用における「指標性」について—」 『社会言語科学』 4 (2) : pp. 21-41.
- (2016) 「雑談とゴシップを超えて 規範と逸脱から考える」 村田和代・井出里咲子『雑談の美学 言語研究からの再考』 pp. 281-307. ひつじ書房.
- (2013) 「行為と知覚のナラティブ テレビ・CMのマルチモーダル分析から」 佐藤彰・秦かおり編『ナラティブ研究の最前線 人は語ることで何をなすのか』 pp. 273-293. ひつじ書房.
- (2017a) 「マルチモーダルの社会言語学」 井上逸兵編『社会言語学 朝倉日英対照言語学シリーズ—発展編』 pp. 82-106. 朝倉書店.
- (2017b) 「創発的スキーマと相互行為的協奏について 「問い」と「相づち」による構造化を中心に」 鈴木亮子・秦かおり・横森大輔編『話しことばへのアプローチ 創発的・学際的談話研究への新たな挑戦』 pp. 181-211. ひつじ書房.
- (2022) 「ポエティクスの射程 近年の詩的分析の展開をふまえて」 片岡邦好・武黒麻紀子・榎本剛士編 (2022) 『ポエティクスの新展開 プルリモーダルな実践の詩的解釈に向けて』 pp. 3-37. ひつじ書房.
- 貴戸理恵 (2018) 『コミュ障の社会学』 青土社.
- 木村忠正 (2018) 『ハイブリッド・エスノグラフィー NC研究の質的方法と実践』 新曜社.
- 木下光生 (2017) 『貧困と自己責任の近世日本史』 人文書院.
- 岸本秀樹 (2009) 『ベーシック生成文法』 ひつじ書房.
- 北田暁大 (2003) 『責任と正義 リベラリズムの居場所』 勁草書房.
- 小林聡子 (2021) 『国際移動の教育言語人類学 トランスナショナルな在米「日本人」高校生アイデンティティ』 明石書店.

- 近藤明 (2011) 「「迷惑」の意味変化—虎明本狂言から四迷・漱石まで—」『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』3: pp. 124-116.
- (2014) 「「迷惑」の意味変化 追補—松井利彦氏・横川澄枝氏との関連から—」『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』6: pp. 141-148.
- 小山亘 (2008) 『記号の系譜 社会記号論系言語人類学の射程』三元社.
- (2009a) 「社会文化コミュニケーション、文法、英語教育：現代言語人類学と記号論の射程」綾部保志・小山亘編『言語人類学から見た英語教育』pp. 9-85. ひつじ書房.
- (2009b) 『記号の思想 現代言語人類学の一軌跡 シルヴァステイン論文集』三元社
- (2011) 『近代言語イデオロギー論 記号の地政とメタ・コミュニケーションの社会史』三元社.
- (2012) 『コミュニケーション論のまなざし』三元社.
- (2018a) 「社会言語学とディスコードダンスの空間—葛藤と合意の絡み合いによる現代世界の編成とプラグマティズムの原理」武黒麻紀子編『相互行為におけるディスコードダンス 言語人類学からみた不一致・不調和・葛藤』pp. 237-260. ひつじ書房.
- (2018b) 「記号論と人類学」奥野克己・石倉敏明編『Lexicon 現代人類学』以文社.
- 小坂井敏晶 (2020 [2008]) 『責任という虚構 増補版』ちくま学芸文庫.
- 倉橋耕平 (2018) 『歴史修正主義とサブカルチャー 90年代保守言説のメディア文化』青弓社.
- Kress, Gunther (1990) 'Critical Discourse Analysis' Annual Review, *Applied Linguistics* 11, pp. 84-97.
- ラクラウ, エルネスト・ムフ, シャンタル 西永亮・千葉真訳 (2012 [1985]) 『民主主義の革命 ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』ちくま学芸文庫.
- (Laclau, Ernesto & Mouffe, Chantal (2001 [1985]) *Hegemony And Socialist Strategy: Towards A Radical Democratic Politics*. Verso.)
- Lebra, Takie S. (1986) *Japanese Culture and Behavior: Selected Readings*. University of Hawaii Press.
- 牧野智和 (2017) 「「自己」のハイブリッドな構成について考える アクターネットワーク理論と統治性研究を手がかりに」『ソシオロゴス』No.41: pp. 36-57.
- 松木啓子 (1999) 「ナラティブアプローチの可能性と限界をめぐって 「異文化」理解の詩学と政治学」『言語文化』1 (4) : pp. 759-780.
- (2004) 「発酵食の記号論 微生物・身体・生体・アイデンティティの詩学」『言語

- 文化』6 (4) : pp. 589-614.
- (2009) 「コミュニケーションにおける儀礼的諸相の再考察 「連帯」と「聖なるもの」をめぐって」『言語文化』12 (2) : pp. 345-368.
- メイ, ヤコブ・L. 小山亘訳 (2005 [2001]) 『批判的社会語用論入門 社会と文化の言語』三元社.
- (Mey, Jacob L. (2001) *Pragmatics: An Introduction 2nd Edition*. Wiley-Blackwell.)
- 丸山眞男 (1961) 『日本の思想』岩波新書.
- 三宅和子 (1994) 「日本人の言語行動パターン ウチ・ソト・ヨソ意識」『筑波大学留学生センター日本語教育論集』9: pp. 29-39.
- (2004) 「スポーツ実況放送のフレーム 放送に向けられた視聴者の不快感を手がかりに」三宅和子・岡本能里子・佐藤彰編『メディアとことば1 [特集]「マス」メディアのディスコース』pp. 94-127. ひつじ書房.
- 宮崎あゆみ (2016) 「日本の中学生のジェンダー一人称を巡るメタ語用的解釈 変容するジェンダー言語イデオロギー」『社会言語科学』19 (1): pp. 135-150.
- モンク, ヤシャ 那須耕介・栗村亜寿香訳 (2019) 『自己責任の時代 その先に構想する、支えあう福祉国家』みすず書房
- (Mounk, Yascha (2017) *The Age of Responsibility: Luck, Choice, and the Welfare State*. Harvard University Press.)
- 内藤準 (2009) 「自由と自己責任に基づく秩序の綻び 「自由と責任の制度」再考」『理論と方法論』24 (2) : pp. 155-175.
- 中森弘樹 (2017) 『失踪の社会学 親密性と責任をめぐる試論』慶應義塾大学出版会.
- 中村雄二郎 (2001) 『西田幾多郎 I・II』岩波書店.
- 仁平典宏 (2011) 『「ボランティア」の誕生と終焉 <贈与のパラドックス>の知識社会学』名古屋大学出版会.
- 西田幾多郎 (1965[1927]) 「働くものから見るものへ」西田幾多郎『新版 西田幾多郎全集 第四巻』岩波書店.
- 野村康 (2017) 『社会科学の考え方 認識論、リサーチデザイン、手法』名古屋大学出版会
- 野澤俊介 (2018) 「荒らしと相互忘却」武黒麻紀子編『相互行為におけるディスコーダンス 言語人類学からみた不一致・不調和・葛藤』pp. 217-235. ひつじ書房.
- 王寺賢太 (2019) 『『狂気の歴史』のラモーの甥論をめぐって』『思想』1145: pp. 42-66. 岩波書店.
- 大石裕 (2016) 『コミュニケーション研究 第4版 社会の中のメディア』慶應義塾大学出

- 版会.
- 岡野一郎 (2016) 「消費化／個人化の観点による情報社会論の再検討 「情報化」 から「情報の消費化／個人化」へ」『社会情報学』5 (2) : pp. 37-51.
- 岡智之・井出祥子・大塚正之・櫻井千佳子編 (2022) 『場と言語・コミュニケーション』ひつじ書房.
- 大山貴俊 (2015) 「「国際貢献」に見る日本の国際関係認識——国際関係理論再考」『国際政治』2015 (180) : pp. 1-16.
- Peirce, Charles S. (1955 [1902]) *Logic as semiotic: the theory of signs*. In Justus Buchler [Eds.] *Philosophical Writings of Peirce*, pp. 98-119. New York: Dover Publications.
- パース, C. S. 米森裕二訳 (1985 [1935]) 『パース著作集 1 現象学』勁草書房.
- パース, C. S.・ジェームズ, W.・デューイ, J. 植木豊訳 (2014) 『プラグマティズム古典集成』作品社.
- 佐伯啓思 (2004) 『自由とは何か 「自己責任論」から「理由なき殺人」まで』講談社現代新書.
- 酒井啓子 (2002) 『イラクとアメリカ』岩波新書.
- (2014) 「「イスラーム国」はイラク戦争とシリア内戦で生まれた」山尾大・吉岡明子編 (2014) 『「イスラーム国」の脅威とイラク』 pp. 1-18. 岩波書店.
- (2018) 『9.11 後の現代史』講談社現代新書.
- 作田啓一 (1967) 『恥の文化再考』筑摩書房.
- 桜井哲夫 (1998) 『<自己責任>とは何か』講談社現代新書.
- 佐藤彰・秦かおり編 (2013) 『ナラティブ研究の最前線 人は語ることで何をなすのか』ひつじ書房.
- 榎木野衣 (1998) 『日本・現代・美術』新潮社.
- Schieffelin, Bambi B. & Ochs, Elinor [Eds.] (1986) *Language socialization across cultures*. New York: Cambridge University Press.
- Sherzer, Joel (1987) A Discourse-Centered Approach to Language and Culture, *American Anthropologist, New Series 89 (2)* , pp. 295-309.
- Silverstein, Michael (1985) On the pragmatic “poetry” of prose: Parallelism, repetition, and cohesive structure in the time course of dyadic conversation. In D. Schiffrin (Ed.), *Meaning, form, and use in context: Linguistic applications*, pp. 181-199, Washington, DC: Georgetown University Press.
- (2005). Axes of evals: Token versus type interdiscursivity. *Journal of Linguistic*

- Anthropology* 15(1), 6-22.
- (2022) *Language in Culture: Lectures on the Social Semiotics of Language*,
New York: Cambridge University Press.
- Silverstein, Michael & Urban, Greg (1996) *Natural Histories of Discourse*, Chicago: Chicago
University Press.
- 清水習 (2017) 「新自由主義研究とは何か」『同志社政策科学研』19 (1) : pp. 245-259.
- 白川静 (2014 [1984]) 『字通 普及版』平凡社.
- Spitulnik, Debra (2009 [1996]) The Social Circulation of Media Discourse and the Mediated
Community. *Journal of Linguistic Anthropology* 6 (2) , pp. 161-187.
- 高橋文郎・日本証券業教会 (2012) 『新証券市場 2012』中央経済社.
- 高岡豊 (2014) 「「イスラーム国」とシリア戦争」山尾大・吉岡明子編『「イスラーム国」の
脅威とイラク』岩波書店.
- Takekawa, Shunichi (2007) Forging Nationalism from Pacifism and Internationalism: A Study
of Asahi and Yomiuri's New Year's Day Editorials, 1953-2005, *Social Science Japan
Journal* 10 (1) , pp. 59-80.
- 竹川俊一 (2012) 「社説と報道によるフレーミング分析 2001 年歴史教科書問題に関する
朝日と読売を事例に」『マス・コミュニケーション研究』80: pp. 211-229.
- 武黒麻紀子編 (2018) 『相互行為におけるディスコードダンス 言語人類学からみた不一致・
不調和・葛藤』ひつじ書房.
- 種村剛 (2005) 「「自己責任」の時代 1991 年の損失補てんを事例として」『自然人間社会』
38: pp. 147-172.
- (2013) 「近代以前の日本の責任—「職分としての責任」についての考察—」『紀要社
会学・社会情報学』23: pp. 133-151.
- (2015) 「明治期の責任概念—身分における職分から属性における義務へ—」『紀要社
会学・社会情報学』25: pp. 151-164.
- 田村均 (2018) 『自己犠牲とは何か 哲学的考察』名古屋大学出版会.
- 多々良直弘 (2017) 「メディア報道における批判のディスコース—スポーツ実況中継におい
て日英語話者はどのように批判を展開するのか」『社会言語科学』20 (1) : pp. 71-83.
- 時枝誠記 (2007 [1941]) 『国語学原論 (上) (下)』岩波文庫.
- 宇野常寛 (2008) 『ゼロ年代の想像力』早川書房.
- 宇都宮健児 (2014) 『自己責任論の嘘』ベスト新書.
- 山家悠紀夫 (2019) 『日本経済 30 年史 バブルからアベノミクスまで』岩波新書.

- 山口仁 (2018) 『メディアがつくる現実、メディアをめぐる現実: ジャーナリズムと社会問題の構築』 勁草書房.
- 山腰修三 (2005) 「「新自由主義」に関するメディア言説の編制 朝日・読売両紙における電
電改革報道 (一九八二・一九八五・四) を事例として」 『マス・コミュニケーション
研究』 67: pp. 123-139.
- 横川澄枝 (1997) 「“迷惑”の意味の変遷についての一考察」 『言語文化と日本語教育』 14: pp.
52-64.
- 吉田理加 (2011) 「法廷談話実践と法廷通訳 語用とメタ語用の織り成すテキスト」 『社会言
語科学』 13 (2) : pp. 59-71.
- ヴォダック, ルート・マイヤー, ミヒャエル 野呂香代子・神田靖子ほか訳 (2018 [2016])
『批判的談話研究とは何か』 三元社.
(Wodak, Ruth & Meyer, Michael [Eds.] (2016) *Methods of Critical Discourse Studies*,
SAGE Publications.)
- Woolard, Kathryn A. (1992) Language Ideology: Issues and approach, *Pragmatics 2 (3)*, pp.
235-249.

付録

デヴィ夫人「大それたことをした 湯川さんと 後藤記者」『Dewi Sukarno Official Blog by Ameba』（2015年1月29日公開）〈<https://ameblo.jp/dewisukarno/entry-11983065803.html>〉【2023年10月1日確認】

（下記、改行はママ）

無法 過激組織 「イスラム国」に 拘束されている 後藤健二さんの解放に関する ニュースが 次々と流れています。
人命が何より 大事、 後藤さんを救出しようと
「I am Kenji」と掲げた写真を 交流サイトに 投稿する動きが
世界に広がっています。
私も 一刻も早く 後藤さんが 解放されることを祈っています。

しかし、 皆さん 冷静に 考えてみて下さい。
安倍首相が 17日、 （日本は 財政困難であり、
救済すべき事項が 山積にもかかわらず）
難民救済に 2億ドル（236億円）の
供与を 表明したことが 火種となり 「イスラム国」が
二人の日本人人質の身代金を 要求してきたのです。
とはいえ、 そもそも 殺害されたと言われている 湯川遥菜さんと
後藤健二さんが イスラム国に 捕まっていなければ
こんなことは起きなかったのです。
日本政府は 過去 再三に渡って 危険地域に近づくなと
警告をしてきました。
湯川さんは不心得にも 武器を売って 利益を得ようと
危険極まる シリアへ 足を踏み入れたのです。
後藤さんは 奥さんが 出産するというのに
湯川さんを助けに 行ったのです。
しかも 「自分の身に 何か起きても シリアの人を
責めないで、 自己責任をとる」という
メッセージまで 残しています。
ジャーナリストの後藤さんは、 これまで 悲惨な戦場の 模様や

犠牲となった子供たちの様子を 世界に知らせることに
懸命に 命がけの仕事をなさっていて、素晴らしいことだと
思います。 が、 湯川さんを救うことに どれだけの
意義が あったのでしょうか？

生まれた赤ちゃんは 当然 父を必要としています。

イスラム国は 後藤さんと ヨルダンに収監されている
サジダ・リシャウィ死刑囚との 交換を要求しています。

この女性は 2005年 ヨルダンの首都アンマンの
ホテルで 連続 自爆テロに関与、 50人以上が
亡くなっているのですが 本人は 自爆に失敗、

ヨルダンに 死刑囚として 収監されているのです。

有志連合の アメリカ軍と共に イスラム国と戦っている

ヨルダン軍の パイロット、 モアズ・カサペス中尉は

エリート中のエリート、 しかも ヨルダンの有力部族の息子さん。

イスラム国に 捕らえられているわけですが、

ヨルダン国にしてみれば 自国の捕虜を救出したいに

決まっていますし、優先するのが 心情です。

日本の記者を助けて、 自国の勇士を 死に至りしめたら、

革命が起きるかもしれません。

ヨルダン国王は 窮地に陥ってしまいます。

たびたび 後藤さんのお母様が マスコミに

登場していますが、 私は腑に落ちません。

苗字が違うのは 事情があるのでしょうか

2週間も前に 孫が生まれたことも、 再婚していたことすら

知らなかった 生みの母親。

自分の息子が 日本や、 ヨルダン、 関係諸国に

大・大・大・大迷惑をかけていることを

棚にあげ、 ひたすら 安倍首相に 「あと 24時間しか

ありません。 助けて下さい。」 と

訴えているのは、 どうかと思います。

ひたすら、 地にひれ伏して、

謝るべきではないでしょうか。

それからです、母として安否を願うのは・・・。

皆さんも、センチメンタルに浸っているだけではなく、
事件の真髄を知るべきです。

私は1970年6月、3才3ヶ月になった娘のカリナを
連れて、パリからスカルノ大統領の死の床に
殺される事を覚悟で馳せ参じました。

その時、只ひとつのことを神に祈りました。

「もし私が銃弾に倒れることがあったら、
どうか数秒でもいい、カリナの命を我が手で
絶つ力を与えて下さい」と願ったのです。

カリナが敵の手におちることなど
考えられなかったからです。

不謹慎ではありますが、後藤さんに話すことが出来たら
いっそ自決してほしいと言いたい。

私が彼の母親だったらそう言います。

我が子を英雄にする為にも・・・

湯川さんと後藤さん、この二人の日本人の為、
ヨルダンを巻き込み、世界までも巻き込んだ
イスラム国との人質交換解放大事件！！

イスラム国は日本の国民感情を利用し、
アメリカ同盟国ヨルダンにゆさぶりをかけているのです。
冷静に考えたらこの二人が私情でどれだけ国家と国民に
迷惑をかけたか、それを知るべきではないでしょうか？

交換条件である死刑囚を釈放することになり、
カサベス中尉が無事でなかったら、
それは大変な罪なことだと思います。

イスラム国のデマンドの時間はあと3時間後、
日本時間今夜11時半です。

皆さんどう思われますか？

謝辞

本研究の遂行にあたって、多くの先生方からご指導とご助力をいただきました。皆様に深く感謝申し上げます。

かつての筆者にとって、大学生として生活を送ることも、ましてや研究に携わることも、どこか遠い出来事としか思えないものでした。1992年に中流家庭で生まれ育った筆者は、高校入学後に父が失踪し、母子家庭となりました。母からは「大学進学を諦めてくれ」と言われたことも何度もありました。そのなか、励んでいたサッカーを辞め、アルバイトで収入を稼ぎながら、紆余曲折を経て筑波大学に入学しました。入学当時から勉強への意欲は持っており、「いつか本当に突き詰めたいことができれば大学院に行く」という思いはあったものの、真っ先に考えていたのは企業への就職でした。

そのなかで出会ったのが2015年IS日本人質事件とその自己責任論でした。大学の哲学対話の講義でこの問題を議論した際、人質の「自己責任だ」と一瞬、筆者の頭をよぎったこと、そのすぐあとに「いや、自己責任だといえるほど単純な問題ではない」と思考を切り替えたことをよく覚えています。本研究は、その際に抱いた違和感を違和感として抱いたまま遂行されたものです。なぜ自分は「自己責任だ」と一瞬でも考えたのかという想像がこれまで何度も頭をよぎってきました。

その想像を巡らすのに、多くの人に助けていただきました。頭だけを回して観念的に「文化」なるものは幻想だと考えていた筆者に、ことばと文化が密接に結びつくことを教えていただいたのが指導教員の井出里咲子先生です。井出先生には、研究のみならず、大学生活を送る上でもさまざまな助けをいただけてきました。なにかとすぐに判断しがちな筆者にとって、粘り強くことばと文化に向き合い、人々を受け入れ、そして軽やかに道端の昆虫や植物と触れ合い、人間と自然を愛でる先生の姿勢は印象深く筆者の脳裏に刻まれています。先生との出会いがなければいまの自分も本研究もありえませんでした。毎週のごとく、先生と筑波大学から自宅への帰り道を散歩し、あーでもないこーでもないと言った日々を忘れることはありません。深く感謝申し上げます。

本稿の審査に加わっていただいた白戸健一郎先生、渡部宏樹先生にも多大な時間と労力をかけていただき、改稿にあたって多くのご指摘をいただきました。また審査に限らず、筑波大学の「国日（旧、国際日本研究専攻からの略称）」の講義や課外の雑談などから学びを受け、お二方には多くの相談に乗っていただきました。感謝申し上げます。

井出先生から紹介していただいた研究者の方々にも多くを学ばせていただきました。とりわけ、本研究の副査としてご参加いただいた片岡邦好先生には、筆者が大学院になりたて

の際に研究発表を行なったときからいまにいたるまで、多くのご指導とご助言をいただきました。片岡先生の実直なご研究と出会い、多くの言語人類学と詩学の考え方を学ぶことができました。また、まだ直接お会いできておりませんが、小山亘先生の提示する社会記号論系言語人類学からも大きな刺激と影響を受けてきました。小山先生の薫陶を受けた浅井優一先生、榎本剛士先生をはじめ、山口征孝先生、砂川千穂先生、武黒麻紀子先生にも多くの学びを得てきました。

国日の事務室の職員のみなさまにも多くのご助力と応援をいただけてきました。ご迷惑をおかけしてしまってきた筆者に対し、事務室に訪れる度、飯岡英子様と奥陽子様と雑談を交えながら明るく接していただいたこと、大変感謝しております。国外での学会発表手続きなど、岩崎美紀様にも多くのお世話をさせていただきました。みなさまのご支援を受けたおかげで、大学院生活を乗り切ることができました。大変お世話になりました。

最後に、筆者の長い大学生生活をさまざまに支えていただいたのが母・則子、また将来の行く末も決まらない筆者を陰ながら見守ってくれていたのが兄・大樹、幼い頃に「継続は力なり」と筆者の背中を後押ししてくれたのが祖母・昌子でした。長い間、お世話になりました。ありがとう。

思い出すと多くの方との出会いがあり、ここではそのすべてをととてもあげきれません。一緒にサッカーに励んだ仲間、学校生活を共に乗り切った友人、ことばと文化ゼミで出会ったゼミ生のみんな、大学を飛び越えて出会った学友との議論、そして職場であり、大学のようには仕事と学問に励む場となっている株式会社ゲンロンとの出会いが今の自分を形づくっています。ありがとうございました。

本研究は、自己責任を追いかけながら自分の責任も問いかけられ、促されるように研究を進めてきたように感じています。日本人と「失われた30年」と呼ばれる日本社会と向き合う本研究は、その意味でも極めて自己言及的なものでした。ただ、本研究の射程はそのような自己言及を超えた先に見据えなければなりません。研究とは、学問とはそのような「わたしたち」の営みの蓄積である一方で、「わたし」を思い出すことなのかもしれません。最後に、どこかで躓く人にとって本論文が意味あるものになるように祈ります。

青山俊之